

鹿児島県江戸時代以前災害史料集成

令和五年（二〇二三年）二月

鹿児島県災異誌（鹿児島県・鹿児島地方气象台。昭和四二年三月二〇日発行）の第1編氣象の部（但し、飢饉・疫
病・麻疹・蝗害・虫害・旱魃・凶作・慶雲・霖雨を除く）、第2編地震、津波の部及び第3編火山の部に記載された、
県内が被災した自然災害から明治以降を除いたものの依拠資料に、同種・同様の他の史料を多く加えて写した。

目次

第一部 桜島

第一章 安永噴火以前

- 一 三國名勝圖會から総説く島内の村名など、嶺、池など 一
- 二 三國名勝圖會から桜島涌出諸説 三
- 三 續日本紀から天平【八世紀中盤】の桜島沖噴火 三
- 四 舊記雜録収録の島津國史、西藩野史等から文明三【一四七一】・七【一四七五】・八【一四七六】年の噴火 四
- 五 三國名勝圖會等から文明三・七・八年、寛永十九【一六四二】年の噴火、
鹿兒島縣火山志収録の櫻島上山一氏藏年代記から明和三【一七六六】年の地震等 五
- 六 三國名勝圖會から文明・安永の噴火による島や岬の形成の伝承等 六
- 七 甕藩名勝考から文明・寛永等の噴火に続いて安永の噴火まで 七

第二章 「安永櫻島噴火史料」

- 八 上巻一にも収録されている安永八く九【一七七九く一七八〇】年の噴火に係る
伊地知季虔氏 櫻島燃記（訂正之分）を垂水村郷土誌から 九
- 九 下巻三にも収録されている右の半分位の記述ながら一部加わる伊地知季虔氏 安永櫻島炎上記 新聞所載 一二
- 一〇 上巻二にも収録されている安永八【一七七九】年の噴火に係る山本正誼 櫻島炎上記を舊記雜録から 一九
- 一一 上巻三で安永八く十【一七七九く一七八一】年の噴火や移住に係る横山源太夫氏所藏 燃之記 三二
- 一二 上巻四で安永八年の噴火に係る安永八年櫻島ノ破裂 善左衛門門記録 新聞所載 三五

一三	上巻一一で右後半と殆ど同文の善左衛門 燃之記(訂正之分)	三八
一四	上巻五にも収録されている 西遊記からの抜粋	
	安永八【一七七九】年以降の新島形成、土石流、沈降に係る出来島、山汐、海水増減	四〇
一五	上巻六には大日本地震史料から収録されている四位揖右衛門聞書を庄内地理志から	四三
一六	上巻七で安永八年の噴火に係る櫻島御神火之事	四八
一七	上巻八で安永八〜十【一七七九〜一七八一】年の噴火に係る高免村松本氏藏 櫻島噴火記録	五一
一八	上巻九で安永八年の噴火の被害に係る福山村福澤稻荷神社由緒、 福山村山神岡石碑、櫻島燃亡靈等(実物から)、古里村燃死二十名之墓碑銘、櫻島焼亡塔(実物から)	五四
一九	上巻一〇で安永八〜十年の噴火等に係る川畑氏系図(福山村)、 芝義質日誌(樋脇村)、上巻三の横山源太夫氏所藏燃之記の中盤からの一部と殆ど同文の横山氏日誌	五九
二〇	下巻一にも後半は収録されている舊記雑録収録の重豪公御譜中文書から安永八年の噴火による被害	六二
二一	下巻一にも収録されている舊記雑録収録の重豪公御譜中文書から安永八〜九年の噴火による被害や新島形成、 安永九【一七八〇】年の噴火や高潮による被害、安永十Ⅱ天明元【一七八一】年の噴火や津波による被害	六四
二二	下巻一後半で安永八〜九【一七七九〜一七八〇】年の海底噴火による新島形成や島への移住に係る新島の記	六八
二三	下巻二で安永八〜九年の噴火に係る満尾利清氏 櫻島燃并繪圖	六九
二四	下巻四で安永八〜九年の噴火に係る日州松山燃二付大御目附座披露之写	七四
二五	下巻五前半で安永八・十【一七七九・一七八一】年の噴火に係る藤崎万十氏 櫻島燃上覺書	八〇
二六	下巻六で右と殆ど同文の藤崎万十廣次 燃之記	八二
二七	下巻七前半で桜島涌出説から文明の噴火、安永の噴火や新島形成等諸般に係る櫻島中萬扣	八四

二八 下巻七後半にも収録されている大日本地震史料収録の

櫻島火變圖説、續皇年代略記、泰平年表、武江年表、後見草、續談海 八八

二九 下巻八で安永八【一七七九】年の噴火に係る佐野半左衛門氏藏 櫻島神火燃立大地震 九〇

三〇 下巻九で新聞に掲載された安永八【一七七九】年の噴火に係る勝目政右衛門氏 櫻島燃見聞書 九二

第三章 安永噴火以降

三一 名越左源太篤烈が書き写していた安永八年の噴火の直後の記録 櫻島燃之記 一〇二

三二 大正噴火後の地元新聞に掲載された安永八年の噴火に係る書簡 一〇九

三三 舊記雑録収録の重豪公御譜中文書から安永八年の噴火、湧出説や文明八【一四七六】年の噴火 一一一

三四 三國名勝圖會などから安永八年の噴火 一二二

三五 鹿児島縣火山志収録の玉龍山（福昌寺）續年代記、種子島家の家譜から安永八年の噴火 一二四

三六 鹿児島縣火山志収録の櫻島上山一氏藏年代記から安永八年の噴火 一二五

三七 舊記雑録収録の櫻島池田氏藏年代記から安永八【十年】の噴火 一二六

三八 鹿児島縣火山志収録の櫻島上山一氏藏年代記 等から安永九【一七八〇】年の海底噴火による津波 等 一二七

三九 寛藩名勝考収録で安永九年の海底噴火による新島形成等に係る大隅海新島涌出記 一二八

四〇 三國名勝圖會から安永八【一七七九】年の海底噴火による新島形成や津波 一二九

四一 鹿児島縣火山志収録の櫻島上山一氏藏年代記と西遊雜記から安永十【一七八一】年の海底噴火による津波 等 一二〇

四二 鹿児島縣火山志収録の櫻島上山一氏藏年代記等から天明五【一七八五】寛政十一【一七八五】年の噴火 一二〇

四三 都城の庄内地理志から安永噴火からの避難や以降の通信方法 一二二

第二部 霧島山その他

第一章 霧島山

- 四四 寛藩名勝考から西峯・新燃岳の延暦七【七八八】年から一三世紀文暦までの噴火歴……………一二四
 - 四五 三國名勝圖會から西峯・新燃岳の噴火歴や霧島山噴火による神社仏閣の被災……………一二五
 - 四六 續日本紀、日本噴火志収録の鹿児島噴火書類（福島巖之助編纂）から噴火歴……………一二七
 - 四七 日本噴火志収録の玉龍山續年代記、島津国史と県災異史の霧島神宮旧記から一六〇一七世紀の噴火……………一二八
 - 四八 霧島山佛華林寺狭野世譜、三州御治世要覽附録年代記、舊記雜録、霧嶋山縁起續緑艸案や承寛襍録（諸留書）、西藩野史、隅陽記、島津國史等から享保【一七一六〇一七八年】の噴火……………一二九
 - 四九 南九州文化第一一三号収録の古今山之口記録から正徳・享保【一七一六〇一七七年】の噴火……………一三四
 - 五〇 宮崎県史料編収録の永浜家所蔵高原所系図、三州御治世要覽年代記から享保【一七一六〇一七三年】の噴火……………一四〇
 - 五一 宮崎県えびの市の市の一部となっている旧飯野町の郷土史から明和五年【一七六八年】の硫黄山の噴火……………一四三
 - 五二 高原所系図、薩隅日地理纂考から明和【一七七一〇一七二二年】の噴火……………一四五
 - 五三 大日本地震史料・増訂版収録で文政四【一八二二】年の霧島山噴火に係る国分表締方横目の霧島噴火記……………一四六
- ### 第二章 開聞岳その他の火山
- 五四 續日本紀から天平【八世紀】の桜島又は国分・隼人沖小島湧出……………一四八
 - 五五 穎娃郷旧跡帳から開聞岳涌出説、三代実録から貞観十六【八七四】年・仁和元【八八五】年の開聞岳の噴火……………一四九
 - 五六 大日本地震史料・増訂版収録の「日本における火山活動」から天保十二【一八四一】年の口之永良部島の噴火……………一五〇
 - 五七 西藩野史、空順日記、隅陽記、薩隅日地理纂考等から一八世紀前半から一九世紀前半までの諏訪之瀬島の噴火……………一五一

第三章 地震・津波、風水害等

五八	舊記雑録収録の樺山紹劔自記、樺山権左衛門久高譜中文書等から文禄・慶長【一六〇〇年前後】の地震・津波、種子島家譜から宝永地震【一七〇七年】による津波、守屋舎人日帳等から安政地震【一八五四年】等	一五二
五九	道之島代官記集成収録の沖永良部島代官系図から安永七【一七七八】年の「津波」	一五五
六〇	一八世紀の市来・串木野の「海嘯・津波」	一五六
六一	續日本紀から八世紀、日本文徳天皇實録から九世紀の風水害	一五七
六二	舊記雑録収録の重豪公御譜中文書から天明【一七八四〜一七八六年】の風水害	一五九
六三	西藩野史から一八世紀前半の水害と大風	一六一
六四	三州御治世要覧附録年代記から一八世紀中盤〜後半の風水害	一六一
六五	鹿児島城下士 名越左源太篤烈／時敏の日記から一九世紀前半の水害など	一六三
六六	鹿児島城下士 鎌田正純の日記から一九世紀前半の水害など	一七七
六七	鹿児島城下士 新納久仰の家老になってからの日記から一八五〇年代の水害など	一九七
六八	鹿児島市南部・谷山の上層郷士 名越高朗の日記から一九世紀中盤の水害	二〇二
六九	神社調の指宿の記録から一七世紀初頭の洪水の被害	二〇二
七〇	古い日誌引用という川邊村郷土誌から一七世紀〜一九世紀の風水害・降灰(?)等	二〇三
七一	原典は不明だが一八世紀久志の高潮・一九世紀坊津の「津波」の被害	二〇五
七二	舊記雑録引用の「年代記」から天文年間・一六世紀中盤の薩摩半島?の地震と風雨・洪水	二〇六
七三	串木野の横目の記録から天保九【一八三八】年梅雨の洪水被災対応	二〇七
七四	下甕村郷土誌収録の甕島郷士富ヶ尾移住記と宮之城町史収録の湯田旧塘の碑から一八世紀の大雨・洪水被害	二一二
七五	高尾野町郷土誌収録の於諸所御答可申上大概寛から一八世紀半ばの農作物の作況	二一二

七六	一八四三年の洪水による災害復旧工事に係る大口市郷土誌掲載の湊辺の石碑等	二二三
七七	吉松郷土誌収録の立願書留帳(写)から一七一三年の洪水による災害復旧工事の経緯	二二三
七八	始良市誌史料の加治木古今雜撰・隅陽記・蒲生横目日記・新納仲左衛門日記等から江戸期の風水害・地震災害等	二二四
七九	始良町郷土誌資料の帖佐由来記から一七九五年一月の大雪による不便	二三四
八〇	志布志湾での一七・一八世紀の遭難と志布志の一九世紀半ばの水害	二三五
八一	大隅国肝属郡高山郷の上層郷土 守屋舎人の日記から一九世紀中盤の水害等	二三七
八二	田代町郷土誌資料集収録の田代之寶光寺古年代記から一四世紀から一七世紀の大風・水害と地震	二四七
八三	江戸時代末期の名越左源太篤烈が書き写した小根占に残っていた日記から一七世紀冒頭の地震・風水害等	二五一
八四	種子嶋家の家譜から江戸時代(一七世紀中盤～一九世紀中盤)の風水害等	二五三
八五	奄美諸島の代官記等から一八世紀後半～一九世紀前半の風水害	二六二
八六	都城島津家の庄内地理志から一五・一七・一八世紀の風水害	二七〇
八七	都城島津家の元家老の記録から県内外・全国の一七世紀から一九世紀前半の水害のほか火山・地震災害など	二七二
八八	宮崎県史料編収録の永浜家所蔵高所系図等から江戸時代後半の大風と末の地震など	二八一
八九	宮崎県史料収録の佐土原藩嶋津家日記と高鍋藩の本藩実録・拾遺本藩実録・続本藩実録から風水害など	二八四

表記等

- 一 漢字や仮名は第二水準までのJIS漢字コードを大原則とし、一部「高」「曖」等を採用するのみであり、変体仮名も原則として普通の平仮名に替えているため、出典史料の原文と表記の異なるものが多い。
- 二 (一) 書の出典原文の注意書きに加えて一部言葉を補っているほか、【】書で解説している。
- 三 漢文体の訓点については、振り仮名を除いたヲコト点・返り点・送り仮名を、何れも左側下に重ねている。
- 四 収録に当たっては佐藤宏之鹿児島大学准教授等の御協力も得たが、読みや入力等の問合せ・修正については、危機管理防災局危機管理課に御連絡いただきたい。また、表記等を修正するとともに史料を追加するため、御指摘・御教示をいただきたい。

史料概説

災害資料集

鹿児島県災異誌（鹿児島県・鹿児島地方気象台。昭和四二年三月二〇日発行）

昭和二七年四月刊行の「鹿児島県災異誌」に昭和四一年までの県内の気象災害を補足したもので、鹿児島地方気象台が編集。昭和四一年以降分は別に刊行。

鹿児島縣火山志

明治一〇～一二年に鹿児島県御用掛の課長を務めた青江秀が史料を編集し執筆した原稿を、大阪工業大学の教授であった福島正人が編集補注して昭和五九年刊行。

安永櫻島噴火史料

桜島の大正噴火の直後に収集・書写・保存された安永噴火の資料集で、鹿児島県立図書館収蔵（複写もあり）。所収：櫻島燃記。櫻島燃上記。燃之記（横山源太夫）。櫻島の破裂。西遊記抜萃。大日本地震史料抜萃。櫻島御神火之事。櫻島噴火記録。福澤稻荷由緒・神岡石碑・櫻島亡霊塔碑・古里村墓碑銘・櫻島焼亡塔。川畑氏系図・芝義質日誌・横山氏日誌。燃之記（善左衛門）。／安永噴火の損害・新島の記。櫻島燃并絵図。安永櫻島炎上記。日州松山燃二付大目附座披露之写。櫻島燃上覚書。燃之記（藤崎万十廣次）。櫻島中萬扣・菌田家系図抜書・大日本地震史料抜萃。櫻島神火燃立大地震。櫻島燃見聞書。

櫻島大正噴火誌

鹿児島県が大正五年県庁内各課・市町村の報告に基づき蒐集・編纂し、関東大震災等後の昭和二年六月刊行した資料集。

日本災異志

工学士小鹿島果が編纂し、日本鉱業会が明治二七年一八九四年一月刊行した災害史。

日本震災凶饑攷

農本主義思想家・権藤成卿が江戸時代までの記録と関東大震災までの年表を編纂し昭和七年一九三二年刊行。

大日本地震史料

文部省震災予防調査会（眞野文二工学博士）が明治二六～三六年度に蒐集・編纂して一九〇四年刊行した史料集。文部省震災予防評議会編纂の増訂版は一九四三年刊。

日本噴火志

文部省震災予防調査会（大森房吉理学博士）が大正七年一九一八年一月までに纏め二月刊行した史料集の上巻と、八月までに調査分析し九月刊行した研究成果の下巻。

春の夜夢の巻

志布志の郷土年寄相談役であった福山寛光が慶応二年一八六六年三月に纏めた江戸時代末期の志布志の風水害・火災（明治四年に加筆あり）や農業についての記録や考察で二〇一三年刊の志布志市郷土史資料（5）に読み下し文で収録。

記録集・年表・史書

鹿児島県史年表

本県史上の重要事項を載せた昭和一九年三月発行「鹿児島県史年表」をそのまま再掲して県史の年表として昭和四二年三月二〇日刊。昭和四九年復刊。

喜入町郷土誌

一九八一年三月、増補改訂版は二〇〇四年三月刊行。

川邊村郷土誌

（一九一七年刊行）が「日誌」として引用するのは地頭仮屋の業務日記「次渡日帳」と思われるが現存は一部のみ

西南方村郷土史（昭和十六年刊行）／鹿児島縣維新前土木史（昭和九年十二月刊行）

は一八世紀中盤の風水害の坊津に言及。

坊津町郷土誌上巻

一九六九年刊行。「剛亭森吉兵衛遺稿／坊津拾遺誌」を収録。

下甕村郷土誌（二〇〇四年刊版？一九七七年刊版）

が所収の「甕島郷土富ヶ尾移住記」は天明期の被災・飢饉・移住の記録。

宮之城町史 一九七四年刊版・二〇〇〇年刊版の両方が「湯田旧塘の碑」所収。

高尾野町郷土誌の二〇〇五年版でなく一九六九年版が一八世紀中盤公儀調査官との仮想問答「於諸所御答可申上大概覚」を所収。

始良市誌史料 一〇十巻が二〇一三〇二〇二二年刊行。碑文等を収録した始良市誌別巻二資料も二〇一七年刊行。

所収…一八世紀中頃成立した地歴史書である「加治木古今雜撰」。元和元（一六一五）年〜宝曆一三（一七六三）年の

加治木の年代記（編年体歴史書）である「隅陽記」。県指定文化財である蒲生御仮屋文書の中にある明治維新期の郷役所（御仮屋）の公用日誌である「蒲生横目日記」・「蒲生郷組頭所日記」。嘉永・安政年間（一八四八〜六

〇）加治木島津家の家老職を務めた新納仲左衛門時成の日記。新納仲左衛門の弟である邦永仲之進の日記。越前（重富）島津家の家臣である有村家に伝来した一八世紀半ばからの「年代萬古案記」ほか多数。

輝北町郷土史 一九六六年刊行。勝目政右衛門氏 桜島燃見聞書の抜粋を収録。

志布志町誌上巻 一九七二年刊行。船の遭難や漂流記等の抜粋を収録。

垂水村郷土誌 一九一五年刊行。櫻島燃記は序文・終文まで収録し「安永櫻島噴火史料」より良本。

日向国史 文学博士喜田貞吉と日高重孝文学士が編纂・執筆に当たり大正二年に着手し昭和四年に完了し刊行された。

宮崎県史料 一〇八巻 一九七五〜八二年刊行。高鍋藩の本藩実録・拾遺本藩実録・続本藩実録と佐土原藩の嶋津家日記等所収。

宮崎県史 別編 神話・伝承資料 一九九四年刊行。附編伝承1 神社由緒・縁起等に「霧島山佛華林寺狭野世譜」等所収。

都城市史 史料編 近世一〇四 二〇〇一〜四年刊行。都城島津家の記録方の編纂による領域の地誌「庄内地理志」所収。

飯野町郷土史 一九六六年刊行。鹿児島県内図書館に収蔵なし。硫黄山の「霧島震火鎮めの祭儀」を記録するが出典不明。

薩藩旧記雜録

舊記雜録は伊地知季安・季通父子が江戸末期から収集・編年した、平安から明治の島津家を中心とした薩摩藩関係の史料集。鹿児島県史料として刊行。

所収抜粹原典例…家久公御譜中の書面。重豪公御譜中の書面。櫻島士族池田氏藏の年代記。西藩野史。櫻嶋炎上記。

三州年代記

三州御治世要覽附録年代記は城下士の清水盛富が三州御治世要覽に次いで島津家久の琉球征服後の慶長一四年から安永七年まで約一七〇年の記録を日次(ひなみ)でまとめたもの。写し鹿児島立図書館収蔵。

西藩野史

清和天皇から島津重豪に至る島津家の編年史で、宝暦八年十一月一七五八年末の得能通昭の自序がある。天保一三年一八四二年島津久光写。鹿児島県私立教育会(一八九六年)。

島津國史

島津家始祖忠久から第二四代重年まで編年体の薩摩・大隅・日向三ヶ国の薩摩藩正史。山本傳藏正誼が一八〇二年までに編纂し明治三八年刊行の昭和四七年再刊。

種子嶋家家譜

寿永二年(一一八二年)から明治までの種子島の島主一族の覚え書き式の記録。昭和三十年前後に日高斌景が筆写した八九冊や鮫島宗美が訳・筆耕した昭和三七年一九六二年刊。

田代之寶光寺古年代記

鹿児島島の玉竜山福昌寺の末寺であった廢寺の年代記の前半の写本が島津邸図書館にあり昭和十六年に篠原亮が写したとある。大根占町と合併して錦江町の一部となった田代町の平成一七年の新編ではなく昭和五七年の田代町郷土誌の資料集から。

大島代官記

慶長十八年から昭和七年までの奄美大島の奉行・代官や事件を中心とした記録集。福岡大学研究所編集・発行(昭和四四年)道之島代官系図集成又は松下志朗編(平成一八年八月)奄美史料集成から。

徳之嶋面繩院家藏前録帳

慶長十四年から安政四年までの徳之嶋の奉行・代官を中心とした記録・通信文集。福岡大学研究所編集・発行（昭和四四年）道之嶋代官系図集成又は松下志明編（平成一八年八月）奄美史料集成から。

詰役系圖 在番所 沖永良部島代官系圖

元和二年から明治十四年までの沖永良部島と与論島の代官等を中心とした記録集。単独の鹿児島県立図書館収蔵の写しもあるが、福岡大学研究所編集・発行（昭和四四年）道之嶋代官系図集成又は松下志明編（平成一八年八月）奄美史料集成から。

横目勤御用向覺留

串木野・麓の奥田善行院快雄が横目役であった天保五年から一五年・弘化元年までの各種記録で、串木野古文書研究会の徳永律編集・発行（平成元年）串木野郷史資料集から。

年代實録

都城島津家の家老であった安山隆左エ門親宝Ⅱ松巖が一七世紀からの全国的な記録や一八世紀後半からの記憶等からまとめた各種記事に、親宝死後も一九世紀前半までが書き継がれたものの写しを、昭和四九年に都城市立図書館が復刊・発行。

高原所系図巻冊

島津領であった日向国高原郷（現高原町）で代々郷士年寄であった永浜家に伝えられた記録集が宮崎県史・資料編に収録。

古今山之口記録

鹿児島島津直轄地であった日向国山之口（現都城市）の郷士の記録集の一部（四の下）を鹿児島県立図書館未収蔵の「南九州文化 第二二三号」（二〇一一年五月）が掲載。

神社佛閣調帳

藩全体での調査結果か串木野分は元治元年五月（一八六四年六月）の表書きがある。串木野古文書研究会の徳永律編集・発行（平成元年）串木野郷史資料集から。

霧嶋山縁起續禄艸案

狭野神社所蔵の古文書の一つ。大學康宏氏が翻刻・紹介した『いわゆる「新燃岳の享保噴火」について』を登載する宮崎考古(二〇一二 No.二三)のバック・ナンバーは宮崎県立図書館が収蔵。

續日本紀

七九七年に完成した編年体・漢文体の勅撰史書で、日本書紀に続き六国史の第二。国史大系編修会編(一九七四年)から。

文徳実録

日本文徳天皇實録は文徳天皇の八五〇年から八五八年までを扱い平安時代に編纂された編年体・漢文体の正史で、六国史の第五にあたる。佐伯有義校訂標注(一九四〇年)から。

三代実録

日本三代實録は八五八年八月から八八七年八月までの三〇年間を扱い九〇一年に成立した編年体・漢文体の正史で、六国史の第六・最後にあたる。国史大系編修会編(一九七四年)から。

続史愚抄

三代実録を承継しようと江戸時代後期の権大納言柳原紀光編の編年体・漢文体の歴史書。黒板勝美編輯(一九三一年)から。

徳川實紀

一九世紀前半に編纂された江戸幕府の公式記録の総称で、そのうち**敵有院殿御實紀**を吉川弘文館の新訂増補國史大系(平成三年刊)第一一巻から。

續日本王代一覽

林鷲峰の日本王代一覽を継いで一六〇〇年頃からを一九世紀初頭に片山觀月亭圓然(松齋)が記した歴史書。佐野郷成の**一八世紀初頭**の同名書とは別。写し鹿兒島県立図書館収蔵。

玉露叢

林羅山又は林鷲峰によると言われる、一五九八年から一六八一年二月まで日次記(ひなみき)のように書きつけた編年体の雑史。三露叢の一つ。国史研究会編(一九一七年)から。

承寛襟録

承応元年(一六五二年)から寛保二年(一七四二年)までの編年体記録集は原名の「諸留書」のとおり。享保二年の霧島山の噴火の記録は大日本地震史料も日本噴火志も引用しており国立公文書館デジタルアーカイブで写本が公開されている。

地誌・紀行文・日記等

襲山考

伊地知季安が一八六四年までにまとめた霧島についての考証。写し鹿児島県立図書館収蔵。

薩藩名勝考

白尾國柱が一七九五年に鹿児島藩内の古跡・名勝の由来や伝承を考証した書。鹿児島県史料として一九八二年刊行。

三國名勝圖會

一八〇六年編纂の薩藩名勝志を踏まえて薩摩藩として取組み一八四三年までに編纂され明治三八年一九〇五年に刊行された、領内の絵図付きの地誌。白尾國柱、伊地知季安や山本正誼等の文も下敷きになっている。

薩隅日地理纂考

明治初年に編集された地誌で、各郷・各村の沿革・旧跡・石高・戸数・人口を記録していて仏寺堂宇の記述は一切ないが、三國名勝図會のままも多い。

帖佐由来記

一八世紀末に帖佐の故事来歴を御記録奉行・篠原善兵衛が現地調査した時に郡見廻・田方源右エ門が残した記録。県立図書館蔵の写本を底本とする始良町郷土誌資料／帖佐古記録・帖佐由来記あり。

西遊記

江戸時代後期の医者・橋南谿の紀行文の一つで一八世紀末。正・続編があり一七八二年春から翌年夏にかけ訪れた薩摩藩内についての項目も多い。写本と板本とで収載する章が異なる。

常不止集・岩瀬之玉・嘉多美農水・名越時敏日史

奄美大島の地誌「南島雑話」で有名な江戸時代末期の薩摩藩上級武士・名越左源太（篤烈／時敏）が鹿児島（小林・高岡を含む）の日々や多数の和歌等を記録し、硬軟の文書等の写しも貴重。これらを含み鹿児島県史料名越時敏史料各巻に所収。

鎌田正純日記

江戸時代末期の薩摩藩上級武士・鎌田藏人（正純）による一六歳から四二歳で死ぬ直前までの日誌。二回、往復を含めて通算六年近くの江戸詰めを除いた二〇年間程、鹿児島（大隅出張を含む）の毎日の天候等を記録。鹿児島県史料として刊行。

新納久仰雑譜

島津斉彬に家老に取り立てられ引き続き斉興にも重用された江戸時代末期の薩摩藩上級武士の日誌・諸記録。

守屋舎人日帳

江戸時代末期の大隅国肝属郡高山郷の上層郷士・守屋舎人による二八歳から明治四年末七四歳で死ぬ一月前までの日誌。

名越高朗日記

江戸時代末期の鹿児島市南部谷山の上層郷士・名越高朗による五年間の日誌。谷山市郷土誌資料第六集

※ 大正噴火後の鹿児島朝日新聞、鹿児島新聞は鹿児島県立図書館にマイクロ・フィルム等で所蔵

大隅國

大隅郡

櫻 島本府の東、海上二里にあり、即向島郷なり、地頭館、島の西面横山村にあり、

總説

島形 當島は、周廻凡七里十二町餘あり、島渚の周廻は、九里三十一町餘あり、島形大抵圓し、中央に櫻島嶽秀出す、人家皆海岸に沿て居る、南に沖小島あり、西南に烏嶋あり、北に新島あり、皆當島に屬す、其詳なるは下條にいふなり、

○櫻島村次の歌三首、

讀人不知

其第一

村次は横山・小池・赤尾原アカフハラ

武や藤野とゆけば西道さいどう

其第二

松浦がた二俣こえて白濱や

高免カウメがもとにかゝる黒髪

其第三

瀬戸や脇なごり有村・古里や

湯の村こえて野尻・赤水

此歌、當島人居沿岸の形勢に係る、故に載す、其横山は當島の西面、島治所在の村落にして、横山より島の岳麓を右旋するの村次なり、其名凡十八にて、松浦村は、島の北面、向面村カウメンは、東面、脇村は、南面に當る、餘村の方位は、村次に因て概知すべし、又其小池は、横山村の内、武は、嶽村にして、二俣は、松浦村の支村、高免は、向面村の俗稱、黒髪は黒上村上、俗に神に作る、を云ひ、瀬戸は、脇村の内、古里は、湯之村の内とす、

山水

櫻島嶽 當島の中央にあり、登陟して巔に至るに、高さ三里許あり、或は云、一里十四町十七間、此嶽は、薩隈二州裏海の中心より、屹然として孤秀し、高く天半に挿む、日光映ずれば、山の色紫に見えて、天水に照瑩す、往古より炎火ありて、時々燃上る、此故に絶頂より白雲を蒸すが如く、煙氣常に立登る、譬へば青漆の盤上に、香爐を置たるが如し、されば此嶽、蒼海の中に秀出せる故に、數十里の外よりも遠く見えて、其景色の秀拔無雙なること、群山の得て比すべきに非ず、誠に本藩の名嶽にして、筑紫の芙蓉とも稱すべし、嶽の頂上に二峯あり、南なるを南嶽といひ、北なるを北嶽といふ、昔しは此兩巔に兩社あり、今は嶽下フタナカにあり、又絶頂に三の池あり、南岳にあるを白水と名づけ、北岳にあるを御鉢と名づく、白水・御鉢の中央、凹にあるを兩中フタナカといふ、此池水常に満涸ありて、海潮に相應ず、又此兩中池には、石像の觀音を安んず、南嶽の巔に一鉢を建つ、初め永正六年五月十五日、本府福昌寺第十一世主僧天祐和尚、一鉢を建つ、眞鍮を以て作る、相傳ふ、文明中、此嶽炎上して、炎火滅せず、故に建て是を鎮すといふ、其後星霜を歴て、其鉢折れたり、是に因て延享元年十月二十四日、浄國公新造するに銅を以てし、是を建つ、時に福正【×昌】寺住持病に染む、故に本府興國寺主僧を遣し、代て供養せしむ、今に存するものはなり、此島は大隅の屬島といへども、府城の海中にあるを以て、騷人墨客城下より眺望し、其形勝を嘉賞す、故に名所方角抄・地名便覽等に、薩摩の部に出す、橋氏東【×西】遊記の内にも、所々に櫻島の事を記せり、

櫻島涌出諸説 【中略】

皇帝紀云、第四十四代 元正帝靈龜四年、大隅國向島涌出、續日本紀、此事を載せず、靈龜三年に、養老と改元あり、然れば四年は、實に養老二年に當れり、櫻島の土人池田新兵衛所藏の年代記には、養老二年、向島涌出とあり、此説は 皇帝紀に所謂靈龜四年是に當る、又一舊記に云、養老元年丁巳、大隅向島涌出す、…皇帝紀、及び年代記の説は、養老中の涌出とす、本藩古來の人、多く此説に従へり、然れども養老中、涌出の説は、續日本紀の正史にも載せざれば、亦確證に取難きに似たり、如何となれば、國分の小島の如き、細小の島なりといへども、正史に其涌出を載せたるに、櫻島の秀拔雄特なるは、猶更正史に記すべきを、其載記なきを以て是を觀れば、豈疑ふべきに非ず耶、故に櫻島は荒古開闢の初めより、既に涌出せしならん、

續日本紀 卷二十五 淳仁天皇 天平寶字八年

吉川弘文館 国史大系 前編 三二二ページ

天平寶字八年十二月：是ノ月。西方ニ有リレ聲。似テレ雷ニ非スレ雷ニ。時ニ當テニ大隅薩摩兩國之堺ニ。烟雲晦冥シテ。奔電去來ス。七日之後乃天晴ル。於テニ甕島信尔村之海ニ。沙石自聚テ。化シテ成ルニニノ嶋ト一。炎氣露見スルコト。有テレ如ナルコトニ冶鑄之爲シワサノ一。形勢相連望メハ似タリニ四阿之屋ニ。爲メニレ嶋ノ被ルレ埋メ者。民家六十二區。口八十餘人。

續日本紀 卷二十七 稱徳天皇 天平神護二年 吉川弘文館 国史大系 前編 三三三ページ

六月：己丑（五）。大隅ノ國神造新嶋。震動シテ不レ息マ以テ故ヲ民多クハ流亡ス仍テ加フニ賑恤ヲ一。

前編 舊記雜錄 卷卅九 一四四九、一四六八、一五〇四、一五〇五

鹿児島県史料 旧記雜錄前編 二 四六六、四七二、四七三、四八四、四八五ページ

「西藩野史卷之八」

忠昌公【文明六年甲午の項に次ぐ櫻島の項から抜粋】
八年丙申

隅州向嶋或ハ櫻嶋と名く、火あり、滅さる事數日、烟煙藹藹して灰砂飛んで隣國に降る、

「櫻島土池田氏藏年内【ママ】記」

一文明三年九月十二日、向島黒神村燃出ル、人民多死、

「櫻島土池田氏藏年代記」

一文明七年八月十五日、向嶋之内野尻村燃出ル、

「國史卷十二 圓室公」【八年丙申 秋九月の櫻島の項から抜粋】

櫻島地震五日、十二日發火、石裂岸崩、壓死人畜、而其東西面有地踊躍出于海中、廣二里所、與島合爲一、又四旁數十里間、雨灰數日、埋隴畝填谿壑、所在往往成白砂堆、

日本帝皇年代記（入来院家所蔵史料・山口隼正翻刻 二〇〇五年三月二五日 長崎大学教育学部社会科学論叢六六）一六ページ

己丑文明 四月廿八日改元、【以下の記述から七年略】

丙申八 【文明八年の下に書くべきを誤って左に書いたものと他の記述の例から想定される】

丁酉九 自九月八日薩劬向嶋炎崩、至七箇日如闇夜、【以下の記述略】

三國名勝圖會 卷之四十三 櫻島

○文明の炎上 福昌寺年代記、並に諸舊記に、文明三年九月十二日、向島黒神村神火燃、同七年八月十五日、向島野尻村神火燃、同八年九月十二日、向島大に燃出す、此五日以前より、大地震す、是に至て岳上焼崩れ、沙灰近國迄大に雨ること七日許なり、其十九日に及んでは、未刻より眞の暗夜の如し、當島の西南地涌出して、本島に連る、其周廻二里許なるべし、是今の療崎の事なりと云、又沖小島・鳥島、涌出の事なりと云ふ、沖小島・鳥島の涌出とすれば、其周匝二里許の義、符合せず、然れば當初は、二島相接して、本島に連り、其後地沈み、二島と分るも知るべからず、安永中、新島の涌出して、亦其沈める者ある如き歟、療崎・沖小島・鳥島・新島、並に下に見ゆ、炎火沙石の爲に居舎埋没し、人畜死亡せしこと其數をしらず、又寛永十九年三月七日晩、向島神火燃云云、見えたり、

櫻島上山一氏藏年代記

鹿兒島縣火山志 七二ページ

明和三年四月十二日、櫻島高山ヨリ洪水出テ、野尻村、赤水池境、川良堤切テ、野尻村畠大分損ス。夫ヨリ、川良三間廣マル。

同四月二十八日朝、夜明ニ鳴物イタシ、大地震、間少ヅツ有テ小地震、三度ユル。

同六月二十一日夜、八ッ前ヨリ八ッ時頃迄、鳴物九度、地震七度スル。内二度ハ大震。

諸所の燃崎 當島の内燃崎といへる地、諸所にあり、一は黒上村にあり、文明三年九月十二日、此村の上火を發し、大石を飛ばし、砂を雨らす、其燒石堆積して岩丘となる、土人呼て燃崎といふ、一は野尻村湯之村の界にあり、文明七年八月十五日、野尻村火を發し、沙石を雨したる所にて、燃崎^{ガウ}◎【「檄」の木偏が石偏…(一)漢音カク呉音ギヤク (二)カウ ケウ / (一)覈ニ通ズ、ミツ、キザム。(二)石平ナラズ。(三)礮ニ通ズ。】々たり、一は向面村にあり、安永八年、十月の燒石にて、島民新燃崎といふ、一は有村にあり、是亦同時なれば、新燃崎といふ、

烏島^{カラス}地頭館の南、七町許り、赤水村の南、三町許の海中にあり、文明七年八月十五日、野尻村火を發す、島人傳へいふ是時涌出せしといふ、今は雜木繁茂す、土俗に唯松樹の生ずる事を忌むといへり、今に一松樹の生ずるなし、烏鴉多く集り栖む、因て名を得るとかや、周匝半里許あり、人居なし、寛永十年五月、慈眼公辨財天の祠を創建し給へり、一説、此烏島は、文明八年櫻島發火の時、次條沖小島と共に涌出すと云、前の文明炎上の段に注する如し、

沖小島^{ヲコ}地頭館の南、一里二町許、湯之村の前にあり、横山に屬す、大き烏島に倍す、出水あり、文明七年八月、野尻村火を發せし時、烏島と一時に涌出せしといふ、是安永中、新島の涌出せし類なるべし、或は云文明七年以前、櫻島發火の時涌出せしと、今松樹多し、

年代記及旧記曰、應仁二年、櫻島山上に火を發し、文明三年九月十二日、黒神村の上愈熾にして、同七年八月十五日、野尻村火を發し、八年九月十二日、又大に燃上る、人馬死傷不可勝記、近國に至沙灰を雨すこと五日、寛永十九年三月七日夜、向島神火起る、又福昌寺所藏記曰、又島之東前大地震、西地涌出二里許、連于本島登、是今の燃崎也、元祿十年、釋覺慧題燃崎石詩に、寒巖次列里程餘 龍臥虎蹲勢活如 黒質彩丹燎崎石 恰如尖氣未相除、沖・鳥の二小島（この以前に涌出せしに坎、島陰集、文明十年戊戌八月十九日、歴七里原西南有一島、日向、文明八年丙申秋、火起焚島、烟雲簇也、塵灰散也、青茅之地急變白沙堆、滄桑之嘆不克蔑于懷、作是詩、

烈火曾燒一島來 桑田碧海捻【総の糸偏が手偏】

去年澗底草深處 七里平原沙作堆

七里原次玉洞翁韻 巢松

山似崑崙最上巔 風吹猛火起雲烟

平岡七里沙如雪 草樹何。愁白髮新

按、七里原ハ福山牧野より末吉界までの間、此名あり、其郊原三里に足らず、蓋むかしハ志布志邊より福山坂の上に至るの處を七里原といひしなり。

此七里ハ今所謂五町を一理とするの七里にして、鎌倉七里か濱などもこの例也、

古事記曰、國稚如浮脂、因萌騰之物云々、三大考曰、天と地とつゞきてありし帯スチの、天浮橋數條ありしやうにも聞えたり、若然らハ富士・信濃の淺間嶽・日向の霧嶋山などは、其帯の断離れたるあとの帯ホッにもやあらむ、山のさまも然るへきさま也、又今に火の出るも、初に昇りゆきし氣のなこりのなほのこりて騰るにやあらむと云り、さて皇國にハ高山の頂火を發して終古に炎るか多く、西土の山にハいと稀にて、火炎于昆岡クニノなどあれと、こなたの炎つ息つ、いにしへより今に亘れるか如くにハあらず、是國脉のおのつから異【己の下に大】なるゆゑなるへし、酈【麗に邑】道元水經注云、屈茨北二百里有山、夜則火光、晝日但煙、人

取此山石炭、治此山鉄、恒充三十六國用、故郭義恭廣志、龜茲能鑄冶など見えしハ、所謂火井・火坑の類にもあるへし、この櫻島の炎たりし事ハ文明年中より見え初たれとも、その前つかたより山上火を發しハありしか、中比には炎熄しなるへし、爰に安永八年癸【×己】亥十月朔日鑄、櫻島大に火を發したり、其疇昔九月廿九日、夜亥上刻より方數十里の間、地岌^{ウゴク}こと頻然、曾て無息時、以て翌朔日巳午の刻に到り、嶋中の井悉く沸騰り、所々水迸出、又海水紫色に變る、未剋^{タチマチ}山上兩間より乍^{タチマチ}一帶の黒烟を吹出し、頃乃大に鳴動して、東西兩所一挙に炎上れり、そもそも櫻島絶頂の東南兩間てふ峽に湖あり、白水池といふ、回^ウり一町餘、其水常に滿涸あり、海潮の進退大小に應なり、先是櫻島童謡曰、二あひから雨流す 雨ハ流さず砂流す 後ハ火の子のまる焼 たむのむのかし、朔日未剋、この兩間より火を發し泥沙涌流れて人屋田疇を埋没すものその數を知らず、其事狀ハ炎上記あれハ亦記さず、後に大坂人に聞く、安永八年十月二日、大坂に沙降り諸人大にあやしむ所に、丹後浦島の人來りて、かの海邊に夥しく浮石寄來る、是海嶋の燃ならんといひしに、果して櫻島の事を承りたりといへり、その比ハ本藩日ことに西風のミ吹續きぬるほとに、かく連に灰を大坂に降せしなるへし、白石手帖に、十月十五日、淺間山おひたしく鳴動してやけ出し、山崩石飛ひ、廿六七日比地震、夫より五日十日ほど江戸皆地震、十二月臘尽の夜甚しく、正月元日御城に登むとて罷出しに、柴【三水に七の下に木うるし】のとき黒雲一條、西の方より東したるに、供の者ともおひただしき霜の降と打拂打拂參しに、後に聞ハ、霜と見しハ皆灰にてありしやといふことあり、山のやけ出して後地震せるもあるへし、さて山頂火を發す者ハ必ず朔望の交に在り、蓋海潮の候に随ふといへり、

安永八年巳【×己】亥と云ふ年、長月の二十日あまり九日のそやばかり、ゆくりなうないふり出てたり、ふるかとすれば止み、止むかとすればふる、長くもふり短くもふる、始より強からんも弱からんもはかりしらねば、ふり出ける度毎に、家もや崩れん、地もや裂けなんと、且は驚き、且は危ぶみ、肝は潰れてちいさくなり、毛はゐよ立て頭のふとりぬる心地ぞするめる、むかしの人の、はねなければ空へもあがるべからず、龍ならねば雲にも登らんことかたし、恐の中にも恐れつべかりけるは、ただ地震なりけり、といひしもむべなりけりやよのつねのないは、うかりうかりとして、浮べる舟のたゆたふ如くなるを、こたびのはさまかはり、ぶりぶりと動きて、湯洗ひせる馬のたて髪をふるふが如く、尾上隔つる山鳥のおろおると鳴くに似たり、葩さうじのがたがたと鳴りけるは、風にきほへる村時雨の、窓を叩くに等しく、嵐にすさぶ玉霰の、板屋にたばしるに異ならず、始の程こそをよびをも折つれ、後にはうんじ果て數へ盡すべうもあらず、凡百度にも餘りぬらん夜一夜ふりあかしける程に、いだに寝られず、明る神無月朔日の晝過るまでも、猶ほよべに替らで止まざりければ、こは何のさとしにや、果は如何なる事の出來侍らんと皆な人ゆすりてうつし心もなかりしに、未の時過ぐる比ほひ櫻島のいただき俄に地裂けて火の迸り出けるが、其はげしき事、石火矢てふ物を、いくらともなうつるべ放したらんが如く、ごほごほと響て、からうすの絶間なきに似たり、あはや、と見やりたるに、白き煙の厚く濃き色なるが、引もきらず渦巻出ける有様、譬へばかたまれる雪を押し出すかと疑ひ、束ねたる綿を操り出すかと怪しむ、見るが内に直様に雲より上に舞あがりて、猶大空にもとどきやすらんと思ふばかりなり(明時館にて算法もて煙の高さを測りけるに三里二町十六間あがりけるよし)煙の中にも焰を包て昇りけるにや、空にも稲光ひらめきわたりて、瓮を引張りたらんが如く雷鳴りはためきて頭の上に落かかりつべう思はる、今の世にすがると云ふ人もまさねば取もとどめ難く、西夢といへる人のあらば身をもさかれつべし、されば、井の内にかくろへ玉ひけん大臣もさもやと思はれ、箸をも實に取落しなん心地ぞするや、始燃え出ける勢に空様に打出しけるにや、煙の内より黒く丸かれたる物の石の如く成が、こゝら落下りけるは、鳥の飛かふかとあやまたる(こなたより島までは二里に餘りて隔たりけるにかくばかり見えへけるは石の大き思ひやるべ

し)火に焦れたる石にもやありけん、落ちかゝりたる處は、草ともいはず、木ともいはず、家どもも一つに燃え上りて、煙の同しく立隠ぬるは、嶋はみながら燃崩やすらん、凄まじともいふばかりなし、只呆れて眺め居ける程に、穴師の風さと吹出ぬ、煙はただ地に東に靡きて、頭の上に打覆ひ來りければ、いでや此方に倒れかゝりなば、雷にや打れん、火の底にや焦れんと、おみな子供は、いとどしく騒ぎどよみて迷惑ひけれども如何はせん、踵をめぐらす暇もなう、硫黄の氣鼻を衝くとひとしく灰降り來り、嶋も海も掠め果て見えわかず、暫しが程に又、眞砂にふり替りて盆をこぼすが如し、笠をも取あへず、あはただしう前うしろ顧るに、只墨をすりたらん様に、忽地に眞の闇になりぬ、いざや神の代の常闇にやなりぬらん、佛の説きけるよみ地にや迷ひけん、鬼一口はいふも更なり、地の震ふこと甚しければ雷はいややはげしく、雷劇しければ地は益々震ふ、或は相戦ひ相撃つに似たり、或は相呼ひ相應ふるに似たり、すべて世の中のおどろおどろしう鳴りどよむ音に、物いふ聲も聞えず、とみに山も崩れ海も傾き、あめの下は皆さかさまにくつがえりやすらん、さるに、晝とも夜とも、夢とも現とも、思ひわきまふべきにあらず、家々皆燈火をかゝげて、頭さしつどへつゝ、神佛を念じ奉るより外はあらじかし、偶用ありて、しるべの方をとぶらひ、友どちのがり尋ねける族も、革もて作れる半首てふもの、あるは竹の皮もて縫ける笠やうの物をいただき、箱のふたのたぐひ、小袖なにとど引かつぎて、ついまつをとぼしけれども、只足もとばかりの明りにて、西も東も、縦をも横をも、見わひ【?け】がたく、大路に踏迷ひて我屋の門さへたどりわび、あらぬ處のとぼそ叩きたるも多かりしとなん(雨の夜とても松明の光は其わたり透りぬれど砂の降りける闇さには晝も夜もかはらず屏風引立たらん内をとぼすが如くて光は透らざりけり尋常の五月闇には空の色あひ少しくは見ゆるなるをけふは空の色さへ些も見えず石と砂といたう降りけるゆゑ傘にてはこらへがたくてさまざまのものをかつぎけるなり)されば公の勤にかかづらひける限りは、司所をまからず、ただうど共は、ひた屋こもりに籠り居たり(其折ふし鹿兒島の醫師、小田醫三といへる人、用ありて肥前の國長崎にありけるが、彼處にも朔日の晩景、灰のふりけるゆゑ、人皆あやしと思へるに、櫻島の燃えけるよし三日の朝はや聞えわたりぬ、百里に近き境なるに、いとも早く聞えけるは、置郵して命を傳ふるよりも速なりしは、いともあやしからずや、と後に彼人の語りき江戸のわたりには七日の日、灰降りけるよし聞えぬ、され

ば日の本の内、普く降りわたりけること押し知られたり、庄内の高城といへる處は、十里にも餘りたる處なるが、けふ晴たる空に、煙棚引來れるのみにして、雨さへふらず、雷夥しく鳴りて、しかも幾處ともなう落けるとなん、煙の内にも焰を包みて、雷と成りけるにやありけん、遠き境に至りては、火の氣も衰へぬべけれども、高城は至て寒氣強き地なれば、寒熱戦ひて鳴もきびしく落けるにや、と後に高城の人の語りき)

海瀉村は、櫻嶋とさし向ひなれば、いたう立騒ぎける、中にも小濱は猶も近くて隣ともいふべからん程にしあれば、足もとより今も火の燃え出來ぬらんかと、取物もとり敢ず、海瀉、中之俣の者共、そこらいざかしつゝ家こぞりて、申の時過ぐる頃より、こなたに逃來りけるは、道もさりあへず、爰かしこしるべ求めて舍り居たり(申の時ばかり一しきりいたう地ふるひいかづちのはげしく黒神の上向面のあたり幾處ともなう燃え出けるよし又白濱の上あたり處々地裂けて大水湧上り人の家をも倒し畠地も多くあらひ崩しけるとなん是や山汐とかいへるものゝたぐひなるべし)二日といへる日は少しく鎮りぬべき心地しけれど、晝の明り大かた朔日比の夕月夜の如くて、くらぶの山も越えつべき程になん、稲光は隙なくひらめきけれども、煙の深く立覆ひ日の光も見えぬ程なれば、きはどくも見えず(日數降雨雪もすさめる時は、もとの如くかはらきて、空さりげなく、月も澄みぬれど、かうやう砂のふりけるは、いつを果とも知るべからず、まづ喰ひ物の心しらひこそとて、民草の賢めきたるは、松明をとぼし、粟を茹つくね、芋を堀り、又は大ねを引き、菜かぶらやうの物取入けるもありしとなん、いかばかり降つもるべきも、はかりしらねば、さるべき事ぞかし)三日には煙もやゝ薄らきて、砂もまたすさみがほなり、四日も猶昨日にひとし、五日に至りては、少しくおこたりがちになりしかど、閉ぢたる空のみだれに、頭さし出すべくもあらず、其内にも時々起り出で、音も亦様々なり或は風の吹出る如く、或は牛の吼ゆるが如く、法螺を吹くが如く、大鼓を打つが如し、灰の降もあり、砂の降もあり、又炭の色したる黒き土様の物の降けるもあり、あらがねの土の底より吹出しけるものから、切灰とかやいへる類ひにやあらん、それも仰けば高き聖ならでは誰かは知らん、日にそひて稍おだしくなりしかば、始小濱あたりより逃來れる者共、己が住家の心もとなくてや、年若き族は立歸り見けるに眞砂軒端に等しく、輕石の四五寸廻りなるが、堆く積り居ければ、軒の妻そと掻い分けて

内に入り、調度めく物共とうでつゝ、脊負ひて又元の舎りに來り居れり（七日より内は冥々茫茫として空もいと暗かりしかど夫より後は稍鎮まりて變る事も無かりければ元の住家に歸ぬ）彼小濱の北に連れる尾上を早崎と云ふ、夫より又北さまに落さがるたるを咲花平と名づく（昔肝付御誅伐の時、此早崎に砦を構へ、肝付勢籠り居けるが、後の方より取詰められ、咲花平なる落しがけの高處より押卸され、すずれ落けるものふ共、花の散るが如くなりしかば、散花平と名付しといふ俗説あり、其時肝付省釣が一族、川南安藝守といふ者、から笠を雙の手にさして咲花平より瀬戸村に飛び渡りけるよし、云傳ふ、誠なりやあらずや）こゝより瀬戸村までは言通ふばかりけ近き舟渡しなりければ、古里、有村、脇、黒神の者共、咲花平の地に渡りて海瀉に遁れんとにや、朔日二日の頃、打すがひてつどひ集りぬ、されども、幾處ともなう燃出ける穴より、輕石といひて水に沈まざる石を夥しう吹出しけるが、海の表は皆疊敷たらんが如く浮びて、然も此狹ばやかなる迫門を、ひしひしと閉塞き、彌が上に流れかゝりて、柵かけたらんに等しく、舟どもの通ふべき様なかりければ、かき着かん方なく皆濱邊にはみ居て、小袖めく物共引かつぎ、立たり居たり、泣より外の事なし、（古里、有村、脇、黒神の里々は、燃石の落ちかゝりて、家一つも無く焼ければ、皆瀬戸村に逃來れり、此村は、東にさし出たる處にて、燃穴より些ばかり遠かりければにや、石の落けるも少くして、家一つ二つは残りたり、其中に藏之丞といへる者は、些豊かなる者にて、土藏をも持てり、彼の家に走入りて、衣なにご様々の物を取だつゝ頭に戴て砂石をも泳へ居けりとなん）そが中に、心雄々しき若者にやありけん、かう疊み上げたる輕石なれば、浮橋てふもの渡したるに異らず、いで、かちよりして涉り見ん、葛城や久米路の橋、中は絶ゆとも、よ所にのみ見て止みなんもうしろめたしとて、三たり相伴ひて渡りけるに、二人は難無く渡り付きぬ、跡なるひとりは、石の薄き方にやありけん、つぶりと落入りて失せしとかや、其後よりは渡る人もなかりしが、初渡りげる者共、辛うじて海瀉までたどり付、瀬戸村の有様を、かくと語りけるよし聞えければ、さりや、疾く救はずんば轍の跡の鮎ならめとて、伊集院兼東（御家老なり善之丞といふ今の八兵衛祖父）高野昌武（組頭なり段兵衛といふ今の峯右衛門祖父）かねて村里の事共あつかり知れる人々（郡見廻浦役杯）引具し、急ぎ海瀉までゆきて、舟共餘多物し、救ひ來らしめんと下知す、されども彼輕石に隔てられて、舟の路なかりしかば、遙に遠くもとを

り、海の幅廣くして輕石の薄き處を、押分け掻き分け、ひた漕ぎにこぎまいて島に渡り着、數百人の者共、皆残りなく救ひ來る事を得たり（朔日より今日迄五日の間飯をも水をもたうべざりければ飢え勞れたるべしとて海瀉より此方まで一里あまりの間に粥を三處に調へ置き一處にして一人に一椀宛與へしめたり飢えたる人に多く與ふれば立處に死する物のよしなればかくはからひて爰迄送り來らしめたり）彼者共の有様を見るに、頭より裾に至るまで灰に塗れ、かはべは皆白くして化粧塗りたらんが如し、此處彼處石に打れて血の流れたるが、かつえこうじて瘦おとろへ、まみの落入たるは、そはぞはしくて人の姿ともみへず、只手を合せて佛を拜むが如く、頭を土に突あて、神を禮するが如く、幾度となういやいやしくぬかづきぬかづきして泪も惜みあへず、死せる者の再蘇りたらんが如き、おほんいつくしみの忝さ、何時の世にかは報ひ奉らん、とずずるにゆゝしきまで泣いさぢたりとばかりありて、四そじにもやあるらん、目もいたう泣はれたるおみな、云ひけるを聞くに、始め燃え出ける折ふし、やけたる石の雨の降るが如く落かゝりて、家も残らず焼失ひしかば、老たるも若きも、皆あはただしう迷惑ひ、我舟人の舟のわいだめなう、おのがじじ打乗うちのりさし出しけるに跡より取纏りて、彌が上に乗る充みたれば、程なく乗沈めて底のみ屑と成けるも多く、たまさかに遠くさし出しける舟も、浮石にせかれて動きしもえやらず、いづくに流れゆきけんも知るべからず（此舟共は、唯流れに流れて、海も廣く輕石の薄き處に至り、辛うじて谷山、喜入、山川あたりに行着ぬとかや、こゝの本城村に住ける二之宮傳右衛門といふ人、妹脊伴ひ、有村の温泉にありけるが是等の船にや乗りたりけん、夫の舟は山川に着、妻の乗ける船は、谷山に着けるとかや、又肥前國牛深とかや云ふ處の舟、渚に繋ぎ居けるに、走り乗りけるも多かりしに、直様己が國に漕ぎ歸りて瀬戸の藏之丞が娘を難波の浮れ女に賣りしが、後には太夫とかやいへる者になりて、名をも櫻島と呼びしとぞ、鹿兒島の商人鶴丸新左衛門と云ふ者、彼處にて圖らずも巡りあひけるに、一目見しより物をもいはず、ひしひしと取すがり、しばらくが程泣入たり、鶴丸打驚き、こは物に狂ひける人にや、としばしたためらひ居けるに、やゝありて、そこには見知り玉ふまじ、いとさなき折その瀬戸村に來ませる事のありしかば、見覺え侍るなり、わらはゝかゝる者にし侍るが、往にし頃情なくも爰に賣られつる淺ましき、をしはかり玉ひねかし、前の世の過世か此世の犯しか、など數々打歎きて物語りければ、鶴丸も泪にむせびな

がら、それそれにさしいらへつゝ、猶立去がたう思ひしかども、急がしき事のありしかば、よきにいひしろひて別れぬるよし後に彼鶴丸が語りけると聞きけり今一人は有村銀右衛門とかいへる郷士の娘を、安藝の國御手濯に賣りしと聞しが後いかになりしやらん）妾は七つになりける子の手を引、四つになれるを懷に抱て走りければ、足もはかゆかず其船共にも乗後れ闇さは闇し行方も知らず、心ばかりは闇ならねど、子を思ふ道に迷ひて、夜もすがら爰彼處さまよひ渡りぬ、折しも鞠の程したる石の落來りて、懷なる子のうなじに當りければ、一聲わとさけびけるばかり、其儘なよなよとして身むじろきもせずなりぬ、やゝと驚かし侍りけれども、えもいらへず、息の緒は疾く切れにき、餘りの事に懷きしめ、耳に口して、あが子よ、いき出よや出よやと聲の限り呼びしかど、千世もと祈りし甲斐もなう、唯冷えに冷え行き侍りぬ、情なしあぢきなしと、しめつゆるめつ、いかにせんいかにせんと身をあせりしかど、せん方なきまゝに、其顔に手拭一つ打覆ひたるまでにて其儘其處にと許りよゝと打泣つゝ、頭をだにもたげえず、若紫の摺衣、手摺り足摺限知られず、いと忍びがたげなり、傍に又、はふれ果たる翁のよろぼひ出で、鼻聲に打わなゝき語り出けるは、かうやう騒しき打にし侍れば、皆人足を空に逃出は出けれども、今も女の申つる如く、頭を石に挫かれて死ぬるもあり、手足を害ねて立上り得ざるもあり、うごめく間に眞砂降り積りて、埋れ死しけるはいくそばくぞや、忽ち闇になりて、我身一つだに遁れがたき程なりければ見す見す救ひ得ずして、捨て果てにけるこそ念なう悔しかりけれ、されば何を指して逃も走もすべきや、目しひたる人の杖失ひし如く、西も東も辨へなくて、右に轉び左に倒れ、古里の者は有村へ、有村の者は古里へや、又は脇にやと、處せう上を下へ惑ひぬるは、網の中の魚に等し、かゝりし折に、有村と古里の上にあたりて大きに燃出で、黒き石のとろけたるがふいごもてわかしたる黒金の如く、とろとろと湧出で、横幅一町ばかりにひろがり、海べたまで流れ入りぬ、（此處新燃といひて黒き石組の處となれり）是が爲めに焦れ死しけるは幾何といふ數を知らず、鳥部野の烟消を争ふ命の程、實にせうねちの地獄もさもやと思ひ知らる、偶爰を遁れたる者共、今はいやゝ騒きて、あふさきるさに迷へるは、鼎のわくに異ならず、脇村の上に、昔より大きやかなる岩屋の侍るぞかし、いざや彼の内に這ひ入りて、砂と石との苦みを遁れ、しばしだに息を休めて、後に兎もかうもせばやとて、奥より入口までひたひたと屈み入りぬ、運の果にや有けん、後の山々にふ

り積りたる眞砂の、一なだれになだれ落ちて、岩屋の口を、つと打塞き、實にも岩屋の中とても遁れまじき世のことはりにや、皆出る事を得ずして夥多埋もれ死しぬ、されば親は燃石の下に焦れやしけん、子は岩屋の内に埋れやしつらん、いもとせはらからも、散り散りなれば、漂ふ雲のつく方なき心地して、何處を當てに尋ぬべきや、飯には飢多つ、水には渴えつ、歩むともなく匍とも無く、石に跪き、砂に迂りて蚯蚓の灰にまみれし如く、のだれもこよひて、心たましゐもなくなり果てぬ、中にもちいさ子どもの飢渴えていたうなやみ侍り、えも活くまじう見えければ、父母も犢をねぶるの慈みに堪へ兼ね、せん方なきまゝに、うたてしとは思ひながら、ゆばりをさへ手にためて、飲ましめたるもありしとかや、(櫻島は水なき處なれば兼て小濱の内なる水の尻といふ處か咲花平かの水を日毎に汲歸りて用を調る處なれば此時は猶一雫も無かりし事思ひしられてあはれなり) 又有村の湯治しける人の多かる中に鹿兒島にてもよしばめる人の母君のみまそ【×す】かりけるが、里人共に打まじりて逃たまひけれども、老の身のいたはしくも勞れ悩みて、得立ち玉はざりしを、供せしをの子の、いかばかりまめまめしく、じちやうの者にや有けん、己が脊に負ひ參らせ我身にいたつきの入るも知らずて、ひるよ無くかきありき、やうやう二日の晝の頃瀬戸村までたどり着、先づは心安かりけりとて、外の供人に渡しつゝ、己は餘りに疲れ困じ侍れば、些の間休みて後に見え奉りなんとて、藏之丞が倉の内に這入り、きぬ引かつぎていねたりしが、永き夜の夢さめやらすして終に其儘失果ぬるも無常迅速の理りとは云ながら、になう哀れなることにこそ、など、よどみ勝なる泪川、せきも止め敢へず、くづし出て打しはぶきたり(老母は、川田氏の人なりしが、彼救ひ來れる人の内なりしかば、爰の町なる商人の家のござやかなるに舍し參らせ、醫の事とも取まかなひ置玉ひしが、湯衣一つ着たるのみにて、外に身に纏ふ物もなかりけるゆゑ、神中村屋敷といへる御館に年頃住玉へる、後に清浄君と申し奉る女君より、小袖様の物、猶手ぐさの類まで、數々取したため贈り玉ひしなり、彼供せし人の志厚かりし、感ずるに餘あり、されども其名を聞もらし侍るは、ねんなう悔しけれ、きびしく疲たる人を俄に休ましむれば、氣たるみて死するものゝよし聞ゆ、其後五日むゆか過ぎて鹿兒島に送り返し玉ひける、其頃死しける人の數を後におほやけより改め玉ひしに百五十七人又は百四十四人なりしと聞ゆ、いづれかまめなりや、そも此國の掟に札といふ物を一人に一枚づゝ渡し置、其札改の帳あり、戸籍な

どいへらんが如し、帳の面にて生死幾人と詳に分る事なり、されどしも様の者共は、物六ヶ敷とて生れ子十歳許より内は彼帳にも記さず、大かたなるものなれば、稚き者は數の外なるべし、去れば死しける人の數は凡そ三百人にも及ひぬべし）是を見るにも彼を聞くにも、汀まさりてえねんじあへず、袖の外にほろほろこぼれけるも、げに哀れきの限りなりけり、やがて此濱邊に、茅ぶき小屋餘多作らせ、入置いて養ひはくゝみ【×はぐゝみ】玉ひぬ、（後に鹿兒島にかくと聞えければ、十五六日過ぎて又彼方に呼取り玉ひぬ、程經て後、土地多く民少き處々に、分ち移して住しめ玉ひぬるよし都城には、今に櫻馬場とか云ひて、一つの里となれり、櫻を多く移し植て昔を忘れざる驗とする由なり、其頃牛根よりも人餘多、此方に逃來りしかば、下町の濱邊に住ましめ一通り町の如く住付きて牛根町と唱へしが、十年許過後、何時となく又歸りゆき、今は一家ぞ残りける、今の永井半平養祖父のときなりし）むゆか七日頃までは、をぐらう打けぶりて、大方昼の明り、月ある夜半の如くなりしかど、其後は空も清らかなりゆき、始めて夜の明けたる様なり、されども煙は猶空に立のぼりて、日毎に二度三たび宛鳴り出けるが、灰の降るもあり、降らぬもありて、名殘なくをこたれる事はなかりき、日數へて霜降月十二日、夜に入りて又地ふるひ出づ、櫻島より少しく東に當りて、雷の音凄しく絶間もなう鳴り響きて、煙打覆ひ、月の光も見えず目路の限りは皆棚ぎりあひたり、されど夜晝分かぬ程にはなかりき、此度は砂にはあらで、泥様の物の降りけるも亦あやし、されば早崎の頂燃え崩れしとも云ひ、牛根の地に燃え出しとも様々にいひふらしぬ、こはいづくまでも燃え來りて、此方の地つづき、すべて火の内になりぬべし、など皆人現心もなかりしに、三日三夜を過ぎぬれば、音もなく煙も空に消え果てける、其跡に、向面の東十七八町許沖に、九つの小島あらはれたり、一つの島は白き色して砂なるべし廻り一里もやあらん、其西に今一つ、是も砂島なるべし、廻り二三町もあるべし、外七つは色黒し、石島なるべし、皆小さき嶋にして、瀬の些高き様なり、彼二柱のさぐりたまひし鋒の雫には變りて、祝融とか云へる神の、百尋に餘れる海の底より、かつげ出玉ひし力の程恐れても猶恐るべし、昔孝靈の御代五年といふ年（孝安の御代ともいふ）がまめならん）富士山の燃出、和銅元年（廢帝の寶宇【×字】八年ともいふ）此櫻島、海の底より湧出ぬ、と聞てはあやしと思ひしが、かうやうあやしき事にあひて、怪しき事共見つるも亦怪しからずや、かく嶋々の燃出ける程の事なりけれ

ば、此あたりの海皆湯とやわきかへりけん、様々の鱗ども、いくらともなう衰えただれて浮び出、爰かしこ寄來りけるを、浦人ども拾ひとりて、たうべたれども些も味はなかりしとぞ（富士の煙は、絶ゆることなきよし、歌にも讀めり、されども今は消えてなし、寶永の頃燃崩し跡、寶永山と名づけて三國一の名山に少しの疵となれり、櫻島もなべといひて、文明三年燃崩れし跡あり、同七年向面の東黒神との間に大燃崎とて其跡あり、同八年西嶽の頂き燃崩れ、同年湯の村の西に燃崎とて跡あり、肥前の國温泉が嶽の燃けるも今はた年許跡の事なり、七嶋の内諏訪の瀬島の燃しも、七八年跡の事なりしかど、遠き境なれば、いかばかりなりけんしるべからず、されば爰かしこ、時々いくらも燃出て、珍らしき事にはあらざるべし、されどもまのあたり見しは、又恠しく恐しき事にあらずや、此櫻島の頂に、昔より池のありけるが、水無月の頃ほひ、土さへさけていみしく照れる日にも、いと冷かけるよし聞えしかど、今は登る事叶はねば、いかになりけるやらん知るべからず、抑此櫻島、かほどに燃えて、砂ども夥しく吹出しけるからは、山の形も變り、低くもなるべかりしかど、少しも昔に變らざるも亦恠しき事にこそ）夫より後はさせるふしも無く、煙のみ立のぼりて、鳴り出ける事は稀に成りしかば、人の心もいつしか長閑になりもてゆき、たのもしくめでたき春をむかへて、安永九年のとし庚子にもなりぬ、（砂島の一里廻なるには、いざら清水流れ出て、人も住むべき様なりければ、おほやけよりのはからひにて、家一つ二つ作り、人を移し玉ひぬ、よき島地ども多かりしかば、向面あたりより移り來りて、今は家數十七人もあるべし、祝ひ嶋とか名付しよし、祝融の文字を取けるにや、又猪の子島とも唱ふとかや、亥年に生れ出し嶋なればにや、誰人の名付しやらん、一三年過ぎて後、石嶋四つはいつとなう海に沈み入りて今は嶋數凡そ五つぞのこりける）餘處の里まで、かうなべてならぬ災にあひて、悩みける程にしあれば、嶋の内はいふも更なり向面、黒神、瀬戸、脇、有村、古里、皆あばれ果て人も住すなりぬ、（古里と有村とのあはひなる、新もえの西涯に、出湯あらたに出來り、餘處に移り住ける者共、二十年許過ぎて後に、いつとなう歸り來りて住付し故、湯浴の人もここら來り集れる程に、今は豊になりたり、有村には、昔より出湯ありて、國の守の湯浴玉ひける時の、みたちもありしかど、今はなくなり、出湯も涸れて埋れしが、三そじばかり過ぎて、人も亦歸り來り、出湯をも掘出しけれども、古里の湯、さかへけるにより、爰はあるかなきかになれり、黒神の湯

は、昔、聚徳公の御代より始まり、公にも入らせ玉ひて、めでたき湯なりしが、いつとなく涸れて出るとしもなかりしに、此度の燃えより又よく出来りて、今は昔にかへりぬ、人も亦多く歸り來りて豊になれり、北表に向ひし白濱より西、又南に向ひし湯の村より西の里里つかれいためるながら、能くもこらへ居けるに、爰に又横様なる亂れこそ出来にけれ、赤水の上に、ひよくと云へる岡あり、其麓、から堀ほり廻したらんやうに、くるりと皆深き谷なり、雨の降りける時はかの谷より流れ出る水、赤水の前なる海に入れる故常は一通りの廣き水なし河原なり、今年五月雨の頃、彼ひよく谷、堤もてふたぎたらんやうに、砂に堰かれて水多く湛えたるが、或時、いといたう降り來りて、砂の堤一度に破れ、流れて逆巻水の勢ひ夥しく、然も河原の頭に大きな石の轉び出て、動きもやらず水にさからひける程に、西と東に分れ流れて、野尻、赤水の家居も皆押流され、畑地も残らず洗ひ崩し、或は砂石をゆり入しかば、里人共たまりかねて、皆餘處の里に移り行き、終に二村共に潰れたり（ひよく谷の内、大きな杉の數多ありて、よく榮えたる處なりしが、此燃より皆枯果たり、土中の火の氣蒸しあげたるにやありけんかし、野尻、赤水共に潰れ居たりしが、五十年許此頃に至りて、又人も歸り來り、家共爰彼處に見ゆ、いつこも假の宿ならぬかは、といひしはさる事ながら、住馴れし故郷は、いかにも思ひ捨てがたきぞ、人の心なるべき）海瀉の前なる江の島は、飛岡の天神山より僅一町にも足らはぬ程の舟渡しなりしが、今年三月の頃より、歩涉りの處となれり、去年の降砂海に沈みたるが、潮のさし引により來れるを、波のゆりあげたるにやありけん、流れ洲の如くにて、汐のとゞひにも妨無く、里人の交加に便よく成れり、（此處は、いと深き迫門なりしかど、歩涉りになりける後、又三とせ許過てゆり下がり歩よりしては渡り難けれど、今はいと淺くなりて、汐かれの時乳のあたりまではまりぬれば、歩よりも渡る様になれり、近江の湖桑田となりけるを、七度見玉ひける白髭の明神もあり、又東海の桑原となりけるを、三度見たりし仙人もありしと聞つるが、彼是思合すれば、いかさまにもさるべき事ぞかし、）此岩そゞぐ垂水の里は、いづこも砂の降らぬはなかりしかば、雪をあざけりて皆白妙に埋みつゝ、越の白山も思ひやられ、又は白き草もや生ひ出なん、物言ふ鳥もや住み侍らん、と思ふばかりなり、此わたりは大方積ること二寸に餘り、こゝより北の方に至りてはいやおちにふかく、中の俣あたりは三寸若くは四寸なるべし、海瀉は五六寸又は一尺に餘りたる處もあり、小

濱は殊に深く、三四尺或は五六尺にして、軒端に等しければ、詮方無く皆手を空うしける由聞えぬ、もとより我君のおほんいくしみ深くおましましければ（後に景德公と申奉るは此君なり）こよなうおもほし悩み玉ひ、このわたりはいとも深からねば、自ら取あばく事も叶ひつべし、海瀉小濱の者共は、さらぬだに家もまづしく、かう深く積りたる砂なれば得たふまじ、遠つ親より傳へ傳へて馴にし里をも、終に住果まじきに至りなば、いかばかり哀ならずや、誰もかもかゝる災に逢ひぬれば、なやみついへたるべけれども、彼等が身の上思ひはかりて、上なかしもの分ち無く、郷人皆誘ひ具して砂共半らの程なりとも堀ひらき、助け得させまじきや、と仰事侍りしかば、いとも畏き御心の程もだすべきにあらざれば、草の風に從へるがごと、皆心よくうけひきて、五丁の力をもからず、罵り挑みて、簀又はいしみ様の物もて荷ひ、川近き處共は堀流しなど、日あらずして其いざをし成れり、速にすること勿れとの給ふとも、諸人子の如く來り集れるからは、さて止むべきにはあらざるべし、里人も大に喜ひ、猶自も搔き發きける程に、とみに種つ物植ける地まで残らず開けぬ、（深く埋れける處は畑つ物共取得ざるも多かり中にも早崎の上を陣の尾といひてつくねいも多く植えける地なりしかども彼處は猶深くして皆砂の底になりしかば里人共いとど苦めり今に陣の尾は潰れ地となれり肝付勢陣せし跡なればかくいふなるべし）又櫻島の物【×者】共數知らず亡ひける由を聞玉ひ、かゝるひざうの事にあひ、いかばかりかはこのじつらん、情なき死をいたせしよ、痛はしくも亦歎はしき事なめり、いかにもして助くべき様はなかりしにや、とて、あひなう御袖もただならずなん、かゝりければ心翁寺の道國泰憲禪師、亡き人の苦みを救ひ侍らん社、すけの勤めになんとて、然るべき僧共餘多いざかし、海瀉の濱邊に出て櫻嶋に向ひ、作善供養の讀經ども物し、もんさうに富て、鶴鳴と號しける市川匡字子人をして、ことさへぐ唐國ぶりの文作らせ、石文にゑり付けて、櫻嶋焼亡塔としるし、松岳寺の塔頭に立て今にあり、けにも涙を落しける碑ともいふべからんかし、其文に曰、

櫻嶋高三里周七里。在薩之海中。其面與甕洲相對。其左足展垂水。安永八年巳【×己】亥十月朔。火自其背出。雷電晦冥七日七夜。延燒下村落在二其足下二者上。垂水公子。使ニ吏以レ舟濟レ民。而焚死者百五十七人。垂水心翁寺道國和尚。悲下夫焚死之鬼彷徨乎幽冥二不上レ得ニ其所一也。設ニ寶樓閣於水濱二爲ニ施餓鬼會一以濟レ之余遊ニ垂水一。望櫻嶋見ニ其左肩一火穴歸【キ…

山冠に歸】然而存焉。按二佛書二云。劫火燒三二千世界一。愚者聞之而笑。然櫻嶼之火無乃劫火類乎。垂水公子使下二民之罹^ム災者一免中死於其采邑上仁矣。道國和尚之爲二施餓鬼會一也。不下唯自從二其弘誓之志一而已上。即謂輔二邑主之仁一。而使延及中幽冥上亦可。於レ是立燒亡塔乞余銘。銘曰。

山 焦 海 湧「×沸」火 燒レ天。 滿 地 初 開 火 裏 蓮。

早 使下^二衆 生^一中逃 世 界上。 從 他 劫 火 壞^二三 千^一。

また小濱の片ほとりに、野羊といへるけたものゝむまきあり、おほん父君にてわたらせ玉ふ某公（後に量泰公と申し奉る）いと
きなくおましましける時、國の守淨國公より（淨國公は量泰公の御實父君なり）四つ五つ賜はりければ、君生を賜ふ時は是を畜
といへる意にやありけん、爰にむまきをしつらひ畜置賜ひけるに年經て數も餘多にふへて五六十頭にもなりぬ、這度砂いたう積
りて、草も木も埋れ果ぬれば、野羊の喰つべきもの一つもなきまゝ、飢ゑ疲れて、多く死しけるよし聞えければ、哀れげにもさ
かし、急き引來りねかし生としいけるものゝ死を惡めらん心は、人にも變らざるべし、殊に飢にせまりて死し侍らんは、穀觶
【こく】【土ワ一の下に角にル又】そく【角に束】として赴くよりも猶哀なり、今民の疲れける折なればとて、たからども多く
たうばり、ある司處の庭に（郡座なり）虎落作らせ、木葉共多く取らせて、畜置玉ひければ、程なくすぐすぐしくなれり、彼の
牧の内、程經ても猶木くさの榮えざりしかば返しゆるしかたく、又民の力を久しく費し侍らんもほゐなしとおぼして、江の島に
ゆるし入玉ひぬ、（二三十年は江の島にありて又數も多くなりしが此島は他の國の舟共多く汝がゝりする處なりしかば野羊を珍
しとや思ひけん盜み取りて歸りけるよし聞えしがいつとなう又すくなくなりて今は一つもなくなれり）今に始めぬおほんうつし
みの程、皆人知れる事ながら、恩枯骨に及び徳禽獸に及ぶ、といへるは此君の事をやまをし奉るづ【×ベ】きになん、年も改り
ぬれど猶今年も煙の絶ゆる間は無く、折々は灰も降り砂も些づゝは降りけれども、人皆常の事に思ひなし侍りける程に、後々は
恠しとも悔しとも、心つかで過しぬ、此三四年前つかたにもやありけん、わざ歌に

嶋の御嶽がどろどろ鳴るが村中早う迹山汝がと謡ひ

嶋は段々七嶋八嶋金の止るは中のしま

など謡ひし事の、はやりける社あやしけれ、かゝる災の出来べきさとしの識文にやありけんと、今こそ思ひしられけれ、禍とさ
いはいとあざなへる繩の如しといへば、やがて近き程に、たとしへなうよき幸の、出来侍らんは疑なかるべしと、こゝに筆を
とどむ

天保九年戊戌仲春改寫

伊集院【×伊地知】季虔 拝

大正三年一月三〇日〜二月六日に(現在の南日本新聞の前身の一つである)鹿兒島朝日新聞に連載

安永八年己亥と云ふ年長月の二十日あまり九日のそやはかりゆくりなうない(地震のこと以下同じ)ふり出てたりふるかとすれば止み止むかとすれば震ふ長くもなり短くもなる始めより強からむも弱からむも測り知らねばふり出たる度毎に家をも崩れん地をも裂けなんと且は驚き且は危ふみ肝はつぶれて小さくなり毛はるよ立て頭のふとりぬる心地そすめるむかしの人の羽なれば空へもあかるべからず龍ならねば雲にも登らむこと難し恐るゝ中にも恐れつべかりけるは唯地震なりけりと云ひしも宜なりけりや尋常のないはうけりうけりとして浮べる舟のたけ【?ゆ?】たふ如くなるを這度のは様かはりふりふりと動きて湯洗ひをる馬の髻のをふるか如く尾の上隔つる山鳥のをろをろと鳴くに似たり葩さうじのがたがたと鳴りたるは風にきほへる村時雨の窓を叩くに等しく嵐にすさぶ玉霰の板屋にたばしるに異ならず始めの程こそことよびことも打つれ後にはうんじ果て數へ盡すもあらず凡そ百度にも餘りぬらむ夜一夜ふりあかしける程にいだに寝られず明る神無月朔日の晝過ぎるまでも猶ほよべにかはらで止まざりければこは何のさとしにや果ては如何なることの出来待らむと皆な人ゆすりてうつし心もなかりしに未の時過くる比ほひ櫻島の頂上俄に地裂けて火の迸り出てたるか其のはげしきこと石火矢てふ物をばいくらともなうつるべ放したらむか如くごうごうと響いてからうすの絶え間なきに似たりあはやと見やりたるに白き煙の厚くこき色なるか引も切らす渦き出てける有様譬へはかたまる雲を押し出すかと疑はれ束ねたる綿を操り出すかと怪しまれぬ見るか内に直に雲より上に舞ひ上りて猶ほ大空に届きやすらむと思ふ計りなりけり烟の中に焰を包みて昇りたるにや空にも稲光りひらめきわたりて衾を引張りたらむか如く雷鳴はためきて頭の上に落ちかゝりつべう思はる今の世に栖軽と云へる人(も座さねば)取もとゝめかたく酉夢と云へる人のあらは身をもさかれつべし去れば井の内にかくろへ玉ひけん大臣もさもやと思はれ箸をも實に取り落しなん心地そする初め燃出でたる勢【土ハ土でなく幸】ひに空様に打出したるにや煙の内より黒く丸かれたる物の石の如くなるかこゝら落ち下りたるは鳥の飛ひかふかとあやまたる二里餘を隔てたる此方より眺めて斯くはかり見えたるは如何にも石の大きさを思ひやるべし火に焦れたる石にもやありけ

ん落ちかゝりたる處【虎部の処でなく勿】は草とも云はず木とも云はず家とも一つに燃え上りて煙の同じく立ちぬるは島は早や燃え崩れやすらむ凄しとも云ふばかりなく唯呆れて眺め居たる程に穴師の風さと吹き出ぬ烟は直に東に靡きて頭の上に打覆ひ來りければいでや此方にたほれかゝりなば雷にや撃たれん火の底にや焦れんとおきな子供はいとゞしく騒ぎどよみて逃げ惑ひけれども如何はせん踵をめぐらす暇もなし硫黄の氣鼻を衝くとひとしく灰降り來り島も海も掠め果て見えわかす暫しか程に又眞砂にふり替りて盆をこぼすが如し笠をも取りあへずあはたゝしう前うしる顧みるに唯墨をすりたらむ様に忽地に眞の闇となりぬいさや神の代の常闇にやなりぬらむ佛の説きけるよみ地にや迷ひけん鬼一口は云ふも更なり地の震ふこと甚だしければ雷はいやはげしく雷劇しければ地は益々震ふ或は相戦ひ相撃つに似たり或は相呼び相應ふるに似たり總て世の中のおどろおどろ鳴りどよむ音に物言ふ聲も聞えず頓に山も崩れ海も傾き天の下は皆なさかさまに覆りやすらむ去るに晝とも夜とも夢とも現とも思ひわきまふべうあらず家々皆な燈火をかゝけて頭さし集へつゝ神佛を念じ奉るより外はあらしかし偶々用ありて知るべの方を訪らひ友どちのがり尋ねける族も革もて作れる半首てふものゝあるは竹の皮とて縫ひたる笠様のものを戴き箱の蓋のたくひに袖など引かつきてたい松とぼしけれども唯足元ばかりの明りにて西も東も縦をも横をも見分けかたく大路に踏み迷ひて我が屋の門さへ辿りわびあらぬ所の扉叩たるも多かりしとなん

海瀉村は櫻島と差向ひなればいたう立ち騒はぎける中にも小濱【眉浜。以下同じ】は隣りとも云ふべからん程にしあれば足元より今にも火のもえ出て來ぬらんかと取るものも取りあへず海瀉中の俣のものどもそこらいざりしつゝ家こぞりて申の時過くる頃より此方に逃げ來りけるは路も知りあへず爰かしこ知るべ求めて舎まり居たり二日と云へる日は少しく鎮りぬべき心地しけれども晝のあかり宛かも月夜の如くにて稻妻は隠れなくひらめきけれども煙の深【旁の冠はワハでなく四】く立ち覆ひ日の光も見えぬ程なれば今は天地も如何になり行くやらむと人々活きたる心地はせざりけり三日には煙もやゝ薄らきて砂も亦幾分か降らすなり五日に至りては閉ちたる空のみたれにかしら差し出すべくもあらず其の内に時々起り出て音も亦様々になり或は風の吹き出る如く或は牛の吼ゆるが如く法螺を吹くが如く大鼓を打つか如く灰の降るもあり砂の降るもあり又墨の色したる黒き土様の物の降

るもありあらかねの土の底より吹き出したる物から切灰とか云へる類にやあらむ其れを仰けは高き聖ならでは誰かは知らん様もなし小濱あたりより逃げ來れるものども己が住家の心もとなくてや年若き輩は立ち歸り見けるに眞砂軒端に等しく輕石四五寸廻りなるか堆く積り居ければそが妻女のもの外搔い分けて内に入り調度めく物ども取り出でつ脊負ひて又元の舎りに帰りけり

古里有村黒神の者とも咲花平の地にて海瀉に遁れ來ん心にや幾度【×處】ともなし燃元出づる穴より輕石と云ひ水に沈まざる石を夥しく噴き出しけるが海の表は皆な疊敷きたらむ如く浮びて此の狭ばやかな迫門をひしくと閉塞き彌か上に流れかゝりて柵かけたらんに等しく舩などの通ふべき様なかりければ皆濱邊に佇すみ居て小袖めく物ども引きかつき立ったり居たり泣くより外のことなかりけりその中に心雄々しき若者にやありけん斯うたゝみあげたる輕石なれば浮橋てふもの渡したるに異ならずいで徒歩よりして涉り見ん葛城や久米治の方は中は絶ゆとも餘所にのみ見て後ろめたしとて三人相伴ひて渡しけるに二人は難なく渡りつきぬあとより一人は右【×石】の薄き方にやありけんふつり【×つふり】と落ち入りて失せしとかや其の後よりは渡る人もなかりしか初め渡りけるものとも辛うして海瀉までたとりつき瀬戸村の有様を語りける由聞つけければさらば疾く救はずんば轍の跡の鮒ならめとて御家老伊集院兼東組頭高野昌武豫ねて村里の事ともあつかり知れる人々引具し急ぎ海瀉まで往きて舩ども餘多物し救ひ來らしめんと下知すれとも彼の輕石に隔てられて舩の路なかりしかば遙に遠くを通り海の幅廣くして輕石の薄きを押し分け掻き分けひた漕ぎに漕ぎまいて嶋に渡りつき數百人の者とも皆残りなく救ひ來ることを得たり

彼の者どもの有様を見るに頭より裾に至るまで灰に塗られ皮べは皆な白くして化粧塗りたらん如し此處彼處石に打たれて血の流れたるか瘦れ果てゝ瘦せ衰へまみの落ち入りたるはそばそばしくて人の姿とも見へず唯手を合せて佛を拜むが如く頭を土に突きあてゝ神を禮するが如く幾度となういやいやしくぬかつきつきして泪も惜み敢へず死せる者の再ひ蘇りたるが如き心地して此の大いつくしみ何時の世にかは報ひ奉らむと坐ろに泣きいぢり目もいたう泣きはれたるもありけり

尚ほおみなの云いけるを聞くに初め燃え出でける折ふし焼けたる石の雨の降るが如く落ちかゝりて家も残らず焼け失ひしかば老ひたるも若きもあはたゝしう逃げ惑ひ我が舟人の舟の差別なうおのかじゝ打ち乗り乗り差し出でけるに跡より取継かりて彌が上

に乗り充ちたれば程なく乗り沈めて底の藻屑と成りけるも多クたまさかに遠く差し出でける舟も浮石にせかれて動きも得やらず
いづくに流れゆきけんも知るべからず一人の女の云いけるに妾は七つになりける子の手を引き四つになれるを懐に抱きて走りた
れば足もはかゆかず其の舟どもにも乗おくれ闇さは闇らし行方を知らず心ばかりは闇ならねど子を思ふ道に迷ひて夜もすから此
處彼處さまよい渡りぬ折しも鞠の程したる石の落ち来りて懐なる子の頸に當りければ一聲わと叫びけるばかり其儘なよなよとし
て身むじろきもせずなりぬやと驚かし侍りけれとも得もいらへす玉の緒は疾くきれにき餘りのことに抱きしめ耳に口して我が子
よ活き出でよや出でよやと聲の限りに呼びしかと千代もと祈りし甲斐なく唯冷へに冷へ侍りぬ情なやあじきなやとしめつゆるめ
つ如何にやせんと身をあさりしかど詮方なき儘に其の顔に手拭一つ打覆ひたるまでにて其儘其處にと許りよと打ち泣きつと頭
をだに擡げ得ず若紫のすり衣手摺り足摺り限り知られずいと思ひがに【×た】氣に見えにける、又はふき果てたる翁のよろぼい
出て鼻聲に打擡き語り出てけるは斯様なる騒かしき折にし侍れば皆な人足を外に逃げ出でけれども今も女の申すが如く頭を石に
挫【真ん中の人は口】かれて死ぬるもあり手足を害ねて立ち上り得ざるもありうこめく間に眞砂降り積りて埋れ死したるは幾そ
ばくそや忽ち闇になりて我が身一つだに遁れがたき程なりければ見す見す救ひ得ずして捨て果てにけるこそ念なう悔しかりけれ
されば何處と指して迹も走りもすべきや目しひたる人の杖失ひし如く西も東も辨へなくて右に轉び左に倒れ古里のものは有村へ
有村のものは古里へと上を下へと惑ひぬるは網の中の魚に等しかゝりし折りに有村と古里の上にあたりて大きに燃え出で黒き石
の熔けたるがふひごもて沸かしたる黒金の如くとろと湧き出で横幅一町ばかりに擴がり海べたまで流れ入りぬ之が為に焦れ
死しけるは幾ばくと云ふ數を知らず焦熱【左上は幸】地獄もさもやと思ひ知らる脇村の上に昔より大きやかなる岩屋の侍るにぞ
率や彼の内に這入りて砂と石との苦しみを遁れ暫したに息を休めて後に兎も角うもせばやとて奥より入口までひたひたと屈み入
りぬ運の果にやありけん後ろの山々に降り積りたる眞砂の一となだれになだれ落ちて岩屋の口をつと打塞ぎけにも岩屋の中とて
も遁れまじき世の理りにや皆なもの憐れや出ることを得ずして數多埋れ死しぬ去れば親は燃石の下に焦れやしけん子は岩屋の
内に埋れやしつらん妹せはらからもちりぢりなれば濛ふ雲のつくかたなきの心地して何處を當途と尋ぬべきや飯には飢へ水には

渴し歩むともなく匍ともなく石に跪き砂に泣りて蚯蚓の灰に塗れし如くのだれ迷ひて心たましひもなくなりはてぬ中にもちひさ
子どもの飢へ渴えていたふ悩み侍り得も生くまじう見へければ父母も犢をねふるの慈しみに堪へ兼ね詮方なき儘にうたてしとは
思ひながらゆばりをさへ手にためて飲しめたるもありしとかや又有村の湯治しける人の多かる中に鹿児島にてもよしはめる人の
母君のゐますかありけるに里人ともに打まじりて逃け玉ひけれとも老の身のいたはしくも勞れ悩みて得立ちたまはざりしを供せ
し男の子のいかはかり老實しく自重の者にやありけん己か脊に負ひ参らせ我が身に病の入るも知らずて晝夜の區別なうかき歩き
漸々二日の晝の頃瀬戸村まで辿り付き先つは心安かりけりとて外の供人に渡して己れは餘りに疲れ困じ侍れば些の間休みて後に
見え奉りなんとて土地なる人の倉の内に這入り衣引かつきて寝たりしが永き夜の夢醒めやすして終に其儘失せ果てぬるも無常
迅速の理りとは云ひながら何んぼう哀れなることにこそなど淀み勝ちなる涙川堰きも敢へすに打眩きたりけり此を見るにも彼れ
を見るにも涙まさりて得も云へず袖の外にほろほるとこぼれけるもげに哀れなる極みなりけり聽て此の濱邊に茅ふきの小室數多
作らせ人置いてはぐゝみけるとかや

七日の彼に至りて空も清らかなりゆき始めて夜の明けたる様なりけるも煙は猶ほ空に立ちのぼりて日毎に再び三たひつゝ鳴り
出でけるが灰の降るもあり降らぬもありて名残りなく怠れることはなかりき十二日の夜又地ふるひ出でつ櫻島より少しく東に當
りて雷の音凄じく絶え間もなう鳴り響きて煙打覆ひ月の光も見へず此度は砂にはあらで泥様の物の降りけるも又怪しことの限り
なりけり

或は早崎の頂燃へ崩れしとも云ひ牛根の地に燃え出でしとも云ひ觸しける程にこは何處までも燃へ来たりて此方の地つゝき總て
火の内になりぬべし杯皆な皆な現心もなかりしに三日三夜を過ぎぬれば早や音もなく煙も空に消果てける其の跡に櫻島向面の東
十七八町許り沖に九つの小島あらはれたり一つの島は白き色して砂なるべし廻り一里もやあらん其の西に今一つ是も砂島なるべ
し廻り二三町もあるべし外に七つは色黒し石島なるべし皆な小さき島にして瀬の些と高き様なり彼の二柱のさぐり賜ひし鋒の雫
にはかはりて祝融と云へる神の百尋に餘れる海の底よりかつけ出で玉ひし力の程恐れても猶ほ恐るべし昔し孝靈の御代五年と云

ふ年（孝安の御代と云ふ何れかまめならん）富士の燃出和銅元年（寶字八年）此の櫻島海ノ底より湧き出ぬと聞いては怪しと思ひしがかよう怪しき事に逢ひて怪しき事とも見へるも亦怪しからずや斯く島々の燃え出ける程のことなりければ此のあたりの海皆湯とや沸きかへりけん様々の鱗とも幾らともなうたゝれて浮び出て此處彼處寄り来りけるを浦人ども拾ひとりて食べたれども些も味はなかりしとぞ夫より後はさせる節【下は郎】もなく煙りのみ立ち昇りて鳴り出でたるは稀になりしかは人の心も何時しか長閑になりもて行きたのもしく目出度き春を迎へて安永九の年庚子にもなりぬ

餘所の里まで斯くは憐れの禍に遭ひて悩みける程にしあれば島の内は云ふも更なり向面黒神瀬戸脇有村古里皆な荒れ果てゝ人も住まはずなりぬ

北表に向ひし白濱より西又南に向ひし湯の村より西の里々疲れ痛めるなから能くもこらへ居けるに爰に又横様なることこそ出来にけれ

赤水の上に比翼谷と云へる岡あり其の麓からは堀ほう【？】廻はしたらむ様にくると深き谷となり雨の降りけるときはかの谷より流れ出る水赤水の前なる海に入りける故平生は一通りの水なき廣き河原なりけり今年五月雨の比彼の比翼谷堤もて塞ぎたらん様に砂に堰かれて水多く湛へたるか或る時といったう降り来りて砂の堤み一度に破れたれば流れ逆巻く水の勢【土ハ土でなく幸】ひ凄しく而も河原の頭に大なる石の轉ひ出て動きもやらず水にさからひける程に西と東に分れ流れて野尻赤水の家屋も皆は押流され畑地も残らず洗ひ崩し或は砂石をゆり入れしかば里人ども溜り兼ねて皆な餘所の里に移り行き終に二村ともに崩れたり海瀉の前なる江の島は飛岡の天神山より僅か一町にもたらばぬ程の舟渡しなりしが今年三月の頃より歩きわたりの所となれりこぞの降砂海に沈みたるが潮のさし引きにより来れるを波のゆりあけたるにやありけん流れ舟の如くになりけり垂水の里はいづこも砂の降らぬはなかりしがは何處を見ても雪の様なる白妙に埋れて越の白山も斯くやと思ひ出でられ又た白き草もや生ひ出でなん物言ふ鳥もや住み侍らんと思ふはかりなり此の渡りは太凡そ積ること二寸に餘り此處より北の方に至りてはいやおちに深く三寸若くは四寸の處もあり海瀉は五六寸又は一尺に餘りたる處もあり小濱は殊に深く三四尺或は五六尺にして軒端に達しければ詮

方なく皆な手を空しうしける由聞えぬ

海潟小濱の者ともはさらぬたに家も貧しく斯う深く積りたる砂なればいかにもする能はず遠つ親よりつたへたへて馴れにし里をは終に住み果てましきに至れるこそ哀れなる極みならずや誰れも彼れも斯かる災に逢ひぬれば彼等の身の上と入に思ひやられ上中下の分ちなく里人皆な誘ひ具して砂など半らの程なりと堀り開き助け得させましきやおほんいつしみ深き我が君の（景徳公のこと）仰せこと事侍りしかば皆の人々心よくうけひきて勇みつ挑み合ひて簣又はいしみ様のものにて荷い川近き所へ堀流し杯日あらずして其功成れり里人も大に悦び猶ほ自らも掻き發きける程に種子もの植ゑける地まで残らず開きぬ又櫻島のものとも數知らず亡ひける由を聞き賜ひける我の君は情なき死を致せしよ痛はしくも亦歎かはしき事なんあり如何にもして助くべき様はなかりしやとてあひなう御袖を絞らさせられぬかゝりければ心翁寺の道國茶憲禪師亡き人の苦しみを救ひ侍らんこそ出家の勤めなれとて數多の僧侶を引具して海潟の濱邊に出て櫻島に向ひ作善供養の讀經とも物し鶴鳴と號しける市川匡家と云へる學者をして國唐【×唐國】ぶりの文作らせ石面にえり付けて櫻島焼亡塔と記るし櫻岳寺の塔頭に建たりげに涙を落したる碑ともいふべからむ（其の文畧す）年も早や改まりける程に猶ほことしも煙の絶ゆる間はなく折りには灰も降り砂も些つゝは降りけれども人皆な常のことに思ひなしつゝ後ち後ちは怪しとも悔やしとも心づかで過しぬ此三四年前つかたにもありけん里謡に

島の御嶽がどろどろ鳴るが

村中早よ逃げやましほが

島は段々七島八島

金の止るは中の島嶋

杯謡ひしことのはやりけるに【×こ】そ怪しけれ斯かる災の出来べきさとしの讖文にやありけん今こそ思ひ知られけれ禍と福とはあざなへる縄の如しといへば懸て近き程に此上なう良き幸の出来侍らんは疑ひなかるべしと茲に筆をとどむ

【同人の櫻島燃記（訂正之分）の半分余りの量しかないが燃記にない記述も若干あるため別に収載】

正文在文庫

櫻嶋炎上記

安永八年己亥九月廿九日夜より十月朔日に至り 本府城下及東南北數十里の間、地の震こと頻なり、已に當日の未尅を過て、城下東方對岸櫻島の上に火を發し大に炎上り、火炎れば地愈震、地震へば火愈炎、或は相應するに似たり、或ハ相激するに似たり、而其烟の出や結て萬朶となる、族て數隊となる、沸騰すること驚濤怒浪の如し、競起すること疊嶂層巒の如し、愈升り愈高、幾丈を限るべからず、愈漫愈遠幾里を限るべからず、其光の耀や烈々焼天をは、則九重の上へ盡紅なり、煌々照海をハ、則千尋の底悉明なり、星斗爲之に色を失て出ること不能、魚龍爲之に形を現て遁こと不能、疾電縱横するは焰を閃なり、流星上下するハ石を飛すなり、迅雷動レ山をは其聲の振なり、烈風蕩レ海をは其響の轟なり、應是千巖崩て無底の谷に墜、萬壑陥て不測の穴に淪べし、大凡一晝一夜所レ觀奇々怪々にして難レ名難レ狀、變々幻々にして難レ認難レ指、見レ之者ハ乍目の眩を恐、聞レ之者ハ頓に耳の塞を覺、若レ是なること五日を経て而して後稍微なり、然共其火勢未ざる二遽已一なり、或は三四時を過て炎、或は一二日を隔て炎、其烟已に伏せり、而復起、其聲已に止れり、而復鳴、又東北五六里の海底より炎上る、其響日夜隱々として不レ已、既にして海上頓に中洲を現す、水を出ること高サ貳丈餘、周半里許なるへし、蓋一月を既て全く無事なり、是に於て櫻嶋の形、突然として出る者は平となれり、隆然として起者ハ凹となれり、復舊日の面目にあらず、如其城下の人民初て火の作を見るや、家々周章し、人々倉皇し、座して席を不レ安、食して味を不レ甘、荷擔して立、包袱して出、互に相驚して或は餘焰將レ及といふ、或は飛石將レ落といふ、或ハ海嘯將レ至といふ、訛言區々にして人情洶々たり、既にして而して城下に灰を雨す、飄飄として風に随ひ、繽紛として地に滿、碧瓦朱甍俄に素を積、青松綠竹頓に花を著、至若簾戸に入り筵席に集り、器皿に落、飲食に糝、而して道を行く者は張レ傘を戴レ笠をといへとも撲レ面を味レ目に、頗る患をなせり、然而時方に三冬に向、日夜西北風多し、東南風少し、是を以て城下灰を雨すこと猶差少しとす、垂水・牛根・福山等の諸邑、下風に在者ハ、則灰を雨すこと簸レ沙をに似たり、石を飛すこと投レ礫をに似たり、隴畝を没、溝渠を埋、菜蔬を殺、草木を傷に至る、而峽内十餘里の間には往

々浮石屯聚す、厚六尺許、周半里許なる者あり、以て舟楫の往來を絶といふ、若乃櫻島に至ては、則地の震こと他所に十倍せり、室に入れハ恰も鞆に乘に似たり、庭に出れば却て紅海に漂に似たり、臥ときは則轉、立ときハ則顛、行ときハ則僵、其患既に不可言者あり、而其火の作るに及てや盤石の落こと霰の如し、俄頃の間に積で五六丈に至る、灰燼の降こと雨の如し、須臾の際に深さ二三十尋に至る、飛鳥も翼を折、走獸も蹄を傷り、輕猿も枝を墜、老馬も道を失ふ、加之黒烟湧出上下に充、四方に塞る、冥々濛々陰々漠々たり、是に於て其民座者は起に不レ及、立者は走に不レ及、或は抑壓せられて死す、或は亂撲せられて死す、或ハ掩埋せられて死す、不レ然は則或は舟を争て紅海に溺れ、或ハ方を失ふて溝壑に陥り、或は路上に羸頓し、或は巖間に飢餓す、數日の後に及て戸口を點檢するに嶋民死者總て百四十餘人なり、鷄犬牛馬の死者に至てハ枚擧すヘからず、而して東北海上七八里の間には、則魚の死する者無數なり、蓋海底の炎の爲に傷らるゝと云、是に於てとひつたへいふいかたしが、こかしかしらたすひたい、いつかたしが、をりこしほねうちかくは、某處に屍あり已に壘粉となれり、某處に屍あり都鄙傳言、某處に屍あり焦レ頭を爛レ額なり、某處に屍あり折レ脅を摺レ齒をなり、某處に屍あり已に壘粉となれり、某處に屍あり殆ど臭腐となれり、某岸に漂到の屍は小兒なり、某色の縞を着たり、某岸に漂到の屍は婦人なり、某色の帶を帶せり、慘毒の甚間に不レ忍なり、嗚呼是日如何なる日哉、無レ辜の民をして如此の極に至しむるなり、然とも櫻嶋の地に十八村あり、而火の作ことや適に古里村・有村・脇村・瀬戸村・黒神村・高面村の上に當れり、是を以て六村の民死者多し、其外十二村の民は則免者多し、乃麋鹿の屬の如は、海を洄て北のかた吉野に至者あり、而火作の日、公命して速に舟舩數百隻を出し、輾轡相接して嶋民を濟す、是を以て老を扶、幼を携て免者二千餘人なり、又於城下菅舎數十間を作て以て之を置、倉實數百斛を出て以て之を飼、是を以て其初て到や、則露處飢死の患に免るゝことを得たり、既にして又庫錢二千緡を出して以て之を賜ふ、是を以て其反に比てや則以て居處を繕、産業を治ことを得たり、嗚呼我、公の嶋民に徳あることや大なりといふべし、抑又聞レ之櫻島の絶頂に權現社あり、號して是山の主と稱す、世俗相傳て其神兔を愛すといふ、是に由て嶋民若兔を見る者あれば、輒拜レ之、平生其名を諱て不レ敢言一に至る、其之を尊信すること如レ此、而毎年是の日を以て祀レ之、未嘗て懈さるなり、則爲二之神一者亦宜く禦レ災壓レ難て以て祚レ之へし、而に今日反て是山をして是禍を發せしめて以て害レ之する者は何哉、豈民の自ら其咎を招歟、將神怒る所ある歟、抑禍福の數は神といへとも奈レ之何ともすることなきなり、然共神自尊こと不レ能、必ず人に依て

而後に尊なり、故に曰、民は神の主也、若一嶋の民をして靡^レ有^二遺^一しめは、則神も亦當に其祀を廢^レべし、今や幸に我公の徳に賴て餘の黎民性命を保、郷土に歸、復神の主となることを得たり、則神も亦巍然として斯土に廟食すること初の如し、是に由て觀^レ之、我公の徳は唯民に被^レのミにあらず、亦神にも及なり、蓋公素より愛^レ民の心あり、一たび其災を被^レを聞、愍然として而之を憐む、是を以て倉廩を發、府庫を啓て之を振(賑カ)救すること如^レ此其速なり、則一嶋の民其徳を感すること宜く如何とすへきや、唯一嶋の民感^レ之のミにあらず、一國の民も亦感^レ之すへし、一國の民感するときハ則鬼神感すへし、鬼神感するときハ則天地感すへし、是に於てや必ず將に和氣降て五穀熟し、嘉端見て百祿臻んとす、則我公も亦宜く以て千秋萬歳の福を享へし、於戯休哉、既にして而公以爲、非常の災不^レ可^レ不^レ記なり、因臣山本正誼に命して書^レ之せしむ、謹て按に、続日本紀に廢帝寶字八年十二月似^レ雷非^レ雷、時に當^二大隅・薩摩之堺^一烟雲晦冥、七日之後天晴、於^二鹿兒嶋信爾村之海^一沙石自聚化成^二三嶋^一、望に似^二三四阿之屋^一とあり、此說嶋の名を不^レ著といへども其地と形とを以て之を考れば、則其櫻嶋たること疑なかるべし、其後文明八年櫻嶋炎たり、其事福昌寺所藏舊記に見へたり、今所謂炎崎は其遺跡なり、其後は年復炎えたり、蓋土中に硫黃の氣あり、故に有^レ時而炎と云、然共寶字八年よりは年に至り千有餘年なり、而其間炎ること^二一に過されは、則絶て無くして而僅有^レの事なり、非常の災といふへし、然ども天災流行國家代有、適に其に至るときは則固に人の豫防^レとくところにあらざるなり、但し非常の災に當て而非常の徳を施す、是我公の之を濟^レゆゑんなり、其事宜く傳ふへきなり、故に臣謹て詳に之を書すること如^レ此、公又畫工をして櫻嶋炎上の圖^二一枚を寫さしむ、一ハ畫の所^レ觀を寫す、一は夜の所^レ觀を寫す、所謂難^レ名難^レ狀難^レ認難^レ指と云者をして眼目の下にあらしむ、則畫も亦巧なり、而して一たび其卷を開く者各自ら觀^レ之へし、故に不^レ復言^一と云、

安永八年歲次己亥十月知學事臣山本正誼謹記

公命既に倉庫を開て嶋民を救へり、是に於て城下の富商大賈先を争て之を救者あり、或ハ錢若干緡を以衣服を買て之を與者あり、或は米若干斛を以餼粥を爲て之を飼者あり、或ハ粟若干斛を官に納て振貸の用を資者あり、其尤者を曰^レ某と曰^レ某と曰^レ某となり、嗚呼上好^レ仁則下好^レ義こと固に如此なる者あり、下の義を觀ときハ則益々以て上の仁を知べし、故に附^二録^一す之を、

安永八年亥九月二十九日夜五ツ時分より地ふるひ出し次第に強く翌朔日猶以強如何変事出来哉と皆肝をつぶし居る朔日八ツ時分古里村の上より燃出かる石ハ有村の上より燃吹出同時に高免村の上よりも燃出かる石黒神村の上よりも双方同時に吹出し鼠色の煙北風強にもかます立登り天をつらぬき大岩を吹飛し上よりハ落ち下よりハ吹上げ打合音燃の音數百万の雷集一度になるか如く其有様夥敷言葉にも筆にも難尽天地覆へるは今やと思ふ計りにて外に出居兒ともは我家に帰ることもなく人皆船より鹿兒嶋又ハ磯の辺へ逃去り船に乗りおもひおもひに逃渡る親は子を尋ね子は親を尋逢候人多自分は拾三歳にておとろしくおもふ計にて其年小池村祭前にて智上山隆仙頭立にて自分并母其外下人共迄も五社大明神へ参り居候処双方一度ニ燃出候故直に走帰り候處【庖部の処でなく匆。以下同じ】親次右衛門五拾歳計にて差当りの諸道具取集め侍居候【旁のみ】故家内并隆仙家内乗組自舩板付より磯へ漕渡り白石猶之助殿知人にて彼所へ家内不残相頼置親次右衛門下人共目召つれ直に漕戻り又ハ諸品乗付け二日夜明け前下町市宿【?】松元正左衛門所へ預置直ニ漕来家内を乗せ正左衛門所へ家内一所ニ罷【四】の下の右は去で左のムの下は日。以下同じ】居候事

一親次右衛門事其時横目相勤居候処翌二日より御用多事

一朔日より上下町津畑へ火消其外御役々御張出有之嶋の内一人も不被召置筋にて足輕二人ツ、乗せ付迎船として數十艘ツ、三日の間小指を立被遣候事

一全【人屋根に工】九日に相成候得者雙方共しまい居候故諸具等は正左衛門方に相頼置家内帰宅いたし候得共親次右衛門ハ御用有之鹿兒嶋へ罷居問屋詰いたし候事

一古里村有村脇村瀬戸村黒神村高免村右六ヶ村の者共浦々へ逃居候【旁のみ】を砂糖藏内へ被招呼砂糖藏内へ木屋掛け有之人數改米並野菜薪等其外枕具類迄御着屋より役々方へ御引渡有之御○（貯）被仰付候

一 古里村燃は朔日七ツ半過に海中に燃下り其時の大風の勢【土ハ土でなく生】に古里村の伊兵衛次郎右衛門土藏吹崩し土臺石内に之分迄も海に吹込候古里村の内高岩といふ高き大岩有之候処其火風に中程より吹折たる由

一 かる石は有村の黒神村の上両所より燃出ふる事五月の雨よりもあつく(厚?) 風下瀬戸村脇村有村の儀は眞のやみよりもくらく■■時分より翌二日大暁時分■■ふりつもり候故瀬戸村脇村有村は壺丈三尺計埋候事

一 瀬戸脇有村三ヶ村の者は大形牛根垂水の方へ逃渡り少し遅相成候船はかる石海をふさき船をはさみうこき兼候故手にて行先きを薄め朝の八時半時分に乘出候船翌二日七ツ過濱平浦へ漕付候由

一 瀬戸の渡を朔日夜入候て四人列にて歩にて爲渡者有之候由推量あるへし

一 瀬戸村の丸木船脇村有村瀬戸の若き女共拾式三人男四五人乗組にて逃行候得共其俣【?后?】行衛不相知丸木船は根召の内鳥濱と云ふ所へ流爲參由 船に乗せ上方地へ列越女郎屋へ賣候説有之候

一 陸地に残り居る人々はつぶひたなの戸類の品をかふひあつちこつちへあるきたる人ハ無難【偏は文。以下同じ】候へ共土手のかげ岩のかげ杯にやとひ居たる人々は軽石すゝれかふひかる石に埋められもせ(蒸【?】)死いたしたる由■■脇村の内ばかり谷に爲入者都てかる石すゝれ掛爲相果由其以後水出候節にもせ死致候死体洗出し見分有之て海涯高き岩かけ杯に■も【?】入候もかる石すゝれ掛りもせ死したる由

一 有村御假屋焼失御番所は残居候処屋根迄もふりかくし出る方なくもせ死居候を見分有之候

一 瀬戸村藏之噺【?丞?】土藏の内へ鹿兎島の人親子外に瀬戸村の者共三人死居候處に窓迄降かくし出る事難成是ももせ死いたし又も燃出る事も可有之其時は地ふるひ出るへし用心爲るへし

右様の時は谷のそこ岩のかけ土藏の内杯やとるへからすかならすならす

一 高免村黒神村の者共ハ則福山國分加治木へ相逃候処高免村燃は燃出候場所にてやはり燃立居三日 燃下り高免村村中燃に相成候得共朔日早く相逃候故怪我人無之候事

一新燃島出来候辺八拾尋計深さの所にて折々夥敷燃立漸々嶋出来候其時は汐あけ引時は瀧の如レ落にて繋置き候船とも繩をはり切怪我いたし候船間々有之候沖の方へくり出し置事専一なり漸々島七ツ出来候右七ツの内二ツハ漸くに引入汐干にも不見得候今人の居付いたし候島は本出来の時壹里餘り廻りにて三角の島にて候其時右嶋なたにさよひ魚付居戸柱腹白魚懸り候用に谷山の獵師共丸木船式艘壹艘に四人も乗組罷居候処丑三月十八日八ツ半時分俄に燃出嶋高の下より燃出高の岡燃崩し谷山の丸木式艘虚空に吹き上高免村の波打涯より式百間計有之候処に微塵ニ相成落爲居由八人の獵師共はかはらの鬼に相成浪涯へ死体爲有之由白濱村の者共多人數高免村の内へ燃に付枯薪取に参居右人數の内七人あつくとろ（熱きか）ふりやけ死いたし候由濱辺へ罷在候故あつくとろふひ少し上手の方へ罷居候者共はとろ薄き故少々は皮はけ候得共相助り候事

一右燃出来嶋へ享和三年ニ赤水村の？左衛門頭取にて移方願出御免有之家内移る

一黒神村の者共方々移る二十家内はやはり黒神村へ罷在り候右燃へ砂とろふひ漸く草木しけり作物等出来候故脇郷へ差越候者帰参致候事燃以后湯治出来候

一瀬戸村の者共同ひ方々へ移る藏之丞一類の者共計瀬戸へ罷居候処山も黒神全【人屋根に工】様魚も取得候故脇郷より大形帰参す

一脇村は鹿兒島其外郷々へ移

文寛■野尻村の次郎八頭取にて移る

一有村の者共脇村全【人屋根に工】様ニ他郷へ移る

文寛■湯之村者共移る

一古里村も全【人屋根に工】様他郷へ移る湯の村へ親類有之者は湯之村へ二三年罷在古里村へ帰る燃涯へ湯治出来候事

一黒神村湯治は燃以后に漸く出る光久公の御代ニ爲有之由ニ候得共其後無之候処燃以後ぬるく有之候得共漸々あつく相成候事

安永八年癸【×己】亥十月朔日櫻島岳大二火ヲ発ス初九月二十九日亥ノ上刻ヨリ方數十里地震甚し翌朔日ノ己【×己】午ノ刻ニ至リ島中ノキ水悉ク沸騰シ所々水迸リ出ヅ又海水紫色ニ変ス未刻ニ至リテ山上両中ヨリ忽チ一帯ノ黒煙立登リ須ラクアリラ【?】大ニ鳴動シ東西両所一時ニ炎エ上レリ火炎ユレバ地震ヒ地震ヘバ火愈【上は僉。以下同じ】炎エテ未刻ニ至リテ山上ヨリ忽チ一帯ノ黒煙立登リ須ラクアリラ【×テ】大ニ鳴動シ東西両所一時ニ炎エ上レリ火炎ユレバ地震ヒ地震ヘバ火愈炎エテ沙石ヲ飛バシ泥土ヲ流シ黒煙空ヲ覆ヒ白日変シテ暗夜ノ如シ火炎イヨイヨ壮ナルニ随ヒ其光天ヲ焼キ海上ヲ照スコト數十里ナリ或ハ焰ヲ閃スコト疾電ノ縦横スルガ如ク石ヲ飛バスコト流星ノ上下スルニ似タリ又燃ユル音雷ノ轟クガ如クシテ地震ヒ晝夜ノ所觀變幻萬態ニシテ名状スベカラズ是ノ如クナルコト五日ヲ經テ炎火稍微ナリト雖【偏だけで旁なし】モ其火遽ニ止マズ或ハ三四時ヲ過ビテ炎エ或ハ一夜ヲ隔【?】テテ炎上カリテ又東北五六里ノ海底ヨリ炎エ出デ海上俄ニ洲嶼若干湧出ス凡一月ヲ經テ漸ク無事ナリ於是櫻島ノ形状變シテ凸ハ凹トナリ凹ハ凸トナリテ舊日ノ形ニ非ズ初城下（鹿児島市）ノ人民其火ノ起ルヲ見ルヤ余焰將ニ及バントイヒ或ハ飛石將ニ落ント云ヒ或ハ海嘯將ニ至ラントイヒ訛言區々ニシテ人心安カラズ既ニシテ城下ニ灰ヲ雨スコト甚シ此島ハ城下ノ東ニアリテ此時日夜西風ノ風吹ケル故ニ城下灰ヲ雨スコト稍少シ垂水、牛根福山等ノ諸邑其下風ニアルノハ灰ヲ雨スコト沙ヲ簸ガ如ク石ヲ飛バスコト礫ヲ投グルニ似タリ隴畝ヲ没シ溝渠ヲ埋メ五穀草木ヲ傷クルコト又甚シ其下風ニアル内海數里ノ間ハ浮石屯聚スルコト厚サ六尺許ニシテ舟楫ノ往来ヲ絶ツ又其浮石ノ上ヲ踏ンデ垂水ニ涉レルモノアリシトゾ又櫻島ニ於テハ地ノ震フコト他所ニ十倍セリ立テバ顛ビ行ケバ僵ル其ノ火ノ起ルヤ盤石ノ崩レ落ツル音雷ノ如ク沙石ノ降ルコト殊ニ甚シ加之黒煙湧出シテ上下ニ充チテ四方ニ塞リ島民死【上は一でなくト】スルモノ數ヲ知ラズ或ハ船ヲ爭ヒ溺レ或ハ方角ヲ失フ數日ノ後戸口ヲ点檢スルニ島民死スルモノ總ベテ百四十余人ナリ其損傷セルモノハ枚擧スベカラズ鷄、犬、牛馬ノ死スルモノハ推シテ知ルベシ又東南海七里ノ間ニハ魚ノ死【上はト】シテ海ニ浮ベルコト夥シ始メ火ノ起レルハ湯之村、有村、黒上村向面村等ノ上ニ當レリ是ヲ以テ此村ノ死【上はト】傷多シ火起ルノ日國守命シテ速ニ舟船數百隻ヲ出シ島民ヲ濟フ是故ニ其老幼携ヘテ城下ニ避クルモノ二千余人ナリ廼チ城下ニ於テ第舍數十間ヲ作ツテ之ヲ置キ倉米數百石ヲ出シテ之ヲ與フ故ニ島民露處餓死ヲ免ル又庫錢二千緡ヲ出シテ之ヲ與フ故ニ其島ニ還リ之ヲ以テ居処ヲ修シ産業ヲ治ムルコトヲ得タリ是皆國守ノ仁惠ナリ後ニ大坂ノ人云ヘルハ安永八年十月二日大坂ニ沙灰降ル諸人大ニ怪シム時ニ丹後浦島ノ人來リ彼海邊ニ浮石夥ク寄來ル是海島ノ燃ユル

ナラント云ヒシニ果シテ櫻島ノ事ヲ聞キタリトゾ其頃ハ城下日毎ニ西風ノミ吹キツ、キタル故ニカク速ニ大坂マデ沙灰ヲ降セシナルベシ先是櫻島童謡ニ曰ク「二ツアヒカラ雨流ス雨ハ流サス沙流ス後ハ火ノ粉ノマル焼云々」ト謡ヒシガ果シテ此炎上アリシトゾ凡山ノ火ヲ発スルハ必ズ朔望ノ交ヒニアリテ海潮ノ候ニ随フトイヘリ。

安永八年櫻島ノ破裂 善左衛門記録 新聞所載 安永櫻島噴火史料 上四後半 大正三年二月二七日鹿兒島朝日新聞

安永八年巳【×己】亥十月朔日未の刻過る比晝飯を終へ居宅表の縁側に休み居候處【庖部の処でなく匆】櫻島の半服より少し西の方に白く打綿の様に煙見得候に付不思議に被存家内の者共江茂申聞候處無程燃出し白煙たちまち絶頂の高さにあかり候かと思得候處又南の方の嶽より急に燃出し煙細く太く舞茸の頭を見る様に有之候處次第に火勢【土ハ土でなく生】強く成り稲光り夥敷見得又雷の鳴事甚【ルでなくメ。以下同じ】敷打上る石と下る石と互に打合横様にとび其勢【土ハ土でなく幸】ひに火焰を出し其すさまじき事中中筆にも難及候晝は黒煙打覆ひ夜は火焰顯れて只晝夜震動止時なく立付置し戸障子をも自然とゆり明け候事幾日とも不相知候然處日数三四日も相過候而より牛根郷役々より戸板壹枚宛相携江彼方江相續候様にとの掛合有之いづれも駆付候我等も其通に候左候處鹿府吉井金九郎様并御内儀御子下人下女五人被召列櫻島江祭禮【偏はネ】に付御越し之由に候處右通大變に付舩より牛根の様に御迦【？迹】被成候得とも軽石多分に海上をつきとめ候ゆ江急に御通舩不相調候に付舩近より少きよまを投げ付け候而段々と繰越にして大綱を以て陸江引付候而漸御上被成別而危事にて候由右の外にも鹿府より嶋江御越之方多人數にて為御迎御續被成衆御果被成も有之由に風聞いたし候此時牛根麓邊は砂灰六尺餘降積り居宅の軒をも埋み隠し候故家の棟を穿破り夫より出入為致由二川村より境村并爰許大廻村邊は次第二砂浅く然とも二川境迄は田地も都て相禿候大廻におひては少々の砂上等にて相濟候瀬戸村潮深く砂深く積りし所は歩渡りしたるも有之また浅き所にては底にふみ入候而死する人も多く為有之由右大變に付嶋中死亡の人数百貳拾人餘に相及候由承候

一、右燃出候而四五日茂過候而より爰許濱邊に軽石多く流れ小魚【烈火でなく大。以下同じ】のひれ尾はち杯【×杯】損候死魚又は生魚も余多寄来候夫より日數も立候而よりは鮪【烈火でなく大】又ははち杯いふ大魚も至極痛み候て流寄候ゆへ人々手取いたし候へとも別而硫黄之氣強く喰ひ候義は不相成候當小廻の儀は風并宜敷故か小石少々降来り候迄にて垂水高隈百引市成恒吉杯【×杯】の諸在は砂上の場所多分にて候處地面別而位落に相成候由尤御郡奉行其外御役々被差越御見分の上畑作は都て見掛にて上納被仰付候由

一、燃出候翌晩より嶋の渚より海中へ火相見得候に付不思議と申合候處五七日も相立候而より西の方に石嶋一ツ致涌出南の方にも同断涌出いたし夫より次第に西南に石嶋都合八涌出いたし候然共追々小島の分は洗崩し當分には大小の島五つ残居候我等一生の中嶋涌出の義眼前に見届置候事稀成珍事と相考候

一、御牧ノ内下原方限砂灰降埋の青草毫【？毫？甘ワ毛】頭無之いげ藪杯【×杯】相見得候迄に而候ゆへ馬草用として長草御買入に相成舩にて爰許浦江積廻夫より馬にて牧江附越候得は飢に及居候馬も余多集来り争ひた【×は】み候母駄八百疋余死馬に相成候小産子は数不相知候

一、右大燃の節【下は郎】は我等事も齡八歳にて候當子年迄に五十ヶ年に相成候

一、文政七年申五月二十日晚居屋鋪内江有之候水臼の脇に四五人持位の大石有之候處夜の間紛失いたし候怪敷事共に候樋之口江仕掛置候竹右の石に差付居候得共何の障も無之其尽【？俣？】にて少々のゆがみも無之候尤其石は何の見所も無之崩石に候へは庭石杯【×杯】に好者の小盗取にもあらずとか甚奇異の事にて候然處其夜の晩にて候へども我等屋敷邊にては何も騒々敷物音も無之候得共脇々にては辰【？】上り共にては有之間敷哉と取沙汰為申由不思議の事にて候

一、文化七八年の比かと相考候若御子の磯渚江鴨ねらいして差越居候柴垣の内にて火付置候火繩壺曲暫時の内に紛失いたし候燃後迎も無之不思議の事にて候

右櫻島震火の次第より外両趣の儀は我等一生の中慥に見及候事ともにて後の人の口碑にも残さまじと拙き筆をも不顧かく記置ものや

年齢七拾七歳

善 左 衛 門

文政十一年子八月記之置

此記文は拙者草稿にて川崎四郎左衛門様御添刪有之後世に残置者也

安永八年巳【×己】亥十月朔日未之刻過る頃昼飯を終へ居宅表の縁側に休み居候處【庖部の処でなく匆。以下同じ】櫻島の半服より少し西の方に白く打線【×綿】の様に煙見得候【旁のみ。以下多く】に付不思議【×議】に被存之者共江茂申聞候処無程燃出し白煙たちまち絶頂の高さにあかり候かと思得候処又南の方の嶽より急に燃出し煙細く太く舞茸の頭を見る様に有之候處次第に火勢【土ハ土でなく幸】強く成り稲光り夥敷見得又雷ノ鳴事甚【ルでなくメ。以下同じ】敷打上る石と下る石と互に打合横様に飛ひ其勢【土ハ土でなく生】ひに火焰を出し其すさまじき事申中々筆にも難及候昼は黒煙打覆ひ夜は火焰頭れて只昼夜震動止ム時なく立付置し戸障子をも自然とゆり明け候事幾日とも不相知然処日數三四日も相過候而より牛根郷役々より戸板壹枚宛相携彼方江相續候様にとの掛合有之いつれも駈付候我等も其通二候左候処鹿府吉井金九郎様 (三十七八才ノ由二候) 并御内儀 (三十四才二候由) 御子 (十四五才) 下人下女五人被召列櫻島江祭禮【偏はネ】二付御越之由に候処右通大變に付船より牛根之方に御迦【?迹】被成候得とも軽石多分に海上をつきとめ候ゆへ急に御通船不相調候二付船近より少きよまを投げ付候而段々と繰越にして大綱を以陸江引付候而漸御上被成別而危事にて候由右の外にも鹿府より嶋江御越之方多人數にて為御迎御續被成候衆御果為被成も有之由に風聞いたし候此時牛根麓辺は砂灰六尺餘降積り居宅の軒をも埋み隠し候故家の棟を穿破り夫より出入為致由二川村より境村并爰許大廻村辺は次第に砂浅く然とも二川境迄は田地も都て相禿候大廻におひては少々の砂上等にて相濟候瀬戸村塩早く砂の深く積りし所は歩渡りしたるも有之また浅き所にては底にふみ入候而死する人も多く為有之由右大變に付嶋中死亡之人數百貳拾人餘に相及候由承候

一、右燃出候而四五日茂過候而より爰許濱辺に軽石多く流れ小魚のひれ尾はち杯相損候死魚又は生魚も余多寄来候夫より日數も立候而よりは鮪【烈火でなく大】又ははち杯いふ大魚も至極痛み候而流寄候ゆへ人々手取いたし候へとも別而硫黄之氣強く喰ひ候義は不相成候当小廻之儀は風並宜敷故か小石少々降来り候迄にて垂水高隈百引市成恒吉杯の諸在は砂上之場所多分にて候処地面別而位落に相成候由尤御郡奉行其外御役々被差越御見分之上畑作は都て見掛にて上納被仰付候由

一、燃出候翌晩より嶋の渚より海中へ火相見得候ニ付不思議と申合候処五七日も相立候而より西の方に石嶋壹ツ致涌出南の方にも同断涌出いたし夫より次第に西南に石嶋都合八ツ涌出致し候然共追々小島の分は洗崩し当分には大小の島五ツ残居候我等一生之中嶋涌出之義眼前に見届候事稀成珍事と相考候

一、御牧之内下原方限砂灰降埋之青草毫頭無之いげ藪杯相見得候迄に而候ゆへ馬草用として國分より長藁御買入に相成船にて爰許浦江積廻夫より馬にて牧江附越候へは飢に及居候馬ども余多集来り争ひはみ候も八百疋余死馬に相成候小産子は數不相知候一、右大燃之節は我等事二十八歳にて当子年迄に五拾ヶ年に相成候

一、文政七年申五月二十日之晩家屋浦内江有之候水臼之脇に四五人持位の大石有之候処夜の間紛失いたし候怪敷事共に候樋之口江仕掛置候竹右之石に差付居候得共何の障も無之其俣にて少々のゆがみも無之候尤其は何の見所も無之崩石に候へば庭石杯に好者の小盗取にもあらずとか甚奇異之事にて候然処其夜風雨之晩にて候得共我等屋敷辺にては有之間敷哉と取沙汰為申由不思議之事にて候

一、文化七八年之比かと相考候若御子の磯渚江鴨ねらいして差越居候柴垣の内にて火付置候火繩壺曲暫時の内に紛失いたし候燃後逆も無之不思議の事にて候

右櫻島震火之次第より外兩趣之儀は我等一生之中慥に見及候事ともにて後の人の口碑にも浅さましと拙き筆をも不顧かく記置ものや

年齢七拾七歳

善左衛門

(或ハ喜左衛門トアリ)

文政十一年子八月記之置

此記文は拙者草稿にて川崎四郎左衛門様御添刪有之後世に残置者也

出(ツ) 來 島

過し年薩州櫻島大燒の後其海中時々沸騰して海水煮へあがり海面に火もへ出て大海の水皆熱湯と成り海中の魚類大小の差別なく皆死せり其海の沸騰する勢に百尋に餘れる海底より土砂沸上り新に七ツの島を生ぜり第一に大なるは一里七合廻り其外一里半或は一里など大小色々あり其後海中煮へしづまりて彼島堅まり國土と成れり余が彼地に遊びし頃は彼島出來てやうやう四五年にもや成らんほどちかき事なれば島の上に草木もなく唯白砂の島なりき其あたりの人の物語れるは近き頃は島多く島に付り鳥付けば草生ず草生すれば樹木も追々に生ず樹木生ずれば水湧く水あれば人民の居住も出來て耕作の事もなれるといひし其後京へ歸り年過て彼國の人の登り來れるに聞けば近年は樹木も多く生ひ茂り潔白の水湧て人も住るゝやうに成りぬれば隅州より新島に宮居を建て宮守を置參詣の人もありといへりいと早きもの也此大地の中に國土を生ぜし事をまのあたり見たることも不思議あまりあり此日本國なども神代のむかし湧出たるなどいと物がたりは只うはのそらに聞てまことゝも覺へず有けるがかゝる事をまのあたりみれば空言にてはあらざりしと思はるもと櫻島も養老二年此海大にもへて天地晦冥し一夜の間に七里餘廻りの高山湧出てさくら嶋と名付し事とそ櫻嶋は比叡山よりも遙に高く大なるに人民多く田畑豊饒にして繁盛の嶋なり又櫻島のほかに二つの小嶋あり沖小島小波島と名付くこの嶋は文治年中に出來たりといひ傳ふこれらの事唐土人などに聞しめば空ごとにて只怪談のやうに思ひ信ずべからざる事なれど廣く世界の事を聞けば阿蘭陀より日本へ來る海中には日本より廣き一大國過し年海中にくほみ入りて今にては只其國にありし高山の巔ばかり所々海面に出没せりといふ新に嶋の生ずることもあれば又國の沈み入る事も有べし何事も小智にては計りしるべからず

山 汐

安永年間薩摩の櫻島山大に焼て後山上より大水溢れ出て田地民家大に損ぜり所の人これを山汐といふ抑此櫻島といふは海中にありて麓のめぐり七里山の色黒く一峯に聳て比叡山二つばかりも重ねたる如くに高しふもとのめぐりに人家田地ありて富饒の所なり其峯の焼たりし事は希代の珍事にてくはしき事は別巻にしるせり其焼漸鎮りて人々も再び活たる心地して悦あへる所に或日又山の峯震動しておびたゞしくすはや又焼上るかと思見る程に山の峯より雪をとけるが如き物眞逆様に落來る何事かといふ程こそあれ大水山を碎き石を飛ばし樹木を抜てまくり落る其水先きに當る所は人家田地の差別なく只一刻の間に大海へ突出せりさばかりの嶮岨なる高山の峯より海を切り落せるか如き大水眞さかさまに落來る事なれば其勢ひの急なる事たとへんものなし人馬ともに逃るいとまもなくしかと見定めたる者もなしとかや予も其地に渡りし時其後をみたりしに其水筋は大なる谷となり其傍の田地の中或は小だかき岡の上などにも大き二丈三丈あるひは五丈六丈にも及へる石ながれ残りかゝる大石の事なれば人力に動かす事もあたはず田畑【×畑】などもさまたげられながら其まゝ捨置り是を見るにもまことにかゝる大石の水の爲にながれ下れる事其時の水勢思ひやられたり今も櫻島の小兒のうたう歌をきけば嶋のおたけかどろどろ鳴るそ村丈【×中】はよにげ山汐が來るとうたへり其ときのおそろしかりけん事みるがごとくなり

すべて高山大やけの後には多くは大水溢れいづる事あるものなり天明癸卯信州淺間がたけ大焼の時の洪水もおびたゞしかりし事みな人のしるところなりその委敷事は又別巻にしるせり

海 水 増 減

鹿兒嶋の海は入うみなり西の岸は薩摩東の岸は大隅なり南北凡二十里餘東西十三里にあまれり此海の眞中にさくら嶋有廻り七里なり此海南海のことなれば潮の満干常に多し然るに安永年中さくら嶋大焼の以後此海の水五六尺高くなれり所によりては一丈餘も高し鹿兒嶋の城下も下町築町といふ邊は月の十五六日潮の高く滿る時には近年海水町に溢れ登り甚難義に及べり余が旅宿せし小山幸右衛門宅などの庭の中に潮みち來り常に難義せり十四五日の頃潮高ければ町中高下駄にても歩行しがたく洪水のごとし國主よりも色々堤などを築て潮の防ぎあれども全体の海高く成たる事なればいかんともしがたし大隅の國加治木の近邊の濱手の村は潮に引取られたる所もあり又潮にたへかねて一村引はらひ高き地面に移り住る村もありかゝる大海の水の五尺も一丈も全体の高くなれる事いかなる故ともしる人なしまことにさくら嶋の焼し事は大變成しかども海の埋れて水のたかくなる理もあるまじ七つの新嶋を出現せしかとも大海の中にとりては増減するほどの事にはあらず彼邊の人の一説には櫻島の峯やけて土中より夥敷土砂を吹出しぬれば薩摩大隅二ヶ國の地中の土砂を吹上げて此二國の土地低く成たる故に潮高く登り來るなりといふこれもあまり廣大なる説なりいづれ此入海ばかりの水櫻島焼の後よりたかく成たるは奇異のことなり

【以下「潮の満干は天地の脉動なり然れともまた土地によりて少しづゝの違ひあり」として全国各地の例を引く】

四位揖右衛門聞書

庄内地理志 卷九十から

都城市史 史料編 近世四 一八四〜一八九ページ

安永八年九月廿九日夜此方地震五、六度、翌十月朔日昼時分より空曇り、雷の様に鳴出し、桜嶋大燃之由取沙汰有之、七ツ過より白砂降、よるまでも降、ゆるき雨なしに雷なり、本町蔵の鬼瓦に落、又中尾福山の並松、早水四くの柱ほと杉式本に落過、此方砂ハ三部程積、椀山ハ都城より深く、鷺巢ハ椀山より又深く積候、升たけ降候よし、安久・田辺強く灰降候よし、上長へも此方よりハ少しつよく候、梶山も此方より深く、浦ハ麓より強くつミ候由、安永辺ハ少もふらす、河東辺もまれに降り候由、末吉も五寸計降、一日に取甘藷を三日はかりに取候よし、敷根は灰計降、桜嶋燃出しより三、四日ハ飯を炊に鍋を取まへ居候よし、地震此方よりハ強く聞へ候、堺ハ四、五尺砂降、甘藷を堀出す事、山いもほるほどの難儀仕候よし、牛根は八尺の砂ふり、市成ハ一尺一寸、家の後軒端に砂つゞく所も候由、朔日より二日迄ふり、握りめしほどの石降て、笠もふり破り候よし、市成・百引・垂水・新城・花岡・恒吉・高隈・牛根等ハ草木の外ハ皆いたミ候よし、市成の鹿之允殿咄に、大名竹の外（同国肝属郡）の竹ハ皆葉枯落、唐竹よりも竹ハ葉もなく成候、馬のはらミたるハ大かた少産致し、ふく山の牧の馬多死、子をはらミ候ハ皆（細）□□候、桜嶋よりほそ嶋ハ四十里候、彼所まですなふり候よし（日向国臼杵郡）

桜嶋黒髪村・瀬戸村・脇村・有村・古里村、死人百廿七人、内衆中拾七人・百姓百九人・社人老一人、鹿児嶋衆死人納殿役植村仁蔵殿・御記録奉行本田新右衛門殿（親力）・御勝手方書役井上加兵衛殿、外に老人名字不知在所ハ西田（薩摩国鹿兒島郡）、川田伊織様御家来一人・女中老一人、川田伊織様御家内衆有田（村力）へ湯治え御越に、御迎として井上加兵衛殿ハさしこされ、船中にて煙にしまかれ入水、有村・瀬戸の逃候衆中・百姓下町山川蔵にて御賄被下候、其外加治木（大隅国始羅郡）・福山などへ罷居候よし（同国贈喉郡）

近国より段々御使者有之候

大山藤兵衛殿、（日向国那珂郡）飲肥・宮崎辺へさし越候処に、おひ城下ハ厚さ四寸計、宮崎辺も此方ほとにふる、桜島拾月廿九日祭礼故、鹿児嶋御目付役の人、吉井金九郎殿御□□□の所へ、樽など御持せ慰かてら一家内御差越候所にも

「ふ」へなどおこりし故、舟にて御座候所、砂と軽石海降埋め舟不動、助け船も行届きかたく、六日海上に被成御座、御娘とやら御妹とやら御飢死のよし、鹿児嶋は拾月三日迄晴天、四日より東風に相成、灰少々ふり候なり、九月廿四日より大地震、拾月五日迄不止、雷より夥しく、尤雷もなり候よし

覚

男女百四拾八人

内男八拾貳人 女六拾六人

右は此節桜島燃候に付、本村え立帰居住難調に付、諸士并外城衆中え年季永代にても其通申渡、人家来・百姓・町・浜・寺門前者にても差免、且諸外城え賃取、其外自力送越候仕付度者は、望之所へ可差越候旨、亥十一月十一日、大野隼人殿御取次を以被仰渡候様有之候に付

右之者共都城移者居付百姓成御免被仰付候間、後年宗門手札御改之節、此証文を以居付百姓成手札申渡候

但燃に付てハ面々格護之手札焼失為致者も可有之候間、銘々手札持参之上手札引替之处可被申出候、手札無之者は此証文を以新札可申受候

燃に付御用御郡奉行

竹内市郎右衛門

安永八年亥十二月十五日

右松十郎太

江田五郎左衛門

都城

役人中

郡見廻中

写

本町

西河治右衛門

西河治兵衛

中宿 小林十兵衛

小林十蔵

右は此節桜嶋移者共之内、本町え二十家内木屋出来候迄、町家へ召預候処、町家へ罷居中朝夕賄方右四人相中引受申度、願出趣有之、達貴聴、神妙に被思召上候、弥願之通賄被仰付候条、此旨町奉行・物奉行・郡方へ可被申渡候、已上

「ナシ」
い十一月廿日

（家老、資賀）
北郷彦右衛門

取次 （用人、資偏）
北郷六郎兵衛

一鍋六拾

内 五ツ 三升焚 但七人より十一人家内迄

貳拾五 貳升焚

三拾 壹升五合焚 但三人より六人家内迄

一丹荷六拾 大小 一竹柄勺三拾

一飯貝三拾 一貝勺子三拾

一茶碗百四拾四人前 但古赤椀類にても

一包丁三拾

一なた式拾式丁 外に八丁持合申候者有之、相除申候、

(朱書)
「本文右八行品数早々買入、又ハ作調可被下候」

右三拾家内入用分

一人數百四拾四人 内一人未參付不申候

外に拾一人三歳 山下 内五人生子付状外、

一御養ヒ料一日一人に付赤米五合之賦にして、あわ半分古実代錢式文ツ、被成下、銘々通帳を以十日分ツ、被召渡被下度奉存候
(朱書)
「本文右式行郡座申出候通可被下候」

一一家内に付薪式束ツ、三日被召渡被下度御座候、仮木屋之被召移、取付朝夕難調管御座候、尤薪之儀ハ自分取調仕管御座候
へ共、逃散之者は斧・なた等も持合不申候に付、右に申上候通早々作調方被仰付、銘々被召渡被下度奉存候、

右は此節桜嶋より永代移百姓三拾家内御免被仰付、桜嶋郡見廻衆送状を以追々罷越、当分町宿之被召置候に付、惣人数并所持
道具相改申候処、右之通御座候、尤馬次所・町客屋両所之仮木屋調方被仰付候得共、敷物等に至いまた不足仕、且又茅かべ別
て鹿相に有之、火用心甚念遣敷事に御座候、猶又町客屋木屋之儀はゆか無之、寒中之折柄身薄者共難凌可有御座候間、割竹類
にも早々調方被仰付度奉存候、可然何分にも御吟味次第奉存候、此段御申上可被下候、以上

但惣人数改帳差上申候間、御見届相濟次第被改下可被申候、

向井与三右衛門

い十二月四日

野田万右衛門

(家老、資賀)
北郷六郎兵衛殿

芝 貞右衛門

(用人、盛世)
野辺平右衛門殿

武田太兵衛

上抑札本文

右八行品数早々買入、又ハ作調可被下候

上抑札本文

右式行郡座申出之通可被下候

本文上抑札之通申付候条、此段可被申渡候、以上

い十二月四日

取次 北郷六郎兵衛

(朱書)
「本文上抑札之通申付候条、此段可申渡候、以上」

桜嶋移百姓竈

助八

助市

源左衛門

松助

五郎左衛門

甚蔵

仙左右衛門

新三

亀助

櫻島御神火之事

安永八年己亥秋も暮初霜の頃に至りければ四方の山々紅葉して春の花よりも猶美しく嘸世に在る人の面白く詠めつらんと心なき身にさへ哀に面白く覺えけり猶又當年は勝れて萬物十分に出来しかば誠に以て豊年なりと人民悦ひあへり然處【虎部の処でなく勿】に九月廿九日の夜戌刻時分より俄に大地震いたし候事夥しく明る朔日卯刻時分迄の間に六拾餘度と覺え候卯より辰の間に九度哉と覺え候夫より間もなく數度に及ひ計りかたく候古今不思議之事に候得はいか成事の出合哉と老若男女肝を冷し怪ますと云ふ者なし然処に櫻島脇村之上の嶽より如雲如煙少し見え候へば皆人不思議之雲の出侍れば是定めて燃ならんと言へり然れともさして事もなく候故餘り心にも懸けず未の上刻やと存候有村之上の嶽より夥しく燃上り候扱は御神火なるぞと驚き騒ぐ處に未の下刻に高免村之上より猶又夥しく燃上り候忽黒雲の如く舞ひ上り候得は西風にて福山牛根杯皆常闇に相成り近辺の村々へは大石飛散りて則火となり草木も不残焼失せけり夜に入り候へは猶以凌【旁は麦。以下同じ】競相見得大石天に飛上り其體難及筆紙珍敷も又醜しく相見得候嶋人は取物も取あへて我先にと迹走り海涯江皆迹出候て有合船に飛乗り方々江迹行候山野杯江行候人は我家江不能帰事一ツの命も漸く助り迹行もあり大石にひしかれ微塵に成りて死るも有り頭を損して迹もあり或親を失ひ子を失ひ我身一ツをからからに助りて迹者も多かりけり又岩蔭に入て助るもありいにし（古か）の燃跡とて諸所へ穴有是を俗にごなといへりそのこなへ為人も有之候故に次第次第に其口を降り隠し候ひしかば不能出事皆其ごなの土とぞ成りにける其内に十五歳の男老人ありさて跡より入らんとして口元へ居り候処小石積りて口を降り切り候其後に出てんと仕けれハ着る物へ石障りて出つるを得ず左れば帯を解いて出てんとて帯を解かんとすれとも其手後へ廻すこと能はず夫より齒を以て其帯を喰ひ切り少し抜き出し候へども又犢鼻褌に障りて出で得さりしかば又犢鼻褌を喰切り丸裸にて漸く抜け出で助かり牛根へ

渡り候由に承り候餘は一人も出でず相果てけり鹿兒島前の濱へハ町奉行御目附横目火消方並町火消方夜明にて候又御船手へは御奉行詰通しにして助船追々に御遣はしなされ候又浦々よりも助船出て候押返し押返し御遣はしなされ島人は一人も残らず御渡しなされ残りしは島諸役人並御兵具方足輕相詰候夫も前はかりにて後へは取行はれず候夜明頃には弥凌競何所も何も崩やうに有て大風時の如く家も何も動き渡り候牛根福山の方には灰則五六尺小石交りに積候翌二日にも猶不已燃上り候北風に相成候得は垂水の方闇と成りて是も石交り六七尺計も積しとかや終日不相変燃上り夜に入りても前夜に不相変凌競見得候同三日の明方より東風吹出し侍りしかば鹿兒島の方又常闇となりて灰降り候而晝夜も不分世間行にも不能目明事笠杯かぶり或頭巾杯着用の有る人は行候尤燈火は有通しにて候昔天照大神天の岩戸へ為籠給ひし時もかくやあらんと存候同四日之晝下り迄降侍りければ三步計積候夫より風直【下左の縦線なし】りて鹿兒島の方江は夜明けたる心地して漸く日の兒を拝し候五日には燃も少し明かに成りて只雷の如く鳴渡り候尤大燃の時分誠の雷鳴り候夫より鹿兒島の方江煙も不來して皆人も落着候其後少しづゝ度々灰もふり候也大燃の時は鹿兒島よりも餘程方々江迹行し人も有之候大波山塩杯の出るとて為迹人も多かりけり後咄の物笑とそ成りにけり

一大燃の時燃上り灰江戸迄も降り候とて其灰下り候杯と承り候近國江は餘程降しとなり

一從鹿兒島以前為湯治川田伊織殿鎌田典膳殿二階堂源太夫殿其外諸士餘多差越被居候処にかゝる俄の事出合候へは皆行方不知宿元より方々へ尋に被出候四日五日六日には皆々垂水江被渡候由相知れ侍りければ迎船行て皆々被帰候其内に上村仁藏殿堀之内嘉助殿本田新右エ門殿此四人大石にひしかれ候而相果候哉又は海中の屑となられ候やら後日行方不知候本田氏井之上氏は川田家の迎に被行候衆にて海の中に被沈候とも承候其外島人老若男女不知人數左之通

一、古郷 六人

一、瀬戸村 四拾六人

一、有村 五拾七人

一、黒神村 五人

一、脇村 三十四人

右之通死骸あるもあり又不知者も多かりけり

一家内より式人三人或四人杯相知れさる由承り候只耆人為【×居】残者杯有りて右往左往にかなしむ聲不止して誠に哀成りける次第也夫より燃もせんせんしづまり時々鳴て燃出しかとも尾なくして消行

一 櫻島の北之方壹里餘り海中に小嶋出来候始の頃は貳ツ出候ひしが十二月の頃には五ツに相成候其内一ツの嶋十二月頃大きに燃出し暮の頃には夥しく燃上り候

一 櫻島人貳千餘人此内より砂糖藏にて御養ひ被下處に十一月十三日より皆々御暇にて吉野杯江移り候も有り借家借ル者も有り親類の方江行も有り前の方の者共はさしての事もなく如本帰り候後の方は皆岩原に成りて可住様もなく候

一 兼て櫻之時分廻見杯いたし候砌燃崎杯云ふ所江大石夥敷有之候を老體の衆物語に是ハ昔文明八年乙未御神火有之候節飛為散石なりと言傳へしと被言候を誠なからも偽らしく考侍りしに此度の躰を見てうたかひをはらし肝を冷し候新島を俗に安永島と名附大形燃もしづまり候得共時々少々ツ、燃上り候後に亥の子嶋と名付べし

かゝる珍事成りしは末の世の物語にも可成筈なれば委ク留置【下左の縦線なし。以下同じ】ならば子孫の覺にも成らん哉と思ひ候得ども我愚智にして細に不能記事智者を見ては浦山敷思ひ只不學昔を恨候か而のみにてか様の事を思ふままに不得留しては近頃以て口惜く漸く右の通にていまだ記置度事殘多乍無念も不得力實語教曰人不學無智為愚人といへり末の世に生人々幼

【旁は刀】き時より不學は後には妄目身成る珍事不思議も有るといへとも心の俛に不及者筆其時可為殘心也

松本氏所蔵記録

抑薩隅日三州之守護嶋津重豪公御代■所知食比 年号ハ安永八年亥九月廿九日の夜口五つ時分より大地震夜終震動翌十月朔日猶以■弥増如何成凶事可出来やらんと肺肝を苦しめ候処翌十月朔日八つ時分古里村より俄に燃え出無間も高免村より燃出炎一つに成候烟二三里も上り候【以下殆ど人偏なく中の縦線もなく旁のみ】半縣(懸ならん)より大石并大拈石雨の如く降雷電稻妻震動し右の石家に落ちて則より火炎と成里高免村より古里村六ヶ村の居宅暫時の間に及焼失候右六ヶ村の■十月二日より同三日四日の間垂水福山小濱【眉浜】■逃行候白濱【眉浜】村より湯の村迄十一ヶ村の人数■■■■の様に逃行候

一 ■■免村(高免ならん)古里村迄之惣人数ハ垂水へ差越候処玄蕃様より帛飯料被下左候て同月八日より同十二日に相縣り山川藏より被召寄帛飯料并薪等迄被成下候

一 白濱村之人数は重留【△重富】へ差越候若狭様より飯料被下候二俣村より湯之村迄之人数ハ鹿兒島へ差越借宅致自飯二而罷居候尤御用人衆并其外の御役々出張所御勤に被成候様島役にも相勤め候

一 高免村より古里迄六ヶ村之人は本在所居住難成外城私領中宿致候

一 鹿兒島山川藏より諸外城へ差越候右六ヶ村之惣人数應家内御納戸銀貳千貫文并仕付飯料農具料迄被成下旁難有事共にて候

一 白濱【眉浜】村より湯之村之十一ヶ村之人数ハ本在所罷帰候

一 高免村より古里村六ヶ村之間は死人貳百人余有之候右六ヶ村之内高免村黒神村ハ死人老人も無之候尤白濱【眉浜】村より湯之村迄死人無之候

一 古里村燃之儀ハ亥十月朔日より同三日四日頃迄燃漸々火小く相成七日八日之比には止候然共海上汀涯に【爾】は烟相立候

- 一 高免村之燃ハ十月朔日より同三日高免村之人居不残燃ニ成リ瀬崎同様に燃に同四日瀬崎より三丁斗海中大燃致同十月五日両所へ石間々相見得同十四日嶋二つ出漸々大きく相成右二嶋之内櫻嶋方之島湯出【？湧出？】候処に丑正月比より引入候同月十三日七つ過雨降候処谷々には山水の如く水出候
- 同十一月六日海上に島■涌出此島流水島に【爾】て大石并泥有
- 一 同■(九年ならん)二月十日海上に石間々相見得同十四日小島と相成り日々大きく成り尤島ニ而大石有日々燃候硫黄【石偏に黄】有(黄ならん)
- 一 子四月朔日海上に石間々見得同八日嶋に成り日々大きく成砂并泥大石間々有同日島一つ湧出右両島日々大きく成候処々同四月十五日島一つ成砂島に【爾】而候
- 一 五月十七日海上ニ石間々相見得同六月五日より嶋に【爾】成り候砂并泥有同日島一つ湧出右両島大きく相成り同月十一日両島一つに成但西之方砂島同七月十七日より同十八日に【爾】懸け海上嶋一つ出東之方砂島と一つに成
- 一 天明元年【×安永十年。四月二日(一七八一年四月二五日)天明に改元】丑三月十八日燃出候節【草冠】右嶋引入候
- 一 子九月二日海上ニ嶋一つ湧出東之砂嶋より福山之方但右砂嶋と一つに成処二年七月十六日に大風に打崩
- 一 同日海上ニ白洲出候右砂島より西之方國分方に【爾】出無程引入候同日島一つ西之砂島より加治木之方ニ出右嶋午六月比より引入
- 一 子九月十八日西之方砂島より濱【眉浜】之市之方ニ泥嶋出無程引入
- 一 天明元年丑三月十八日燃ニ付怪我人死人左【エでなく厄の雁垂れの中。以下同じ】之通
- 一 死人四人白濱【眉浜】村之薪取
- 一 同三人谷山之漁【列火でなく大】士
- 一 四人谷山漁【列火でなく大】士行衛不相知

一 二人怪我人白濱村之薪取養生相不叶死ス

一 二人白濱【眉浜】村行衛不知

一 老人松浦村庭松取行衛不知

一 亥十月朔日燃候所同月三日ニ高免瀬崎燃下り同廿【升】日頃迄すずれ【?】迄大燃致夫々漸々火小く相成候処ニ海中に時々大燃致右之島時々湧出致し候尤【?】地方より三町斗の間同月八日黒焼ニ成候

右海上湧出致候嶋々ハ櫻嶋地方より遠近不同有之候ニ付一二ニ難尽且【×且】又燃ニ付惣人数迹方之次第ハ舩ニ乗或ハ岩穴ニ入りどての下杯ニ居候人数ハ砂降埋候ニ付死失致候後世に【爾】もケ様之事共有間敷事ニも非ズ候ニ付心得のため記置也勿論風下ニ行候儀不可然且【×且】又燃候砌雨降候ハゞ山水殊之外出候ニ付谷尻杯ニ居住候ハゞ能々用心可致候

一 右燃ニ付海上へ島湧出致候故ニ而も有之候哉汐殊之外満上り大躰五尺斗も上り候ニ付汀ニ八十間斗も上候故左候て時々津浪以之外打候津なみ打候砌右島之左右たぎり雷の如く鳴り尤烟上り夥敷濱【眉浜】邊へ居住の人数ハ用心專一二候

一 櫻島地頭山田司殿御細許奉行栴山幸右エ門殿一同中島源太夫殿右燃ニ付御郡方并御細許方御勝手方燃之次第時々申上候平日取【又でなく人。左も】納屋【?】(致力) 小な(麦カ) 十二三表之位ニ候

夫故別而【?】凶年領石は大概ニ分取し能米百文ニ付九合小麦百文ニ付壹斗二三合大麦百文ニ付半斗の相場ニ候

福山村福澤稻荷神社由緒

安永八稔十月朔日櫻島震火起牛根郷難立天正年鑑被建置格別 御由緒之福山乃御牧下原方限被相疊同九年牛根郷士四拾二家百姓八十九家内被引移牛根支配号ス

福地村田畠千石餘之高賦而両村被相建福地村江五百石餘福澤村江五百石餘新田開有之候處【虎部の処でなく勿】不致【旁は支】成就從今稔俵致開方穀物實熟人家爲繁栄勸請

天明八稔戌【×戊】申三月十八日

請込郡奉行 樋口小八兼方

地方検者 黒江平右衛門景當

右同 岩元次郎太 常爲

郡方書役 宅間金之丞【?恐らく丞】道◎【偏は虎で旁は同】

郷士年寄 山口喜三左衛門 胤充

郡見廻 二川善兵衛 政栄

支配人 村山藤七

右同 有村彦兵衛

大工 逆瀬川市左衛門

右同 前田權四郎

福山村山神岡石碑

△△△△△牛根邦俗謂△△△天正二歲 妙谷公△△△△△都城牛根都城市成等地躬自巡察水草之利畜牧馬數百頭謂之福山牧也歲月荏苒【草冠に再】牝牡數千歲蕃息以百數馬我△國不只【×帝の下に口】各國爭求夫我國之牧數十產馬雖多以此牧比翼北也前謂 妙円公之所乘折邦駢【偏は馬で旁は辛】者亦産於此云安永八歲也△△十月朔火炎櫻峯災△近遠砂石埋地水涸草枯死馬數百官乃發令合之末吉都城烏帽子野牧焉明歲庚子冬△人徒使地方檢者町田勘兵實盈經營田牧地移逢災者無他徒窮民剪草菜開田野暖衣飽食也實盈承命以△△興【？興？】夜寐勞身焦思手足聯睢【偏は目で旁は佳】命歲辛丑春先相宅移牛根都城士三十戸農八十戸於是實盈以爲災後民心不安者民心不安苟民心不安農事△怠今也使民心安者其惟神馬耳矣意移△牧神於惣津岡別奉祠【偏はネ】田△△神於旧牧地實椅【？碕？偏はネ】爾其鹿△也時△監於北處固使△△△事△事△嘉其爲△△△爲民△力誌之并銘

△△△△ △△△△

櫻△△炎 △△白△徒移△牧宅地茲卜

為興【？興？】之 △△△△水清土肥宜于五穀 深耕易耘 △田一視 △△△神 △炎△福 冀勸其業 邦内寧甫

△△△△十月朔日 川上△明謹誌

櫻島燃亡靈等

安永櫻島噴火史料 上 九―三

表銘写

耳 露灑沙界塔容堆海天

櫻島燃亡靈等

直 離生死若永掉涅槃船

裏銘

古里村六人 有村五十七人 脇村三十四人 瀬戸村四十六人 黒神村五人

右為亡靈等授血脈聚二百余人云々（霜崩ニテ文字不分明）

安永八歳己亥冬 福昌寺五十五世圓山宗明誌

二百餘人以下

僧衆為大施餓鬼立此塔者也

右ハ旧記ニヨリ補記ス

古里村燃死二十名之墓碑銘 安永櫻島噴火史料 上 九一四

古里村燃死二十名之墓碑銘

是櫻島古里村次郎右衛門之父母及次郎右衛門妻之父母同源十方右衛門二人之父母及万右衛門妻之父母有村三武右衛門清右衛門二人之父母同村木佐女之父母同村半右衛門之母同村長女之父共二十人之墓也
安永八年己亥冬十月此島之頂より火起炎焰之為に死するもの又推殺するもの而して砂石地を埋其郷を失へること六郷稍日を歴火
おさまりて彼復集するもの若干の中に此古郷はわつかに十戸再たるべし食といへども父母の墳墓を埋失せしをうれえ予天明五年
己巳夏六月此郷の温泉に拙を養ひそのことをきゝ忍ひかたき志を以一石をたて名は即記するところなり

鹿兒府 藤武通泰

櫻嶋燒亡塔 安永櫻島噴火史料 上 九一五

櫻嶋燒亡塔・・・ (在垂水村石碑)

櫻嶋在薩之海中周回七里其面與麗洲相對其左足展垂水安永八年己亥朔火自其背出雷電晦冥七日七夜延燒村落有其足下垂水公子使吏以舟濟民千五百有餘人焚死者百七十四人垂水心翁寺道國和尚悲夫災死鬼彷徨於幽冥不得其所也設宝樓閣於水濱爲施餓鬼會以濟之余遊垂水望櫻嶋之背見其左肩火穴山焯然而存焉按佛書云劫火燒三千世界遇者聞之而笑然櫻嶋之火無乃劫火類乎 垂水公子使民之罹災免死於其采【?】邑仁矣道國和尚之爲施餓鬼也哇【?】自從其弘誓之志而已即謂輔邑主之仁而使延及幽冥亦可於是立燒亡塔乞余銘銘曰

山焦海沸火燒天 滿地初開火裏蓮 早使衆止逃世界 從他劫火壞三千

垂水心翁寺 安永十年辛丑五月四日安【?】都

天塔門葉九箇寺舉勸修庚申會拋擲、 、經營矣且仙明書大乘金文五六軸益每一右、 、于【?千?】塔下以追薦【?】燒
亡冥福也、 、西福寺雲旭宗福寺仙明龍 福院・・・臨海

庵旭堂士昭等定【?】秀金藏・・・

櫻嶋焼亡塔 橋村健一氏拓本十伊地知季虔櫻島燃記 「安永櫻島燃」四〇～四二ページ

櫻嶋焼亡塔 【表・正面】

櫻嶋在薩之海中周回七里其面與甕洲相對其左足展垂
水安永八年己亥十月朔火自其背出雷晦冥七日七夜延

焼村落有其足下者 垂水公子使吏以舟濟民千五

百有餘人焚死者百七十四人垂水心翁寺道國和尚悲夫焚死之

鬼彷徨於幽冥不得其所也設寶樓閣於水濱爲施餓鬼會以 【右・表に向かつて左側面】

濟之余遊垂水望櫻嶋之背見其左肩火穴巋【キ…山冠に歸】然而存焉按佛

書云劫火烧三千世界愚者聞之而笑然櫻嶋之火無乃劫火

類乎 垂水公子使民之罹災者免死於其采邑仁矣道國和

尚之爲施餓鬼會也不唯自從其弘誓之志而已即謂輔邑主

之仁而使延及幽冥亦可於是立燒亡塔乞余銘銘曰 山焦

海湧火烧天滿地初開火裏蓮早使衆止逃世界從他劫火壞

三千 垂水心翁寺

東都 【裏・裏面】

【左・表に向かつて右側面 は略】

川畑氏系図（福山村）

篤公 篤公代世上凶年之砌ニ諸人數難儀又安永八年亥十月櫻島燃ニ付救諸人依之難有被仰渡候御書付之寫左之通

福山村町人 兵右衛門

右者去年十月櫻島燃ニ付福山江迩来候衆中百姓中江白米六石三斗餘被助勢【土ハ土でなく幸】先年も同町出火之節【草冠】錢二貫七百文餘白米壺石五斗六合家數七拾軒余ニ被配當候儀有之兼而心入宜候
右兵右衛門事爲御褒美代々嫡子迄片書名字被成御免鹿兒島町人同前被仰付候
右之通被仰付候条難有承知可仕旨可申渡候

五月

一右之通篠崎右衛門殿御取次衆被仰渡御地頭御承知之上

爰許ニ被申渡相濟候間帳面等諸事如例可被申渡旨御地頭御差図ニ而候以上

子六月五日

調所次郎兵衛

福山噯【口偏に愛】 御中

芝義質日誌（樋脇村）

安永八年十月朔日櫻島燃上り地震之聲十里外江聞得此方よりも煙相見得直様伺御機嫌として役々鹿児島江差越候左候而翌九年子十月迄も不相止海中新島も出来焼死人も段々有之由 古里六人 有村五十七人 脇村三十四人 瀬戸四十六人 黒神五人 合百四拾八人焼死と云ふ且又櫻島燉【口偏に愛】岩切佐左衛門村山五郎左衛門書出二者焼死百六十七人有 同年十月御屋形江燉【口偏に愛】與頭罷出候様月番御用人桂杢右衛門殿より被仰渡於扣居間此節【草冠】櫻島燃二付爲伺御機嫌早々地頭所迄差越候儀宜敷心懸二候故達 貴聞候趣可申渡旨左中殿中殿より仰渡有

横山氏日誌

一朔日より上下町濱【眉浜。以下同じ】邊江消防【以下「噴火」とか時刻とか原文疑問】組其外御役々御出張有之櫻島の内には一名もおられず候様布達二相成足軽貳名宛船に乗組迎船救助として數拾艘宛三日の間丸十文字の票旗を建て差遣はされ候事
一古里噴火は七ツ半過に海に燃さかひ其時の火風の勢【土ハ土でなく生】に古里の伊兵衛并次郎右衛門土藏吹崩し土台石總て何も海に吹込候古里の内に高岩といふ高き大岩有之たるも其火風に中程より吹折たるよし
一かる石は字有の上黒神の上両方より噴火しふる事五月雨よりも厚く風下瀬戸脇有のぶんは夜のやみよりもくらく昼時分より翌二日國分小濱敷根邊砂灰降り積り瀬戸脇有のほとりは壺丈三尺計降り積り候事
一瀬戸脇有三ヶ字の者共は大概牛根垂水の方江迹渡り少し遅く相成りたる船はかる石海をふさぎ船をはさみ漕兼候故手を以て行く先きを拂ひ朔日八ツ半時分二乗出候船には翌三日目に七ツ過ぎ濱平浦江漕着け候事

一瀬戸の丸木船脇有瀬戸の若女共拾式三名男四五名乗組み逃行候得共行衛不明と相成り其丸木船は根占の内島濱といふ所江流れたるよしあるいは旅の他國の船に乗せ上方地方江列行き遊女樓江賣り渡したる設【？説】もありし事

一有の御仮屋炊事人足室ニ残居候処脇字の女三歳になる子を抱き居候処ニ直に砂灰降りかゝり出る事かなはず【？】もせ死したるにより役員の檢視ありし事

一字高免黒神の者共には則福山や國分并ニ加治木方限りに避難いたし高免の方面は噴火の震え地なれば字高免壱部は三日の早朝噴火爆發したるも朔日の早朝避難いたし居たるにより怪我負傷したるものなし

一新嶋の内其際噴火したる嶋の邊は八拾尋計りの深さにありたるよし噴火爆發烈敷して何つも嶋出来其際の汐の満干には漆の様
にありしにより繋き置きし船なども綱などを張きり怪我いたしたる船數多有之沖の方江くり出し置【下左縦線なし】たる船
には無事其際島七ツ出来右七ツの内式ツには汐の満干にも上に出でず目下人の居住している嶋には古昔より壱里余の廻り有り
しに北の方角に當り高き岡あり三角の形の嶋にて其島のなだにはを【？】のいの魚など附居戸柱のぶりの魚餌用谷山の獵師共
丸木船式艘壱艘に四名宛乗組来居候處【疋部の処でなく勿】亦ミ年同丑三月十八日午后一時半頃俄に燃出噴火爆發し嶋たかき
所の下より噴火したれば其の高き忽破崩し谷山の丸木船式艘共礮の小藏に吹上げ高免の波打涯より式百間位の所江死躰はみぢ
んに相成り居たるよし八名の獵師共は瓦色に相成りしを検査有之たるよし字白濱のもの共多人數字高免の内江燃たる薪有之し
を取方に差越居しに赤黒どちのよふにやけ死いたし濱邊江ありしをこれも検査ありし由少しをはでの方江をりし者共はのろの
かゝりすこしにて候得は躰の皮はげたれ共命數には相助候事

追録 舊記雜録 卷百三十三 一六五一 鹿兒島県史料 旧記雜録追録 六 五八七ページ

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

例年十二月中櫻島蜜柑・炙鮎獻上仕來候處、先達テ致御届候櫻嶋燃付、蜜柑相損、獻上難相成御座候、依之炙鮎一種獻上仕度候、被成御差圖可被下候、以上、

(朱)「御附紙

炙鮎許可有献上候」

(朱)

「安永八年」

十一月十六日 松平薩摩守

追録 舊記雜録 卷百三十三 一六五六・一六五七 鹿兒島県史料 旧記雜録追録 六 五八九ページ (安永櫻島噴火史料 下二)

重豪公御譜中

正文在江戸家老座

先達テ御届申上候薩摩守領内、大隅國大隅郡之内櫻嶋燃之儀、段々薄方相成候得共未相止、相失等之改方難仕、御届延引仕候、此段申上置候様國元より申付越候、以上、

(朱)

「安永八年」

松平薩摩守内

十二月九日 伴 其輪

全上

扣正文在右筆所

先達ノ申上置候私領大隅國大隅郡櫻嶋燃付、損亡并同國贈啖郡・肝屬郡・日向國諸縣郡諸所之内損失之覺
一高貳萬三千五百六拾貳石餘

内 壹萬五百貳拾石餘

永損

壹萬三千四拾壹石餘

當損

一潰家 五百軒

一堂社 拾壹宇

一寺 貳軒

一米雜穀 七萬石餘

一小船 拾貳艘

一死人 百五拾三人

内男 七拾九人

女 七拾四人

一死馬 貳百八拾五疋

右之通御座候付御届申上候、以上、

(朱)

「安永八年」

十二月九日

松平薩摩守

重豪公御譜中

扣正文在家老座

先達テ御届申上置私領櫻嶋燃手細ニハ相成候得共、今以不相鎮、近郡工砂石灰降、田畑用立不申及難儀候付、早速爲砂揚人夫大勢相掛置候、右通ニテ馬草等灰相掛、先達テ御届申上候後、去月初迄死牛馬多、且獻上仕來候蜜柑木并國用之櫨木損亡等、當分迄別紙之通御座候、此旨御届申上候、以上、

(朱)

〔安永九年〕

六月廿六日

松平薩摩守

扣正文在家老座

私領大隅國大隅郡櫻嶋燃付、先達テ御届申上候外諸所損失等之覺

一 高壹萬五千六百五拾石七斗六升餘 當損

一 枯蜜柑木 貳萬千五百本

一 枯櫨木 拾貳萬九千五百本

一 死牛 百三拾五疋

一 死馬 千五百七拾六疋

一 海底五拾尋より七拾三尋程有之候海中工、左之通嶋燃出候

一 嶋壹流 五拾七間 横五拾間 高九尺

一 同壹流 九拾五間 横五拾八間 高五丈四尺

一 同壹流 貳百貳拾間 横八拾四間 高六丈

一 同壹流 五拾貳間 横四拾間 高壹丈八尺餘

一 同壹流 百七拾間 横六拾間 高右同

一 同壹流 百四拾間 横百拾間 高六尺

但 此嶋當分燃最中ニ御座候、

右之通御座候、以上、

(朱)

〔安永九年〕

六月

(朱)

〔右貳通御日附當日、有川勇馬ニ而御用番松平周防守様江被差出候〕

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

先達テ御届申上置候私領櫻嶋燃付、近邊海中エ燃出候嶋々漸々大ク成候モ有之、海底より火勢強燃出候節ハ、大波ニテ近郡田地人家等打潰、城下迄モ高汐揚、海邊土屋鋪并町家破損所多、今通ニテハ此以後何程敷、可及損失儀モ難計候旨、此節國元ヨリ申越候、當六月御届仕候後、八月中迄之損失、別紙之通御座候、此段御届申上候、以上、

(朱)

「安永九年」

十一月三日

松平薩摩守

(朱)

「右松平右京大夫様江有川勇馬を以御取次公用人大野彌八郎ニ而被入御内見候處、思召寄無之、御用番江御届可被成由、大野彌八郎を以被抑聞、御用番田沼主殿頭様江持參、御取次榊原安兵衛を以差上候」

扣正文在右筆所

私領大隅國大隅郡櫻嶋燃付、先達テ御届申上候外、

諸所損失之覺

一 高六百七拾五石餘

永損

一 同壹萬七千六百四拾七石餘

當損

一 米三千三百六石餘

救米

一 汐揚屋鋪 四百拾七ヶ所

一 汐揚家 七百九拾八軒

内 百六拾八軒

潰家

六百三拾軒

半潰家

一 土手道 壹萬千三百八拾間餘

一 石垣 千貳百三拾七間餘

一 川筋 六百七拾間餘

一 人怪我無御座候、

一 死牛馬無御座候、

右之通御座候、以上、

(朱)

「安永九年」

十一月三日

全上【重豪公御譜中】

扣正文在右筆所

去々年以來御届申上置候私領大隅國大隅郡櫻嶋燃之儀、漸々相鎮方ニ候處、先達テ海中ニ燃出候島近邊、當三月十八日俄ニ燃出、最初之燃跡且其邊海中よりモ惣躰一同ニ如初發夥敷燃立、致地震等砂石灰降埋、死失等別紙之通御座候、其後少々勢モ薄候處、右同所又々致鳴動、今月八日燃出候得共、無程火勢薄相成候、然共先々何様之儀敷可有之モ難計候、田畑損失等之儀ハ追テ可申越旨國元家來共申越候、此段御届申上候、以上、

(朱)

〔天明元年〕

四月廿六日 松平薩摩守

(朱)

〔右五月十五日御用番田沼主殿頭様御取次川村定六江御留守居矢野清右衛門より差出候處、御受取被置、尤死失等之覺書同前差出候〕

覺

一死人 八人

一行衛不相知者 七人

一怪我人 壹人

一船大小 六艘

右之通御座候、以上、

(朱)

〔天明元年〕

四月廿六日 松平薩摩守

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私領櫻嶋當三月十八日、同四月八日燃二付テ、田畑損失等之儀ハ追テ可申上旨先達テ御届申上置候處、別紙之通御座候旨、此節國元家來共申越候、此段申上候、以上、

(朱)

「天明元年」

九月十三日

松平薩摩守

(朱)

「右御届書御日付當日御用番松平周防守様江矢野清右衛門持參、御取次安達平六を以差出、御受取被置候旨右同人ニ而致承知候事」

覺

一高千五百三石餘

當損

一米雜穀壹萬千九百八拾石餘

一汐揚屋鋪貳百七拾三ヶ所

一汐揚家六百七拾貳軒

一潰家貳拾三軒

一土手道七千三百四拾九間

一石垣千百九拾間

一川筋千六百貳拾五間

一橋六ヶ所

右之通御座候、以上、

九月十三日

安永八年己亥十月朔日櫻島震火黒煙天を覆ひ雷電地に震ふ白日晦冥忽ち暗夜の如し五日を歴て後煙消へ天晴る十四日一島湧出向面の地を距る凡參町これを一號(バン)島と名つく十五日又一島湧出す岩島なり是を二號(バン)島と名づく俗に猪子島といふ【×己】亥十月化し成るを以て名を得といふ十一月六日又夜一島湧出す向面の地を距る凡三拾町又巖島たり是を三號島と名つく十二月九日又一島湧出す向面の地を凡二拾參町又巖島なり之を四號島と云三四兩島硫黄の氣あり因て俗に硫黄島といふ九年庚子四月八日二島並びに又湧出す五月朔日自ラ一島に合す向面の地を距る凡十二町之を五號島と名つく今俗に安永島と云六月十一日又一島湧出す五號島の丑寅の方位に在り之を六號島と名づく九月三日又一島湧出す六號島の寅(ウシトラ)の方位に在り之を七號島と名つく十月十三日又一島湧出す七號島に隣す之を八號島と名つく後ち七八の嶋自から合して一島となる其後ち六號島に合し三島連り合して自から一島となる因て是に六號島の名を存す漁客釣を垂れ魚を獲る事甚【ルでなくメ】だし因て俗に惠美寿島といふ初め火を發してより期年の間は海潮騰砂を飛ばし泥の雨を降らし或は三日を踰へ或は四日を出没止むことなし巨巖忽ち崩れて或は細石と変し泥砂頓に聚り或ハ洲嶼に変す其島を成す毎に輒ち必ず泥砂を飛ばし必ず波濤を怒らし天を蹴雪を捲き峨々として山の如し倒れて人家に逼る嶋民畏れ避け之を津波といふ焰氣【メでなくン】稍退き天然の鑄冶一期を踰(コユ)るに迨【しんにゆうに台・およ・ぶ】んで五島始て定る即ち式號參號四號五號六號併て新島と名つくるものは是也五號最とも大ひなり草樹こゝに茂り泉源こゝに達す寛政十式年庚申四月初震火の時より廿式年日本島赤水の農民五戸を割り始めてこゝに居らしむ今向面の沖海底を測るに深きこと乃(およそ)八十尋若くは若くは【重疊】九十尋といふ造化の天功【旁は刀】誠に其れ妙なる哉 安政六年巳末の秋九月五戸の嶋民平左衛門か孫袈裟市に記を造りて聊【旁は刃】与ふることしかり

黒神村 浴客誌

右ハ尸史學家伊地知喜十郎ト云フ人温泉入浴ノ折しるしたる由第七高等學校造士館講師篠本二郎氏ハ此ノ新島ヲ熔岩カ海に入りて其の高所ヲ水面ニ現ハシタルモノナルガ如シト記セリ

櫻島燃并繪圖

一安永八己亥九月廿九日七ツ半時分より地震いたし夜入六ツ半時分よりたはこ一服之間ニ二三度ツゝゆり夫より次第次第に數多くなり翌朝迄も同断

一十月朔日御城内江罷出候而御對面所御縁側より見分候ハ朔日晝九ツ時前より櫻島之南の方嶽より霞か煙かの如く見得ける皆々扱もゆるハと驚ける尤地震猶強くして一地震毎地震毎左之通一涯ツゝもへあかる左候而八ツ打下馬ニ退出いたし候処櫻島南の脇より一ヶ所北のわきより一ヶ所大燃立ける繪図左之通下馬ニ而見若宮前通罷通り御春屋門前より見へ候処兩方之煙村雲のこくとく其中に稻妻致【旁が支】事かきりなし雷之音絶す庄内都之城ハ晴天ニ雷落て人五人摺ミころす尤燃立候ハ朔日朝 由候得共鹿兒島へ見へ候ハ晝九ツ時分也嶋の者共申候ハ早朝より燃たると申出候由ニ候前代未聞の事ぞ

【南岳山頂に炎？】

横

此所よりもゆる

山

十月朔日

晝九ツ時分の次第

櫻島出来候ハ

和銅元年ニ涌出已後二度

燃候由年号不詳一度ハ文明年鑑ト申ス

已前の燃ニ燃先新燃杯ととふ所有り

此位之事ニ而【？】ハ無之

すさまじき事

筆紙ニ尽くし

咄しても尚

餘有り

晝

此煙白キ所ハ打綿の

ことし

十月朔日晝八ツ過ぎ比

どろどろと

鳴音

すさまじ

【南岳山頂】此所より少燃立

数千雷のなる音

【山腹】燃石落ル

夜

黒煙の内

火の色有り世間明し

同日夜の次第

代未聞の事也

十月朔日
晝九つ時分の次第

櫻島出来候ハ
和銅元年ニ涌出已後二度

此山は和銅元年甲辰の年より噴出せし事一也



昼

享和二成年迄依風ニハ
近郷灰砂降健得共
翌年春の比ヨリ灰降止ム
依之書加 此所雪積ム

干今折節火燃小燃灰有事春ハ
裏込東風ニハ鹿丸島中
雷鳴火稻喜見也ハ常聞々有之
文化五年辰亥書加之成辰五月廿二日
一牛根と島の間ハ石へかり石ニ而ト七船の通行成加
とく此の板を踏ミかり石の上渡り候而通り候人モ有之候



夜



一十月二日今日燃右ニ不相変黒白ノ煙鹿兒島之中天を覆

一十月三日今日同断煙すさまじきゆへ伊敷方伊集院方へ逃候人も多々有之餘程早イ驚と申事也【?之?】候

一十月四日今日煙ノ内より灰ふるさし笠ニ而出動之事

朝四ツ時分より八ツ時過之比迄晝も火を燈す事鹿兒島中一統闇夜のことく

一十月五日今日も灰ふる

一同六日今日ハ灰ふらす西風

一同七日今日又々はり【×い】ふる

一 の十四五日も相立候得者煙もうすくして漸々にやわかにか成事櫻島と福山との間小島 出來候事櫻島より直ニ松を植る依之櫻島之

地といふ

一安永山一

一新燃島如此島の名付也已来ハ人居なる程の島也

一 正月廿九日ニ磯の三舟明神之邊より見へける繪図如此別紙に書張付置也其比餘寒殊之外強く雪ふり積候得者燃跡之儀ハ繪図之

如く黒黒と見へたり見物として今日湊川織之進殿色紙源右衛門殿拙者差越候如此見へ候也

享和二年迄依風ニハ近郷灰砂降候得共翌年春の比ヨリ灰降止ム

依之書加

【煙が上がる南岳山頂】

于今折節大燃に燃灰有事春より夏迄東風ニハ

此所雪積らす

鹿兒島中雷鳴火稻妻見ゆる事間々有之

文化五年辰夏書加之戊辰五月廿二日

一牛根と島の間ハもへかる石ニ而とち船の通行成かたくすの板を踏みかる石の上渡り候而通り候人も有之候也

一櫻島燃二付死人石塔南林寺下ニ而大石塔立

此所本書間違

一鹿兒嶋よりも兩人行衛不相知人貳人ハ井上嘉兵衛殿本田新左衛門殿貳人ハ堀之内嘉助殿此両嘉共ニ植村仁左衛門殿川田殿家来一人 候
人ニ而候弥被相果候者不承候得共燃出しの晝比より櫻島湯治場見廻ニ被趣夫切ニ行衛不相知候

一櫻島之人々下町江相はづし下大門口山川藏ニ被召置朝夕御賄被下候日七ツ時右人數勘【ハでなくメ】定有之候事櫻島後平の人

今ノ郷土【?土】

々々ハ吉野村比志嶋村谷山郷福山郷國分其外諸所江衆中は宇宿百姓ハ居付被仰付錢など御物より被下候ケ様ニ書しも燃最中ハ人々逃支度のみニ而日記など記ス方角者無之少々静り候而あらし苗【上にノ】置候燃出の日より七日目ニ武州江戸に灰砂降り候由安永八巳【×己】亥十月朔日より燃拙者年十六才の時なり

満【入でなく人】尾瀧助利清

後瀧右衛門ト改名

先キ出所之横目

口上覺 松山 中原金右衛門 津曲善右衛門

一 昨朔日昼九ツ時分櫻島へ相當火煙ト相見得夕立兩【×雨】之村雲之如相立夫より【合略仮名。以下同じ】空天かき曇り地震之様子大地動立雷電鳴はためき灰交り之焼砂雨之降こと【合略仮名。以下同じ】く朔日昼八ツ時分夜分八ツ時迄無止間降積り平地二三寸程降積り申候二日之夜明け前より北風之故なるも哉降止候【以下多くは人偏なく中の縦線もなく旁のみ】得共地震之如く大地ゆるるとき鳴立居灰砂は降不申候爰元より北南に【爾。以下同じ】は二日之夜までも降り候様相見得申候松山より北霧島の方は朔日之夜半■天より相見得候諸人牛馬怪我等は無之候作職方並野菜類埋り物都而痛に相成費之隙取相見得諸人殊之外痛ニ相成申候尤牛馬青草飼方當分必至と差支申候田畠砂上等に■何れ筋にも未程合相知不申候餘り不思議之事にて■瑞相に而も候半櫻島之御神火に而■（候哉）取り御坐【左は人でなく口】候今朝■（よ里）晴天相■（成申候）以上■寄に書置也鹿兒島土堀之内嘉助■村上嘉兵衛上同川田殿見舞差越候にて■植村仁藏瀬戸村土藏口にて■川田殿家川畑■右衛門死本田新右衛門湯治差越死ス土中八尺斗底埋居候由

一 安永八年己亥九月廿九日夜五ツ時大地震有之引続く夜中何ヶ度之數不知同十月朔日朝迄一刻二刻間有之自當分天文館御造立方へ相勤ル出動之時分迄茂不相止兎角大化ト相考候に付家内之者共へ家居等相損模様ト見及候ハバ庭へ罷出候様堅く申付用心し出動之道々益地動く昼九ツ時過之頃至天臺【上は其に似る】最早半過成就に付右上より望【亡でなく主】見るに櫻島南嶽之中程より煙よふの物立登と人々見る内に又方は有村古（里×）郷村之上より大に燃上る右圖之ことく薄白きぼかし綿之如く成雲大空に立登其鳴事冷敷心魂を驚ス程奈く前白濱【眉浜。以下同じ】村高免村に當りて大に燃上ル勢【壱でなく生。以下同じ】イ有村之方より益々双方より立登有様たとへんに物奈し石と石にき志り合音か火勢之とゝろく音雷の鳴續く音光物連き連きとして無絶間砂輪乃如奈る等のこと四方へ飛散石を飛し煙を引て落模様八方へちり砂を飛すこと大事之折節北西之風相續きむかへ方に相覆フ

て頭を包み衣裳に刀相添走出ル煙にて跡先不相見得候ニ付手さぐりにて汀を徒たひ石の下■■■■(奈と)入■■■■寄合よく日に而も候哉■(夜)向も不見得瀬戸村へ罷越土藏之内に入三四日絶食

一、河田家女■■湯治にと差越居候處燃ニ付右之土藏に入被居候但家来川畑弥右衛門死す

一、植村仁藏右土藏に被入候但土藏より出とて四日死去

其外別に記す

一、鎌田典膳殿釣と差越居候■■■■二夕川へと差越候家来は垂水之内のひ方へ差越候舟ハ汀へと相置候處砂■■■■而【?】忽降埋候よし

一西田谷睡家内迄難儀候よし夫より五日六日■■■■(少々)地震燃之儀子年中海之内に燃之下たる津波とて福山國分加治木邊ハ塩上り津者た者た難儀于今有之尤鹿兒島■■■■(にも高)塩■■■■(有之)右高塩■■■■(之儀)町家■■■■(の)者共■■■■(段々)吟味之処■■■■(四日)瀬戸より通融之■■■■(あ有之)候処瀬戸ヲ塩之通ル所続々斗■■■■(有之て)福山の方より瀬戸へ引来り候処塩せき有之又脇之前の■■■■(辺)は平日之如く■■■■引取候処瀬戸の方へ迫り■■■■(塩)遅く引■■■■(取り)■■■■(谷山の)方より最早迎塩に相成候に付鹿兒島之■■■■(前)邊まで引塩迎塩■■■■(寄合)候処より津はたはたに塩上り哉に吟味■■■■(と致候)左も可有之

一櫻島燃之■■■■(出候)次第十月三日取役より大御目附座【左は人でなく口】へ書付を以申出候

一十月朔日昼八ツ時より有村の上に■■■■(鳴り)燃邊より壹ヶ所

一、同日高免村之上びん掛山邊より壹ヶ所

一、同日朝■■■■(四ツ)時分■■■■(よ里地震)五ヶ所燃立(出×)候

一■■■■(古郷村)之者共半分ハ喜入半分ハ鹿兒島へ相逝

一、湯之村野尻村赤水村小池赤生原武藤野西道松浦村二俣白濱右十一ヶ村ハ上町下町へ相逝申候

一、高免村之者共半分ハ國分半分ハ鹿兒島へ相逝

一、黒神村之者共貳枚帆壹艘【旁は皮。次も同じ】多人数乘與敷根へ相迹丸木舩壹艘貳人乘にて福山へ相迹

一、有村脇村両村之者共何方へ相迹候哉未相知候

一、人数貳千三百八十七人衆中社人百姓■下町

一、同千百拾■■同上町へ

覺

一、人数百六拾壹人

高免村

内廿壹人衆中 百四十人百姓

右怪我無之

一、同六百廿八人

黒神村

内貳百七人衆中 廿九人社人

壹人死人百姓

一、同■百■十壹人

瀬戸村

内七十三人衆中 内壹人死人

七人 社人

廿七人 死人百姓

一、同三百三拾壹人

脇村

内三拾五人衆中 内七人死人

(廿×) 六人社人 内■人死人

二拾五人死人百姓

一、同五百廿七人

有村

内 百九人衆中 内九人死人

貳人寺 百姓四十九人死人

一、同百九十二人 百姓斗 古郷村

内 壹人死人

合貳千四百五人

合百拾七人死人

右六ヶ村燃■■石降■■■(切に付)相糺候処行方相知不申死人にて可有御座■■吟味候

噯【口偏に愛】 岩切作右衛門

右同 村山五郎右衛門

右所の披露■■記ス外に死人等■■(虫【?】書)記置所より申出趣を以■■爰に■■(置)もの也

一金百貫文 山川之町人 山下傳左衛門

一同百貫文 下町右同 増田嘉平太

右櫻島之者共へ呉候由申来■■砂糖藏番人より■■(と)は何と申者候哉と相尋候得共何■■■■■■■■■■(御礼申添可)

無御座候■■■(名は聞)不及申と申候得共押て承り候二付名斗申候由其趣を以申出候由外二福山■■(厚)作と申者も■■■■■■■■■■

■■■(着類 澤山)くれ候よし

但島之者共上町堀之邊に■■■■■■■■■■尤砂糖藏之内に多人数と召置候其外縁取を以借宅いたし■■■■■■■■■■(居も)■■■■■■■■■■(渡)

方に郡外城)鹿児島■■野屋敷■■被召参候

一、■■■上殊之外鯖■■■(大取)にて候尚■■■(然)海之内模様相替■■■■■■■■■■(廻り深く候哉)多く■■■■■■■■■■(出越候哉)

法外の儀にと存候浦有之■■■■■■■■■■(田地等にも塩)入候由

一、九年庚子迄も海の内燃ル小島段々燃出東風に成候得は刀之掛銀ハ黒く相成銅ものも赤銅と相見得■■■■■■■■■■益宜敷き色に相成

一、大燃之高塩津畑津畑小路小路町家ハ勿論大■有之郡方且又屋敷係り■(などよ里) 跡の塩強(絶×) 十五日■
■(薄) き方也

一、九年庚子八月十一日之晚九ツ頃島之すそ【楚】■燃に■相成哉光物強く鳴候ニ付■(如何) 有之哉薄雲空へ上り候得
共暫く間に■(續候) 依之津浪強く内■別る迷惑致候

一辛丑三月十八日■燃上候得共■(暫く)

櫻島■(涌出ル)

養老二年戊午年安永八年■(迄年数) 千六十四年

黒神村古之燃

文明三年九月■(夫) より安永八年己■(亥) 迄三百九年

野尻村古之燃

文明七年八月十五日己亥まで三百三【?五?】■

御嶽に金之鋒と召置【出?】候

永正六年五月十五日安永己亥貳百七拾壹年

潮音寺建立 小池村ニ有之寺?【偏が與で旁が力?】

安永八年己亥迄百六十年延寶元年建立也

昔牛根之内■(嶽之処大) 燃ニ付瀬戸村■(焼切) 様島と相成候せつ有之北廊【草冠に郎?即?】之海中牛根之方■

■(へ燃行き) 之由

(安永庚子改

當世混雜喜家集 十一

遙池閣)

櫻島燃上覺書

一安永八年亥九月廿九日ノ夜五ツ過時分ヨリ地震起リ一時ノ内ニ七八十度ユリ夜明ケ十月朔日ニ相成リ候テモ地震少シモ不相替候然ル処濱【眉浜。以下同じ】之井戸水沸（ワ）キ騰（アガ）リ流（ナガシ）川ノ様【永でなく次。以下同じ】ニ有之候夫ヨリ山ノ煙リ壹通り上（アガ）リ候ト暫ラクシヅマリ候様ニ候処ニ海ノ汐ノ色紫色（ムラサキイロ）ニ相成候処ニ嶽モ即チ燃アガリ夫ヨリ漸々ト燃エアガリ後々ニハ村中家々ニ火燃エ付夥シク騒動ニテ候殊ニ其日ハ爰元祭禮【偏はネ】ニテ候故客人等モ有之候ヘドモ村中クラヤミニ相成候故方々散（チリ）々逝（ニゲ）チリ為ルレ申シ事候

一逝様ノ儀舟ヨリ逝ル人モ有之陸ヨリ脇村ノ儀ニ逝ル老人ハ手ヲ引レ或幼子（イタゲナキコ）共ハ抱走り散リ中々言フベキ方ナキ事共ナリ燃エアガリノ日軽石（ガイシ）落チ申候故着物ヲ冠（カブ）リタル人モ有之或ハ夜具杯【×杯】ヲ冠リタル人モ有之候

一古里村ヨリ脇村迄ハ燃エ上リタル軽石村中ニ落チ家々ニ火燃エ付村中クラヤミニ相成リ候故親子夫婦別々逝散リ候故方角ヲ失ヒ死【上は一でなくト。以下殆ど】ル人有之又ハ落ル石ニ打レ死ルモ有之候舟ニ乗リ沖ニ漕キ出シ乗リ沈メ死ル人モ有之候脇村ノ博奕谷（バクチダニ）ニ埋リ死ル者多ク有之候跡立テ死骸多ク相見エ候瀬戸村ノ儀ハ村中ニテハ壹人モ死不申候ヘドモ逝候節舟ニ取乘リ沖ニテ乗沈メ為因果由候

一黒神高免兩村ノ儀ハ死人モ無之候

一有村ニハ為テニ湯治ト一麓島鎌田典膳殿川田伊織殿ノ奥方并二本田新右エ門殿植村仁藏御越被成候処典膳殿ハ未ダ燃エ出ザル内ニ魚【烈火でなく大。以下同じ】獵（イフトリ）ニ御出被成燃出ルト即チ牛根ノ横ニ御逝為レ被成由候伊織殿奥方ハ瀬戸村へ御逝被レ成藏之丞ト申ス者ノ土藏ニ御入被成漸ク御助（タスカリ）被成候由本田新右衛門殿ハ瀬戸村ノ様ニ逝ケ可被成由ニテ脇村迄逃げ磯口ニ埋リ死去有之植村仁藏殿ハ瀬戸村迄逝ゲ延ビ被成瀬戸村ニテ死去有之候伊織殿奥方へ相附候役人モ瀬戸村ニテ死去有之候

一我々事瀬戸村迄逝候テ夫ヨリ海瀉【旁は写】（カイガタ）村へ相渡候処ニ垂水役人衆被差越居候テ詰所ニ湯漬【ユヅケ】ヲ置キ給リ候事

一燃出ノ節古里村へ死人男女七人 有村へ六拾人 脇村へ三拾三人 瀬戸村へ五拾人 合男女百五拾人

一有村古里ノ境ニ此節出候燃エハ十月三日ノ夜ヨリ四日ノ間ニ出候半ト相考候其訳ハ有村分右エ門殿下人半右エ門ト云者九月廿九日ニ五社大明神御祭リニ付赤水村へ差越居候処燃出ニ付得スニ罷帰ヲ一十月三日ニ赤水村ヨリ瀬戸村迄濱邊ノ道ヲ通り候得共其時迄ハ燃ハ不レ出テ候ト慥ニ半右エ門咄シ候

一九月廿七日ノ晩島ノ嶽ニ三ヶ月ノ御出被レ成候ト黒神村ノ人々皆々為見由候尤黒神村ノ人計ニテモ無ク之レ牛根杯【杯】ノ人モ爲見由シ候不思議ノ事ニテ候ト爲ルレ申シ事候

一黒神村ノ沖島ハ十月三四日頃ヨリ海ノ内燃エ候テ後々ニハ大キ成ル嶋ト相成リ候

一高免村ノ人ノ逃様ハ國分帖佐ノ邊へ逃ゲ候由シ

一黒神村瀬戸村脇村有村ノ人ハ垂水へ逃候ニ付肥前様ヨリ御賄被下候後々ニハ麿島へ被召寄御物御賄被下候

一高免黒神ノ沖燃ハ翌年迄少シモ不ニ相替ニ燃候テ後々ニハ大キニ成リ幾（イクツ）モ出来候右島ニハ魚取段々差越候

一安永九年子三月高免ノ沖島大燃ニテ三月十八日谷山ヨリ魚取ニ差越居候者共五人倅【？僥？燒？】死白濱村松浦村ヨリ薪取ニ差越居候者共浦ノ前ト云フ所ニテ三人燃殺（ヤキコロサ）レ候

一安永八年亥九月廿九日ノ晩五ツ時分ヨリ地震起リ一時ノ内ニハ七八十度ツ、ユリ夜明ケ十月朔日相成候テモ少シモ不ニ相替ラニ地震有リレ之候付何様成ル事ノ到来スル事候哉ト申候処ニ朔日ノ八ツ時前ヨリ島ノ嶽燃出候付夕（ユフ）へヨリノ地震ハ燃エ出ノ前表哉ト爲レ申事ニ候後年ノ考へニ可ニ相成一事ニ候此跡ノ燃出候節書付ヲ見候へバ文明三年九月十二日黒神ノ燃出ルト有之同七年八月十五日野尻村ノ燃出ルト有之候其節モ前以テ地震為有之筈候へドモ左様ノ訳書付無之故此節ノ地震ニモ不レ驚罷居候故死人等多ク爲レ有レ之事ニ候右躰ノ儀又ニ有之候テハ不レ可レ然事候得共千万壺ツ又ニ大地震有レ之節ハ早く用心可クレ致ス事候此段ハ先キ々若者（ワカキモノ）ニ能々（ヨクヨク）申シ聞セ言傳へ可クレ置ク事候昔ノ燃モ只一日ニ燃出タリヤミタルハ無之筈ニ候是ヨリ先々大地震起リ不スレ止候節ハ早く用心致シ候ラバ燃出候テモ死人等ハ無之筈候間往【旁は生】々如斯言ヒ傳へ可置事要用ナリ

一天明五年己【×巳】十月十九日夜九ツ半時分島嶽出ドロドロト鳴リ候付即ち庭ニ出候処ニ兼テ燃候処へ火氣夥敷ク相見得煙リ空ニ上リイナビカリ天ニ上リ候処暫ク有テシヅマリ候へ共草木ニ燃付候火ハ夜半（ヨナカ）八ツ時分漸ク消エ申候安永八年亥九月廿九日ヨリハ七ヶ年ニ相成候此節ノ燃ニ有村權現社頭倅【？僥？燒？】失致シ候瀬戸黒神脇有村ノ邊ハ砂降り候付彼方へ移居候人ノ儀ハ方々へ逃散リ爲レ申事候

文政二年卯十月吉日

藤崎萬十廣次

一安永八年亥九月廿九日の夜五ツ過時分より地震起り一時の内二七八十度ゆり夜明十月朔日に相成候而地震少も不相替候然る處に濱【眉浜。以下同じ】辺の井戸涌ききあがり流川の様には有之夫より山煙壹通燃あかり暫く鎮り候様候処に海の色紫色に相成候処嶽も則燃あがり夫より漸々と燃あかり後々に村中家々に火燃付夥敷騒動にて候殊に其日は爰許祭礼にて候故客人等も有之候得共村中くらやみ二相成候故方々へ散々逃ちり為申事候

一逃様の儀舟より逃人も有之陸より脇村の儀に逃る老人は手を引或ハ幼子どもは抱き走り散々中々言へがたき事ともなり燃あかりたるハ軽石薄く候故着物をかむりたる人も有之或は夜具などをかふりたる人も有之

一古里村より脇村迄ハ燃揚りたる軽石村中に落家々ニ火燃付村中くらやみに相成候故親子夫婦別々遁散り候故方角を失ひ死ぬる人有之又は落る石に被打死るも有之候船に乗り沖に漕出し乗沈め死ぬる人も有之候脇村の博奕谷に埋り死る者多く有之候取立死骸多く相見得候瀬戸村之儀者村中にてハ老人も死不申候得共逃候節【草冠。以下同じ】舟に取乗り沖ニ而乗沈め為死由御坐

【左の人は口】候

一黒神村高免村両村の儀ハ死人老人も無之候

一有村二者為湯治鹿兒島鎌田典膳殿園田伊織殿奥方并本田新右衛門殿植村仁藏殿御越被成候処典膳殿ハ未燃不出内ニ魚獵【旁の下は几に手】ニ御出被成燃出と則牛根のよふに御逃為被成由候伊織殿奥方ハ瀬戸村へ御逃被成藏之照【又は人。恐らく丞】と申者の土藏へ御入被成漸く御助り被成候由本田新右衛門殿瀬戸村の様に出被成由にて脇村迄逃磯口ニ埋り死去有之植村仁藏殿は瀬戸村迄逃被成瀬戸村にて死去有之候伊織殿奥方へ相付候役人も瀬戸村にて死去有之候

一我々事瀬戸村迄逃て夫より海瀉【旁は写】村へ相渡候処垂水より役人衆被差越居候て詰所にて湯漬を置給ひ候事

一燃出之節古里村へ死人男女七人

一有村へ六十人

一瀬戸村へ五十人

合男女百五十人

一有村古里村之境ニ此節出候燃者十月三日之夜より四日の間に
出候半と相考候其訳は有村分右衛門殿下人半右衛門と云者九月廿
九日に五社大明神御祭りに付赤水村へ差越居候処燃出候ニ付得
不罷帰十月三日に赤水村より世【×瀬】戸村へ濱辺通り候得共
其時迄者燃者不出候と慥に半右衛門咄に候

一九月廿七日之晚嶋之嶽二三ヶ月之御出被成候と黒神村之人々
皆々為見由尤黒神村之人計にても無【烈火でなく火】之牛根杯の
人も為見由候不思議【×議】之事にて候と為申事候

一黒神村之沖嶋者十月三四日の比より海之内燃候而後二者大き
成嶋と相成候

一高免村之人々逃様者國分帖佐之辺へ相逃候由

一黒神村瀬戸村脇村有村之人ハ垂水へ逃候ニ付肥前様より御賄
被下後々ニハ鹿兒嶋へ被召寄御物御贈被下候

一高免黒神之沖燃ハ翌年迄少も不相替燃候て後々には大きな
嶋いくつも出来候右嶋には魚取りに段々差越候

一安永九年子三月高免村之沖嶋大燃にて三月十八日谷山より魚
取り差越居候者共五人燃死白濱村松浦村より薪取ニ差越罷候
者共其流れ前と云所にて三人燃殺候

一安永八年亥九月廿九日之晚五ツ時分より里地震起り一時之内
には七八十度ツ、ゆり夜明十月朔日ニ相成候ても少も不相替
地震有之候ニ付何様成る事の到来事候哉と申候処朔日之八ツ時
前より嶋の嶽燃出候ニ付夕部よりの地震は燃出し前表やと為
申事ニ候後年之考ニ可相成事ニ候此跡の燃出候節書付を見候
得者文明三年九月十二日黒神之燃出と有之同七年八月十五
日野尻村之燃出ると有之候其節も以前地震為有之筈候得共左
様の訳書付無之候故此節の地震にも不驚罷居候故死人等多
く為有之事に候右体之儀又々有之候ては不可然事候得共千
萬一ツ又々大地震有之節ハ早く用心可致事候此段は先々若
き者に能々申聞せ言傳へ可置事候昔之燃も只一日に燃出た
りやミたるは無之筈ニ候是より先々大地震起り不止節ハ早
く用心致し候者燃出候ても死人等は無【烈火でなく火】
之筈候間往【旁は生】々如斯言傳可置事要用なり

一天明五年巳十月十九日夜九ツ半時分嶋嶽燃出どろどろと
なり候ニ付則庭に出候処兼而燃候所へ火氣【メでなくン】
夥敷相見得煙空にあかりいなびかり天にあかり候処暫く有
て静まり候得共草木に燃付候火は夜明八ツ時分消申候安永
八年亥九月廿九日よりハ七ヶ年ニ相成候此節の燃に有村権
現社頭致燃失候瀬戸黒神脇有村之辺は砂降り候ニ付彼之方
へ移居候人之儀者方々へ逃散申事候

櫻島中萬扣

- 一 惣【?】高頭【?】?千六百三十石七斗二舛二合八夕八才
- 一 内七百三十二石九舛二合二夕一才 郷士持高
- 一 千八百九十七石七斗三舛六勺七才 諸在免元高
- 一 屋敷二百一ヶ所嶋中郷土方
- 一 郷士出米上納元九十六表八合四才
- 一 御藏入八千四百四十四表五勺五才
- 一 大隅國向之嶋養老式年又ハ天平宝字八年ニ湧出ルト有之宝字八年より文化十三年迄代【?】千五十九年ニナル
- 一 文明三年九月十二日黒神之燃出ル
- 一 文明七年野尻之燃出ル
- 一 安永八亥年島中大燃
- 一 櫻島惣廻九里十九町二十間程
- 一 道法七里十七町程
- 一 横山之土【?上?】茂王權現仮屋元ヨリ三十町程
- 一 松浦村龍王權現仮屋元ヨリ一里三十三町五十間
- 一 嶽迄一里二十四町程
- 一 ヒヨク嶽迄一里程
- 一 櫻島郷士男千百十八人 一同女九百四人

一郷士家部六百十六人

一社家男五十四人

一同女三十七人

一郷士下人男百十八人

一同女五十七人

一百姓男二千九百九十四人

一同女二千七百七人

一惣人躰七千九百九十三人

一在家部千二百十六

一城山内畠方二町六反二畦七歩

一沖之島畠方九反四畦

一万延元年十二月横山并沖之島江遠見番所相建

但沖之島ハ谷山ト六ヶ月交代横山ハ当所迄ニテ相勤ル

一向島ヲ櫻島ト名付シコト本朝文粹ニ櫻島忠信落書ヲ載セ忠信落書ニ因テ大隅守ニ任シケル又拾遺和哥集ニ櫻島ノ忠信力國ニ侍ケル時郡ノ司ニ頭ノ白キ翁ノ侍ケルヲメシカンカヘント侍ケル時翁ノヨミ侍ケルヘ老ハテ、雪ノ山ヲハイタ、ケトシモト見ルニソ身ハヒヘニケルト戴セタリ是ニヨツテ推テ考カフルニ忠信大隅守タル時爰ニ居住セシユヘ其姓ヲ称シテ島ノ名トスルモシラレス

一正一位五社大明神ニ家久公御詠哥

神垣ヤマサコチ清キ天津風

コトノ葉ヨスル秋ノ浦浪

一温泉古里村ニアリ安永八年湧出ス初メ有村ニ温泉アリ己亥大燃ノ後遂ニ其温泉ヲ失フ此年爰ニ湧出ス今又有村ニモアリ

一燃崎野尻村湯之村ノ堺ヲ云文明七年八月野尻村火ヲ発シ沙石ヲ雨降シ焼石疊々タル所ナリ

一黒上ノ燃崎黒上村ニアリ文明三年九月十二日本邑ノ地中ニ火ヲハツシ大石ヲ飛シ砂ヲ雨フラス其焼石岩岡トナル所ナリ

- 一向面村ニ燃崎アリ安永己亥ノ燒石ニテ島民新燃トヨヘリ又有村ノ燃崎モ同時ナレハ同シク新燃ト云フトイヘリ
- 一鳥島文明七月十五日野尻村ニ火炎發セシコトアリ此時湧出ナルヨシ寛永十年癸酉五月邦君慈眼公辨財天ヲ安鎮シ玉フ
- 一沖島文明三年九月十二日黒神村ニ火ヲ發シ人民多死ス同七年八月十五日野尻村に火ヲハツス此時湧出スルニヤ
- 一新島向面村ノ北ニ五島アリ安永八年己亥十月朔日櫻島火ヲハツシ黒煙天ニ上リ地大ニ震フ忽チ暗夜ノ如シ五日ノ後煙散【月でなく日】ス是月十四日一島涌出一番島ト云翌年七月朔日水中没ス今見ヘス
- 一翌十五日又一島涌出是ヲ二番島ト云是猪子島ナリ
- 一十一月六日夜又一島涌出是ヲ三番島ト云岩島ナリ
- 一十二月九日夜又一島涌出四番島ト云フ
- 一翌年庚子四月八日二島双涌出ニ島合シテ一島トナル是ヲ名付テ五番島ト云今里俗安永島ト云
- 一九月二日又一島涌出七番島ト云
- 一十月十三日又一島涌出八番島ト云七八番ノ二島合シテ一島トナル其後六番島ニ連リ三島合シテ一島トナル是ヲ惠美須ノ島ト名ツク今ニ二番三番四番五番六番ノ嶋々現在ス
- 一嘉永三年戌六月沖之島御臺場築有之
- 一同年三月赤水村御臺場築有之
- 一嘉永四亥年赤水村之内へ塩焔【火偏に肖】藏造建有之
- 一同年十二月一七日須聖院様御懇【偏が身で旁が忍】女中方モ御越有之御側衆七八人御鳥見頭衆二人前晚ヨリ御越有之
- 一御関守嘉永子五年郷士四百人百姓千二百人
- 一嘉永五壬子年郷中へ相集毎夜文武修行始ル
- 一同六年丑正月十六日中ノ馬場二才中大刀流劔術へ入門イタシ

一同六丑年十一月十三日須聖院様御光越

一元禄十一年寅十二月廿四日二向之島ヲ櫻島ト唱可申旨御意ノ由被仰渡候事

一寶永五年子九月五日ヨリ同九月【×日】迄五日横山ヨリ小池迄通道ヒロマル

一稻荷社寶暦元年未十月十五日 継豊公并於嘉久様 櫻島へ御光越ニテ御仮屋崎へ稻荷建立

一宝暦元年九月 重年公有村へ御仮屋御造立有村ハ以前ヨリ御仮屋爲有之所ニテ十年以前解コホシコレアリ今年御巡見ニテ又出来ナリ

一天明三卯年外城噯【口偏に愛】役之◎【上が古で下が又。こと？】郷士年寄ト改名

一寛政七卯年八月六日役所相扶御地頭仮屋次ノ間ニ役人詰所相直候事本役所ハ今下代藏屋敷ナリ

一同十年五社大明神今宮坂へ御直

一元禄十三年辰八月福山御免馬追ニ初テ相立

櫻島火變圖說

安永八年己亥十月朔日午時火發、至十一月初、火猶不滅、然亦不甚、入夜則鹿兒島之地、猶見其光、十一月、南種子島海上五十里、灰積者二寸所、日向境亦然、島新湧出者八、記左、

〔一〕此島、潮滿レバ不可見、

〔二〕此島石多、行歩不自由、巳ノ方高サ七八間バカリ、長九十五間、横五十八間、回リ四町四十七間、

〔三〕此島土、間々有り、回リ八町、高サ七八間許、長三町、横一町、

〔四〕此島石多シテ行歩不自由、湯坪大小四ツ、潮滿レバ湯潮相交ル、硫黄多、高免邑ヨリ卯ノ方、回七町三十間、高サ四五間許リ、

〔五〕此島岩少シ、高免村ヨリ卯ノ方、回リ五十間ニテ一里半四町三十四間、高サ二十間、全長十七町、横三町、

〔六〕此島土、マ、石アリ、高免村ヨリ丑寅ノ方、回リ二十六町五十六間、高サ十七八間、長五町、横三町餘、

〔七〕此島總平ナリ、濱少々アリ、小石多シ、高免村ヨリ子ノ方、回リ七町五十間、高サ二間餘、長一町四十間、横三町、

〔八〕此島土石ナシ、高免村ヨリ子ノ方、高二間許、回リ八十間、

右先日見分ニ遣ハサレ、於御組所々圖、○図は今略セリ

(續皇年代略記)

安永八年十月朔日午時、薩摩櫻島燒、熱【執に烈火】湯迸出、人多死、地震鳴動、新島出、灰降及伊勢、

(泰平年表)

安永八年九月廿九日、大隅國櫻島南方山燒出、火焰の中霹光曜々、諸人目を驚、熱【執に烈火】砂泥土涌出、沙石四方に散亂、霰の如く降ちらし、田畑多損、死亡の者一萬六千餘人、牛馬二千餘也、同十月二日、三日比、紀州熊野、土佐海邊、尾州、伊勢、關東邊、及江戸、小灰降事雪の如し、是櫻島燃灰也、同十月中旬に至、火漸滅す、

(武江年表)

安永八年十月朔日夜より二日迄、灰雪の如く降る、大隅國櫻島燒たりしが、其灰江戸迄も降しといふ、

(後見草)

安永八年、一同空打曇、細き灰風につれ、都下一面に降たり、日を経て後に聞ぬれば、薩摩國櫻島といふ處、是も同じく燒出し、其國はいふに及ばず、近國までも鳴響き、恐れぬ者はなかりき、久しき事にて年月は忘れたり、大凡此年の事と覺ゆ、

(續談海)

安永八年十月二日、曇る、冷氣強し、昨夜中より今日終日はい降、尤少々づゝ霧のごとく降、夜に入り雨少々、翌三日南風にて晴天に成、降不申候、

何れの山より降候事、御代官衆へ御尋有之候得共、知れ知う(不申か)候、實は日光邊之山より降候由、

慶應元歲巳【×乙】丑八月寫之

櫻島神火燃立大地震 一卷

但安永八年己亥湯月朔日

此主佐野半左衛門

爰に薩隅日三州太守從四位上左近衛中將源重豪主之御時安永八年己亥朔日四ツ比より櫻島神火燃立天地鳴動雷電稻妻稠鋪急々黒暗に相成燃上りたる火之落下ル事甚【ルでなくメ。以下同じ】敷も中々絶言語許也翌日も雲掛七ツ過のころより少晴様に有之候へ共鳴動地震きのふに不替天地闇言語筆にも不及焼砂灰降り下り高免黒神瀬戸脇村湯村古里六ヶ村焼崩不燃家も焼砂降り埋為到所持家財等も持運事不の成ことに黒闇に相なり候故漸命計りを助り出候も有之親は子を助るに隙もなく子は親を尋小船に拾人貳拾人計も取載垂水牛根を志候へ共船を乗沈め海に落入溺死候も有之又は瀬戸の汀より牛根磯邊迄軽石降り埋候ニ付がるしの上を歩渡りたるも有之またハ海上に踏込而相果候も有之磯邊之岩穴小身を忍罷居たるも焼砂降相果候も有之都而六ヶ村死凶【右の縦線なし】の人七拾餘人計之由其中に鹿府より入湯に差越被居候人も有之由舟に取のり漕出軽石の中に突込られ跡へも先へも行事不罷成四五日の間漂罷居陸より助船を出相糺候へハ四五日焼たる密【必でなくメ】柑壺ツを一日ニ貳人計にて食して為居と為申由其中に強勢【土ハ土でなく生】成もの海上を牛根の地へ游上り櫻島牛根より逃走りの人も有縁無縁ニよらて福山相 衆中社家町在郷へ入込飢渴及難【偏は略体。以下同じ】儀候処川畑兵右衛門川畑弥兵衛厚地次郎右衛門同次助より合力米配当致【旁

は支】シ飢渴をしのき罷居候処 御上より御救米として御藏より取出被成下候其節【草冠。以下同じ】ハ福山噯【口偏に愛】郡見廻横目浦役座【左の人は口】を建配分有之其後又厚地次郎右衛門より真米數拾石櫻島牛根江合力いたし候此時者達 貴聞両所地頭江右之趣為被仰渡由依之さくら嶋牛根の役々右次郎右衛門所江為謝禮【偏はネ】被差越候扱又牛根地頭大嶋休左衛門殿より当年諸百姓及難儀よしにて合力錢被成下また福山地頭高橋縫殿殿より狩夫銀上納ニ不及 被成下候又銀貳百目山川之人より櫻島難にあひ候人江銘々志候然処貳百目計ツ、嶋中江御当地上下町より五拾目百目宛志為有之由湯月朔日より六日まで燃夥敷鳴動地震家迄も動渡り大鳴にて同七日より海中江燃入同十九日より一里半も沖へ島老ツ出現日ニ増大ク相成同廿八日一ツ雷之様ニ強鳴驚騒為申事ニ候同廿九日燃灰おひたたくふり同晦日大鳴十一月四日八ツ後大なり同六日右之嶋同前出現是も日ニ増大ク相成候同九日鳴動強同十六日朝五ツ時分強なり同廿五日大なり十二月朔日五ツ過ぎ大鳴同三日より又南の方江嶋ニテハ無之哉と取沙汰有之候処同五日嶋出現と相知是も日に増大ク相成同十日十一日迄鳴終り同十二日より海中甚然はかりにてなりハ無之候然ルニ昼ハ煙相立夜ハ海中も火の光明に相見得候同廿四日大鳴同廿五日亦南の方へ嶋一ツ出現これも日増大ク相成往【旁は生】古後華蘭院御宇文明十年己亥三州太守立久主之御時ニ當りて櫻島大燃大鳴いたし焼砂多降り候則鳥ヶ嶋江之嶋出現すと云々后【？】三百八年ニなる此節之もへ大事ニ而候市成百引高隈迄ハ焼砂灰交り三尺餘り田畠降り埋刈揚一向不相成麦作仕付手ニ及不申將又志布志松山勝岡迄砂灰降り候へ共はつか三寸計之云々寶永年中綱吉公御代富士山も燃有之候節ハ岡出現是を寶永山と唱年百七十五年はかりに相成候然は此節【竹冠】の出現嶋安永嶋四ツの嶋陰【旁は人長】ニ集ル魚ハ？◎【リン…魚偏に命】鯛【烈火でなく大】鰯鮪末鯛かけて榮行千年の春にて【？】目度鯛

(■) (〽) (■) 十月二日

櫻島燃見聞書

外二引【?】時の覺書

勝目政右衛門

■■■■重豪公御代安永八己亥年櫻島燃ノ事

■■■■【一、】「九月廿九日」か「十月一日前」か【(晚五ツ時過ヨリ) 地震仕初ム夫ヨリ一刻モ無間モ■■■■震■■八ツ時分櫻島二三ヶ所燃出夫ヨリ雷ノ様ニ嶋ヨリ煙打登リ無間モ東嶽へ差越掛候【以下多くは人偏なく中の縦線もなく旁のみ】七ツ時ヨリ打曇(リ)直ニ砂降埋リ候事大雨降ノ様ニ有之候

一、十月二日朝マテ砂降候テ相止地震ハ前件同ジ燃鳴(事)ノ如前拙者當番ニテ候故(同役方々の勤方故)與(頭)横目御地頭横目ニ致問合郡見廻招呼御祈禱【旁は壽】相(企)當日板【?】谷八幡宮エ御神樂之【?】御祈禱仕候事恒吉中人列二三五郎へモ罷出申渡相調候

一、十月三日、青天、燃鳴地震ハ如前件諸名(相糺候)須田木村砂埋六七寸坂元村五寸斗長?村四寸で(大谷)二三寸上大谷村四寸斗其内坂元方限川路山須田木村上方限ハ砂荒?小浮石降埋リ候庄屋元差(不所×)(寄取調)最中故御郡方へ申出郡奉行衆御見分の上(何分■■■■(燃候ニ付))度々朝夕郡見廻日【?】渡早右衛門鹿兒島へ罷(越管ニ)取究候

一、十月四日、青天、燃鳴地震ハ如前件

一、十月五日、青天、燃鳴地震ハ如前件吉祥院にて大(般)若ク御祈禱■■■■早く着き候同役後藤長左エ門長池喜【「七」三

つ】三郎殿 ■■■與頭結方中嶋作左エ門横目坂元助太夫二 ■■■郡見廻川畑喜【「七」三つ】平殿ハ出會有之候 一人取拂一

人町ヨリ在夫一人招呼相調申候尤前条三文書出ノ内ニテ相濟候

一、十月六日、青天、燃鳴地震如前

(二、十月七日 青天 燃鳴候事如前地震は薄き申候)

一、十月八日 雨天 燃鳴中一入強キ方地震ハ相止候

一、十月九日 青天 燃鳴事如前

一、十月十日 青天 如前 一、十月十一日 青天如前

一、十月十二日 青天 燃鳴事如前日時々片時宛ハ止申候

一、十月十三日 雨天 燃鳴事如前日

一、十月十四日 雨天 燃鳴事如前日 灰降候燃初ヨリ時々灰降事有之日々の風異申候櫻島ハ山塩出四尺斗ノ様ニ承リ候

一、十月十五日、青天、燃鳴事時々也

一、十月十六日 曇天、燃鳴事如前晚より曉まで鳴事強し

一、十月十七日 雨天 燃鳴事(前に同じ)

一、十月十八日、半天 灰降鳴事(時々有)

一、十月十九日、青天 燃鳴事(前同じ)

一、十月廿日、青天、燃鳴事(時々夜強し)

一、十月廿一日 青天 燃鳴事(朝強く昼ハ時々夜強)

一、十月廿二日 青天 燃鳴事前(同灰降候也)

一、櫻島燃始め数日にて候二日曉瀬戸ハ歩渡有之たる様【?】夙聞候島の地海涯へ燃出海中より燃出日夜不【?】??櫻島南面に七岡【?】吹揚安永山と名付有之由東面福山の方高面の前ニモ海中ニ夕流ノ小島出来此島日々大キ方に成る由候

【「輝北町郷土史」三九四ページに恒吉村勝目政隆氏方蔵旧記から原文のまま略して転写として次の一段とともに掲げられる。

一、桜島燃始め十月朔日にて二日曉瀬戸は歩渡有之たる様風聞なり島の地海涯へ燃出海中より燃出で日夜不止候桜島南面にも岡吹揚げ安永と名付け有之山東面の福山の方高面の前にも流の小島出来候此島日々大方成候由】

一 諸所聞合候處ニ櫻島ハ無計牛根平地ニ浮石砂降埋候處【虎部の処でなく勿】六七尺の間平ニ吹込ハ無計仕候恒吉ハ平地ニ八寸より四五寸の間其内須田木村坂元村浮石大キ方長江村大谷村ハ小砂ニテ候宮の原下大谷ハ猶浅キ方市成ハ平地壹尺餘の由百引ハ浅キ方の由高隈ハ灰降埋候由垂水ハ櫻島近辺ハ深方遠方浅キ方の由鹿屋高山串良大崎都て灰降たるよし志布志(村×)松山(下×)末吉も少々灰砂降たるよし國分濱ノ市方より末吉通山の方■湯塩降野辺木草木迄も枯たる様ニ承候■三日四日の頃白簇二本斗立二日斗も有之候風聞

【一、諸所聞合候處桜島は勿論牛根平地に浮石砂降埋候所茂六七尺の間平に無計由候。

一、恒吉村は平地に八寸より四五寸迄の間其内須田木村、坂元村浮石大キ方長江村大谷村は小砂而候宮ヶ原上大谷は猶浅キ方市成は平地一尺餘の由百引は浅キ方の由高隈は灰降り埋め候由垂水、桜島近辺は深キ方遠方は浅キ方の由、鹿屋、高山、串良、大崎、都て灰ふりたる由志布志、松山、末吉も少し灰砂ふりたる由國分浜之市より末吉通山の方(二、三字不詳)湯汐降り野菜草木迄も枯れたる様承知候(以下畧)。

■【一、十月】廿三日 青天 燃鳴事時ニ有灰降り候

■【一、十月】廿四日 青天 燃鳴事時々晩七ツ過雨灰降候

■【一、】燃出候時より鳴事石火矢の様ニ遠方迄相聞得たる由肥後より御使は唐船着ニテ石火矢と相聞得候故御加勢ニても被成候節の御使と風聞有之候日々燃鳴事相替り大貝大太鼓杯【×杯】打様ニ相聞得鐘鳴様ニモ有之色々鳴事不思議之事申斗ハなかりけり櫻島牛根ノ義ハ浮石砂深く降埋メ外城立間敷と取沙汰有之事候

- 一、十月廿五日 青天 燃鳴事時々晩七ツ時より雨降塩寄有之灰も時々降候
- 一 櫻島燃出事数日黒髪の上御嶽之本より燃出脇有村の上より燃出高面白濱之間より燃出諸方燃出夥敷事由候夫より海涯へ燃掛海中ニ燃入たるよし候海中燃吹出して鳴出来候由此嶋日々大きに成候由
- 一 右燃に付恒吉牛根百引大番御免にて代番所に仰渡候成り【?】七ツ斗より相成通相勤候様被仰渡候
- 一、十月廿六日 青天 燃鳴事時々有砂揚之朝頭へ及申上候■六ツ時より夜中鳴事一入強き方
- 一、十月廿七日 青天 燃鳴事朝の間強、昼より晩まで時々鳴候
- 一、十月廿八日 青天 燃鳴事朝間計昼より晩五ツ時迄相止五ツ過ニ■九ツ過ニ鳴事とゝんところと嚴敷鳴候なり
- 一、十月廿九日 青天 燃鳴事時々晩七ツ過より夜明まで雨降候也
- 一、十月卅日 青天 燃鳴事前同じ夜強き方
- 一、十一月一日 青天 燃鳴事前同じ夜強き方砂降
- (見聞御庭奉行衆御差入無之候委細日記ニ記居候)
- 一、十一月二日 青天 燃鳴事時々有
- 一、十一月三日 青天 燃鳴事時々
- 一、十一月四日 青天 燃鳴事前同じ昼七ツ時二とんとん夥敷鳴事地震の様ニ有之候
- 一、十一月五日 曇天 燃鳴事時々之灰降事前同じ
- 一、十一月六日 青天 燃鳴事前同じ
- 一、十一月七日 青天 燃鳴事相止候
- 一、十一月八日 青天 前同じ
- 一、十一月九日 青天 燃鳴事晩七ツ過より時々なり
- 一、十一月十日 曇天 燃鳴事時々晩七ツより雨降

一、十一月十一日 青天 燃鳴事時々

■前大浄之方々掛海中燃出十月廿八日頃雨朝■風聞有之候

一、十一月十二日 青天 燃鳴事相止候

一、十一月十三日 青天 前同し

一、十一月十四日 青天 燃二付牛根境へ大坂御留守居御勝手方衆野崎良右衛門殿等用(掛×) 係山口佐平次殿御郡奉行牧野左

衛門殿其他諸役■御機嫌伺として郡見廻川畑喜平次伺【?同?】道にて境へ罷越候牛根麓御郡奉行徳田市左衛門殿御(出

×)(書係) 荻谷市兵衛 其外役々へ聞入候由承候へハ後方迄に不被行越牛根聞知候 歩行候 十五日罷帰候

一、十一月十五日 青天 燃様子境より罷帰候砌坂にて見聞いたし候次第ハ桜島所々煙打立就中深湊白濱間岡より海涯へ白煙相

立海中の波涯より少し間有之小島出来夫より沖の方小島一ツ有之夫より沖中流の小島一ツ出来見聞に今一ツ島浮上り出入の未

だ不定の島有之と申事歟燃鳴斗ハ間々にどんどんとなる也

一、十一月十六日 青天 燃鳴事打止候様に有之候

一、十一月十七日 曇天 燃鳴事朝間一度有之候燃ハ少とも不絶候

一、十一月十八日 青天 燃鳴事ハ打聞有之

一、十一月十九日 雨天 前同し

一、十一月廿日 半天 燃鳴事ハ不聞候

一、十一月廿一日 雨天 前同し雪あられ降風雨強し

一、十一月廿二日 雨天 初風強く八時分より雨降?事

一、十一月廿三日 青天

一、十一月廿四日 青天 十一月廿五日 青天 燃鳴事間々有之

一、十一月廿六日 青天 燃鳴事時々有之

- 一、十一月廿七日 青天 燃鳴事前同じ燃煙立事見得候
- 一、十一月廿八日 青天 一、十一月廿九日 青天、十一月晦日 青天
- 一、十二月朔日 青天 燃鳴事朝聞時一度夥敷鳴候其内(他×)同じ
- 一、十二月五日 青天 福山方限より見し処燃少々にて煙立登事不相止候
- 一、十二月八日 青天 燃二付福山野御牧御馬下原方限上原へ都て追入占切垣有之御馬追候有之候晚五ツ時より雨降出し御馬死
事夥敷候

- 一、十二月九日 青天 暁燃鳴事強く五ツ時分より鳴止候小島出来候由
- 一、十二月十二日 雪降 一、十二月十二日 大雪降、十二月十四日 青天
- 一、十二月十五日 青天 十二月十六日 青天
- 一、十二月十七日 青天 燃へ志ま沖に出来候小島より少堺の前之寄居にて小島出来候由其涯海中燃出来如前有之由候硫黄島の
ほの【?炎?】櫻島へ差越候由硫黄島は止候由
- 一、十二月廿日 青天 晚四(聞×)時に燃鳴事調度中にも聞候夫より時ニ鳴事有
- 一、十二月廿六日 青天 燃鳴事日々有之候 燃鳴事廿八日晚強
- 一、十二月廿九日 青天 其内(日×)燃時々有之候由
- 一、九年正月元日 青天 燃鳴事時々有之候
- 一、正月二日 青天、三日雨天 四日青天 鳴事有之
- 一、正月五日 青天
- 一、正月九日 青天 鳴事夥敷候 同十日同断
- 一、正月十一日 雨天 燃鳴事少し 堺の前に出来候小島ふとり候事日々也 都て出来候島大く成由
- 一、正月廿日 青天 十一日より廿日 鳴事時々 不相止候

一、二月十三日 右日(頃)より燃の取沙汰不相知候

一、四月八日 青天 燃始より當日迄少宛ハ不相止候沖中小島燃不相止候

一、五月九日 雨天燃之次第承【?参?】候 沖中島燃今に不相止候 夫よりさかいの方ニ寄り島一ツ出来候由此島日々に大く成候由

一、五月十日 雨天 一昨八日より風雨にて牛根之諸方大水出流家処々有之 二川の辺も屋のまと杯【×杯】より水入候処有之大洪水之由古しかみのやくいも海中にたぎつ出牛根之辺も別て世話しく候由

■牛根の城立てハ如何有之ことに哉砂揚げも當八月迄と申分候処 大廻(変×)の事候へハ當分は■【「川留」か】杯【×杯】有之尤も御郡奉行衆庄(不仕×) 横目衆拾壹名(石×) 差入有之御吟味の次第ハ委く未相知候其内段々領(飢×) 米杯【×杯】被下其外一流ニ米百五十石御救として被下由承候

一、桜島衆中此処へ中宿の人数圖【口面(以下同じ)】 師壽庵圖師小右衛門永野覺右衛門永野納右衛門篠原勘左衛門有村伊勢(釜) 圖師又左衛門永野成右衛門圖師五右衛門篠原鉄之助永野藤兵衛永野助右衛門永野郷兵衛

尤も黒神村名越権助同庄助日々差越候同長助(字不明) 瀬戸村名越與右衛門同市左右衛門同嘉平次右衆中百姓櫻島燃ニ付本在所住(渡×) 家難成(出来×) 此元ニ(中宿の) 願【?】 申上げ(候入取り×) 居(られ) 候衆中ハ飢主【?え?】 申上四月 耆人ニ付白米(不?×) 耆升宛被下百姓衆より(中×) 領(飢×) 米御願い申上一人ニ付三升宛被下候尤衆中百姓(共に) 三月以(??×) 下相除候(??×) 衆中に(右) 都て被下百姓の義ハ■歳より五十六歳之男取除き被下候右を願所へ委有之候 ■五月十日雨にて洪水いたし大難の様有之候櫻島燃大難にて郡奉行徳田市(郎) 左エ門(殿庄) 横目衆加世田次兵衛殿 差越 ■差上候 ■燃不相止七月六日福山町海辺津波来住家成り難く成様有之家浮引取候由候濱市方ハ同地へ波掛稻相 痛み候由相聞得候同十五日ニも津波来候得共昼干汐に候故不相痛由候右六日の日ハ國分の内濱市小村牛根浮津痛強く其外内場 海辺都て相痛候由其後も少々宛津波来由候是ハ海中底より燃出候時其勢にて波来由候

一、八月十一日夜四ツ過坂元村聞得候ハ燃始の時の様ハ鳴出別て煙立登り光物い多し夥敷候然共一刻斗の事にて候

一、八月十二日 青天 諸名差廻り（見）聞候次第長江村作残（職×）相應有之後立仕り不宣候須田木村も時分ニ仕候分ハ相應に有之候へ共後立に仕候は別て悪敷候大谷村下方限出来？由候不出来に候上方限も宜御坐候坂元村神牟礼方限都て宜出来候由御坐候諸名共附分後之仕田畑？悪敷候去秋麦作宜有之候も當秋諸作残（職×）共に時分宜仕候ハ出来相應ニ有之候

一、燃砂降以後引魚【列火でなく大】相（根？×）絶候様有之候處【彦部の処でなく勿】ニ當秋よりは本の通引魚【列火でなく大】相見得候

■ 十一日夜燃エ福山は大波来候由承候 然共干汐故不大破也

■ 衆中こと申来候処ニ當七月郷士と唱被仰渡候 ■ 八月上納高帳より郷士と相改申候哉 ■ 鹿兒島諸御役名相替候燃に付作も善惡のこと一、麦作吉一、同方稻よし但し蟲【下は略記】は入らで候同赤（若×）米不宜都て早物悪敷候 粟（初米×）も早粟（初米×）も悪敷候遅粟（初米×）皆共によし蕎麦悪敷実ハよし

一、海中之燃少有之未不相止候

一、子十月四日 曇天 夜四（間×）時鳴出し燃事去年十月朔日燃出之時之様有之候得共一刻斗ニ相止候光物の様燃登たる事有之少々宛之燃は止事なし

一、子十月五日 須田木村燃災殃（？×）に付上見内見として中に多く被行入候

一 右四日夜海中より燃出福山宮浦一ノ宮鳥井の本迄大波あがり敷根町迄あかり候由其外之所波わたり居候へ共委不相知候

一、子十月十三日 青天 七ツ時に海中より燃出候福山町敷根國分辺へも波あかり候由大廻の方より牛根の方は少くあかり候由

一 ■■■廿七日（頃×）夜廿八日夜燃鳴事一刻宛有之候

■■■■丑正月去年内より福山御牧【×牧。以下は？を付けて「牧」とする。】下原方限■■品多く恒吉坂元村の内新原郷川路山郷恒吉福山境（目）より恒吉の（内）都て里役（馬場×）被召成新堀垣出来候事牛根郷士百姓福山の内本御牧【？】砂走り申聞候大窪の衆市成の内所々被召移（候）鹿兒島より地方検査衆（拾石取×）町田勘兵衛殿五年請取牛根郷士百姓差引有之由候尤も恒吉の内も作人被召置間地所々有之由候本御牧【？】之所々福山へ預ケ地の様に承候

一、福山御牧【？】下原方限被召留候末吉御牧坂元村の内皆越迄両同堀有之候處【虎部の処でなく匆】両同堀取除福山野御牧【？】一所被召出末吉野御馬追ハ四月頃有之候へバ（？×）秋一度福山御馬追ニ被仰渡福山牧【？】方限之請牧【？】に被仰付候末吉恒吉へ被仰付置候牧々【？之？】役々【？ハ？】被差免候

一、福山の沖燃出来嶋丑三月十八日燃登り候ニ付島見物之船漸く逃去候由掛舟二三艘櫻島へ聞【？】帰り候由承候尤も死人廿三人有之由候其日は西風故垂水方へも灰杯降候由

一、天明二年壬寅二月福山本御牧【？】下原方限坂元村之内新原郷より川路山郷須田木村之内熊谷方限迄恒吉？内本御牧【？】の分は■■■福澤村と被相改福山支配領被仰付候旨御郡奉行■■渡候尤本御牧【？】堀垣筋境に被召立■■■其外役々衆立會福山役々へ引渡可申旨徳田市（郎）左エ門殿より被仰渡候ニ付立會引渡有之候尤公義向ニハ本外城被召立候時々境に被仰付御牧【？】堀垣筋境の儀は御内々境（堀×）立にて福山預りに被仰付候旨御家老衆被仰渡御書付写を以て御郡奉行所より被仰渡候付右書付ハ所小箱ニ入封置候右の通恒吉？内より一名被召立福山預りに被仰付候ニ付てハ向後は本外城立候節境目繩引張者有之候へは争論に及儀案外出来筈候何れの筋不申上候てハ難成節ハ外城立候時繩引張候上御家老衆より被仰渡候御書付の趣を以て申上筋に候後年為（？×）見合如此ニ御座候

一、天明二年寅秋御國一統凶作にて諸所共上見有之候尤田畠共不作故諸人必度ニハ差廻候

天明三年卯春米一升百文も高直成ニて候初米一升八合■二升の直成裸麦一升八合斗の由麦壹升一合直成ニて候■百文に付二升宛にて候右通之凶年諸(郷)御奉公人■不相渡候御國迄ニても無之日本(國)凶年之由候琉球■船数多く一、天明二年寅秋御國一統凶作にて諸所共上見有之候尤田畠共不作故諸人必度ニハ差廻候

天明三年卯春米一升百文も高直成ニて候初米一升八合■二升の直成裸麦一升八合斗の由麦壹升一合直成ニて候■百文に付二升宛にて候右通之凶年諸(郷)御奉公人■不相渡候御國迄ニても無之日本(國)凶年之由候琉球■船数多く参り御國の助力(相)成候諸助に【爾】て有之候■初米壹升四五合裸麦一(舛【×升】)三合■夫より七月ニ相掛米八合七合五勺直成粟一升二合■麦一升之直成ニて候百文下直に相成壹升五合の直成ニ有之夫も恒吉中に有少宛都の城春

【×表】諸所へ相掛買求候夫より秋江十二月迄米一升二合三合の直にて候

天明四年辰春米一升二付百文宛にて候江戸表ハ七合斗の由初米不作にて種子抔少々々々相求作調候春中女童子共山野不問其外米類つきてのち分を取朝夕被下敷【?】事諸物高直に有之秋より冬に掛米百文に付壹升三合宛ニて候

天明五年春米一升二合百文にて候

櫻島燃ニ付劣入候譯を以て長江村須田木村(大谷村)三ヶ村ハ為御救畠方見地ニ天明四年辰の年より来(戌年)迄七ヶ年作も拾分三上納被仰付候荒地麦地は無(納にて)難有次第二候坂本【?元?】村之義ハ嶋津内記殿より(依願)手沙汰へ仰付■

■御救方無之候

■米一升二付代百文かへ也■夏に掛八合七合五勺にて候■秋ニ成同白内作にて■二相成候

■辰三月九日雨天 同十日雪降り■寒さ強く候故麦作其外無【×蕪】種子太根種子初米の種子まで相痛種子用事無之様御坐候引(場×)合候(の×)処御國中不残痛居候他國ハ不相知候

一、同十九日晚四ツ時分鳴物いたし諸所の家多く辻巻風に當り候処有之皆々恐候

桜島燃之記

安永八年己亥九月廿九日夜五ツ時分より地震始り、たはこ一ふく呑間有之、漸々敵敷其内大中小之ゆり相交、拾月朔日朝迄も不相替たばこ一ふく呑間ツ、有之、夜中透間なくゆり通しニ而上下不寝入候、翌日承候得者世間皆同然ニ而候所、朔日終日不相替繁々漸々ゆりも大きく成り候、然ル処ニ朝五ツ之比桜島南八九分目ニ立登ル白キ雲(朱書「マ、」之様成出候、煙とも不被申、尤雲とも不被申、漸々大きく立登り、夫より何となく鳴申候ニ付、いか様震火ニ而も可有之哉杯と世間人々目を驚罷在所へ、猶鳴立夥敷、昼九ツ時比より鹿児島之上ニ打かぶり参候、鳴音神鳴よりも敵敷、地闇地震ハ猶以夥敷、下方下々之類ハ荷物(朱書「マ、」を馬付、西目をさして逃行申候、八ツニ成猶々右之煙り立上り、鹿児島へ参様巻揚り、我々茂驚入仕合、子共者何方茂なきさけひ申候、七ツ前余り大事故、宿元源治へ堅く申付置、拙者二者火羽織為持御番所へ駈付相詰候、御殿之こと敷戸障子ふるひ鳴さわく事、我々之小家とハ違ひ物申事茂分り兼申程有之、然共何そ 御殿念遣之儀無之、夜入致退出候、尤、右体之事故鹿児島中さわぎ立、其上島之男女逃越、立横十文字ニ行き、女之刀為指茂有之、古着等かぐめ候茂有之、縁取縁取武士・町方・下伊敷・上伊敷杯へ宿借逃来り候、勿論御家老様方茂八ツ退出、又々七ツより御出、諸御役人・諸奉行・書役迄茂火羽織持セ持セ追々持々座へ被駈出候、尤、御三家・大身分 御機嫌伺追々御出、御供番之衆茂御触出被罷出、朔日之夜ハ小番所へ番人と同前夜番被仰付候、右地震無透間ゆり通し、戸障子猶以鳴渡り、我々之小家鳴、戸障子ふるひ、敷居ニセンをさし地震弥鳴渡り、人々さわがしき足音高く終夜不寝之由翌日承候、我々宿ニ罷在候而も、世中同前一切寝不申夜明しニ而候、十月二日之朝ニ成候得共、不相替前日同前ニ而候所、又々地之方島之六七分目ニもへ立、南同前煙之様成鼠かた雲のことく巻揚り、則鼠色之ぼかし綿見る様ニ御座候、是又南之方同前鳴、夜入と火能相見得、右雲之様成内二者光り物敵敷、四方八方光り渡り、地震猶強く地之われざる計ニ而候、三日ニ成候得共万事同前ニ而、夫より船乗しづめ、或者桜島祭礼ニ武士町より参居候者共男女死人多く由、湯治人生た死だと色々取沙汰評判遙察可被成候、

一湯治人鎌田典膳殿、(政巻)二階堂源太夫殿、(行端)肝付郷右衛門殿、(供七人)植村仁藏殿・孫殿、(下人老人)同心川田伊織殿・御懷、(国福)供女男四人歟旅役人と有之、其外湯治人下々ニかけ頃日ニ無之多人数と承候、本田新右衛門殿下人老人、

一祭礼渡海一宿之衆上方下方二者多人数と承候得共、二日・三日兩日二者大形無怪我被帰、何某殿と申名茂不出候、近所之吉井金九郎殿・木脇助右衛門殿、且家内之衆・子共衆迄一統被参居不相知候、

一右之衆鎌田殿を初生て垂水へ御渡りとも云、又御死去共いふ、評議まちまちにて皆行衛決定無之候所、十月四日典膳殿二者朔日之朝釣りニ御出、直ニ牛根へ御逃之段究而御左右相知候、源太夫殿其外川田殿衆・郷右衛門殿・植村氏行衛不相知候得共、島之地ニ一切難付、おこ島より先二者一切難成候、尤、垂水へ船往来難成、漸垂水よりも陸地飛脚四日より鹿兒島へ追々参候而、いつれも湯治人垂水へ着船ニ而皆安心悦ひニ而御座候、然共迎船早々可遣様無之、其上鹿兒島上町下町之船桜島へ漕送り、毎日夜通し御目付・横目被出置候下知有之、船々出精之由、

一川田殿御迎とシテ船相仕立八人乗り、其内井上嘉兵衛殿御頼ニ而候哉被参候所、湯之村沖ニ而船ニ煙矢の如く参候付皆海ニ飛入、兩人ハおこしまへおよき着候由、嘉兵衛殿ニも可有之、島之地ニ向およき候人有之由、残りハ本ニ船ニ乗、漸其辺漕拔喜入・谷山之境ニ着船、風吹付候由、櫓茂無之波高く漸着候由ニ而、谷山より陸地歸り為申故、川田殿御事夫迄ハ何分不相知候、

一四日之晩典膳殿御帰宅、供廻り七人共ニ無恙追々ニ罷帰候由、

一郷右衛門殿五日之夜入時分歸り、迎船喜入より出し、垂水かたさの辺へ相付申候由、夫より内場之方(宋書)「マ、」石三里流れ横壱里計流、其上煙佐多辺迄引続きなびき居候故、廻船無之候、

一郷右衛門殿事、直ニ嘶承候而猶々驚入候、廿九日夜余り地震巖敷、上下島人迄茂皆浜ニ出夜を明し候由、夜明候得者島之井戸井戸皆深サ三尋計之井うつまきわき上り候由、常ニ者底ニ少ツ、水有之、三尋ハ水無之所之由、是ニ男女何事ニ而可有之哉と驚き、郷右衛門殿杯ニもおそろしく為有之由、左候而、五ツ比湯治有之村有村と申上煙立登り、夫より島之者共燃なるへしと驚き、取物も不取得着儘親を別、子を別、人の子と我子と取違も有之由、右往左往ニ逃申所、有村二者其日ニ限り只

船老艘有之、其外村々ニ茂三四艘ツ、外ハ無之由、典膳殿・源太夫殿二者御自船有之、源太夫殿ニ茂釣リニ御出、其場ヨリ垂水ヘ直ニ御逃之由後承、左候而、郷右衛門殿刀大小指候までニ而庭ヘ被出候所、最早石降来リ難儀之由、各々同前ニ而脇村ヘ被参候所、猶石強く繁ク降り来リ、しちや大蔵為有之由、是ニ郷右衛門殿・仁蔵殿杯入被申候由、仁蔵殿年長ケ歟ニ日之日ハ早よるめき容体悪く由、然共九月廿九日八ツ後湯治ニ参られ、十月朔日朝飯被喰候迄、三日二者被相果候由、怪我茂無之候得共食絶と被聞候、郷右衛門殿きる物共着せ仁蔵殿下人番ニ付置、直ニ瀬戸之様被参候而船乗組有之直ニ被乗候所、多人数乗リ念遣リ有之、其上大石降様ニ而船ニも降り懸汐吸事人込ニ而あか難取、其上追付しづミ候由、纔乗出候と右念遣故、郷右衛門殿二者海ニ飛込本之島ヘおよき付、小鳥共打殺被喰居候由、余リ石雨之降様参大岩陰杯ニつくミ被居候内、左右之片ニ幾ツ茂石当リ、腰ニ茂大石すり当リ難儀、其石と申者直ニ火ニ而候由、小キ五六寸廻リ之石ハ早く火消参候故さしての事無之、壹尺廻リ位より火不消参候故難儀之由、片ニも大きなるつぐろじん幾つも相見得候、左候而、三寸幅計板切レ見付被申、夫を両手ニ而頭ニ取添被居候処、右之板をも打割其節少頭ニ疵付候、夫より両手ニ而頭をかこひ被居候由、右大石大岩之陰ニ頭計を隠し被居候内、三四度茂小石降りうつめ、漸と取のけ出候、又降うつめられは大難儀、後ハ山陰杯ニ身を寄被居候所、下人茂不思儀ニ郷右衛門殿江尋付、上下一所ニ被居候、三日目晚付船廻リ候故、呼掛候得共中々難寄漕通り候よし、其間々二者三日之間あちらこちらに降うつめられ、或は石ニ当リ死人十七八人茂郷右衛門殿近辺ニ有之候由、垂水より海瀉之島先ニ参、たしか人之様ニ有之由ニ而遠見ニ参候て為見由、弥人別条無之段申出助船則参候所ニ、漸(朱書)かり石押切乗付候得者、郷右衛門殿始仁蔵殿嫡孫其外船を見掛候而、あなたこなたより一人二人子共杯走出、同船ニ而海瀉へ着、郷右衛門殿直ニ林海庵江宿ニ而粥共、則より賄有之候由、川田殿衆茂同船ニ而、是ハ麓へ被越候由、郷右衛門殿喜入よりかるさニ乗付候迎船ニ而五日之夜入時分着船ニ而、皆々いわる悦ニ而候、段々難儀之嘶茂有之候得共、あらまし右通書付候、仁蔵殿死体茂垂水ヘ漕渡リ、彼地より帰リ之筈と承候、海瀉諸船石降りうつめ、急之用船不相立候由、一五日二者桜島櫓方検者其外蠟屋勤之衆茂皆御引取ニ而候、蠟屋ハ虎落ニ而結廻し、沖ニ船番被仰付候よし、

一四日・五日地震ハ一切不相止、夜昼嚴敷候、

一燃口七ツ八ツ有之由、加治木・国分より能相見得候由、林万吉殿被差越嘶ニ而候、燃于今不相替嚴敷、鳴様たとへかたく候、

一六日・七日迄も右同断、然共燃口漸々下り、十月七日より黒神・白浜之間より海内ニ燃入、地ひゞき間々有之、鹿児島之地震者七日之夜迄ニ相止候、燃音ハ八日迄茂聞得候、又々七日晚付より右海中之燃先半道計福山之方沖中ニ燃候由、南之方者煙計ニ而島包居候、五三日之間燃立候煙之内より我々不眼ニ而も石之飛候相見得候、嚙々大石ニ而候半、遠目鏡ニ而見候得者、耆尺廻り之程迄ハ数々上り下り脇ニ飛石杯委く能相見候、いか様此方より耆尺廻りニ相見得候間、四五人持之石位ニ而可有之哉とそんし候、

一木尾助右衛門殿一家内被居候事ハ三日跡見付候得共、船之居候所ニ難參、却而同前不動様相成候故、乍見うへ死(朱書)參別条候、

助右衛門殿乗船ニ茂帆も候、或ハ櫓を立候(朱書)而もかり石ニ而相包、何様ニしてもかり石を乗離かたく候所、助右衛門達者牛根へおへぎ渡、握食・ミかん共遣先ハ無別条居所相知候、其事此方へも相知、横目下知人として船被遣候得共難引出候、横目

之衆ニ茂色々見立有之候得共手ニ不及、一昨日ハ急ニ竹御用被申渡節角筏組之由、垂水御近習役末野十左衛門殿見廻り御当地ニ而嘶被申候、然共昨日迄為何事無之候得共、夜前七日目之夜皆吉井杯茂一所ニ被帰着候様ニ承候、乳吞子者うへて被死候様ニも承候、ケ様之節ハ色々世上申候故、直ニ不見事ハ難書付候得共、此節之儀者大形人申様ニ有之候、

一牛根・垂水海道小石六七尺積、其上ニ灰五六寸積候故(朱書)かな付候様能道之由候得共、浜辺、二川・麓ハ住居難成、第一井戸降うつめ水無之、急ニ家(朱書)も難掘り出しかたく、野菜類・粟・からいも一切難取得由、垂水之内海潟・中之俣両浦者二ツ同前之由、右十左衛門殿咄ニ而候、

一砂茂早きものにて候、都城より茂飛脚參候、朔日燃立候、七ツ時分二者砂灰降り、始終西風故敷末吉・恒吉之辺大事之由、石ハかかれい川迄降り候よし、

一指宿之前ニ船式艘かり石之中ニ取まかれ、跡へも先へも船不動、指宿より助船出ても詮無之同前之体相成候故御披露申上、吉留郷左衛門殿杯いづれも引揚方下知人として被遣候得共、十月八日迄何分不相知候、爰元より之手当之板をならへ、くりこしニならへ船近くニ成候ハ、綱ニ而もなけかけ引出候筈之由、一手ハ琉球りいぜんの小船・くり船有之由、是を遣しかり石をめしかいにてはねのけはねのけ、右之船ニ近寄之見込、二通り見当ニ而被差越候由、右船茂二艘共ニ島船乗りを幸ニ八方へ走り候由尤ニ候、喜入杯ニも三艘ハ朔日之晚走付候由、森作兵衛殿嘶二千ニ近きよし嘶ニ而候、鹿兒島上町下町近名武士ニも罷居候由、壺口ニも書付候、下町砂糖蔵へ被召置候様承候上者、行屋へ小屋打之由、礮之浜杯ニ茂くつしにて食を焚候而、戸板かまへの者とも大事之由、人家借宅無之者共ニ者則より壺人壺日三合ツ、被下候、

一 鹿兒島中砂灰降り候事、夜白十月八日迄降続き候、風並故ニ而可有之、始終八日迄雨無之、世間右灰ニ而闇く御座候、世間行き候茂目ニ入不行様ニ御座候、植物なども可然存候、

一 此節之大へん中々咄ても書ても直ニ不見候得者、実ならぬ大事、前代燃候者三百年文明四年計之事ニ而候半、忠国公御代後 忠昌公御代ニ而候半歟、色々申事ニ御座候、福昌寺九代之和尚日帳ニ能相知居候由承候、此書付ニ重書茂可有之、前後之所茂有之急ニ書付遣候故、存出し候次第不同不続処茂有之へく、推察を以一通り可被見候、ケ様成大事筆ニ不及候、

一 本田新兵衛殿石ニ降りかくされ死去ニ而候、

一 川野休蔵殿居所不相知候処、黒神燃之真中ニ岩穴とやら有之、櫛見廻壺人・狭箱持壺人(狭カ)已上四人夜着ふとんをかぶり、それこしに小石沢山参り候得共運強く候哉、垂水之様被渡、十月七日之夜被帰付候、

一 右所々之海上、かり石五六寸廻り之小石ニ而候、暫休ミ居候得者、小石積隠す様ニ有之候由、

一 右かり石、海之底ニ何尺計積居候得者船を動かん様ニはさミ候哉無心元、是ハ直ニ不承候故何共難申候、六七尺茂海底へ積居候半、左様無之候得者瀬戸杯歩渡もならぬ筈候、又少々五六寸積うき居候ハ、水竿杯ニ而はらひのけ、何様共自由ならるゝ筈候、いづれ帆を持走りてもこきても命限り故出精候得共、不動者推察之通船の足長ケよりもふかくつミ居候半と存候、

一十月八日木尾氏いづれも無恙、乳呑子迄茂夜前九ツ過帰宅有之候由、吉井金九郎殿ニも同前ニ而候、
 一遠方家来共主人主人処へ参候由、
 一外城猶以右同断、
 一遠外城百姓共思ひ思ひ領主所へ尋ニ走参り候、氣得成者共ニ而候、
 一鹿兒島いづれの筋ニも痛ニ而候、
 一櫛沢山捨り候由、
 一桜島大根ばらひ薪等一円無之候、
 一当冬ハ脇元大根外ニ有之間敷、只今より直段（朱書「マ、」被存候、船通用いつ方も無之候付、薪等谷山近名より持出ル計ニ而差支候、
 一油差支候、
 一生魚一切無之、西目より参計と存候処、夜前も去方へ参上候処、誠ニ生しび・くつな珍敷御馳走被下候、西目より未参候塩ものハ少々見得来候、
 一右之故ニさせらぬ諸物共ニ高直ニ有之候、
 一当分真米壺石六貫文、正月ニ成候ハ、七八貫ハ丈夫ニ而候、
 一野菜・花類迄も此石灰積候而者痛可申と存候、世間行候得者口びるたゝれ、足に者あくかれいづれもいたし候、余程灰あく強きと被存候、
 一福山・国分・加治木之前そふぢしび・小魚共ニ半死之魚沢山取候者ハ廿計ツ、拾取候由、鹿兒島へ相見得候鮪、右死魚ニ而ハ有之間敷存候、殊之外新敷味能御座候、
 仁蔵（五右衛門弟坂元仁蔵事）ニも息才相勤候由、余り彼方大事ニ聞得委キ事不相知念遣之由ニ而、十月七日之朝水夫左右聞ニ遣候、当分串木野近名へ相勤候、

一十月八日昼より久々ニ雨降り候得者、終日ばらひばらひニ而灰抔然と不落候処ニ、八日之夜少々降候、然共雨ニ灰交り候故さつはりと無之候、清く成りかね候、

一十月八日夜五ツ比迄燃音有之候処ニ、四ツ過ニ成音不聞得静謐相成候、燃しつまり候哉、左候ハ、何事も委く可相知候、桜島後平・黒神・こふめん村・瀬戸・脇杯前之通村立可申哉、石積隠し作物茂無之筈故、世間沙汰移り者ニ可相成哉と申事ニ御座候、南平湯の村より燃先之方前平ハ皆無事故村立可申、家居杯も其儘不燃様有之由、からいもハ不知候得共、粟の穂杯ハ間々知居候所も有之由、

一未皆明家故盗多、鹿兒島其外島へ船掛無之様、為締方横目被遣候よし承候、

一燃立四日・五日目、三日目ハ伊集院筋へ掛りはつし被申たる衆有之由沙汰悪敷候、

一高麗町・中洲通・荒田庄屋辺ニハ小山田より七家内歟移居候処、此節者老若ハ馬ニ乗せ荷物を付、皆家内逃はつし大事之由、左様急ニ驚逃たる者共火之しまつ無之逃跡ニ而候哉、中洲通種子島殿御屋敷有之、是ニ小キ家壱ツ焼失候、

一死人・怪我人未幾人と不知候、

一只今静ニ成候得者、朔日・二日・三日之鳴さわき返す返す思ひ被出候、家のふるひ・戸障子之成様何ニたとへ可申儀無之、扱も扱も厳敷鳴様、其内ニ地震ハ強驚きあきれ果候、島のいか様燃地闇ニ而候半、右を以燃之立登ル音ハ推察可被致候、書付ニも不被致候、已上、

一少々ツ、燃しつまり候得共、北福山前海中島より壱里半之所いまた大燃ニ而候、

亥十月八日

十郎太

五右衛門殿

一十一日より又々本ニ有村之上燃出、島之南平へ二所・三所燃出、十二日暁より鳴稠敷相成候、今日迄十二日燃出候、死人・怪我人いまた改無之候間、何程と云数不知候、考候処有村迄之死人七十有之、ならし見候ハ、四百人内外ハ可有之哉と存候、世間取沙汰ニも其分ニ而候、此壱冊ハ日帳ニも可相成可被持帰候、

●安永の名残り

▲爆發當時の書簡

安永八年櫻島大爆發の時日向國綾郷中原八郎右衛門盛房(當時三十一歳)が郷里に通知せし書簡(曾孫八十五翁中原直見氏藏)

安永八年己【×己】亥九月二十九日夜五つ時大地震致し翌十月朔日午より櫻島南端より始まり東北一面に焼出し大石焼石夥しく降り來り古里、有村、脇村、瀬戸、黒神、高免等六箇村(以上櫻島の南岸及東岸)焼失の村良、白濱、湯之村の三箇村(島の北岸)は砂にて埋め牛根、海瀉、中俣(東方對岸の陸地)も同様なり

島人は垂水、福山(大隅の西岸)へ越し折節歴々の方櫻島温泉行の處、島津典膳殿牛根へ越し陸地より御歸府二階堂殿垂水へ御越し川田伊織殿奥方は二日早天漸く垂水に御越し肝付彈正殿御二男別けて御難澁四日に漸く垂水へ御越し二日早天迄は瀬戸の間渡船致し候へ共其後は輕石大降り瀬戸の間一面に塞がり島人も大半海瀉村(大隅)に陸渡り致し垂水へ走り候 尤も西北風烈しく西北は故障なし然れども島には居り兼ね親に離れ兒を捨て啼き叫ぶ事ゆゑ鹿兒島より助船數百艘差し向け島人を乗せ漕ぎ付け濱付の家に二三十人づつ止宿且つ加治木、濱の市、谷山、喜入、今和泉等所々に遁れ候もの不少候太守様は日々御鷹狩を名とし尾畦方所々へ御出張明【?】眞院様おちま様は伊敷(鹿兒島の西北一里)に御越し其外歴々方町人等西方へ遁れ居殘る人々も家財覚悟し只風呂敷一つにて遁る用意なり

櫻島は只一面の火焰其中より大小の火玉天を突き流星の如く雲を貫き八方稻妻の如く鳴動は百千の雷より烈しく候 御家老大目付其他上下の濱邊に高張提燈にて御詰め晝夜助船御繰出し且又火消の御廻りなり

さて又二十九日夜より大地震鳴物故^{ぐわいぜう}諸外城（薩隅日三州に百二郷を置き之を外城と稱ふ）にては鹿兒島城下大騒動と察し出水郷士は三百人着込を着し兵器を携へ十月朔日晚巳の刻一番に驅付け（鹿兒島より二十三里）續いて各外城より早馬櫛の齒を曳くが如し肥後の國よりは薩州大騒動と推察し相良壹岐守様御使者二日晚到着口上を以て御國大亂と察し候依て御加勢可仕積りにて夫々用意仕り候御筋可被仰付と追々に使者參被候

垂水より種子ヶ島、喜入より屋久島まで焼砂降り東南の方風下は暗夜の如く焼砂は眼口に入り往來更に不相叶向へ瀉の様子不相知候故本府足輕衆一組御差にて谷山、喜入、今和泉より渡海の積りにて御用船漕出し候共輕石一面に海面を埋め通船不相叶候依て右足輕衆四日朝山川港（鹿兒島より南十二里）より脇元に漸く漕付候由

四日櫻島より海門迄海上一面輕石流れ八日に南風にて屋久島船五艘、津廻船三艘丸木船一艘山川港沖へ來り候處輕石に挟まれ進行不相叶食品用水も盡きて難澁九日は西風にて輕石を沖へ吹き流し船は山川へ入津候

二日より櫻島は少し靜まり候故西浦の人人は家に歸り候東浦の人々居宅焼失故遁居り候所々より鹿兒島へ送り付け砂糖藏並に上町へ小屋掛け凡そ三千五百人一人に赤米五合づつ御救助なされ死人二百三十人負傷二百餘人の由に候（以下略）

安永八年己【×己】亥十月

中原八郎右衛門盛房

重豪公御譜中

同年十月朔日櫻島地震發レ火頃刻而熾、烈焰滿レ空沙石填レ壑、余即命ニ有司ニ具ニ舟數十艘ニ載ニ其民ニ、而致ニ諸城下ニ者數十百人、乃權作ニ粥廠若干間ニ以處且衣ニ食之ニ、又發ニ庫錢數千緡ニ、與ニ人錢若干ニ而送ニ還之ニ、於レ是富商大賈亦或出ニ米錢ニ、或與ニ衣食ニ爭ニ救之ニ者多矣、由レ是被レ災者無ニ露處飢餓之患ニ皆得レ復レ業、然方ニ火之發ニ也飛ニ巨石ニ崩ニ積巖ニ、其勢甚猛且急、於レ是島民焦レ頭爛レ額折レ脅搨レ齒僵、且死ニ於溪壑之間ニ者亦居多云、櫻島在ニ鹿兒島海上ニ、盤根七里絶頂千尋ニ、一名向島、又續日本紀稱下天平寶字八年十二月西方有レ聲、似レ雷非レ雷、是時大隅・薩摩之際烟雲晦冥、奔電閃爍、七日而後天晴、忽於ニ甕島信爾村之海ニ甕島即鹿兒島、今無信爾村、不知的爲何地、沙石自聚化成三島ニ、望似^中四阿之屋上者蓋此島云、由レ是近世修レ辭者或稱ニ天平島ニ、或稱ニ寶字山ニ、又有ニ文明八年櫻島發レ火事ニ事見福昌寺日曆及桂庵禪師詩、禪師者周防人、文明中避乱遊薩隈日、寓居志布志大慈寺・財部正壽寺・國分正興寺、後住鹿兒島桂樹院、与今桂壽院別焉、所著有島陰漁唱三卷其東南厓號稱ニ燃崎ニ、沙石皆黒、蓋當時所^{ソノトキ}燒之跡也、蓋土中有ニ硫磺氣ニ、故有レ時而發レ火也、然自ニ天平寶字八年ニ至ニ于是年ニ千有餘年、而其間火發者ニ、可レ謂ニ非常之災ニ也己、

○安永の炎上 安永八年癸亥十月朔日、櫻島岳大に火を發し、炎上れり、初め九月廿九日、亥の上刻より、方數十里の間、地震ふこと甚し、翌朔日巳午の刻に至り、島中の井悉く沸騰り、所々水迸出づ、又海水紫色に變ず、未刻に至りて、山上兩中兩中上文に出づ、【絶頂に三の池あり、南岳にあるを白水と名づけ、北岳にあるを御鉢と名づく、白水・御鉢の中央、凹にあるを兩中フタナカといふ】より忽ち一帶の黒烟を吹出し、頃らくして大に鳴動して、東西兩所一時に炎上れり、火炎ゆれば、地随て震ひ、地震へば火愈炎て、沙石を飛し、泥土を流し黒煙空に覆ひ、白日晦冥にして、忽ち暗夜の如し、始め其煙の出るや、沸騰すること驚濤怒浪の如し、競起すること疊嶂層巒の如し、愈升り愈遠く、幾里を知るべからず、遂に白日變じて暗夜の如に至る、其光の耀くや、烈々として天を焼ば、九重の高きも盡く紅ひとなり、煌々として海上を照せば、則ち千頃の廣きも悉く明なり、其焰を閃すは、疾電の縦横するが如く、其の石を飛すは、流星の上下するに似たり、其聲の振ふは、百千の迅雷等も比すべし、其響の轟くは、怒號の烈風も及ばず、山岳も悉く崩れんとし、坤軸も乍ち碎んとす、凡そ晝夜の所觀、變幻萬態にして、名状すべからず、是の如くなること五日を経て、炎火稍微なりといへども、其火未だ遽に止まず、或は三四時を過て炎へ、或は一方を隔て炎ゆ、炎て復止み、止みて復鳴る、又東北五六里の海底より、炎上る其響き、隠々として止まず、海上俄に洲嶼若干を沸出す、別條に記す、故に此には畧す、凡一月を経て、漸く無事なり、於レ是櫻島の形状、突然として尖き者は坦然となり、隆然として起る者は凹然となり、復舊日の面目に非ず、初城下の人民、其火の起るを見るや、餘焰將に及んといひ、或は飛石將に落んといひ、或は海嘯將に至らんとといひ、訛言區々にして、人情洶々たり、既にして城下に灰を雨すこと飄飄續紛として、風に随ひ地に滿つ、人家の筵席器皿、皆是が爲に汚れ及び面を撲ち目に昧りて、甚だ患をなす、然れども櫻島は、城下の東に在りて、此時日夜西風・北風多し、是故に城下灰を雨らすこと稍少し、垂水・牛根・福山等の諸邑、其下風にある者は、其灰を雨らすこと沙を簸が如く、石を飛すこと、礫を投るに似たり、隴畝を没し、溝渠を埋み、五穀・草木を傷るに至る、其下風にある内海數里の間は、往々浮石屯聚して、厚さ六尺、周り半里許りなる者あ

り、舟楫の往来を絶つ、其浮石上の海を涉て、垂水に至る者ありしとぞ、若亦櫻島に於ては、地の震ふこと他所に十倍せり、立は顛べり、行は僵る、其火の起るや、盤石の落ること、霰の如く、俄頃に積て五六丈に及ぶ、沙灰の降ること雨の如く、須臾の間に二三十尋に及ぶ、加之黒煙湧出して、上下に充ち、四方に塞がり、島民或は抑壓せられて死し、或は亂撲せられて死し、或は掩埋せられて死す、然らざれば或は舟を争ふて溺れ、或は方を失ひ倒る、數日の後、戸口を點檢するに、島民死する者總て百四十餘人なり、其傷損する者は、枚擧すべからず、雞犬牛馬の死する者は、推て知るべし、又東北南海七里の間には、魚の死する者無數なり、蓋し海底火氣の爲に傷らるといふ、櫻島の地に火の起ることは、適に湯之村・有村・脇村・黒上村・向面村等の上に當れり、是を以て此村の民頗る死し、餘村の民は免るゝ者多し、火起るの日、邦君命じて速に舟船數百隻を出し、島民を濟ふ、是故に其老幼を携へて、城下に避る者二千餘人なり、廼ち城下に於て第舍數十間を作て、これを置、倉米數百石を出して是を救ふ、故に島民露處餓死を免る、又庫錢二千緡を出して是を賜ふ、故に其島に還るに及てや、以て居處を修し、産業を治ることを得たり、是皆 邦君の仁惠なり、後大坂の人曰、安永八年十月二日、大坂に沙灰降る、諸人大に怪しむ、時に丹後浦島の人來り、彼海邊に夥しく浮石寄來る、是海島の燃ならんといひしに、果して櫻島の事を聞たりとぞ、其頃は本藩日ごとに西風のみ吹つゞきたる故に、かく速に沙灰を大坂まで降せしなるべし、

常不止集 一之下

鹿児島県史料 名越時敏史料三 四四ページ

一 櫻島出来候者和銅元年、此比燃出候者安永八年亥十月朔日ニ而候由、一七日前より大地震いたし候由、燃出候者昼の九ツ時分ニ而、煙丸こまり真丸ニ出候ニ付皆人何てあろうかと為申由、そうそう申内多く之煙出大騒働ニ而各々あきればて為申由、夜ニ成候へハ焼石上り中途ニ而打合せながら光物之如く為有之由、左候而、燃上り候煙り之端ハ真赤ニいたし、ふくりん之如く有之候由承候、

安永八年己亥九月廿九日夜 戌ノ下リヨリ地震而シテ到テ二朔日ニ不レ止 人々成ニ奇異ノ思フ一 評議區々也 然其日己【巳】午刻
 向島東南絶頂ニ薄烟立チ未刻過テ 巔ヨリ南下白烟俄ニ渦卷出 一瞬ノ内稍廣大ニシテ其勢將ニ蓋覆セント一 府中加之烟中閃電光添雷聲
 於是山主命ニ各司職者ニ【一】早シ【二】晚課ヲ一 直ニ就テニ【三】開山前ニ【一】集レ衆 誦シテニ消災呪百返ルニ祈ルニ之レガ鎮静一 且從レ
 官命シテレ之即府内ノ九寺ニ觸ルニ【二】其旨ヲ一 同申刻 東北ノ巔ニ亦燃出 模様如前且雨ニ砂石一 入レ夜則火花焦レ天 烟雲漲レ空
 其形勢譬ルニ無レ物 依テニ官命ニ夜分就ニ佛殿ニ轉ズニ般若ヲ一 復於ニ廟堂ニ修スニ懺法ヲ一 而シテ札ハ翌日獻ズニ寺社座ニ一 二日ノ未明寅
 ノ下リ鳴動殊烈ク恰如レ放ツガニ大火炮ヲ一 而シテ燃同ジ 昨夜分又集ニ衆於函丈ニ誦スニ大悲呪百返ヲ一 祈誓ス然島内有村 脇村 古里
 黒神 高免六邑 男女長幼失度 争レ先逃グ 不レ否者ハ溺死ス 或舟ヲ乘リ況ルモ有リ 或入ニ土藏岩穴ニ死 或觸テニ焰石ニ死 大凡
 死者百五十余員 其中府士五人 遁逃ノ余民於垂水ニ就ニ公ノ食ニ數日 同四日 五日 六日地震未止戸壁動揺シテ人未ダレ安ニ寢食ヲ
 一 國中雨ニ砂石灰ヲ一 彼此積ムコトノ厚薄不レ一ナラ 蓋因レバレ風也 臭氣如ニ硫黄【石偏に黄】ノ一 海水沸キ魚死ス 爾来海底ヨリ涌ニ
 出スルモノ島一八 漸々至テニ中旬ニ此少シク静ナリ然レドモ未ダニ全止ズニ 十月二十日 山主供ニ艱ス三百余人ノ衆ヲ田浦■門外ニ■
 等ニ授ニ血脉ヲ一修スニ水陸会ヲ一 興国結衆與ルレ之ニ 十二月二十日 山主松原山■立込靈塔 ■【「修ス」か】ニ甘露会ニ供艱如ニ前
 日ノ一此時茶菓等ノ施主若干人者

種子嶋家家譜

昭和三十年前後日高斌景筆写種子嶋家譜 卷一九 一三丁

○九月廿九日至十月一日櫻島及海中大燃廿九日方ニ吾地之乾一黒雲冲天地震鳴如雷至十月一日朝雨レ灰如雪積可二三寸即方東北嶼涌出七

安永八年巳【×己】亥九月二十五【？九？】日夜五ツ時分地震。同十月朔日四ツ時分迄無止事候処、四ツ半過ヨリ、嶽白水ノ後ニテ候哉、權現宮當リ煙相見得、同八ツ時分ヨリ、有村ノ上、燃之頭ノ辺ヨリ黒煙何里トナク上リ、無レ間モ高免村ノ上、瓶掛之辺ヨリ燃出ル。高免ノ沖、島ニツ涌出ル。同十一月十六日夜、島一ツ出ル。同十二月九日、沖島一ツ出ル。同十一日晚ヨリ又島一ツ湧出ル。漸々高ク廣ク相成リ炎上ス。大石、軽石、砂灰卷上ゲ、降ル事五日ニ及ブ。高免村ヨリ古里村迄ノ人数、谷山、喜入、今和泉、垂水、牛根、福山、国分ノ内小村へ迦ス。

湯之村ヨリ白濱村迄人数、最寄々、鹿兒島礮、脇元、重富へ相迦ス。前平ハ十月七日、八日頃ヨリ歸宿スルモ有之、燃へ近キ白濱村、湯之村ハ難歸、十月中旬迄モ不歸。遠外城へ迦シタル人々へハ、所ヨリ賄方有之、以後、御物返米被成下候。

古里村ヨリ高免村迄居家焼失候ニ付、本在所へ居住難成。鹿兒島砂糖御藏内ニ木屋出来、并ニ明藏六ツへ被召入置。一ツニ付百五十枚敷。瀬戸村ハ、上築地池田庄左衛門明屋敷へ木屋三ツ出来。松岡伊右衛門屋敷へモ木屋一ツ出来テ、人数被召入、御賄被下。取付三日、老人三合五勺ヅ、夫ヨリ五合ヅツ被下、薪迄被下。御賄方ニ付、最初ハ御目附衆、御郡奉行衆、御代官所書役ニテ五日相過、代官所書役衆一方ニ兩人、座横目衆式人、足軽老人・小使式人、桜島衆中ヨリ取拂式人、小使老人相勤ム。上番砂糖藏へ與頭横目、地頭横目之間式人、庄屋老人、衆中式人、上之木屋へ地頭横目之間老人、庄屋老人相勤候。

同十月四日ヨリ諸外城へ相迦候人数追々相集。

御賄被成下候人数、式千三百三十四人。衆中四百三十五人、内上男百九十八人・上女百五十五人・下男四十四人・下女三十八人。社人三十九人・男二十二二人・女十二人・下人四人・下女一人・百姓千八百六十人。外死人百四十七人。内、二十四人、上男九人・上女十一人・下男三人・女一人。衆中女二人。社人百二十一人。百姓男六十一人、女六十人。

右、高免ヨリ古里村迄惣人数ナリ。

櫻島池田氏藏年代記

一安永八年亥九月廿九日夜入五ツ時分地震、翌十月朔日四時分迄無止事、四ツ半過ヨリ嶽白水之後ニテ候也、權現宮ニ當リ煙相見得、同八ツ時分ヨリ有村之上燃ノ頭ノ邊ヨリ黒煙何里トナクアカリ、無間高免村ノ上瓶掛ノ邊ヨリ燃出ル、高免ノ沖島二ツ涌出、十一月六日夜島一ツ出ル。同十二月十一日晚島一ツ湧出漸々高ク廣相成、翌年四月八日島二ツ涌出、白砂島ニテ候、十月朔日炎火、大石・軽石・砂灰卷上ケ、降事五日ニ及、高免村ヨリ古里村迄ノ人數、谷山・喜入・今和泉・垂水・牛根・福山・國分之内小村エ追々相迦、湯ノ村ヨリ白濱村迄人數最寄ノ鹿兒嶋磯・脇元・重富へ相迦シ、前平ハ十月七日・八日比ヨリ歸宿候モ有之、燃元近キ白濱村・湯ノ村難歸、十月中旬迄モ不歸候、遠外城へ相迦シ候人ハ其所ニテ賄方有之、已後御物返米被成下候、古里村ヨリ高免村迄居家焼失ニ付、本在所エ居住難成、鹿兒嶋砂糖藏内ニ木屋掛、出米明藏六ツへ被召入置、瀬戸村之儀ハ上築地池田庄右衛門明屋鋪へ木屋三ツ出來、松岡伊右衛門屋鋪へ木屋掛一ツ出來被召入置、御賄被成下候、取付三日老日カ壹人三合五タツ、夫ヨリ五合ツ、被成下、薪迄も被成下候、人數二千三百三十四人、衆中四百三十五人、内上男百九十八人、下男四十四人、上女百五拾五人、下女三十八人、社人三十九人男二十一人、下女一人、女十二人、下女一人、百姓千八百六十八人、外死人百四十七人内二十四人、衆中方上男九人、下男三人、上女十一人、下女一人、百姓方男六十一人、女六十人、一安永九年子八月十一日夜九ツ時分ニテ候哉、燃遠炎アカリ、初燃出ル無替、大煙ヒカリモノ且音初燃出ルニオナシ、浪アカリ候事三文計、小池濱邊三文計、白濱村之者共相迦可申處無間靜相成候、砂島大キニ相成候事、同十月四日夜四ツ時前ニテ候哉、燃ニテ候哉、燃遠炎アカリ、大音相聞得、大浪アカル、一同十年辛丑三月十八日晝七ツ時分ニテ候哉、高免村之前出來嶋燃上リ、泥吹上候事オヒタ、シク、津浪アカリ候事オヒタ、シク、白濱村ノ者男五人・女一人波引取相果候、

安永八年己亥、櫛方檢者被仰付、桜島二俣村請込ミ、九月二十一日渡海。同二十九日酉ノ刻ノ頃ヨリ地震強ク、夜中寢入ラザル程ナリ。旅宿ハ半助ト云者也。同十月一日、己【巳】ノ刻ヨリ嶽上燃出、夫ヨリ白濱村、又、南平、一度ニ燃出ニ付、島中ソウドウ也。二俣ハ折節小舟三艘ニテ、一、二度ニモ、磯、落ケ水辺ニ送候。而一船ハ、自然ノ用事有之トテ止メヲク。其夜ノ丑ノ下刻ノ頃、火石近辺ニ落ル様ニ有之ニ付、相迎候處、松浦ノ前ニテ夜明候。二日ニ歸ル。

安永九年子正月五日ノ夜雨降ル。嶽ヨリ水降り、脇村、有村燃へ、薪取ニ差越候者共、六人埋メラレテ相果候。同八月十一日夜九ツ時分ニテ候ヤ、燃へ、遠炎アガル。初燃出ルハ替リナク、火煙何里トナク、煙ノ内ニヒカリモノアリ、且ツ大音ス。初メ燃出ルト同時ニ浪アガルコト三丈許リ、小池濱辺ニ二丈許リ。白濱村ノ者共、相迎シ可申處、間モナク静ニ相成ルニヨリ無其儀。砂島大キク相成候。同十月四日夜四ツ前ニテ候ヤ、燃へ、遠炎アガリ、ヒカリモノ有之、大音相聞へ、海大ヒニナリ大浪アガリ、無間静ニ相成ル。

安永九年庚子 此年島形出沒 動靜時々起止ス 七月比間因テ風臭氣甚殆惱スレ人 府ノ前濱潮滿ルコト高シ 築地ノ辺頗ル至レ毀ツ
三人家ヲ 仍移レ宅ヲ者多 至テ九月初旬ニ倍高シ

余嘗聞之、天地之體日月其精靈、其火水即二氣之妙用、而萬物統會不外于茲矣、故以木金與水火并稱者非所聞也、人間生々乎二氣中、自相忘弗之察焉而已、夫智之欺者為其易物理、愚之惑者為其蔽物理焉、而日月之食四時之更、世常見而信之、未有之疑也、然而至夫火水之變尋常所希、則物理不能知者、世固既不得而無之也、安永八年癸【正しくは己】亥十月朔日辛亥、大隅州櫻島有火變焉、山上發火、一時天搖地震、越比及五日、火更に東轉從海中炎、其海中之深、自八十尋至九十尋、故猛焰自海底沸騰也、山谷為此扇動、滄溟為此蕩波、則使潮勢溢陸、海邊居屋漂室穿墻、魚鼈焦殺、蟲介熱傷、舟楫常有飄蕩之恐覆溺虞、シカノミナラズ至若夫櫻島山上火坑時發也、鬱煙敵丞不知幾重疊、九霄星斗為之要曜、灰沙隨風積席イル◎【ベイ・くらむ・目偏に米】眼、其患亦夥、烈聲呼號也、◎【カ・假の偏が石】◎【ライ・石偏に田を晶のように重ねる】連轟聽、雷厲電激、硫黃臭氣時薰、莫不掩鼻、屢生忌嫌、不測復將何作、オコラン須臾千態俄頃萬狀、則不可窮尽諸筆言也、而以泊翌歲九年甲子、其火勢浸微、又閱月餘炎殆息、突然出現者即新嶼也、新嶼之出也、固未可頓知之、或曰、泥沙之凝滯、或曰、浮石之屯聚、或曰、出沒易處隱顯有時、昔者所視今則無之、今且所成如明日、何抄忽之間、難巨細認之、頗似有鬼神陰來相之、異【己の下に大】言喧聒街談紛紜若是、蓋期年完然島嶼分出列見者凡以五數、其二以八年癸【×己】亥十一月六日丙戌生一大者曰安永嶼、周匝二十町、一小者曰猪兒嶼、周匝四町、其次以十二月九日夜生、是曰硫黃嶼、以有硫黃氣也、其次以九年甲【×庚】子四月八日雙生二島、至五月五日自合為一島、亦曰安永嶼、周匝三町、其次以同年六月十一日生、又九月二日生一島、又十月三日生一島是二島并小、後自合為一、既而與六月十一日所生者、自連接成一島、是曰惠美須嶼、以獲魚最多也、凡各嶼皆磐石連結、獨惠美須嶼白沙委積、遠望皚乎如堆雪、前此以癸【己】亥十二月十四日、始見一島、後沒而亡云、今合而名之曰安永之島、以安永年生出也、蓋距櫻島各可半里、北頗福山チカシ邑、而其大者長東西、北背隆高、南面夷乎【？平？】、松茅穠生其上、源泉迸出其間、於是漁客蜚人亦可以止宿碇泊也、按、昔者神護中、大隅之海中有神造島、其名曰大穴持、今以為小嶋是也、夫海中嶋嶼往々而在焉、顧豈有神造之理、疑史或為之說、或曰、神造猶言天造也、愚也惑焉、今及會安永島之成、因再謂夫有物斯有理、天地中間未可曾言物而無之、原野拾蛤殼、山壑遺蠣房、先天之世不亦近乎、況夫造物者之無極、欲以眼前智窮之則易、以蚩之愚深疑之滋惑矣、凡是皆不能盡所以為其理者也已、然則神造湧出亦何擇焉、今也於斯安永島、人自觀以為世固既不無之、而未聞胎疑於其為者也、如予嚮有疑於史、可謂為愚所錮矣、抑昨之所惑於彼、今則發於此、遇欲記安永島之狀、故并論之、私以備後之莫面觀之、而或有疑於斯者云、天明五年某月日 鼓川

新島^{シンシマ} 向面村^{カウメン}の前にあり、其島凡そ五^ツ、安永八年己亥十月朔日、櫻島火を發し、地大に震ひ、黒煙天を覆ひ、忽ち暗夜の如し、五日を経て、後煙消え天晴る、十四日一島涌出す、向面村の地を距こと三町、其南北五十七間、東北五十間、高さ一間三尺許、其翌年七月朔日、水中に没して、今見えず、是を一番島と云、十五日又一島涌出す、一番島を距こと卯の方、一町十六間許、向面の地を距こと四町半許にあり、其狀崑島なり、是を二番島と云、俗に猪子島と稱す、己亥十月、化成の故なり、十一月六日夜、又一島涌出す、二番島を距こと巳の方、十五町、向面の地を距こと三十町許にあり、其狀又崑島なり、是を三番島と云、十二月九日夜、又一島涌出す、三番島を距こと午の方、六町許、向面の地を距こと廿三町許にあり、其狀亦崑島なり、是を四番島と云、三四の兩島は、硫黄の氣あり、因て俗に硫黄島と稱す、九年庚子四月八日、二島並に又涌出す、五月朔日に至て、自ら合して一島となる、四番島を距こと未申の方、十四町餘、向面の地を距こと十二町許にあり、是を五番島と云、今俗に安永島と稱す、六月十一日、又一島涌出す、五番島を距こと丑寅の方、十四町餘、向面の地を距こと十町許にあり、是を六番島と云、九月二日、又一島涌出す、六番島の丑寅の方にあり、是を七番島と云、十月十三日、又一島涌出す、七番島の辰巳にあり、是を八番島といふ、後七八の島自ら合して一島となる、又其後六番に合し、三島連なり合し、自ら一島となる、因て併せ稱して六番島と云、漁人釣を垂るゝに魚を得ること最多し、俗に惠美須島と名づく、初め火を發せしより一年の際、海底鑄冶の如きの音あり、海潮沸騰して、砂を飛せ、泥を雨らし、或は泥を發し、石を發し、或は三日を經、或は五日を過、出沒常なし、巨崑崩れて細石と變じ、泥沙聚りて洲崎に化し、其狀定ることなし、其一島涌出する時は、必泥沙^{ウツ}湫まき上り、波濤怒號し峨々として山の如く、其高さ三四丈に至り、倒れて人家に逼る、島民畏れ避く、是を海嘯^{ツナミ}といふ、一期を踰るに及で、炎氣稍退き、五島全く其形を成す、即其二番・三番・四番・五番・六番の五島、併せて新島と名づく、其中五番島最大にして、其周廻二十町、高さ六丈あり、草木發生し、水泉迸出す、於是寛政十二年閏四月、本府より島民六口を、此島に移し居らしむ、今向面の海底を測るに、深きこと凡そ八十尋、若くは九十尋あり、かゝる海底より諸島涌出せること、造化の功用、眞に不思議といふべし、

櫻島上山一氏藏年代記

鹿兒島縣火山志 九二、九二〜九三ページ

安永十年辛丑三月十八日昼七ツ頃、本高免村ノ前出来嶋燃上リ、津波大ニアガリ、浦ノ前へ白濱村ヨリ薪採ニ参オリシモノ、舟打破リ、濱近【?辺?】ニオリシ男五人、女一人波ニ引カレ相果タリ。此所ニ漁獵セシ谷山和田濱ノ丸木舟、三人乗、四人乗二艘覆没ス。三人ハ死骸上リ、四人ハ行衛知レズ。小池村ノ濱ニ高サ七、八間程ノ浪上ル【「コ」か】ト十度ナリ。又、海中ヨリ土呂、大石上ルコト数不知、白濱村ノ上ヨリ黒神、瀬戸村マデ潮揚ゲ、土呂交リノ雨トナリテ、降ルコトヲビタゞシク、土呂ノ積ルコト一尺許リナリ。松浦村ヨリ本高免村大燃崎ノ辺へ、庭松トリニ行キシモノ、燃ニ遇ヒテ三人乗【「組」か】ノ内一人行衛知レズ、二人ハ漸ク助リ、半死半生トナル。

天明元年辛丑十二月五日昼七ツ時、本高免村ノ沖燃上リ、小池ヨリオビタゞシク見ユル。

櫻島上山一氏藏年代記

鹿兒島縣火山志 九三ページ

天明五年乙巳十月十九日【「夜」か】九ツ過、後平以前ノ燃跡辺ヨリ燃出ヅレドモ、間モナク静マル。其夜、早速地頭大島休左衛門殿へ郷【「土」か】年寄上山與平太、地頭横目国生源助、御届方ニ参ル所、瀬戸村ニハ灰降り、牛根、垂水へ相迦シ、黒神村ハ軽石少シク降レド相迦サズ。作方障ナク、怪我人ハ無之。

櫻島上山一氏藏年代記

鹿兒島縣火山志 九三、九四ページ

寛政二年庚戌六月十八日夜九ツ時、御嶽大ニ鳴ル。十九日八ツ時分、御嶽大ニ鳴レドモ、煙ハ不見、雨不降、霞掛リテ絶頂不相分。十九日ヨリ廿三日マデ、灰降ルコト昼夜不止、煙立ツコト無限。嶋中西瓜、煙草不残大痛

寛政三年辛亥八月十四日昼七ツ時、御嶽燃へ、煙立チ強ク鳴ル。西風吹、前平ニ灰降ル。後平、黒神辺ハ、日中全ク夜ノ如シ。然レドモ別ニ障ナシ。最初燃ノ時ノ通り、黒煙卷上オビタゞシク見ユレドモ、迹程ニハ無シ。

玉龍山統年代記

鹿児島縣火山志

九六ページ

寛政六年甲寅 連年桜島燃不止 四、五月ノ頃随レ風数十里間大ニ灰降ル今秋萬穀大實ル 国家堪祝豊年ノ瑞

櫻島上山一氏藏年代記

鹿児島縣火山志

九六ページ

寛政九年夏、…。桜島ハ灰降テ唐芋一圓實成ナク、粟モ實成ナク、桜島許リ饑饉ナレドモ、外郷ハ諸作十分ノ年ナリ。
寛政十一年二月廿二日ヨリ嶽少々煙立、灰降。後平ニハ多ク灰降リテ表作痛ム。

廿七日ヨリ夥敷ク響音強ク、夜昼不止。三月七日ニ至リテ止ム。

本町

西川治兵衛

西川治右衛門

中宿

小林十兵衛

小林十蔵

右は此節桜嶋移之者共之内本町之二十家内、本屋出来候迄町家へ召預候処、町屋へ罷居中、朝夕賄方右四人相中引受申度願出趣有之、達貴聴神妙に被思召上候、弥願之通賄被仰付候条、此旨町奉行・物奉行・郡方へ可被申渡候、已上

(安永八年)
亥十一月廿日

(家老資賀)
北郷彦右衛門

取次

(資偏)
北郷六郎兵衛

右は安永中霧嶋村之内、野々三谷大谷頭本道双方へ居宅御調、諸入具渡被下、移者村立、于今桜嶋と唱候、燃出桜嶋始終之一件其場へ委し

一 桜嶋燃(大隅国大隅郡)に付陸路通融難成場所所有之候に付、廻文次渡之儀付申出趣有之、依之御家老座より急御用に付、廻文を以申渡候儀有之節は、一往桜嶋へは別達て申渡候間、牛根宛書之文箱(大隅国大隅郡)は福山(大隅国贈歌郡)より牛根え次渡候様、其節々宿次を以可申渡候、余座御用之儀も右に準候、左候て桜嶋之儀一往宿次相除候条、肝付表へ諸役座より差越候宿次御用節之儀ハ、重富筋差越候様申付候、此節旨

可承向々へも可申渡候

安永九子正月

文化十一年戊

一 御家老座より諸郷へ急御用に付、廻文を以申渡候儀有之候節ハ、桜嶋(大隅国大隅郡)へハ先年燃已後別達て申渡、牛根宛書付文箱(大隅国贈歌郡)は、福山(大隅国贈歌郡)より次渡候様宿次を以申渡候付、余座御用も右に可準候間、肝付表へ諸御座より差越候宿次御用之儀ハ、重富筋差越候様申付置候へとも、最早桜嶋より継立之儀差支無之候に付、以前之通之仕向にて、肝付表へ之御用封桜島へ相渡、夫より順々継送候様申付候、此旨申渡、可承向々えも可申渡候

戊四月

右近(藩家老川上久馬)

甕藩名勝考 大隅 1 鹿兒島県史料 一〇二〜一〇三、一〇七ページ

西峯炎上之事、粗左に挙ぬ、

續紀桓武帝延暦七年…、…三月四日…霧島西峯即火常峯、炎上之事、續紀所載、國史に見えたるの始なるへし、其社傳に記す所ハ、仁安二年是年六條天皇丁亥歳也、より起れり、後又文暦元年十二月廿八日の炎より大なるハなく、是時祠宇皆焼盡すと見えたり、…、この後久しく熄て、天文二十三年より弘治元年に至り又炎、…永祿九年九月九日、又火を發し人多く焚死す、…天正四年より同六年に至りまた炎、…慶長三年より五年に至り炎、同十八年より翌年まで炎、…又元和三年より翌年に至る、…寛永十四年丁丑より翌年に至る、…萬治二年己亥正月より至寛文元年十二月、…又自同二年八月發至同四年三月、和漢合運曰、寛文二年十月、大隅大地震、海成陸、正に之を云ならん、又享保元年九月廿六日發火、此時東霧島社・狭野社・瀬戸尾社・神徳院及高原・高崎・小林等、民屋山林皆焚たり、同二年丁酉正月三日又發、俗に兩郡嶽新燃と云、此時錫杖院及管下民居、凡諸縣郡諸邑田園前後被災者、十三万六千三百區云々、…明和八年辛卯七月、至翌年壬辰又炎、…凡享保元年より是歳に至り大に火を發して連日熄（ヤマス）、岩石化して焰となりて虚空より隕ち、沙石稔を簸（ヒル）か如く、灰燼雨降に似たり、また晝にしても夜に異ならず、行客路を失ひ、人々相比て筵席を戴て其壓傷を遮防けり、數里の間、田畦を埋没し、草木焦枯る、皆今人の親視る所、其往昔の火勢亦推て察すへし、狭野社傳曰、文暦九年【文暦は二年までしかなく「九」は「元」の誤りか？】十二月、霧島山大に火を發して、神厩寺院咸丙丁の災に値ふ、此時神代の靈寶傳記宣命等盡く焼失せり、於是文明中まで凡二百六十年（一本三十年）

西峯發火 此峯所謂火常峯にて、古來火を發すること頻繁なり、其事傳紀、及び當邑西御在所霧島神社、及び小林霧島山中央神社等の、舊記に見えたり、續紀 桓武帝、延曆七年、…三月四日、…、國史に見えたるは、蓋是を始とす、其社記に所見は、鳥羽帝、天永三年、壬辰、二月三日より起れり、其後 四條帝文曆元年、十二月廿八日の發火、甚盛にして、祠宇皆燒盡すとあり、此後久しく熄て 後奈良帝、天文二十三年より、弘治元年に至りて、燃ゆ、又 正親町帝、永祿九年、九月九日、又火を發して、人多く焚死す、天正四年より、同六年に至て、又燃ゆ 後陽成帝、慶長三年より、五年に至り、又燃ゆ 後水尾帝元和三年より、翌年に至て、又燃ゆ 後西院帝、萬治二年、正月より、寛文元年に至て、又燃ゆ、寛文二年より 靈元帝、同四年に至て、又燃ゆ、和漢合運云、寛文二年、十月、大隅大地震、海成陸 中御門帝、享保元年、九月二十六日、又燃ゆ、此時、高原狹野社・神徳院・霧島東御在所社・錫杖院、小林霧島中央宮・瀬戸尾寺、及び高原・高崎・小林等、民屋山林、皆焚たり、一書に東霧島社も、此火に燒たりとす、東霧島社は、高城にあり、同二年、正月七日、又燃ゆ、俗に兩郡嶽新燃といふ、諸縣郡諸邑田園、前後被災者、十三萬六千三百餘區といふ、

後桃園帝、明和八年より、翌年に至て、又燃ゆ、凡享保元年より、是歲に至り、大に火て屢熾なり、燒石焰となりて、虚空より隕ち、沙石糠を簸るが如く、灰燼雨て晝も夜に異ならず、行人筵席を戴て、其壓傷を遮り防ぎけり、數里の間、田疇を埋没し、草木焦枯る、往古の火勢、又推て察るべし、

西御在所霧島六所權現社：文曆元年甲午十二月廿八日山上又火を發して神社・寺院及び什寶・文書等悉く燒失す

霧島山中央六所權現宮：…、天永三年壬辰二月三日、霧島山上に火發し、火常峯、神社寺院燒亡す、…、文曆元年甲午十二月廿八日、火常峰に火大に發して、神社等又燒亡し、砂石降埋む、先是矛峰の邊、水泉湧出せしに、是に至て水泉甚乏しく、山上の居住を得ず、…享保元年甲申九月、復霧島山上金剛・胎藏兩池の邊より火大に發し、神社悉く燒亡し、此處砂石の爲に六尺許埋没す、

狹野大權現社：社記曰文曆元年甲午十二月廿八日、霧島山大火、當社、並に別當寺、燒亡に及ぶ、：後又享保の山火に厄せらる、

霧島東御在所兩所權現社：、當社は、霧島嶽の東腰にあり、：、平地より、石磴三百六十餘級を経て登る、是より矛峯に登路ありて、亦遠からず、：、當社、古來靈蹟甚多しといへども、山上火災起りし時、多く其傳を失へり、

霧島山佛華林寺神徳院：、文曆元年甲午十二月廿八日、霧島山上火起りて、神社寺宇悉く燒亡し、：又享保元年丙申九月廿六日より、翌二年正月七日に至り、霧島山火を發せし時、狹野權現社及當寺、延燒に罹り、高原高崎等の諸郷も、民屋山木皆焚く、凡そ諸縣郡の諸邑田園、被災者十三万六千三百坪餘と見えたり、

霧島山華林寺東光坊錫杖院：天永三年壬辰二月三日・文曆元年甲午十二月廿八日、霧島山火起りて、寺廟共に燒亡し、當寺廢する：、享保の年、霧島山亦大に燃え、此時も寺廟其火災に罹れり、

霧島山大曼荼羅院西生寺：梅北村益貫にあり、：霧島山の東麓佐野に寺を建立して、：、其後住持尋譽上人が時、一夜神童來り告て曰、三日を歴て霧島山に火起り、寺院回祿に罹るべし、速に三里の外に退けと、於是：、南方今の地梅北に移る、果して霧島山に火起り、殿堂燒崩す、實に仁安二年なり、

續日本紀 卷三十九 桓武天皇 延暦七年

吉川弘文館 国史大系 前編 五三〇ページ

秋七月己酉(七)。太宰府言ス。去ヌル三月四日戌ノ時。當ツテニ大隅ノ國贈於【噌唼】ノ郡曾乃峯ノ上ニ。火災大ニサカンニシテ熾。響如シニ雷ノ動スルカ。及ンデニ亥ノ時ニ。火光稍止ミテ唯見ルニ黒烟ノミヲ。然シテ後雨ラシテレ砂ヲ。峯ノ下五六里。沙石委積スルコト可(ハカリ)ニ二尺。其ノ色黒シ焉。

鹿兒島縣噴火書類(福島嚴之助編纂)

※日本噴火志

(天慶八年・九四五年)

襲山考曰今案ニ縁起及ビ僧性空傳平家物語等ニ天慶八年性空：抽ニ丹悃ニ欲乙登ニ絶頂ニ誦ニ法華經ニ限以ニ七日ニ受甲ニ之神勅ニ而居五日闔山震動猛火大發不レ可ニ暫止ニ。

(天正十五年四月十七日・一五八七年五月二四日)

霧島ノ神火震動シ黒煙ノ上ニ白雲鍵キ一日ニ三度巍々敷ク立ツ。

(天正十六年三月十二日・一五八八年四月七日)

霧島山神火ヲ發シ申酉ノ間大地震。

(延寶五年・一六七七年)(延寶六年正月九日・一六七八年二月二十九日)

霧島山神火起。

(寶永二年十二月十五日・一七〇六年一月二八日)

山上ニ火ヲ發シテ神社(六所權現社)堂塔寺家皆焦土トナル。

(享保元年十二月二十六日・一七一九年二月七日)

霧島山新燃今日ヨリ二十九日迄四日相續大燃高原高崎庄内高城穆佐都之城小林倉岡綾高岡須本野尻邊迄石灰降田畠大分損失人馬及二死失^一。

(享保二年一月三日・一七一九年二月一三日)

正月三日霧島山新燃又々大燃有之此以降七日ヨリ十一日迄打續大燃彼邊火石ニテ家屋燒失錫杖院寺家不殘燒亡田畠石灰ニテ降埋牛馬過分死失高原高崎兩所役人共迄方々へ引越居候^一 旧臘二十六日ヨリ當正月十一日迄度々大燃日向國諸縣郡ノ内諸所損失致左ノ通

田畠十三萬六千三百坪餘^一 石砂灰入高三萬七千九百五十石餘^一 雜穀千五百四十石餘^一 堂社十一宇、寺家三十軒、寺門前五十三軒、社家二十六町百姓十四軒、死人男一人、怪我人三十人、死牛馬四百二十疋。

玉龍山續年代記 ※日本噴火志

大永四年甲申霜月二十三日夜大地震山丘崩

霧島神火天地震動ス。

島津國史 松齡公 永祿九年丙寅

鹿兒島県地方史学会 一二二ページ

秋九月九日。霧島發^レ火延燒。人多焚死。(據^二湯地嘉左衛門家藏文書^一。霧島嶽跨^二日隅二州^一。東屬^二高原郷^一。西屬^二曾於郡^一)。

霧島神宮旧記 ※県災異誌

慶長十八年より翌年に至り又燃ゆ。
元和元年より翌年に至り又燃ゆ。

島津國史 寛陽公 元禄三年庚午

鹿兒島県地方史学会 二六〇ページ

三年：六月十六日。霧島山燃。雨レ灰數日。(據ニ大山喜右衛門覺書ニ)

霧島山佛華林寺狭野世譜 高原町 霧島東神社所蔵

宮崎県史 別編 神話・伝承資料 四〇八ページ

(別記 前略) 文暦元年十二月二十八日從リニ鉾之峯ニ火坑【土偏に冗。以下同じ】震シ裂焰【俗字の火偏に稻の旁。以下同じ】石熱砂◎【×病垂の中に発頭に土レうめる…エイ…瘞か】ニ没ス伽藍ヲ一自レ是之後四百八十四年而亨保元丙申歲二月十八日、雷鳴震動シ黒烟忽チ滿テ転スニ火坑ヲ兩部之池ニ三月十六日兩部之兩池堤塘裂壞為一也。九月二十六日未刻鳴動夥而、焰火遮リニ覆ス於蒼天ヲ一同日戌時又タ燃へ出テ爆聲百千ノ雷霆モ不ニ以テ可ラレ喩【旁の足に心】炎焰靡キ垂【下が山】テ過ルル一當寺ノ之空ヲ一而、砂礫如シレ雨ノ亦焰石大乎車輪ト斎矣、墮チニ入ルノ地ニ一出ル時キ怡似タリニ地震ニ、皆ナ狼狽シ騷動スルコト其ノ形勢以テ難シレ述焉。此時寺院焼失矣。同十二月二十八日又タ大ニ燃、亦翌廿九之晦日、亨保二丁酉ノ元朝、殊ニ大燃而社頭煨【火偏に畏】燼ス。又同三日本地堂炭灰矣。此ノ後同ク正月七日猛煙有テレ之レ漸々滅滅ス。砂石重積スルコト凡ソ及ニ三尺ニ者也。

依之島津家廿二代繼豊公ノ新命ニテ享保五年中造営有リシ事右別記ハあしき

正徳六年丙申閏二月

一、閏二月十八日、霧嶋山大燃初る

一、八月十一日霧嶋山大燃朝七ツ半より五ツ比迄硫磺(石偏に黄)淤泥ニ而高原狹野原蒲牟田クヌキ櫟原クヌキ尺餘降埋候

一、同九月廿六日霧嶋山大燃世人神火と申候此夜瀬戸尾権現へ福山之者六人参詣内四人石ニ當り打殺一人ハ神子行衛不相知残老人ハ少々疵負候得共乍漸在所へ帰花堂暖所へ勤居候飛脚番大石ニ當打殺昼七ツ時分六時比迄同夜九ツ時分より七ツ時比迄大神火高原在光坊社頭并米藏材木藏門前惣様焼失小池より門前之間大石式尺程埋狹野神徳院社頭より坊門前四五ヶ所焼失狹野権現上フキ口(蕙の下に月)替有之遷宮之筈に而為御名代嶋津藤次郎殿被差越候得共早々帰宅高原地頭左近允与太夫殿初地入ニ而候得共是茂早々帰宅東御在所御神躰八十一代之現住覺焉法印守出し高原鎮守大明神社内ニ久敷御安置花堂町口(祓ネへん)川不残焼拂高原衆中百姓方々江立除之庄内山之口書留ニ此時降埋候砂石例見ルニ地耆歩ニ砂石共ニ六斗四升降候と云々鹿兒嶋迄茂クラ闇シ同廿七日ニ茂神火終日ニ時々幾度といふ事なし同十月廿一日より同廿三日迄時々大神火有之

追録 舊記雜録 卷五十二 七五〇 鹿兒島縣史料 旧記雜録追録 三 二八三ページ

吉貴公御譜中

同年九月二十六日日州霧嶋山頭兩部池邊新火井沸騰、雨ニ火石劫灰ニ、火石所レ降東霧島神社狹野權現社神徳院及院中門前瀬戸尾(小林)權現社及別當寺、高原・小林郷等之民屋、山樹悉為ニ灰燼ニ田畠灰埋矣、

享保元年九月二十六日、夜半頃より霧島の西嶽震動して、周圍三里半程處々に噴火破裂し、為めに其の地内に在る所の山林、及び神社佛院等は悉く焼失し、其他災害を被りしもの、砂石入の外城外城とは一ヶ郷を云ふ十二焼失し、此の家數六百軒或は六百四軒負傷三十一人、斃死の牛馬四百五頭、田畑六千二百四十町八反六畝十九歩、此の農産高六萬六千八百八十二石餘、其後三四年の間、灰下りて恰も春霞の如くなりしと云ふ

霧嶋山縁起續祿艸案

大學康宏二〇一二『いわゆる「新燃岳の享保噴火」について』宮崎考古, No. 二二三 一〇九ページ

享保元年申九月【中略】廿六日【中略】于斯今日申刻神火夥而暫止矣、已亦到戌刻殊夥爆聲猶如雷霆猛炎高上斜靡來覆于頭頂、忽雨火石、此夜寺院燒失焉、【中略】

享保三年戊戌【ママ】正月三日社頭門花堂高松都燒失旧冬自廿八日以來燃出大方無止事、殊兩三日大燃也、

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂 六五丁 鹿兒島県史料集(二五)四〇ページ

(享保元年)

一十二月廿八日霧嶋大神火高原花堂衆中不殘燒失都城片添村燒同廿九日晚大燃高崎宇賀大明神海藏【？龍？】寺在郷一ヶ所燒失

承寛襍録 原名諸留書

第五卷【自享保元年至五年】 一〇丁表・裏【享保二年】 国立公文書館本館保存写本

一 同年正月申來由松平薩摩守領内日向國鶴嶋山去年九月より焼出し震動相止不申候処旧臘廿八日九日兩夜夥【旁田】鋪震動同國御代官所那珂郡之諸郡縣【二字ママ】十三ヶ村高一万石余之処鶴嶋山よりハ道程十里余有之所江燒灰砂利段々降り当正月三日の朝五ツ半時より九時迄闇夜に成大地震砂交り焼石降り積候処田畑麥作菜菌埋事四五寸七八寸悉砂地と成り御代官室七郎左衛門より注進有之候

享保二年丁酉

一、正月元日雪同三日霧嶋大燃高原之内入来名石ヶ野名川平名過半焼高崎麓家十四五ヶ所焼失

一、正月七日雪今日より同廿一日迄霧嶋時々大燃七日昼八ツ過時分ニ成候得ハ鹿兒島より火光り見る同八日夜五ツ時分神火夥々敷其晩ハ成程晴夜同十日昼四ツ時分より同十一日九ツ時分より同廿一日大燃砂石ハうすく一時二時計つゝ間有之一時か一時半計つゝ燃候正月七日降砂石山之口ニ而例見此中よりハうすし壺歩ニ壺斗三升計有之と云々今度砂降候外城高原高崎野尻之内高城山之口都之城之内也

一今度高原高崎表霧嶋度々大燃ニ付為見分御目附横目被遣置候処ニ正月十七日帰宅ニ而首尾被申出候彼表高原高崎衆中百姓皆共ニ岸有之所ハ穴を拵崖無之所ハ庭を堀大竹を以塩屋之様ニ拵上ハ茅を□(莖の下に月 フキ)其上ニ野芝を打臥置候野山道ニ茂大■(小之)石落候而少々之燃ハ不絶有之砂降世間曇天ニて道を行候時茂半首をかむり候就中高原之内ニ而も花堂之在所一宇茂不残焼拂大木立なから枝を打落し怪我人餘多牛馬之怪俄数々野山共ニ無青色牛馬之飼料茂近外城より入付候絶言語候事之由被申候依之右片付方として大御目附義岡右京殿御用人谷山角太夫殿高原地頭左近充与太夫殿其外地頭之衆御目附横目被差遣候當酉正月十一日改一石砂入之外城拾弍ヶ所一焼失家六百四軒一怪俄人三十三人一死牛馬四百五疋一田畠六千弍百四十町八反六畦拾九歩高二して六萬六千八百八十二石餘損地ニ成と云々硫磺涌出花堂川より日向赤江川迄流出川底に住居候川魚蟲【上の虫の下は墨の中と同じ】之類惣様死正月廿七日神火如シニ跡々之一

八丈嶋年表 ※日本噴火志

享保二酉年三日辰ノ刻頃ヨリ中天夜陰ノ如ク闇ニ成ル、但東西南北ノ麓ハ晴天、島中郷里家々ノ内暫クノ内闇シ、…、同十日申酉ノ間ヨリ小雨ノ如ク白キ砂降ル。

享保元年丙申：秋九月廿六日、霧島山火アリ。十二月二十六日復火アリ。

享保：二年丁酉：秋八月十五日霧島山大ニ火アリ硫黄池ヨリ送り大石空ニ跳リ火氣炎々トシテ晝夜絶ス其響迅雷ノ如シ土灰近國ニ飛ヒ近郷田ヲ埋ムコト數十里衆恐怖シテ或ハ以テ山神ノ怒レルトシ或ハ神火ト稱ス

隅陽記

始良市誌史料 二

一五九・一六〇ページ

享保二丁酉

全体一八六ページから

一 正月六日夜入、霧嶋山神火、大ニ焼初、數日、
一 九月廿七日、霧嶋神火、別而大火ニて、大石夥敷飛、夜ハ御領國中鳴り渡候、

島津國史 浄國公

享保元年丙申〜三年戊戌

鹿児島県地方史学会

二八五〜二八七ページ

享保元年。丙申。：九月：二十六日。霧島山發レ火。焚ニ東霧島社。狭野權現社。瀬戸尾權現社。神徳院。及高原。高崎。小林等處。民屋山木ヲ。福山市民十一人宿ニ於瀬戸尾。死者五人。（據ニ浄國公舊譜。萬代記。狭野權現。在ニ高原郷。瀬戸尾權現。在ニ小林郷。）

十二月二十六日。霧島山復發レ火。雨レ灰四日。高原。高崎。高城。都之城。小林。須木。野尻。倉岡。綾。穆佐。高岡等處田疇。皆爲レ所埋。牛馬多死。（同上【據浄國公舊譜】）

二年。丁酉。春正月三日。霧島山發レ火。（據ニ萬代記。七日。復發。連日不レ熄。燒ニ錫杖院。及管下民居。凡諸縣郡諸邑田園。前後被レ災者。十三萬六千三百坪有餘云。（據ニ浄國公舊譜。萬代記。錫杖院。在ニ高原郷。）

三年。戊戌。：十二月：二十七日。霧島之發レ火也。雨レ灰數里。高原。高崎。被レ災尤甚。田園皆爲ニ沙土所レ埋。乃チ使ニ鄰郷農民除レ之。而遠郷不レ與ヲ焉。議者以爲ク。夫役不レ均。乃自ニ今年ニ使下國內農民ヲシテ所ノレ受ル田無ニ公私。常賦外石ニ出ニ米一合以資中雇費ヲ上。（據ニ萬代記。高奉行所出米帳。）

一 正徳六丙申年潤二月十八日霧嶋山大燃同年三月十六日霧嶋嶽積迦之嶽ト云西之方ニ當リ火穴始大燃同年七月享保ニ改元
一 享保元年申八月十一日霧嶋山大燃ニ而當地江茂壺歩ニ砂灰壺升ニ合降る同年九月廿六日大燃當地江壺歩ニ砂石共ニ六斗四升降候
此時高原之内神徳院門前并宮寺花堂町不殘東光坊并宮祓川不殘燒失郷人方々立除候同年十二月廿八日晚大燃當地迄暗ニ相成灰
降候此地飛松邊江者大石降候此時高原之花堂武士方不殘燒拂嶋津筑後殿領片添村燒拂彼邊者壺式尺近成石降候砂灰共ニ八九寸
壺尺余降候所も有之同廿九日晚大燃當地茂暗ニ成小砂降候高原之内 鴨牟田村・高崎之内朝倉名邊過半燒失也同二年酉正月
三日大燃此辺暗ニ成灰砂降高原之内入來名・石ヶ野名・川平名過半燒失同七日大燃當地迄大石小石降也壺歩ニ壺斗三升有之同
八月二日大燃當地も屋ミニ成灰降候此外度々之燃灰砂降候右大燃之節者必西風ニ而光物雷之様ニ鳴渡候尤灰ハ東海迄降候當地
江茂六七寸廻之石降候秣等川ニ而洗牛馬ニ喰候砂降候外城数高原・高崎・野尻・高城・山之口・都城之内江降候依之御分國よ
里御加勢使被仰付田方砂揚被仰付當地江者御檢使松崎五郎左衛門殿・日高惣兵衛殿被遣候臯方砂揚不仰付候処ニ一圓不熟ニ而
四五ヶ年過小麦者□応出來候打続凶年ニ而候如右度々大燃ニ而石砂降候ニ付各居屋敷□穴蔵を拵諸道具入置候

一 高崎衆中家内九人永野早兵衛同五人田実伊角霧嶋山燃ニ付在所居住難成由ニ而其元江罷越一節堪忍可仕旨申出候由高崎暖【口
偏に愛】中より申出候其元へ參候ハ、木屋掛等所役ニ申付一節可被差置候尤當人江茂右之通可被申渡置候此旨任御差圖候以上

二月八日

谷山角太夫

山之口

暖中

一高崎衆中永野早兵衛・田実伊角御証文を以當所江堪免【?】トシテ罷移候伊角事ハ不罷移候外ニ神徳院門前者三左衛門と申者罷移候焼静候而如本帰郷ニ而候

一旧臘廿八日より毎度神火御座候處ニ當月七日之神火ニ爰許江大ほら降申候ニ付烟倒申候處ニ壹歩ニ砂壹斗壹升余降り積申候旧冬砂揚御見賦以後又々右之通ニ御座候条此節御見分被成被下度奉存候尤御尋【?郡?】方江ハ別紙を以御披露申上候以上

酉正月十一日 山之口郡見廻 前田権左衛門

同 坂元栄右衛門

同 池田次郎兵衛

同 尾上伊右衛門

同 地江 嘉兵衛

御郡奉行

伊藤長左衛門殿

古今山之口記録

季刊 南九州文化 第一〇五号

三七〇四一ページ

変体仮名は漢字で表記

一霧嶋山旧臘廿六日より正月十一日迄段々燃出焼失之家数死人死牛馬怪我人又者怪我牛馬糲米雜壳致焼失候者且又馬屋類焼失迄委細相改可差上旨被仰渡候ニ付衆中社家寺門前百姓迄相改申候得共右躰□我人等無御座候砂之儀者段々降重ミ申候□□之段申上候以上

酉正月朔日

山之口噯 池江 嘉兵衛

同 尾上伊右衛門

同 池田次郎兵衛

御當番

御用人衆

差出

一衆中人躰九拾式人内噯三人與頭四人郡見廻式人横目式人牛馬役式人行司式人竹木見廻式人衆中觸耆人右同寄觸耆人噯所筆者耆人庄屋三人三ヶ所御番人拾四人普請見廻式人殘而五拾耆人鹿兒嶋中宿耆人四人山之口村江中宿耆人花之木村九人富吉村へ中宿五人社家内耆人頭取五人門前内耆人觸 合人数百捨六人内（四拾耆人衆中方諸役人 式人ハ社家門前方役人）

右者此節砂揚被仰付候ニ付衆中社家寺門前中宿迄御加勢被仰付候ニ付人数相改可申出旨被仰渡候ニ付如斯ニ御座候以上

酉二月朔日

郡見廻 前田権左衛門

同 坂元栄右衛門

噯 池江嘉兵衛

同 尾上伊右衛門

同 池田次郎兵衛

砂揚方御檢者

日高惣兵衛殿

松崎五郎左衛門殿

一正徳六丙申年潤二月十八日霧嶋山大燃同年三月十六日大燃同年七月享保二改元

一享保元申八月十一日大燃ニ而當地江茂耆歩ニ砂灰耆升三合降候同九月廿六日當地江耆歩ニ砂石共二六斗四升降候同十二月廿八日晚大燃當地迄暗ニ成灰降候飛松邊二者大石降候同廿九日晚大燃ニ而當地迄暗ニ成候小砂降候

一享保二年酉正月三日朝五ツ時より霧嶋神火正月七日九ツ時より神火一時程暗ニ成當地江式三寸廻石降壺歩ニ石ほら壺斗四升例有之候正月八日晚五ツ過より神火大成物致候霧嶋山より東江光物致風張當地江者少々降候正月十日朝五ツ過より神火大成物致候風張山之口江者砂少々降候同日晚亥下刻大神火北ニ風行候光物おびたしく致候山之口江者少々砂降候正月十一日朝五ツ時大神火北ニ行候故此表相除候同日四ツ過神火雲行右同断右同日昼過神火山之口表前石降候

一正月十一日郡奉行伊藤長左衛門殿砂見分トシテ被差越候正月十二日夕部より灰降今日迄終日不相止候

一正月一五日砂降見賦トシテ友野次郎右衛門殿・鬼塚源右衛門殿水流村より被差越候、正月廿四日砂揚檢者左近丞喜兵衛殿被差越候、同日砂揚見賦檢者四元佐五右衛門殿被差越見賦忒手ニ有之候右檢者より郡見廻江夫飯時々可相渡旨被仰渡候

一此度砂揚御加勢門前中宿御規之通壺人ニ付日数七日宛堅固ニ可相勤旨被仰渡候

一郡奉行新納仁右エ門殿定檢者友野次郎右エ門殿當地江被差入當所之儀多名砂入ニ而富吉村之儀者砂降入無之殊ニ旧臘見賦候此節新賦ニ而夫数相減候得共旧冬見賦元ニ而夫数ニ而衆中中宿寺門前迄ニ而花之木村砂揚迄相濟筈ニ大底相見得候然者不足夫纒々ニ而候其上所夫砂揚被仰付候得者夫飯不被仰付筈ニ候得共百姓之儀者廿日夫飯不被下相勤筈候得共十二日勤ニ被仰付夫飯五合被下候然共此節之儀者格別ニ被思召上候ニ付當日より砂揚ニ罷出候者江者夫飯七合五勺宛可被下候ニ付所中女童迄可罷出旨被仰渡候故名内不殘男女罷出可相勤旨被仰渡候

右之通段々難有之被仰付事ニ候得者所請込ニ而山之口中砂揚相仕廻候筋ニ有之度由尤衆中寺門前中宿壺七日御加勢申上候外ハ心次第罷出砂揚仕候得者壺日七合五夕宛可被下候衆中百姓共ニ女童迄罷出砂揚壺人前上ケ仕廻候得者幾人ニ而も其割を以七合五夕を配分仕事ニ候間砂揚ニ罷出候様ニ被仰渡候事

二月朔日霧嶋神火灰少々降候同日砂揚檢者児玉庄兵衛殿花之木村江被差越候

宮之原甚太夫殿より砂降之所繪圖相調早々可差上旨被仰渡候事

口上覚

一霧嶋山神火ニ付詰所田地過分之砂入有之、砂揚被仰付御加勢夫被仰付披下度儀ニ候當時最中御見賦有之事ニ候然処ニ此節之儀段々差□ニ相替被御心附忝人ニ付夫飯七合五夕宛被成下百姓等迄難有奉存候依之山之口之儀所中請込ニ而□方より御加勢不申請我々妻子其外女童迄罷出此節之儀ニ御座□間所役ニ砂揚仕差上申度奉願候其通ニ被仰付被下度奉存候是等之段為可申上如斯ニ御座候以上

酉二月朔日

郡見廻 前田権左衛門

同 坂元栄右衛門

同 池江嘉兵衛

同 尾上伊右衛門

同 池田次郎兵衛

山之口 山之口村

御郡奉行

新納仁右衛門殿

古今山之口記録

季刊 南九州文化 第一〇五号

四一〜四二ページ

変体仮名は漢字で表記

山之口村

一田方三拾六町八畦拾歩

砂塚三百五十八

内田方式町六反五畦廿六歩

御蔵入

田方三拾三町四反式畦拾四歩

諸給地

本賦夫數貳千貳百貳拾三人

内千八百五拾壹人半

砂揚調夫

五百拾壹人

但衆中社家寺門前中宿御加勢飯米被仰付候

千三百四拾人半 飯米相渡候人数

内貳百四拾五人半 壹人二付五合宛

千九拾五人 壹人二付七合五夕宛

残而夫三百七拾壹人半 本賦之内余夫ニ而御座候

右通ニ而山之口村田地壹畦壹步茂無残地砂揚調田方相請取耕作之支茂

■（■）【一行？】？？？

■●●●？？？間【？】？？地無御座至後年砂入二付申分仕間敷候旨別紙差出申候以上但花之木村富吉村略之候

功才 徳助

同 長左衛門

山之口村庄屋 曾木納右衛門

酉二月廿四日 郡見廻 坂元栄右衛門

同 前田権左衛門

同 池田次郎兵衛

同 池江嘉兵衛

同 尾上伊右衛門

砂揚方

御検者衆中

差出

酉正月一四日より同二月

一日数四拾壹日

暖壹人

右同断

一同四拾壹日

郡見廻壹人

右者山之口村砂揚ニ付右日数相勤申候儀各御存之前ニ御座候間御法様次第飯米被仰付被下候様ニ御申上可被下候以上

酉二月廿四日

諸役人 前同断

砂揚方

御検者衆中

右霧嶋山燃壹卷如斯二候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂 六五丁

鹿兒島県史料集(二五)四〇ページ

享保二年丁酉【中略】

一、八月二日霧嶋神火燃之節者必西風ニて致光物雷之様鳴渡候

一此処より享保之燃ヲ記也

正徳五年申(ママ)三月霧嶋山三山之辺ニ燃仕出、八月より大燃ニ而郷中灰降り、同九月廿五日大燃ニ而祓川人家焼候、狭野寺并御社頭、東御在所社頭、花堂人家少々焼候、同二日・四日・九日・十日大燃ニ而皆々立除候、十二月廿八日・九日大燃ニ而東光坊并花堂衆中町門前社家惣様焼候、後川内・廣原も少々やけ申候、打続酉正月大燃ニ而麓・花堂・蒲牟田諸人、松山并小林・飯野・野尻・庄内・山田且水流村之様ニ立除候

一霧嶋神火ニ付曾於郡国分松永川より石砂あらひ出、高七八拾石計之損地之由、田畠損地高六万七千石程有之、且又高原・高崎之内損地田畠七千石程無調地也、享保四年此年迄ニ麓衆中皆々立戻り候

一衆中番噺所へ相詰候様御用人衆より被仰渡候得共、番所麓地藏院辻江番所造十二月

一神徳院・錫杖院門所并寺高砂揚御座候

一享保五年此年衆中持留高砂揚被仰付、郡奉行衆新納ニ左衛門殿、檢者元(衆)三嶋佐次右衛門殿・中郷孫右衛門殿・二階堂十兵衛殿・白坂鹿右衛門殿、溝普請方上村源左衛門殿・野津正左衛門殿・池之上勘助殿

享保元年申十二月廿八日夜霧嶋山江神火燃出火石降り、花堂家居有増シ焼失いたし、誠ニ急成燃ニ而諸人立而難申計ニ而御座候、同廿九日夜大燃ニ而花堂余程無残家居焼失いたし候、享保二年酉正月元日右之通兩度大燃ニ付、正月之礼儀等も無之歎キ申事計ニ而御座候、同三日朝四ツ時分より昼八ツ時分、兩度大燃御座候、高原并花堂・高崎其外諸所式拾里余り方石砂降り、就中花堂之儀ハ余所ニ相替大石大きにふり諸寺院家居皆焼失、依之早第より小林表諸所ニ立退候

同七日大燃ニ而諸所共ニ大分石砂降り、同八日晚大燃ニ而、同九日・同十日大燃ニ而候、同十一日大燃上ル右之通度々之大燃ニ付高原・高崎石砂降り、人間之住居不罷成候ニ付、早第より高崎之内其外水流名且又勝岡・都之城・松山・野尻・小林・飯野・加久藤諸方江立退候、扱高原・高崎両所立除候付、諸事御差引とシテ大御目附義岡右京殿・御用人宮之原甚太夫殿・高原地頭左近

充與太夫殿正月廿一日御越、高崎当村明所ニ而御用人益山角太夫殿其外御步行御目附六人、御郡奉行伊藤長左衛門殿・新納仁右衛門殿・汾陽四郎兵衛殿・禰寢甚兵衛殿・大山六郎兵衛殿、地方檢者衆廿一人其外足輕多人數召列被差越候、二月十日今日御地頭様廣原より小林諸大目附江為御相談御越被成候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了）

六七丁

享保三年戊戌閏十月

一、去二月廿七日夜霧島大燃高原高崎へ砂石灰式寸程降埋候由聞得候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了）

七二丁

（享保六年）

一、閏七月三日夜より風雨同八日迄昼夜無断絶雨降り高原高崎高岡野尻大洪水ニ而燃石流出死人等過分に有之候由二候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了）

七四丁

（享保八年癸卯）

一、二月霧嶋山燃為御見分御勝手方御家老種子嶋弾正殿山奉行曾木權之助殿郡奉行田中幸右衛門殿諸外城被差廻候薩州吉田差し入ニ而二月二日高原夫より庄内荒川内々様ニ差入ニ而候

第九節 霧島震火鎮めの祭儀

一、七六八（明和五）年正月二十六日、韓国岳西麓、賽の川原附近に、横五十間ばかり、流れ二町ほどにわたり、大震火が起った。その降灰のため、飯野・加久藤の田畑を埋没し、溝流れを閉塞し、大被害をこうむり、民心頗る不安であった。そのため藩庁から祀官など十余人が飯野に出張してきて、二月二十九日から七日間、麓の劔大明神社で、いとも厳肅な鎮火祈願が行われた。この時の劔神社の神体は不動明王であり、神仏一体の名残りをとどめていた。【以下は当時の記録のようだが説明なし】

一、寺社御奉行所より本田出羽守早々御用の由にて罷り出で候処に、御奉行衆町田監物殿より御直に仰せ附けられ候は、此の度び霧島山燃え之有候。先年も震火にて人家迄もつぶれ候。これによつて此の節は火鎮の法仰せ附けられ候。右については何れ様仰せつけられて然る可きや吟味仕り、明日四時監物殿宅に、書き附け致し、持参致すべき旨承知候事。

覚

此度霧島山震火に付火鎮めの儀、何様へ仰せ附けられ然る可きや、吟味仕り申上ぐべき旨承知仕り候。右の場所は飯野の山腰にて、流れ二丁ばかり横五十間も御座有るべき候や、別して震動仕り候由承り及び申候。修法鍊行仰せ附けらるる儀に候はば、余事に相替え候故、彼方に罷り越し、飯野小林の内社頭に於て鎮火の法三檀行事一七修行仰せ附けられ度く存じ奉り候。法儀にても決定は申上げ難く候得共、仮令焼出候ても変災これ無き様者、神慮を深く希い申す外御座なく候故、右の通り仰せ付け方、然るべきやと存じ奉り候。この段申上候。

子二月十三日

本田出羽守

寺社奉行所

一、当日出羽守事監物殿宅へ罷り出で候処、逢わせられ候故書つけ差上候。監物殿より承知致候は、震火の儀は常式の人家の火事と相変り、造化自然の燃え出で故、急に相鎮むるものにては之れなく候へども、先年震火の節、田畑大分の潰れ、怪我人多く、

人家や牛馬までも及ぶ火災たる由、左様これあり候ては御上にも別して御氣の毒に思召され候事故、この節は御祈禱をも仰せ付られ候。たとえ十牧敷燃え拡がり候を、七・八牧にて鎮まり、田畑牛馬の災難なきようにとの思召故、御祈禱仰せつけられし事に候。何ぞ震火を急に打ち消し候様にとの儀にては無之由、分けて仰せ聞かされ候。右についてはいよいよもつて、飯野の出張相勤め候方然るべき由にて、書き物うけとり置かせられ候。且つ飯野え罷り越し相勤め候はば、何社にて相勤め候哉と承知致したく候故、飯野麓劔大明神社頭にて相勤め候方然るべきやと申上候処にこれ又聞し召され置き候段承知致し候事。

【子二月二十九日【一七六八年四月一六日】から執行し三月六日【四月二二日】結願成就の加持祈禱に係る多くは略】

一、震火の事、出羽守罷り越候時分、加久藤より見分仕り候節は、黒煙すさまじく巻き上り、甚だ火勢強く相見え候。然る処に三月三・四日の頃より、煙引き替り薄く相見え罷り成り候。

一、出羽守飯野え罷り越候節は、加久藤にて役々の話にて、此の度震火につき、加久藤の内三ヶ村に掛り候。溝流れに灰汁下り、別けて田畑の障りに相成り、当分の通りにては、三ヶ村に千五百石の痛みに相成る由話にて候。然る所に出羽守罷り帰り候節の話には、震火も此の内と格別に縮まり、水も清く候故、仕付け等の差支えも之れ有る間敷しくと申す事にて候。此の水道は、馬関田までも懸り通る溝にて候。此の溝は大川筋にてはなし。水上は此の度び震火の場所近くより流れ出で候小溝にて候。灰の沈み候は厚さ一寸余溜まり之れ有り候故、田地に種子を蒔き候ても、硫黄・灰氣にてかみきりて生じかね候故、外村の田地を借り候て種子を打ち蒔き候。然れども当分の通りにては、連々相納まり左様の沙汰にも及ぶまじくと土民を始め皆悦び申す事の由、話にて候事。

一、三月八日、出羽守事、飯野出立、同十三日帰宅。

一、同月十四日、寺社所へ出羽守事罷り帰り候首尾に罷り出候処に、寺社御奉行衆町田監物殿逢いなされ、委細震火の事且つ勤めの次第等聞しめされ候出羽守所々にて見分けの絵図など御目に掛け候事

高原所系図巻冊 宮崎県史 史料編 近世5 (永浜家文書) 九五七ページ

明和八年卯七月廿日晚、鳥(酉)比より霧嶋山古御鉢燃出、差川内・猪之子石シ・福山・志布知(志) 辺迄灰ふり候由、且霧嶋山より流出ル川筋どろ水出候由、七月廿三日近郷江灰降り、大燃ニ付狭野権現東御在所江神事の御願立成

薩隅日地理纂考 十七之卷 大隅國 贈於郡 襲山郷 ○高千穂ノ峰 鹿兒島縣教育會編纂 四二二ページ

後奈良天皇ノ天文二十三年ヨリ又火發リテ明和九年マテ二百三十年ノ間ニ燃シ事凡十余度ナリ

明和九年ノ炎ニモ諸縣郡ノ諸邑民屋田園災ヲ被ルコト十三万六千三百區ト云ヘリ

高原所系図巻冊 宮崎県史 史料編 近世5 (永浜家文書) 九六四ページ

一文政四年巳十二月十九日七ツの比より新燃之近所ニ燃出、俄ニドロメク方ライ(雷)のごとし、左候而今晩中どろめき翌日ニ相成候而者しづまり、皆々悦び申事御座候

當月二十日朝霧島山北へ有之候中嶽ノ絶頂ヨリ火發候様子ニテ白煙少々相立候處、晩方ニ相成黒煙夥敷炎上リ、近邊ノ地迄モ致震動候。只今ニ至リ候テハ漸々相靜候得共、煙ハ止不申候、今日晝時分ヨリ此表少々雨降候處、國分新川へ硫黄流出淺瀬迄モ水底相不見程ニ御座候、新川筋ノ儀ハ日當山ノ中ニテ安樂川ト相會候場處有之硫黄右松永川筋ヨリ相流此邊ヨリ水上ニ相成候テハ硫黄氣殊更濃ク川水モドロツキ候程ニ有之候由、松永川上ハ踊ノ内明礬山ヨリ出會於郡大久保へ相通候、因テ相流候硫黄ノ次第聞合仕候處右明礬山辺豫テ温泉湧出候場處有之中嶽燃ニ付、右川中ヨリ俄ニ硫黄吹出候抔風聞仕、前文新川筋硫黄氣ノ勢ト合セ考候ニ、僅ノ雨降ニテ燃出候灰洗下シ候位トハ相見得不申候、右ニ付國分川東諸村ノ田地へ相掛候用水過半ハ右松永川ヨリ相掛候處萬一以來前件通不斷硫黄氣相流候ハ、手廣田地都テ加久藤白鳥辺ノ地面同様ニ成立可申、誠ニ以不輕事候、其上燃出候儀固ヨリ非常ノ事ニ付、當郷ハ勿論會於郡横目等へ早即【速】糺方等委【敷】申越候得共、只今ニ至リ何レモ埒明不申候故、先私見聞仕候形行早々御届申上候、以上、

但本文中嶽何郷ノ境内ニ候哉未相知不申候、尤國分新川西宮内新田溝筋ノ安樂川ヨリ用水相掛候得共硫黄氣無御座候、

巳十二月二十二日 國分表締方横目

寺師次右衛門

御裁許掛衆

右書付差出候處、翌二十三日會於郡横目稻留彦右衛門、川越清兵衛ヨリ糺方ノ返答書相達候、披閱候處全ク不通ノ文章故即刻右兩人【一人】の誤りへ相用申越處、又翌二十四日右稻留彦右衛門差越候付、國家名山大川ノ成行共委敷申聞候處、郷士年寄共ニモ右様ノ頓着モ末不仕由申候付、行司山方役共へ申付、明二十五日曉ヨリ嶽山へ差登リ燃出本且硫黄涌出候場可相究旨申達、彦右衛門差返申候、

其翌二十五日濱之市詰同役山田増右衛門余ノ旅宿へ到來候間、右ノ成行申達候處、致同意且二十六日ニハ右登山ノ者共罷下ル賦候間、余曾於郡麓迄差越直ニ可相糺旨致相談候處、其通ニテ糺方ノ書方連名ニテ申上、後ニ草稿爲相見候テ可然旨増右衛門ヨリ承届候、右ニ付二十六日朝ヨリ曾於郡重久村へ差越居候處、夜八時分前文行司共歸來候間子細承届致一泊、二十七日住吉村へ罷歸、書付相認御裁許掛へ差遣、右草稿書寫山田氏へ遣候、左ノ通り、

去ル二十二日御届申上置候通り、今度霧島山炎上ニ付、國分新川迄硫黄流下リ候得共、此表郷役々一向頓着不仕候付、一昨日曾於郡行司山方役共ヲ態々嶽山へ差登セ右ノ燃口爲見届候處、中嶽ノ北半七八分目新ニ燃出候口四ヶ所計有之、只今最中燃盛煙夥敷候ニ付、委敷ハ不相知候得共、其間何レモ一町程ヅゝモ相隔リ候體ニ見及、尤此邊ノ地形西下リノ廻頭ニテ硫黄交リノ泥時々湧出シ、迫尻大河内ト申谷川へ流入、夫ヨリ下リノ明礬山南ヨリ霧島宮ノ下相通リ直ニ松永川へ流出候迄モ見届、昨夜罷下リ申出候右に付相考候得者、右嶽享保元申年燃出候ヨリ當年迄百六年相成、其時ノ燃跡先年以池ニ相成爲居由候處、此度燃出候場所右ノ側ニ相當リ候附、其邊へ自然ト水氣有之、前之通り硫黄氣ノ泥涌出候賦ニ御座候、尤此表郷ハ其節ノ砂入硫黄相除爲申由、國分邊ヨリ中嶽ハ凡七八里程相隔リ、燃方ハ追々不相止體ニ候得共、最初二十日ノ朝火發候ヨリ西風吹續此表へハ灰砂降不申故、人々何ノ用意モ不仕候得共去ル二十二日始メテ硫黄氣相流候テ、其翌日ハ少々相止候處、同二十四日ニハ又々相流、初發ヨリ尚々甚敷、此ニ至リ其氣一切相絶不申、川筋ノ魚類モ悉致毒死、勿論曾於郡ノ内田口松永ノ兩村ハ井戸出水等モ無之場處ニテ右川水召仕申候處、前文通りニ就テハ朝夕ノ仕水并牛鳥飼方等迄モ別テ難儀仕候由、田地用水ノ儀ハ當分都テ相落シ有之候得者、少モ差支不相見得候得共、右松永ノ井手頭ニ相係リ候村々ハ曾於郡ノ内田口大窪川北踊ノ内持松村大井手下ニテ相用候村數ハ曾於郡ノ内清水ノ内姫木日當山ノ内東郷國分ノ内新町府中野口松木小村合セテ十二ヶ村ニテ、大抵右ノ御高五六千石餘、皆々右用水ノ由ニ御座候、右ニ付曾於郡地凶相見合申候處、大河内川ヨリ下松永ノ井手湯迄大概五六里程有之、其間段々谷川等御座合候ニ付、硫黄水ノ流ハ鑿リ決リ、脇方へ可相導場所ハ有之間敷哉ト段々詮議仕候得共、右様地形ノ場所一切相見得不申、前文行司等見届候次第ニ御座候得共、燃場所遠方ニテ當表ノ諸郷只今ハ危難ノ節差テ相見得不申候得共、此涯不相熄以來時々今通有

之候ハ、災殃相受候者此表ノ諸郷真初ニテ其上御記録方御用ニモ可相係格別ノ儀候旨御役共ヘモ申論、炎上ノ儀相究并最初御届心得ノ様體等委敷相糺重テ此段申上候、尤中嶽燃出場ノ儀ハ、曾於郡小林郷境目ニテ大半ハ曾於郡内ニ御座候、 以上、

已十二月二十七日 國分表締方横目

寺師次右衛門

山田増右衛門

御裁許掛衆

桜島又は国分・隼人沖 (三ページ後半のものを再掲)

續日本紀 卷二十五 淳仁天皇 天平寶字八年

吉川弘文館 国史大系 前編 三二二ページ

天平寶字八年十二月：是ノ月。西方ニ有リレ聲。似テレ雷ニ非スレ雷ニ。時ニ當テニ大隅薩摩兩國之堺ニ。烟雲晦冥シテ。奔電去來ス。七日之後乃天晴ル。於テニ甕島信尔村之海ニ。沙石自聚テ。化シテ成ルニ二ノ嶋ト一。炎氣露見スルコト。有テレ如ナルコトニ冶鑄之爲シワサノ一。形勢相連望メハ似タリニ四阿之屋ニ。爲メニレ嶋ノ被ルとレ埋メ者。民家六十二區。口八十餘人。

續日本紀 卷二十七 稱徳天皇 天平神護二年

吉川弘文館 国史大系 前編 三三三ページ

六月：己丑(五)。大隅ノ國神造新嶋。震動シテ不レ息マ以テ故ヲ民多クハ流亡ス仍テ加フニ賑恤ヲ一。

開聞岳

穎娃郷舊跡帳（文政七年五月） 一九丁 / 穎娃史資料集成 其の四 一四ページ【是】漏れ

一開聞嶽

右仁王十二代景行天皇二十年十月三日一夜之間ニ湧出ス本是龍界也といへり

三代實録 卷第廿六 清和天皇 貞觀十六年

吉川弘文館 国史大系 後編 三四五〜三四六ページ

秋七月丁亥朔。二日戊子。地震。太宰府言。薩摩國從四位上開聞神山頂。有レ火自曉。煙薰滿レ天。灰沙如レ雨。震動之聲聞ニ百餘里^一。近レ社在百姓震恐失レ精。求^ニ之著龜^一。神願^ニ封戸^一。及汗^ニ穢神社^一。仍成^ニ此崇^一。勅奉^ニ封二十戸^一。廿九日乙卯。太宰府言。去三月四日夜。雷霆發響。通霄震動。遲明天氣陰濛。晝暗如レ夜。于レ時雨レ沙。色如^ニ聚墨^一。終日不レ止。積^レ地之厚。或處五寸。或處可^ニ一寸餘^一。比^レ及^ニ昏暮^一。沙變成^レ雨。禾稼得^レ之皆致^ニ枯損^一。河水和^レ砂。更爲^ニ濾濁^一。魚鼈死者無^レ數。人民有^下得食^ニ死魚^一者^上。或死或病。

三代實録 卷第四十八 光孝天皇 仁和元年

吉川弘文館 国史大系 後編 五九六〜五九七ページ

冬十月：九日庚申。先是。太宰府上言。：七月：薩摩國言。同月十二日夜。晦冥。衆星不^レ見。砂石如^レ雨。檢^ニ之故實^一。穎娃郡正四位下開聞明神發^レ怒之時。有^ニ如^レ此事^一。國宰潔齋幣奉。雨砂乃止。

八月十一日。震聲如^レ雷。燒炎甚熾。雨砂滿^レ地。晝而猶^レ夜。十二日自^レ辰至^レ子雷電。砂降未^レ止。砂石積^レ地。或處一尺已^上。或處五六寸已^上。田野埋瘞。人民騷動。

*[Volcanic Activity in Japan] ○田中館秀三著
Volcanic Activity in Japan during the
Period between June 1931 and June 1934.

1841. On May 23, an outburst.

In August, a big explosion occurred and
enormous quantity of ejectamenta was
thrown out, thus devastating the villages
at the western foot of the volcano, such
as Motomura, Mukaehama, etc. It is said
that about 27-28 years ago roarings and
tremblings were felt by the islanders.

*「日本における火山活動」○田中館秀三著

1931年6月から1934年6月までの間における
日本における火山活動

1841年5月23日，爆発。

8月に，大きな爆発が生じ，また，噴出物が
大量に飛来し，本村，向江浜その他，火山の
西の麓で村落を潰滅させた。【1931～34の？】
凡そ27，28年前に，轟音や震動が島民に感知
されたと言われている。

諏訪之瀨島

西藩野史 卷之十九

鹿児島県私立教育会

一八一ページ

正徳：四年甲年

○薩州諏訪瀨島焼ル

空順日記(大迫・寺師写本)

寺師三千夫・東英一編

二七・二八ページ

一、諏訪(之)の瀨七年の大燃病人皆々相果て四拾里の間魚も痛み申し候、風下は一夜に灰の降ること五六尺風吹けば十夜に皆海に吹き込み申し候、祈念頼に付祈念申し候へばとまりたると申し来り候、

隅陽記 寶曆十三癸未

始良市誌史料 二

一九五ページ

一三月、七島之内諏方之瀨燃出、一島之人、皆思々脇嶋へ逃、

三國名勝圖會

卷之二十八

薩摩國河邊郡

七島

燃峯 常に火ありて燃ゆ、文化十年、大に燃へ、人民居住を得ずして、他島に移るといふ、

薩隅日地理纂考

十二之卷

薩摩國

河邊郡

七島

昭和四年

鹿児島縣教育會

再販發行

三一七〜三一九ページ

口之島

【前略】鎌倉峯前峯雛峯燃峯等ノ數峯アリ燃峯ハ常ニ火アリテ燃ユ【後略】

中ノ島

【前略】島中ノ高岳ヲ燃嶽トイフ火常ニ燃ユ【後略】

諏訪之瀨島

【前略】一名ヲ燃峰ト云フ常ニ火アリテ燃ユ文化十年大ニ燃へ人民居住ヲ得スシテ他島ニ移ルト云フ今人家ナシ

慶長地震・津波

後編 舊記雜録 卷三十七 七八、卷五十八 一九七八 鹿兒島県史料 旧記雜録後編 三 三〇、九四九〜九五〇ページ

『栴山紹劔自記』

一文禄五年丙申、專和平之懸引也、閏七月九日、薩戸ハ大地震也、京都ハ十二日之夜也、諸屋形町屋などは不及申、金銀を芥はめたる御殿崩て、數百人打殺◎【「昇」の「升」が「十」||「畢」の異体字・略字】、

『在樺山氏』

(前略) 去十六日、東目より西目之海濱大浪よせきたり、屋之事者不及申、人も多々うち取候、誠不思議之災難ニ候、(中略)

〔朱カキ〕

〔慶長九年〕 十二月十九日 龍伯(花押)

栴山權左衛門尉殿

〔此御書、權左衛門久高譜中ニ在リ〕

群書合輯(十三) 橋(口) 市郎右衛門所持之古日記 鹿兒島県史料名越時敏史料十 二〇二、二〇三〜二〇四ページ

小根占町橋市郎右衛門所持之古日記口切れ候得共珍敷故書写

【前略】

一 四方浪立候事、慶長九年十二月十五日之夜戌亥之時也、其時坊之津^{〔泊津脱カ〕}・久志^{〔泊津脱カ〕}・秋目・はかたか浦・大泊・辺津賀など舟過分ニ損シ、人も損シ候由之事、

【後略】

宝永地震津波

種子嶋家家譜

昭和三十年前後日高斌景筆写種子島家譜 卷九 八二丁

○十月四日地震潮水大ニ溢現和村庄司浦人家十軒流失

隅陽記

始良市誌史料 二 一五四ページ

一十月四日、大地震、江戸之事也、日本國中ゆる、

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一二二丁

宝曆十年庚辰

一正月十九日朝六時分夥々敷く地震有之候

奄美諸島には被災の記録がない八重山地震による明和の大津波の伝聞情報

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一三五丁

（明和八年辛卯）

一、三月十日琉球先島都古嶋八重山嶋津波起り嶋半分打崩之由聞得候

「安政」東海・東南海・南海地震、豊予海峡地震

守屋舎人日帳 第七卷 三七、一〇四ページ

(嘉永七年)

寅十一月五日 晴天 七ツ半大地震

【中略】

一 七ツ半大地震ニ而、段々倒家等有之候事

寅十一月七日 雨晴天 五ツ時地震【本文略】

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二九一〜二九三ページ

奄美史料集成 三二一〜三二三ページ

(嘉永七年十一月)

(虫損)

一 嘉永七寅□月四日・五日ヨリ日本国一統大地震ニテ、場所ニヨリ七日内外十日餘モ時々震動相發、鹿兒島ニハ五日朝特殊之外相震ヒ、夫ヨリ四・五日ハ時々震動イタシ、併家作等震ヒ崩シ候丈ニハ無之、加治木ヨリ国分其外都之城辺關外等ハ、家作等ユリ崩シ候場所多々有之候、且上方辺他国ヨリハ格別柔ワラカ成方ニテ候、

高原所系図巻冊

宮崎県史 史料編 近世5 (永浜家文書) 九八〇ページ

一 嘉永七年寅十一月五日昼之七時下刻ニ大地震有之、居家諸所ニたおる、嶽崩事大風のごとく、地震の跡ニ聞得候、里より見る大崩ひなもり嶽の南脇之廻、北向平上下大崩有、其外数多シ、半時計之相に少々の地震昼夜やます、明後七日朝四時ニ又地震又半時も相有、少々の地震有之候、度々やます

沖永良部島の「津波」

詰役系圖・沖永良部島代官系圖

道之島代官記集成

三三一～三三二ページ

奄美史料集成

三五一～三五二ページ

安永四年乙未五月十日より同六年丁酉六月八日迄
(四月十六日) 代官記事録

代官

附役

愛甲彌三太

小森新蔵

附役

右同

肥後伊右衛門

兒玉次郎左衛門

此代就御祝儀、當島與人久志堅上國有之候事、

附り、六月廿七日より七月三日迄大風、其の上洪水岩岸を洗崩シ、方々大分之普請有之候事、

安永五年丙申三月八日より同七年戊戌六月八日迄

(表)代
座横目

(座)代
表横目

川越嘉右衛門

川上作市

安永六年丁酉四月十四日より同八年己亥六月八日迄
(二月迄)代

代官

附役

野村勘兵衛

富山九右衛門

附役

右同

川崎源右衛門

上野彌太郎

此代就御祝儀、與論島與人永澄上國有之候事、

附り、戊八月七日大津浪有之、辨財天石垣並三「上」假屋石垣打崩シ、假屋床之下より三、四尺程あがりて、假「門二」

屋内二、三尺程有之候大魚數疋相見得「申」候、

市来・串木野の「海嘯・津波」

年月日	西曆	三國名勝圖會 卷之九 薩摩國日置郡	元治元年子五月 神社佛閣調帳 串木野
寛政元年 八月 九月 二日	一七四八年 九月？ 九月 二四日	市 來本府より戌の方、八里余にあり、地頭館湊 村にあり、往古の文書には、市來院とあ り、 叢談 海笑 ^{ツナミ} 寛政元年、戊辰、九月二日、當郷に海笑 來りて、陸地に上る、其時地頭館内に藏めし 舊記等、皆失せし故、往古の事蹟詳ならざる こと多しとぞ、 【三州御治世要覽附録年代記 一〇八丁 (寛政元年) 九月二日晚 西目筋大塩ニ而市來港串木野海辺家流れ所々 破損ニ而兩所共ニ死人過分之由候】	羽嶋村之内漕泊海邊 一 羽嶋崎大明神 座木像四躰高サ六寸宛 御正躰一面差渡八寸位 右氏子修甫 地頭飯屋元より西之方 式里廿八丁五拾八間 一 鰐口無銘 右穎娃開聞宮御下り之節鏡を被遺置 候を致勸請鏡大明神と相唱候処何年 簡之比ヨリ社号唱違候哉不相知候于今 神鏡御座候寛政四年御記録奉行衆 御廻勤之節委御糺御座候処和鏡ニ而 以後之物之由御座候海邊ニ 造營之社ニ而 寛政元年辰八月津波之節諸品都而 到流出候由申傳候 下名村之内嶋平寺嶋 高サ壹尺三寸 一 松尾大明神 大己貴命座木造三体右同五寸 右同三寸五分 右氏子修甫 地頭飯屋元ヨリ未之方 式拾四丁五拾貳間 一 右勸請之由緒相知不申候 一 獅子駒二ツ 一 鰐口無銘 一 具足 一 刀 右式行宝物寛政元年津波之節 流失之由

風水害

續日本紀 卷三 文武天皇 慶雲三年

吉川弘文館 国史大系 前編 二六〇ページ

秋七月：己巳（廿八）。…太宰府言（マフス）。所部九國三嶋亢旱大風。拔レ樹ヲ損ストレ稼ヲ。遣シテニレ使ヲ巡省一。回ツテ免スニ被ルコトレ灾ヲ尤甚キ者ノ調役ヲ一。

續日本紀 卷十四 聖武天皇 天平十四年

吉川弘文館 国史大系 前編 一六九ページ

十一月：壬子（十二）。大隅ノ國司言ス。從リニ今月廿二日未ノ時一。至マテニ廿八日ニ一。空中ニ有テレ聲。如シニ太鼓ノ一。野雉相驚キ。地大ニ震動セリト。丙寅（廿五）。遣シテニ使ヲ於大隅ノ國ニ檢問シ。并ニ請ヒニ聞シム神ノ命ヲ一。

續日本紀 卷二十二 淳仁天皇 天平寶字三年

吉川弘文館 国史大系 前編 二六五ページ

九月：丙子（十三）。太宰府言フス。去ル八月廿九日南風大ニ吹テ。壞ルトニ官舎及ヒ百姓ノ。廬舎ヲ一。

續日本紀 卷二十七 稱徳天皇 天平神護二年

吉川弘文館 国史大系 前編 三三三ページ

六月：丁亥（三）。日向。大隅。薩摩ノ三國ニ大風フキテ。桑麻損盡ス。詔シテ勿シムレ収ルコトニ棚戸ノ調庸ヲ一。己丑（五）。大隅ノ國神造新嶋。震動シテ不レ息マ以テ故ヲ民多クハ流亡ス仍テ加フニ賑恤ヲ一。

續日本紀 卷三十 稱徳天皇 寶龜元年

吉川弘文館 国史大系 前編 三七四ページ

寶龜元年春正月：甲申（廿一）。太宰ノ管内大ニ風フキテ。壞ル官舎并ニ百姓ノ廬舎一千卅餘口ヲ賑シニ給フ被ルレ損セ百姓ニ一。

續日本紀 卷三十三 光仁天皇 寶龜六年

吉川弘文館 国史大系 前編 四二四ページ

十一月：丁酉（七）。太宰府言ス。日向薩摩ノ兩國風雨シテ。桑麻損盡スト。詔シテ不レ問ハニ寺神之戸ヲ。並ニ免スニ今年ノ調庸ヲ。

續日本紀 卷三十九 桓武天皇 延暦七年

吉川弘文館 国史大系 前編 五三〇ページ

秋七月己酉（七）。太宰府言ス。去ヌル三月四日戌ノ時。當ツテニ大隅ノ國贈於【噌啖】ノ郡曾乃峯ノ上ニ。火災大ニサカンニシテ熾。響如シニ雷ノ動スルカ。及ンデニ亥ノ時ニ。火光稍止ミテ唯見ルニ黒烟ノミヲ。然シテ後雨ラシテレ砂ヲ。峯ノ下五六里。沙石委積スルコト可（ハカリ）ニ二尺。其ノ色黒シ焉。

日本文德天皇實錄 卷第十 文德天皇 仁和元年

六国史 卷八 一八一ページ

大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失、九國二嶋盡被損傷

大風水害

追録 舊記雜録 卷百三十六 二一四八 鹿兒島県史料 旧記雜録追録 六 七六七ページ

重豪公御譜中

扣正文在右筆所

私領薩摩・大隅・日向國之内、當六月廿五日、同七月晦日大風洪水付損失之覺

一 高九萬千貳百五拾六石餘

内 九萬五百九拾九石餘 當損

六百五拾六石餘 永損

一 潰家四百拾四軒

一 堤三萬七千九百三拾三間

一 井手四百七拾七ヶ所

一 道三千九百九拾七間

一 橋百七拾六ヶ所

一 小船貳艘

一 死人壹人

但男

一 死馬五疋

右之通御座候付、御届申上候、以上、

(朱)

「天明四年」

十月廿日 松平薩摩守

(朱)

「右御届書御日付當日、御用番田沼主殿頭様江御留守居本城源七郎を以被差出候處、被成御請取候段、御取次榊原安兵衛を以被仰聞候」

全上【重豪公御譜中】

扣正文在右筆所

私領薩摩・大隅・日向國之内、當六月朔日より同廿一日迄之内洪水、同八月廿八日大風付、損失之覺

一 高貳拾五萬三千石餘

内 貳拾四萬九千七百石餘 當損

三千三百石餘

永損

一 潰家壹萬五千八拾七軒

一流家三拾軒

一堂社貳拾壹宇

一米・雜穀四萬千六百石餘

一 堤三萬四千五百六拾間

一 井手千七百六拾ヶ所

一 道五萬六千三百六拾間

一 橋五百拾六ヶ所

一 船大小貳百三拾七艘

一 死人百九拾八人

内男百七拾四人

女貳拾四人

一 死牛貳疋

一 死馬三拾四疋

右之通御座候付及御届候、以上、

(朱)

〔天明六年〕

閏十月廿二日

御名

續日本王代一覽 卷之十 三丁裏〜五丁表

天明元辛丑： 七月：同二日薩摩大隅日向大風

鹿兒島城下

西藩野史 卷之十九 鹿兒島県私立教育会 一七六〜一七七ページ

正徳元年辛卯寶永八年五月朔日改テ正徳元年トス

○夏五月二十七日甕府大二水アリ屋ヲ流シ人ヲ瀧ス街路舟ヲ通ス水去ラサルコト一晝夜人皆屋極【×根】ニ上ル粥ヲ舟ニ儲テ戸毎ニ賜テ饑ヲ救フ

西藩野史 卷之二十 鹿兒島県私立教育会 二〇七〜二〇八ページ

寛保元年

○秋七月二十一日封内大風民家傾倒レ大木値ヲ抜ク

三州御治世要覽附録年代記 鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一〇一丁

（延享元年甲子）

八月七日朝辰刻地震同十日大風鹿兒嶋所々も降候

三州御治世要覽附録年代記 鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一〇八丁

（寛延元年戊辰）

一、九月二日晚六ツ時分より大風吹出戌亥刻盛ん新屋敷樋之口山之口馬場迄塩大分あふれ出井水ニ塩入久敷塩ハゆし且西目筋大塩ニ而市來港串木野海辺家流れ所々破損ニ而両所共ニ死人過分之由候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一〇八丁

（寛延元年戊辰）

一、十月十三日戌刻計雷事々敷風雨烈敷上城之谷より辻風暴ク吹起り其一通ハ盤石も吹起し候程之風ニて家杯も半分より吹切候程也茅家杯其俣馬場ニ吹落し所々破損不断光院浄光明寺大龍寺後迫邊迄一通之風ニて脇ハ痛不申世間ハ左程之風ニ而無之候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一一九丁

（宝曆八年戊寅）

一七月十九日午未申ノ初刻に至り大風吹起甚敷夜入時分ニ吹止候鹿兒嶋中破損多し此大風山川の邊甚敷他國ハ吹不申候由

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一三〇丁

（明和元年甲申）

一八月十一日未下刻より大風辰巳より吹起北風と而申刻吹止世ニ辰卷ニ而は無之哉と申候鹿兒島中所々破損多し

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一三一丁

（明和二年乙酉）

一七月十六日風先月十六日兩度吹候得共さまて強き大風に而ハ無之候

三州御治世要覽附録年代記

鹿兒島縣史編纂事務所昭和四年八月中旬編纂（十六日写了） 一三三丁

（明和六年己丑）

一、八月朔日大風田地十萬石之上免高有之由ニて候

鹿児島城下

常不止集 一之下

鹿児島県史料 名越時敏史料三 四四ページ

一 桜島出来候者和銅元年、此比燃出候者安永八年亥十月朔日ニ而候由、一七日前より大地震いたし候由、燃出候者昼の九ツ時分ニ而、煙丸こまり真丸ニ出候ニ付皆人何てあるうかと為申由、そうそう申内多く之煙出大騒働ニ而各々あきればて為申由、夜ニ成候へハ焼石上り中途ニ而打合せながら光物之如く為有之由、左候而、燃上り候煙り之端ハ真赤ニいたし、ふくりん之如く有之候由承候、

常不止集 二

鹿児島県史料 名越時敏史料三 七八ページ

【前略】

一 宝暦八年戊寅【中略】

一 同年七月大風破家折木、別而大事、夜番本田新次郎、郡方御家之尾イラカヲ吹崩、其時之風者車掛ト申風之由、御用人座迄ユワサリトシタト申、

右十一ヶ条御兵具所古コヨミに有之候落書抜書

(鎌田正純日記と同じく天保一二年四月三日(一八四一年五月二三日)の口永良部島の噴火についての記録なし)

天保十二年辛丑五月中四之卷【中略】

十日癸亥 大雨、大ニ雷鳴、【中略】

一今日神鳴ハ荒田松榑山家之木・平佐ギンナン之木并新納四郎右衛門殿所昇竿へ落候、四郎右衛門所者板蔵迄も角之方崩候よし也、

十三日丙寅 雨降、【中略】

一此三十年以前ニ浄光明寺松之木へ雷落、大松木一本焼ケすたり候よし、

十七日庚午 大風雨、昼九ツ時分より北東風吹出、夜八ツ時分より西風甚烈シ、大鐘時分吹止む

【中略】昼時分屏ハ勿論一間廻りはかり之梅之木吹たをし、瓦飛事木の葉のとし、【後略】

(鎌田正純日記と同じく天保一二年六月一五日(一八四一年八月一日)の口永良部島の噴火・被災・避難についての記録なし)

常不止集 六、七、八

鹿児島県史料 名越時敏史料三 二〇一、二二八〜二二九、二二八〜二二九ページ

天保十二年辛丑七月【中略】

八日庚申 風雨烈シ、【中略】

九日辛酉 雨甚強シ、【中略】

十日壬戌 大雨大水、【中略】

十一日癸亥 大雨大洪水、

一朝六ツ時起、昨日大水ニ付たんとふの辺洗崩し候ニ付、見物としてきよみ坂迄行掛候得ハ、今朝も大水ニ而不被行、引返し

葛原橋之様参候得ハ、二王堂馬場大水、雖然踏通候得ハもゝにかゝる、左候而、坊中馬場踏通大乘院橋江参候へハ、猪飼家角物見下石垣纜二尺位すく、夫より諏訪の鳥居へ出て上馬場筋、直ニ帰る、四ツ時出勤、八ツ後退城、戸柱墓より拙家墓江参、華舜軒江参り、馬つなき馬場方江行かゝり候得ハ、未大水難被通、又々黒門江廻り候而帰ル、【後略】

二十一日【中略】

一先日之水に新上橋・武之橋橋柱洗流し、当分迄も舟渡之よし、

常不止集 十三・十四

鹿児島県史料 名越時敏史料三

四〇〇、四〇七、四一七、四二〇ページ

天保十三年壬寅【中略】

五月十三日 晴雨、 十四之巻

一朝六ツ半起、四ツ前戸柱御ば、様些御不塩梅之段申来候付、則岩下玄伯殿へ参、被参呉候様相頼、則戸柱之様参り候而夜明し、翌六ツ時帰宅、

【中略】

十七日 大雨降、同変、

一朝六ツ前起、六ツ過戸柱より帰宅、四ツ時出勤、四ツ後御暇、九ツ過大洪水之由ニ付さよミ坂よりつゝら原橋・戸柱橋・抱新橋江見物ニ参、夫より戸柱町田家へ参、八ツ前帰宅、暮より町田家へ差越、今晚夜起、

一今日者大洪水ニ而西田橋丁門番所洗流し候也、外ニも段々けが人・相損候場所も過分有之由なり、未委細不承、下八千石馬場梅田家角迄参、諏訪家前迄舟通候由也、上も清水馬場より押廻し、諏訪馬場一盃ニ水洗行也、【中略】

十八日 雨、病人同変、【後略】

常不止集 十九・二十・二十一・二十二・二十四

鹿兒島県史料 名越時敏史料四 七二、八四ページ

嘉多美農水 三・四・五之巻

鹿兒島県史料 名越時敏史料七 三六ページ

天保十四年癸卯四月中

名越篤烈【中略】

十七日【中略】

一天明六年丙午八月廿八日之夜大風ニ付左之通

一怪我人三人

一死人五拾六人

一行衛不相知人体九十九人

一琉球人死人四人

一右同行衛不相知人体五人

合人体百六拾四人

一高四万式千八百四拾八石余

一死牛馬拾式疋

一破船百七拾三艘

一行衛不知舟拾艘

一倒家四千八百四拾式軒

但、地方外甌島込ル、七島其外島々不相知、

右者曾祖父恒篤御書留有之、写置者也、

常不止集 三十六・三十七

鹿児島県史料 名越時敏史料四

三四四、三四五、三四六ページ

天保十五年甲辰五月中【中略】

九日 晴、昼八ツ前・七ツ過兩度大地震、【中略】

一今日江戸御本丸御焼失之由、後日飛脚来り書留置、

江戸ニも大地震之由、

右ニ付拾五万両之御金納過分過分、

常不止集 三十八・三十九・四十・四十一

鹿児島県史料 名越時敏史料四

三五一、三五四、三五五ページ

天保十五年甲辰六月中 名越篤烈【中略】

十二日 晴、大鐘より俄ニ曇、大風雨、

【中略】鐘場へ出張候得ハ大鐘比俄ニ空かきくもり大之風雨、仍而鐘稽古拾八人拙者小座へ被参、日入時分空黄色、誠ニ奇妙之色也、其比暫雨止、又々降出し、暮過より猶々大風、夜中吹通し、

十三日 烈風、大雨、

一朝五ツ時起、四ツ前大風故漸出勤、八ツ後御暇之時分猶々風強、傘直ニ吹崩れぬれなからかへる、屋敷内堀廻りも方々痛、大かね時分少し吹止、四ツ時分臥候事、

常不止集 三十八・三十九・四十・四十一

鹿児島県史料 名越時敏史料四

三五八ページ

天保十五年甲辰七月中【中略】

三日 雨、晴、降雷鳴人つかミ殺、【後略】(四日・五日とも「晴、八ツ後雨、雷鳴、」)

常不止集 四十二・四十三・四十四

鹿児島県史料 名越時敏史料四 四一四、四四二、四四四ページ

天保十五年甲辰十一月中【中略】

四日 晴、桜島嶽ニ雪初而積る、【中略】

十一日 雨風、冷氣強、【中略】

桜島よりハ格別寒氣相増候、

岩瀬之玉 四・五之卷

鹿児島県史料 名越時敏史料六 二七五、二九二〜二九四ページ

弘化二年乙巳五月中【中略】

十九日 雨、夜入烈風、暮より雨、【中略】

二十日 烈風、大雨降通し、

一朝六ツ過起、暁大鐘雨ニも一度者起、烈風故処々雨戸はめ候、其外崩家故もり強く、畳はき雨もりすけとふにて大騒働いたし候、【中略】

二十一日 大雨降通し、【中略】

二十二日 大雨降止事なし、【中略】

廿三日 終日大雨止事なし、【中略】

廿四日 雨降通し、【中略】

廿五日 雨降通し、【後略】（翌月洪水）

弘化二年乙巳六月中

朔日 未之刻より小雨、【中略】

二日 未之刻より雨、【中略】

三日 雨、卯之刻過る比より烈、午刻二者止候事、雨も午之刻より止、【中略】

四日 間々雨、【中略】

一今夜八ツ時より甲突川者大洪水ニ而有之たるよし、大抵【ノ木偏】八尺余といふ水のよし、新上橋・西田橋・武橋者崩れ候よし、鹿児島島二者あまり不降候得共川上降候哉、又者山塩ならんとの評判ニ候、新上橋近々目鏡橋ニ相成候筈、石漕舟数艘新上橋辺ニ有之候を洗流し、橋ニかゝり候而崩れ候も為有之よし、

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料一

六〇ページ

(文久元年 十一月 一五〜一七日の雨に続き)

十八日 雨、【中略】鎗術同門中之集ニテ候、今日ヨリ隔日ニ稽古有之筈ニ談合有之、大鐘比雨小降ニ相成、雨之溜リハ相除ケ候テ表稽古有之候、【中略】素読式夜ニ参候、史記読方有之、四ツ半帰宅、大雨降ニテ帰ニハ床水出ル、【後略】

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料一

六二、六四〜六七ページ

(文久元年辛酉十一月)

二十四日 快晴、桜島嶽薄雪見ユル、【中略】

十二月第四

朔日 晴、霜降、桜島薄雪アリ、【中略】

二日 快晴、霜降、桜島薄雪見ユル、【中略】

四日 快晴、霜降、桜島雪、【中略】

五日 快晴、大霜降、薄氷、桜島雪アリ、(六、七、十一日も霜) 【中略】

十二日 氷、桜島半雪、【中略】

十三日 氷、誠之薄雪屋上迄少シ積ル、【中略】

十四日 桜島雪積、今朝屋内之丹荷氷、【後略】

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料一 一四八〜一五三ページ

(文久二年壬戌五月 一六日夕方から雨一七・一八日甚雨、一九日は晴で夕ヨリ雨、二〇・二一日雨、二二日甚雨、二三〜二五日の雨は終日無止間、二六日の雨は未之刻ヨリ霽れたが、二七日は終日雨絶間なく、二八日も雨だが、二九日から雨は少なくなつた。この間・後に災害の記述はなく、前後に亘り麻疹の流行の記述多)

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料一 二八三〜二九七ページ

(前月末の霜晴、晴霜に続き)

文久二年壬戌霜月中

朔日 霜晴、【中略】

二日 大霜、屋中之氷迄氷、【中略】

六日 霜降、晴、終日厳寒、【中略】

七日 雪一寸五部位積、昼九ツ半時分迄降、屋中水氷、【中略】
八日 晴、霜降、屋中手水鉢氷、【中略】
九日 晴、霜氷、先日の雪未地ニモ残ル、【中略】
二十日 桜島雪半ヨリ上降、終日小雨、【中略】
二十一日 霜降、氷、晴天、【中略】
二十二日 大霜如雪、水氷、快晴、【後略】

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料一

四四二、四四四、四五七ページ

文久三年癸亥霜月中

名越時敏(花押)【中略】

三日 霜降、快晴、桜島当冬初テ薄雪、【中略】
四日 霜降、垂水山薄雪見ユ、【中略】
五日 霜降、垂水山薄雪見ユ、【中略】
六日 霜晴、夜入暫雨、【中略】
七日 霜降、桜島積雪、過央晴、【中略】
八日 霜降、当冬始氷、桜島雪残、快晴、【中略】
九日 霜降氷、快晴、桜島雪残、【中略】
十日 霜降氷、快晴、桜島雪未消、【中略】
十五日 霜降、昼暫雪降、晴、【中略】
十六日 木々迄誠之薄雪、【中略】
十七日 雪一寸計積、【中略】

十八日 霜、桜島其外峰々雪不消、【中略】
 十九日 雪雨、四方山嶽々積雪不消、【中略】
 二十日 雪雨、積雪昨日同断、【中略】
 二十一日 曇、積雪同断、夜雨、【中略】
 二十二日 曇、残雪同断、【中略】
 二十三日 霜、嶽々雪未消、【中略】
 二十四日 霜如雪、嶽々雪同断、【中略】
 二十五日 霜氷、嶽々雪未消、【中略】
 二十六日 薄雪屋上迄、【中略】
 二十七日 霜、昼雪降、【中略】
 二十八日 霜降、晴、桜島雪弥積、【中略】
 二十九日 霜如雪、快晴、【中略】
 文久三年癸亥十二月中【中略】
 朔日 霜如雪、桜島其外嶽々雪不消、快晴、【中略】
 二日 天気昨日同断、【後略】（三日以降暖気あり）

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料二 六一、六五ページ

元治元年甲子七月中【中略】

（四日〜一〇日は晴れで、一日も晴れで未之刻【二四時前後】暫く雨だけ）
 十二日 晴、夕立廻ル、今日壬生殿へ参中途小松家下、橋迄湿ル、夫より下方塩原【中略】

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料二 九二、一二五ページ

(文久四〇元治元年九月一六日【一八六四年一〇月一六日】に小林居地頭を、慶応二年八月一四日【一八六六年九月二三日】には高岡・綾・穆佐・倉岡(の去川の関外)四郷(高岡居)地頭を命じられ、小林郷く高岡郷に居住)

元治元年甲子十月【中略】

二十五日 嶽々雪、風アリ、【中略】

名越時敏日史

鹿児島県史料 名越時敏史料二 一二七、一四六く一四九ページ

元治元年甲子十一月【中略】

二十二日 嶽々薄雪、終日曇、【中略】

二十三日 晴、霜降、寒冷増嶽々薄雪、【中略】

二十四日 大霜、氷結、【中略】

二十五日 霜如雪氷、【中略】

二十六日 朝霧雨、後曇、【中略】

二十七日 氷、晴、【中略】

二十八日 大霜、氷五部計結、【後略】

(小林居地頭として)

元治元年甲子十二月中【中略】

五日 風雨雪交る、今朝嶽々雪積、【中略】

六日 嶽々雪又積る、霜氷、【中略】

七日 嶽雪不消、霜氷、【中略】

八日 嶽々雪同断、里ニも降不積、朝氷厚シ、【中略】

九日 嶽々雪不消、霜氷、【中略】

十日 嶽々雪残る、霜降、晴、氷厚、【中略】

十一日 嶽々雪残る、大霜氷、【中略】

十二日 快晴、霜降氷、【中略】

十三日 霜降、快晴、【中略】

十四日 霜氷、快晴、須木より帰りニ嶽々見候得者先日より之雪残る、【中略】

十五日 大雪、氷、快晴、【中略】

十六日 快晴、

【中略】飯野上江通より上江村江通り白鳥山江参候得者、山中寒氣稠敷地上無残所氷ニ而候、流小川池も氷人登り而も不割、

【後略】

名越時敏日史

鹿兒島県史料 名越時敏史料二 一七八、一八四～一八五ページ

元治二年乙丑二月中【中略】

十八日 雪嶽々ニ積る、【中略】

十九日 雪、晴、【中略】

廿日 大雪、氷、【後略】

名越時敏日史

鹿兒島県史料 名越時敏史料二 二六〇、二六三、二六六、二六九～二七二ページ

慶応元年乙丑九月【中略】

十二日 霜、小林仮屋之辺当年初降、【中略】

二十日 大霜、小林仮屋ニモ氷候由、【中略】(前後も霜降)

二十九日 嶽々雪、寒風烈シ、麓モ少々雪降、【中略】

慶応元年乙丑十月

朔日 大霜、寒風烈シ、【中略】

二日 大霜、今朝飯野筋霜柱忒寸五分位有之、【中略】

三日 霜降、【中略】

四日 大霜、快晴、【中略】

五日 霜降、快晴、夜細雨暫降、【中略】

九日 嶽々雪、麓間々雪雨、【後略】

(小林居地頭として)

慶応元年乙丑十二月【中略】

二十日 大雪、

朝五ツ半打立陸地帰ル、早天ヨリ雪降、暫時積ル、出立之時分ハ里ハ早消候ヘトモ、白金坂二三十間計上之方ヨリ積リ始メ、漸々上之方ヘ深く、白金坂登リ上リハ深サ一尺余之雪、今日ハ馬乗モ取止候テ終日歩キ通シニテ候、八ツ時分タシタトフ野屋敷飯屋へ着、供人共へ中途スガラ雪打ナトイタサセ、又ハ銘々雪へ面押込ミ可笑形ナド付、服ヲ擱ミ笑ヒ帰り候、荷物ハ重富ヨリ船路帰シ候、七ツ時分帰着之節ハ荷物モ惣テ帰り居候、【後略】

(天保四年【一八三三年】・四月二六〇二七日は晴れ、二八日は曇り後雨、二九日も曇り後小雨、三〇日は晴れ晚小雨、五月一日も晴れ夕方から小雨、二日は晴れ、三〇四日は曇り、五日から雨)

五月六日、雨天夜入前よりよく朝迄大水出ル、外戸一番目キザ迄、

【本文は略】

(五月七日は雨で十時過ぎから曇りで時々雨、八日は曇りで時々雨)

五月九日、雨天四ツ後より終日大水出ル、書院エンより二寸計スキ候、

【本文前半は略】

今日四ツより夜入六ツ時迄終日大水出ル、書院エンより二寸計スキ候、屋敷内は水之出ル所無之候、夜中よりよく朝迄掛ひる珍ら敷事故記置候、

五月十日、晴天、

今日茂四ツより出八ツより帰ル、供角野喜之助、帰りニは新上橋は舟渡ニ而候、

昨日水ニかし家ニヶ所流候、新上橋・西田橋・武橋も流候、

【本文後半は略】

(一一日は曇り、一二〇一三日は雨、一四日は曇り、一五日は半天【?曇り?】、一六日から雨)

五月十七日、雨天四ツ後より大水外戸一之キザ迄出、終日掛ける、

【本文は略】

(一八〇一九日は雨、二〇日は晴れで夕方から雨、二一日は雨、二二日は晴れ、二三日は晴れ午後雨、二四日は半天、二五日は半天夜小雨から大雨、二六日は半天時々雨)

五月廿七日、雨天今晚少々水出ル、

【本文は略】

五月廿八日、雨天四ツ後より大鐘時分迄大水出ル、九日之水二一寸計少く候、

【本文一行略】

今日四ツ後より大鐘時分まで大水出ル、九日之水二一寸計少く候、千石ばゞ方は八寸計多く出候由、よく朝迄掛ひる、下人仁十夜入前より相見得ず候処、よく朝日置氏かど江流居候事、

五月廿九日、雨天、

【本文は略】

六月朔日、半天今朝外戸一ノキザ迄大水出ル、

【本文は略】

(六月二日は雨天後半天で、三日以降は晴れ)

(天保六年【一八三五年】・四月九〜一二日は晴れや曇り、一三日は雨後曇りで、一四・一五日も半天、一六日は曇り時々雨)

四月十七日、雨、午 水少々出ル、田二三枚ハ老ニ成ル、

【本文は略】

(四月一八・一九日は曇りで、二〇日は雨、二一日は曇りで、二二日から雨)

四月廿三日、雨天、子 今朝水田指枝計ニ出候事、

今朝五ツ比起、晚四ツ半比寝候事、

四ツ比より犬追物式日ニ而出八ツ時相濟、夫より天神ばへ木馬に参八ツ過、夫より山吹之間鉄砲式日ニ而出、雨強降出し候ニ付、三筒射直ニ帰り掛天神ばへ江一刻参帰宅、供角野喜左衛門、後川畑平之助ニ而候也、

暮前より相良七郎左衛門殿宅へ参四ツ比帰ル、供川畑平之助ニ而候事、

今晚天神ばへ木馬式夜ニ而候得とも不出候也、

和田氏江は雨天故不出候事、

今日は御隠居江は罷不出候事、

(天保六年【一八三五年】・五月一五日は曇り、一六〜一八日は晴れ、一九日は雨のち曇り、二〇日は終日雨)

五月廿一日、雨天、卯 今朝大水出候、外戸壱之きざ迄入候事、

今朝五ツ前起、晩九ツ前寝候事、

今朝水出候、外戸きざへ壱ツはあがり候也、

今日詰前は水出候故頼合不出候事、

和田氏へは雨天ニ而候ニ付不出候事、

今日も御隠居へは罷不出候事、

鎌田正純日記 鹿児島県史料 鎌田正純日記一 二八〇〜二八一ページ

(天保六年【一八三五年】・閏七月一二〜一九日は晴れながら、一七・一八日は一時雨)

閏七月廿日、曇天、未 後雨天、夜入四ツ過より大風、

【本文は略】

閏七月廿一日、雨天、申 大風吹、雨終日降通し、

【本文冒頭は略】

昨夜四ツ時分より雨風ニ而、今朝ニ至り前代未聞程之大風ニ而、御城山松并二世間人家吹伏候数幾指と不相知候、九ツ比よりは吹止候、少々は終日吹通しニ而候事、珍敷事故記也、

【本文二項略】

今日之風ニ御先祖堂吹くや(壊)し候、其外少々ツ、は所々くへ(壊)候、植木も多く吹たほし候事、

【本文後半は略】

(天保七年【一八三六年】・二月二九〜三月八日は曇り模様で時に晴れ一時雨、九・一〇日は晴れ、一一日は晴れ後少々雨)
三月十二日、雨天、未 七ツ過より晴、大水出ル、日置氏下迄水参候、

【本文は略】

(一三〜一六日は晴れで、一七日は雨、一八〜二〇日は曇りで、二一日雨、二二日曇り、二三日から雨)

三月廿四日、雨天、未 雷大ニ鳴、大水出ル、

【本文前半は略】

今日は雨天ニ而終日不出候事、

【本文後半は略】

(天保七年【一八三六年】・四月一日、曇り空の下、志布志に向かい、七ツ前・大崎町の少し先から雨が振り出し、)

四月二日、雨天、寅 七ツ半過より雨止ム、

【本文冒頭は略】

大慈寺へ寺参いたし墓所も寺中ニ有之参候、供昨日之人数ニ而候、左候而帰ル筈候之処、雨止間なく候ニ付寺へ見合居候処、七ツ過比止候ニ付帰ル筋ニ而打立候処、大水杯出候由ニ而、和尚しきりニ被留候ニ付、今晚迄は寺へ留候、

【本文後半は略】

鎌田正純日記

鹿児島県史料

鎌田正純日記一

三七七ページ

(天保七年【一八三六年】・四月二九日～五月二日は曇り、三日は雨のち曇り、四日は晴れ、五日は雨、六日は曇り、七・八日は晴れ)

五月九日、雨天、卯 水少々出ル、

【本文は略】

鎌田正純日記

鹿児島県史料

鎌田正純日記一

四七六ページ

(天保八年【一八三七年】・四月二七日～五月六日は晴れ時々曇りや雨、七日は雨、八～一〇日は晴れ、一一・一二日は雨、一三日も曇り時々雨)

五月十四日、雨天、寅 大水出ル、外戸きざ涯迄上り候事、

【本文は略】

(天保九年【一八三八年】・四月二二日は曇り、二三〜二七日は晴れ、二八日は雨、二九日は曇り、三〇・閏四月一日は晴れ)

閏四月二日、曇、酉 朝五ツ過より雨、水少々出ル、

【本文は略】

(三・四日曇り、五〜七日晴れ、八日雨、九日晴れ、一〇・一一日曇り、一二日晴れ、一三日は晴れ暮前から少々雨)

閏四月十四日、雨、酉 水少々出ル、

【本文は略】

(一五日曇り後晴れ、一六日は晴れ夜に入り午後八時頃から雨)

閏四月十七日、雨、子、

【本文冒頭は略】

今朝四ツ時分より九ツ八ツ時分迄之間大水出、書院ゆかの下杯一寸計もすき候半、内へあがらざる計ニ而候、御隠居へは内へ少々上り候、前代未聞珍敷洪水故留置もの也、右洪水八ツ前後より少々引、暮時分ニは大形引候へとも、未田之辺は都而不引取候事、

【本文末尾は略】

(一八日は晴れ)

閏四月十九日、雨、寅 今日も洪水いたし外戸内へ少は入候、

今朝五ツ過起候事、今日も髪出来物ニ而得出勤不致候事、七ツ時分より飯牟禮八次殿被来、唐鑑読之式夜ニ而候へとも晩は被差支候由ニ而昼之内読方いたし候、左候処致洪水得不被帰被留候事、

大鐘比より仁禮善左衛門殿・森川孫八郎殿入来ニ而暮過時分ニは被帰候事、

【本文末尾は略】

(天保九年【一八三八年】・六月二〇日は曇り、二一日は晴れ、二二日は晴れ後雨、二三日は雨、二四〜二六日は曇り、二七日雨)

六月廿八日、雨、酉終日雨、八ッ後相応之洪水、

【本文冒頭は略】

今日は四ツより致出勤、八ツより町田助太郎殿へ先度拙者忌中之折被見舞候ニ付、右之礼ニ玄喚迄参、夫より穎娃織部殿へ同断ニ付一刻内迄参、夫より桂内記殿所へ一刻参、左候而帰りは西田町洪水ニ而漸々渡り致帰家候、供岩元助兵衛ニ而候事、

【本文後半は略】

(天保一〇年【一八三九年】・六月六日〜七月三日は殆ど晴れで時折雨、四日は曇り、午後二時頃から雨、夜に入り雷鳴大雨)

七月五日、雨、戌四ッ後より止、間々降、今朝少々洪水、

【本文冒頭一行は略】

一今日より弓之事式日相初、四ツより出席之含ニ而出掛候処、洪水ニ而通路調兼候ニ付引返し相帰右之訳申遣候処、今日は雨天ニ而式日取止ニ相成段返答申来候事、

【本文後半は略】

(七月六〜八日は曇り、九〜二一日は晴れ、二二〜二三日は曇り時々雨、二四日は曇り午前一一時頃から雨)

七月廿五日、雨、午終日雨、少々洪水、

【本文は略】

(天保一一年【一八四〇年】・五月六〜七日は曇り、八〜一〇日は晴れ、一二日は曇り間々雨、一二日は曇り一〇時頃から雨で間々止み)

五月十三日、雨、寅 少々洪水、八ツ後より雨止、今日より入梅、

【本文は略】

(五月一四日は雨、一五〜一六日は晴れ、一七〜二〇日は曇りで時々雨、二一〜二二日は雨模様、二三日は曇りから晴れ、二四日は晴れから夜に入つて一〇時頃から雨)

五月廿五日、雨、寅 少々洪水、日置氏門前迄出ル、

一今日も四ツより出勤、当番ニ而候得とも洪水いたす塩梅ニ而候間、島津直江殿へ相頼九ツ前御暇いたし帰家、供岩元助兵衛也、

【本文後半は略】

(二六日は雨、二七〜二八日は曇り、二九日は雨、六月一日は曇り、二日は晴れ、三〜六日は曇り、七日は雨、八日は曇りで間々雨)

六月九日、雨、卯 間々止、昼時分少々洪水、

【本文は略】

六月十日、雨、辰 今朝少々洪水、間々止、

【本文は略】

(六月十一日は雨、一二日は曇り、一三日は雨で、一四日以降は晴れがち)

（天保一一年【一八四〇年】・七月一九〜二七日は晴れ（二三〜二四日のみ一時雨）、二八〜二九日は曇りで二八日は一時雨、八月一日から雨）

八月二日、雨、未今朝少々洪水、

一今日は洪水ニ而通路不自由故、別勤之筋頼遣出勤不致候也

【本文後半は略】

（八月三日は曇り、四日は雨）

八月五日、雨、戌今朝洪水、間々止有之、

一今日は講堂別勤之賦候処、腹之痛且下しニ而得出席不致頼遣候也、

【本文後半は略】

(天保一二年【一八四一年】・四月二六〜二九日は晴れ)

五月朔日、雨、寅 八ツ時分洪水出ル、但六尺位之由、

一今日は当番前ニ而候処、昨夕より不塩梅有之候様之雨天ニ而出勤難調候故頼遣候処、鎌田杵之丞殿相勤被呉段返答承届候也、
一今日は洪水ニ而通融無之候事、

【本文一行略】

(五月二日は曇り、三〜四日は晴れ、五日は曇り)

五月六日、雨、未 四尺位之洪水出ル、

一今朝桂岩次郎殿素読ニ入来也、

一今日は終日別相頼出勤不致候也、

一御か様御癩氣有之拙者ニもちと疝癩氣故、久米田良仙殿江申遣入来ニ而薬用いたし候事、

一御か様同断ニ付針医山本宗三江申遣入来也、

一先達而より森川孫八郎殿狂氣之塩梅ニ而候由、今日は為見廻八ツ後一刻参利右衛門殿へ対面いたし候、供川畑平之助也、

一大鐘過桂太七郎殿入来、小学会読今日より相初いたし候、暮過より市來十左衛門殿入来、四ツ時分被帰候事、

(五月七日は曇り、八日は雨、九日は曇り)

五月十日、雨、亥 今日大雷鳴ニ而、七ツ時分六尺余之洪水出ル、

【本文は略】

(五月十一日は曇り、一二日は雨、一三日は曇り、一四日は雨、一五〜一六日は曇り、一七日は雨で風が吹き夕方から大風雨)

五月十八日、雨、未 六尺位之洪水出ル、

一今四ツ前永山清兵衛殿一刻入来也、
一今日は講堂詰之筈候処、洪水通路不自由ニ候間得出席不致、其段御殿江届申遣置候事、
一今日は鼎(鎌田正純女子)初誕生日餅踏心祝ニ付、【七名の氏名略】入来ニ而、夜入五ツ時分皆々被帰候也、
(五月一九〜二二日は曇り、二三〜二七日は晴れ)

鎌田正純日記

鹿児島県史料 鎌田正純日記二 一七二、一七四ページ

(天保二二年【一八四一年】・五月二九日〜六月一四日は晴れ、一五日は曇り)

六月十六日、雨、戌 夕方風雨ニ而五尺位之洪水出ル、

【本文は略】

六月十七日、雨、亥 晩に四尺位之洪水出ル、

【本文は略】

六月十八日、雨、子 老二尺位洪水出候事、

(六月一九〜二〇日は雨、二一〜二三日は曇り)

六月廿四日、雨、午 四ツ時分三四尺位洪水、

一今朝桂岩次郎殿素読ニ入来也、

一今日は洪水ニ而通路不自由故出勤不致候事、

一八ツ後飯牟禮八郎殿入来、暫相咄被帰候、

【本文後半は略】

(天保一二年【一八四一年】・六月二六日からの雨は夕立程度で、特に六月三〇日〜七月八日は晴れ)

七月九日、雨、酉 終日晚迄雷鳴、

【本文前部は略】

一大鐘時分より小野甚五左衛門殿入来、少跡より飯牟禮八郎殿ニも入来、大雨降勿論洪水ニ而兩人共被泊候事、但論語会式夜前ニ而候得とも、毛利氏入来無之取止候事、

【本文後部は略】

七月十日、雨、戌 今朝大洪水、雷鳴八ツ前より止曇

一今朝大洪水ニ而小座雨打迄水先参、小野・飯牟禮ニも不被得帰、八ツ前少々引候而飯牟禮被帰、小野ニは八ツ半比漸々被帰候事、

一前件通之事故得出勤不致、尤届逆も不得申遣候事、

【本文末尾一行は略】

七月十一日、雨、亥 夜中より之雨ニ而雷少々鳴事、

一今朝も大洪水ニ而書院雨打より内ニ少々入候程有之候昨日之水ニ五六寸位は相増候、四半比より少々は引候事、

一右通洪水故鎌田奎之丞殿より朝出受合置候得とも得出勤不致、尤届逆も申遣候儀不相叶候事、

【本文末尾は略】

(天保一三年【一八四二年】・四月二二〜二五日は晴れ、二六〜三〇日は雨、五月一日は晴れ、二日は曇り、三日は晴れ)

五月四日、雨、子入梅、今晚洪水ニ而日置半兵衛下迄水先来ル、

【本文は略】

(五月五日は晴れ、六・七日は雨、八〜一〇日は曇り、一一〜一六日は雨)

五月十七日、雨、丑、

一 今日大洪水ニ而九ツ時分満水書院縁類上り立一番高キ石之上を壱部位水越候程之洪水ニ而、暮時分迄も半は水不引候事、

一 前件通洪水ニ而通路無之得出勤不致、尤月番ニ而候得とも右頼遣候儀も不相調候事、

一 今日終日洪水故何方へ出入も不相調候事、

【本文最終行は略】

五月十八日、雨、寅 四ツ後より止、後間々降、

一 今朝迄も都而水不引取候得とも四ツより出勤、四ツ後両月番共ニ頼合御暇ニて帰家、供角野喜左衛門也、

一 諸々水上り候親類知音之方へ使等差遣候事、

【本文後段は略】

(一九・二〇日は曇り、二一日は雨、二二日は曇り)

五月廿三日、曇、未間々晴、

【本文前段は略】

一 先日洪水為見廻福昌寺・興国寺墓所へ川畑平之助代参申付候也、

【本文最終行は略】

(天保一四年【一八四三年】・三月二十八日は晴れ、二十九日〜四月三日は曇り時々雨、四〜六日は晴れ、七日は曇り、八日は雨のち晴れ、九日は晴れ、一〇日は晴れのち時々雨、十一日は雨、一二日は雨のち曇り)

四月十三日、雨、戌 雷鳴 水少々出ル、

【本文は略】

(五月一六・一七日は晴れ、一八日は雨、一九日は晴れ夕方から雨、二〇日は雨、二二日は曇りのち晴れ、二三日は晴れ夕方から雨、二四〜二六日は雨、二七日は曇り、二八日は晴れ)

五月廿九日、雨、未 夕方四五尺位洪水、

【本文は略】

五月晦日、雨、申 今朝四五尺位洪水、

一今朝は洪水にて通路悪敷二付、別勤頼遣出勤不致候事、

【本文大半は略】

(六月一日は曇り時々雨、二日は晴れ時々雨、三日は曇り、四・五日は雨時々曇り)

六月六日、雨、寅 八ツ後四尺余洪水、雷鳴、

【本文は略】

(天保一五年一二月二日【一八四五年一月九日】に弘化に改元)

(弘化二年【一八四五年】・三月八日は晴れ、九・一〇日は曇り、一一〜一三日は晴れ、一四日は曇り時々雨)

三月十五日、雨、丙子 三尺位洪水ニ而候、

【本文は略】

(四月四〜九日の大隅の肝付郡大始良の南村は晴れ・曇り、一〇〜一五日は晴れ、一六日は曇り夕方から雨、一七日は晴れ)

四月十八日、雨、戊申 夕方少々洪水、

【本文は略】

(弘化二年【一八四五年】・五月一二〜一六日は曇り時々雨、一七・一八日は雨、一九日は曇り夜中から風雨)

五月廿日、雨、庚辰 夜前より風雨、夕方洪水四尺内外、出梅、

【本文は略】

五月廿一日、雨、辛巳 暮時分より洪水五尺余、

【本文は略】

(二二日も雨)

五月廿三日、雨、癸未 夕方洪水、六尺内外、

【本文は略】

五月廿四日、雨、甲申 夕方洪水 三尺余、

【本文は略】

(二五日は雨、二六〜二八日は曇り、二九日〜六月一日は雨、二日は晴れ)

六月三日、雨、癸巳 今朝より四ツ後迄風雨、三尺余洪水、夕七時小暑入、

【本文冒頭一行は略】

一今日は風雨洪水ニ付頼合候而出勤不致候事、

【本文後段は略】

(四日は曇り時々雨)

六月五日、雨、乙未 夜中より今朝迄七尺内外洪水、

一今日四ツ前迄は洪水ニ付通路無之、暫見合候而四ツ後より出勤、八ツより帰家、供山次左衛門ニ而候事、

【本文大半は略】

鎌田正純日記 鹿児島県史料 鎌田正純日記二 七五五ページ

(弘化三年【一八四六年】・五月二六日は晴れ、二七日、閏五月一日は曇り時々雨、二日は晴れ、三日は曇り、四、六日は晴れ、七・八日は曇り夜中過ぎ雨、九日は晴れ夜中雨、一〇日は曇り、一二日は曇り時々雨)

閏五月十二日、雨、丙申 三尺位洪水、

【本文は略】

鎌田正純日記 鹿児島県史料 鎌田正純日記三 三三三ページ

(弘化四年【一八四七年】・三月三〇日、四月三日は晴れ、四日は雨、六日は曇り、七日は曇りで夕方から小雨)

四月八日、雨、丁巳 今朝五尺位洪水、

【本文は略】

四月九日、雨、戊午 雷鳴、今朝五尺位洪水、

【本文は略】

鎌田正純日記 鹿児島県史料 鎌田正純日記三 五八ページ

(弘化四年【一八四七年】・六月一八日は曇り、一九、二二日は晴れ、一三日は曇り時々風雨が有り夕方から風が強まり、)

六月二十四日、大風雨、辛未 夕方洪水、

一今朝樺山伊織殿御出勤掛御慶江被相下筈ニ而右江出席之筈候処、風雨天気ニ付出席不致、且 御殿之方も頼遣候事、
一終日之大風雨ニ付屋敷中諸々破損所等有之候事、但夜前より吹通朝五ツ時分より追々強、暮前漸相和キ候事、

鎌田正純日記

鹿児島県史料 鎌田正純日記三 一七三〜一七四ページ

(弘化五年二月二十八日【一八四八年四月一日】に嘉永に改元)

(嘉永一年【一八四八年】・五月二三〜二五日は曇り、二六日は雨後時々曇り、二七日は曇り時々雨、二八日は雨、二九日は曇りのち雨、三〇日は雨後曇り時々雨、六月一・二日は雨、三・四日は曇り、五日は晴れのち雨)

六月六日、雨、戊申 五尺余之洪水、

【本文は略】

(七日は晴れ)

六月八日、雨、庚戌 四尺位洪水、

【本文は略】

鎌田正純日記

鹿児島県史料 鎌田正純日記三 四四九、四六一ページ

(嘉永五年【一八五二年】・四月二三〜二六日は晴れ、二七日は雨、二八日は晴れ、二九日は雨、三〇日〜五月三日は曇り)

五月四日、雨、甲寅 夏至、雷鳴、六尺余洪水、

【一行のみの本文は略】

(嘉永五年【一八五二年】・八月一日は晴れ、一二日は曇り、一三日は晴れ、一四・一五日は曇り、一六〜一九日は晴れ、二〇日は曇り、二一日は雨)

○日は曇り、二一日は雨)

八月廿二日、雨、庚子 大風洪水、

【本文は略】

(嘉永七年一月二七日【一八五五年一月一五日】に安政に改元)

(安政二年【一八五五年】・四月二四〜二八日は晴れ、二九日は晴れ夜中から雨、五月一日は雨、二日は曇り、三〜六日は晴れ、七〜九日は雨)

五月十日、雨天、未 八ツ前六尺三寸洪水、

一 今日四ツより出勤、洪水ニ付八ツ前川外御暇ニ而退出帰家、用達ニ茂召列候事、

【本文最終行は略】

(二一日は雨、一二・一三日は晴れ、一四日は曇り)

五月十五日、雨天、子 昼九尺降洪水 屋敷内江少々入、

一 今日四ツ八ツ出勤、洪水ニ付川外御暇ニ而九ツ半比退出、新上橋通無之西田橋より船ニ而帰宅いたし候事、

【本文最終行は略】

(一六日は雨、一七・一八日は曇り、一九日は雨、二〇日は晴れ、二一・二二日は曇り、二三日は晴れ、二四日は曇り、二五日
〜六月八日は晴れ、九日は曇り、一〇〜一四日は晴れ、一五日は半天)

六月十六日、雨天、未 四尺位洪水 夜中雷鳴、

【本文は略】

新納久仰雜譜 嘉永七年寅八月ヨリ同年十二月迄

鹿児島県史料 新納久仰雜譜一 六一九ページ

一十一月五日、退出より重富江参り候、【中略】

一今夕方近年珍敷大地震いたし、拙者は重富より罷帰候中途ニ而委敷不相分候、乍去土壁或ハ瓦など落候所は不見及候事、

新納久仰雜譜 安政二年卯三月廿二日ヨリ同年八月十三日迄

鹿児島県史料 新納久仰雜譜一 七一〇・七一一ページ

五月十日、大雨、

一今日出勤毎之通、八ツ前西田川満水にて六尺余上り候ニ付、川外之面々御暇被下度旨御目付申出、其通申渡有之候事、

五月十八日

【中略】

一今日七ツ後より、近隣伊集院周八并用達召列れ下伊敷上伊敷江水損場見分として差越、【中略】水損は稀なる大破なり、尤西田橋辺も定水より九尺位之増水、去ル十日には六尺余七尺位茂有之候よし、西田橋より川上之方は堤石垣もやうやう二三寸位も明居候位之よし、此節ほと之満水至而稀なるよしなり、

五月二十日

一八ツ半比より武村・田上村江水損見分として差越候処彼方は存外破損無之無事なり、夫より田上川筋を下り柴立松まで差越此所江しばし休ミ居候処三原藤五郎事先日より加世田方限江見分事有之差越居今日歸りに出合候間、同所茶屋江立寄りしばし咄合、【後略】

一 四月廿五日、【中略】

一 今大鐘時分相応ノ地震有之候事、

一 大鐘時分ヨリ安田助左衛門【中略】被参候テ【中略】四ツ過時分被帰候也、

一 今日細雨ニテ候処、夕方ヨリ北風強ク俄ニ吹出シ、雨モ強ク夜中追々烈シク、安田等帰りモ至極難儀也、

一 四月廿六日、八ツ後ヨリ追々風和ラキ候、夫迄之間相応ノ吹候事、

一 閏五月十日、【中略】

一 昨日夕方ヨリ雨降り出シ今日追々強降相成、九ツ後八ツ時分ヨリハ巖敷降相成、雷鳴等モ有之候事、

一 閏五月十一日、今日モ細雨也、昨日之雨雷鳴ニ櫻島野尻村ノ百姓夫婦雷死イタシ候由也、

一五月十四日、【中略】今昼ヨリ八ツ後等大雨ニテ川水満水イタシ候由也、

一五月十五日、夜前中終夜強降り少シモ止間無之、從今朝モ降り候へハ朝ヨリ西田川モ満水イタシ、四ツ時分六尺位増水ニテ、九ツ時分七尺位ニ相成、川外人數御暇被下、近年珍敷強降りイタシ候事、

一五月十六日、四ツ時ヨリ玉里へ出勤、八ツ退出、甲突川筋土手破損ハ無之候へトモ、少々ツ、洗ヒ剥等ハ数ヶ所ニテ、則ヨリ取繕ヒ之及手当候、今日終日先ツ晴レ曇リノ天氣ニテ人々喜悅也、

一五月十七日、夜前中相忘之降り也、今朝ハ細雨ニ成リ候、【中略】

四ツ後出宅イタシ、中途モ度々大雨降り別テ世話敷事モ有之候へトモ、大鐘時分苗代川江參着、【中略】中途通路諸所大破損イタシ今日モ取繕イタシ候へトモ、則大降りイタシ候へハ返テ悪敷成候間、地方検者・百姓トモ大入りニテ候事、

一五月十八日、曇昼ヨリ晴曇、【中略】

一夜前モ終夜中降り今朝迄茂細雨ニテ候、人々入り居候へトモ、四ツ時分ヨリ追々晴レ上リ候ニ付万人喜ヒ居候処、終日押通り晴レ居候テ間々日茂照リ候【後略】

その他

文化朋党実録 鹿児島県史料 島津斉宣斉興公史料 八一〇ページ

文化元年甲子

七月

十二日 雷大ニ鳴ル、声四方ニ振ヒ人皆耳ヲ掩フ、南林寺山中ハ勿論、鎌田愛太夫宅大目付格御側御用人勤其外雷ノ落ル処凡七十余箇所ト云云、故老ノ衆近代ノ為珍事由相議ス、【以下略】

鹿児島ノ形勢

鹿児島県史料 忠義公史料 第三卷 七一四ページ

丑三月十二日夜、四ツ過ニテモ候哉、雷鳴夜半過相鎮リ候処、又曉方ヨリ頻リニ雷鳴、大雨ニテ夜明ケ方ヨリ晴レ上リ候、然処贈嶽郡辺又大崩レ候、山塩出候様トノ事ニ候、大ニ洗剥、当分 太守君(茂久公) 榮之尾へ被為入居候処、霧島山ハ殊之外洗崩シ、御狩モ出来兼、廿二日ヨリ御帰殿之筈候処、モシヤ御狩モ不出来候処、御引寄十九日ヨリ御打立御帰殿ノ筈ニテ候、但

年内ハ殊之外天気モ宜候処、年明三日方ヨリ当方ニ至リ、殊之外雨降ツ、キ、二三日ト快晴之事モ無之、夫故麦モ殊之外痛ミ候由、

六月十七日記ス、

谷山（鹿児島市南部）

名越高朗日記

谷山市郷土誌資料第六集 六五、六六、六七、六七ページ

元治二年乙丑

閏五月

一 二日大雨ニ而洪水也 五ツ半時分より仮屋江出勤九ツ時分販宅ニ而直ニ惣福之前田池江差越洪水防方いたし七ツ過販リ夕方又々大降ニ而田地江差越夜半まで水防方漸々防止候而販宅

一 六日大雨 【中略】今日水出候事

一 廿八日大雨 【中略】今日水相應に出候事

六月

一 四日雨【中略】夜半之大雨ニ而洪水諸所田地江砂入有之

慶應二年丙寅

五月 小

一 十三日早朝より大雨 【後略】

一 十四日大雨 【中略】九ツ時分飯り直ニ 上福元村并中塩屋田地砂入為見分差越昼過飯宅

一 廿五日終日大雨 【後略】

六月 小

一 二日折々雨 平川太鼓橋破損ニ付見賦為見分より御作事方下目付御越有之彼方江出役昼時分飯宅

一 廿九日雨 七ツ時分より相應之大風

揖宿

神社調 府内及各郷 上 指宿郡指宿郷

旧記雑録拾遺神社調 一 二八・二九ページ

惣鎮守

新宮九社大明神

【中略】

旧記等元和六年庚申七月二日之洪水ニ致流失候、

薩摩・川辺

川邊村郷土誌 大正六年刊 一八五ページ ※川辺町郷土誌 昭和二十八年刊 四二六ページ 等からも挿入・補足

天和二年（二三四二）五月十九日大洪水あり、日誌に依れば五月十二日曇天十三日より十八日迄引續雨天十九日朝四ツ時より大洪水となり六十年以來の大水にて川原町の衆残らず皆一様に水上り、右につき錦の袋の土手打切川原田下り砂上げ、くみ迫り水洗ひ其外木牟禮の土手打切は抜【？祓？】古川下り打通候、（平山田圃^{たんぼ}一帯砂原と化した）右普請に就ては加勢夫穎娃鹿籠山田三ヶ所へ被仰渡候、（工事に使用する）ゐの子の儀加世田阿多田布施へ被仰渡候、知覧山より紫【？柴？】竹千束伐下夫五百人、知覧取違山より紫【？柴？】竹伐下夫川邊より夫凡百人兩度届右同前、穎娃より三百九十人兩度届合竹千束但兩所より人數五百人、鹿籠の人數詰二日都合二百人、穎娃百三十人古殿川原普請十二人は宮下川原、三十人は宮下の茶元土手、五十一人は宮下井手ゐの子千七百十五俵但右人夫三十四人杭三千七百二十本六月七日より十三日迄一週間とせり。
當時の届書左の如し、

去月十九日の洪水を以て外の大破の御普請出來仕候に付早速公儀に申立郡奉行樺山内藏の助殿へ被爲越御見分の上山田鹿籠穎娃三ヶ所より御加勢被仰渡川邊の儀は衆中在郷残らず追立にて昨日まで御普請相濟申候。

川邊村郷土誌 大正六年刊 一八六ページ

正徳三年（二三七三）七月十二日より十三日迄の風害は高八千五百石餘の内千七百三十石位荒れ、倒家十一軒、破損堤二ツ、破損井手三ツ、死馬一頭なり。

川邊村郷土誌 大正六年刊 二二一ページ

一、文化七年（二四七〇）【中略】

一、同年正月十八日晝より噴火山燃え出で候爲か、降灰ありて世界黄色となる

川邊村郷土誌 大正六年刊 二一四〜二一五ページ

一、弘化四年（二五〇七）六月廿四日の大風洪水は初め二十二日辰巳の強風より二十三日には猶強く廿四日益強風となり家屋樹木の倒れたる者多く、天保六年未七月廿一日暁の大風に比すれば彼時は浸水家屋多く舟にて救助を出せし由なるも、今回は左様の事はなく又享和三年の浸水に比すれば轟木の邊は彼時に比し一尺五寸位浅き様なり。

川邊村郷土誌 大正六年刊 二一五〜二一六ページ ※川辺町郷土誌 昭和二十八年刊 四二七ページ 等から補足

一、慶應二年（二五二六）五月廿二日半日雨天、同廿三日雨天、廿四日雨天、廿五日は九ツ時分より強雨降り續き七ツ時分より大洪水となり、廿六日迄雨天にて住家に水上り役員檢分として差越さる。

被害調査左の通り

田地砂入洗剥 五十九町三【昭和の郷土誌（史）では二】反二畝廿七歩

畠作二分通被害

流家一軒

橋一個所

落井手 九個所

土手流れ 五十七間

川隈流れ 六百十間程

溺死一人 是れは松崎川にて、今田村園田屋敷の名頭善右衛門三男八太郎にて當年二十歳

西南方

鹿兒島縣維新前土木史（鹿兒島縣土木課 昭和九年十二月印刷・発行）

一一九、一二一～一二二ページ

川辺村西南方村

西南方村は薩摩の西南端に位し坊津・泊浦・久志浦の三港を有す。【中略】港津としての土木工事も夙に施されたるが其最も大なるは久志の今村防波堤及博多浦の防波堤とす。

今村防波堤の修築

當初の築造年代は明らかならず。第二十三代の太守宗信公（慈徳公）時代。寛延元年紀元二四〇八西曆一七四八九月二日颱風の爲め海岸構造物悉く破壊人家二十軒倒壊二十軒半壊の惨状を呈せり【修築については略】

数年後の左の文は右の孫引きでなく表現が異なり両文共通の基となるような記録があったものと推測されるが未確認

西南方村郷土史（西南方村教育会 昭和十六年刊行）

一五五ページ

久志浦前面一體に互りて防波堤がある。相當の大工事であったことは、此の地に遊ぶものゝ首肯する所である。

其の建設は不明なるも今を距る約二百年以前であつたことは、寛延元年の記録によるも明かである。

寛延元年辰九月二日、大暴風雨で大波浪ありために防波堤全部打くづれ、人家倒壊四十餘戸其の中全部潰滅せしもの貳十有餘軒に及びしを以て、【修築については略】ニ云々とある。

坊津拾遺誌 〵 剛亭森吉兵衛遺稿 （坊津町郷土誌上巻の巻末に収録。明治一六年頃か） 同誌六二四ページ

文化十 癸酉 五月七日夜津浪す、坊下浜泊の人家・魚小屋流る、

薩摩半島？

前編 舊記雜祿 卷四十六 二四六七、二四九二 鹿兒島県史料 旧記雜祿前編 二八一六、八二四ページ

甲辰 天文十三年

四月廿二日、大地震、

『年代記』

乙巳 天文十四年

此年三月、大地震、時之内三度、：

前編 舊記雜祿 卷四十七 二五四五 鹿兒島県史料 旧記雜祿前編 二八四一ページ

『年代記』

丁未 天文十六年

六月十八日、大風雨洪水、阿多・田布施ノ間ノ大橋落、閏七月廿一日、大風雨、同廿八日、申ノ尅ヨリ酉ノ末マテ大風、寺社
少々吹摧、

覺

串木野

先達而洪水ニ付爰許往還筋田地其外破損所普請相調候次第承合可申上旨被仰渡趣承知仕左ニ申上候

一 閏四月十七日大雨ニ付早速ち役々行廻精々水除等為仕候得共莫太之洪水ニ而所中諸所及破損申候往還筋破損ニ付而は當日より横目并小路見廻出會夫立を以普請為仕候処又々同十九日大雨ニ而大破ニ相成候得共川面土手并手溝田地洗剥砂入等之破損所過分御座候付而は往還之儀は差當不通融之場所迄可也之□□為仕置候

一所中諸所川面土手并川筋并手溝田地数ヶ所及大破申候付郷士年寄方御郡方江大概之形行を以御届申上候付早々地方検者衆は被差越管候得共田地仕付方取【ウ冠に取】中之砌御座候付夜白差急き并手溝川面土手普請相調不申候而は適無難之田地茂仕付方時分後ニ相成申候付出来初過分引入ニ相成申儀案中御座候左候得は當秋御年貢ニ茂相抱申儀と奉存尤難及手大破百姓共迄ニ而は急々普請相調申向ニ相見得不申候ニ付郷士役目之儀は老日宛無役郷士は式日宛自分抱地山より入具伐調取【ウ冠に取】寄之普請場江持届其外郷士下人中宿寺門前之儀は三日宛現仕ニ而加勢為致并手溝川面土手普請成就いたし置一先中揚いたし無難之田地江仕付方為仕相済次第田地洗剥砂入等普請相調筋御座候且浦町之儀は并手溝川面土手等之普請江は用立不申候付田地砂持除持入等之節加勢夫立為仕左候而役々手分いたし方限相受取普請相調申筋吟味仕其段所中江早々申渡候

一 上名村之儀は壬四月十七日洪水ニ付上名村庄屋在役より用夫召列水除方とへ出張相働申候得共莫太之洪水故及手申文ニ而無御座候付川筋諸所并手溝は勿論川面土手田地数ヶ所及大破十八日より惣夫立ニ而溝筋普請打立申候得共十九日又々洪水ニ付前件之通水除方仕候得共普請相調申候場所也及破損申候ニ付廿日より庄屋在役共用夫召列溝筋普請相調廿一日より組頭入来伊兵衛郡見廻見玉理兵衛出張普請相調申候得共上名村之儀外村より大破ニ而并手溝川面土手普請近々相調申向ニ相見得不申候付廿二日より郷士年寄加藤助左衛門加藤直左エ門組頭見玉源兵衛入来伊兵衛郡見廻見玉理兵衛郡見廻代白井良右衛門庄屋并在役不残出張三手ニ相分普

請相調申候処廿九日迄井手溝川面土手普請相濟申候付五月朔日より中揚ニ而無難之田地江仕付方為仕候処十日限相濟申候ニ付十一日より十四日迄郷士年寄加藤助左衛門長次郎左工門組頭児玉源兵衛宮之原良右工門郡見廻臼井吉之進長加左工門下名村庄屋橋口六郎上名村庄屋宮地仁右工門出役ニ而上名村用夫は勿論外在浦加勢夫立諸所江手分ニ而田地洗剥砂入等普請取付申候十五日郷士年寄加藤助左工門児玉七左工門郡見廻長加左工門庄屋宮地仁右工門出張所中在浦共ニ加勢夫立ニ而普請仕候十六日より十八日迄普請中揚ニ而唐芋仕付方為致申候十九日より又々普請取付郷士年寄児玉七左工門郡見廻長加左工門出役ニ而在浦加勢夫立ニ而普請成就仕廿四日迄田方仕付方為仕候処貳町壹反六畝七歩は苗無御座候付普請不仕候

一 下名村之儀十七（日八カ）□□ツ庄屋在役より夫召列川面諸所水除方として出張申候得共莫太之洪水ニ而及手申丈ニ而無御座候付十八日より郡見廻臼井吉之進并庄屋在役共出張普請相調申候郷士年寄儀は此節洪水ニ付普請調向之次第又は所中郷士并百姓浦町郷士下人寺門前中宿迄も加勢夫立仕候様申渡□ニ而當番所江不残出席ニ而御座候付十八日迄は普請方江は出勤不仕候然処又々十九日洪水ニ付十八日相調申候場所迄も及破損候廿日より郷士年寄長次郎左工門郡見廻臼井吉之進庄屋并在役共出張普請相調申候廿一日より長次郎左工門組頭宮之原良右工門郡見廻臼井吉之進庄屋在役不残出張手ニ分り廿八日迄川面土手并川筋諸所井手溝成就仕廿九日より普請中揚ニ而無難之田地江仕付方為仕五月六日迄相濟七日より右人数出張田地洗剥砂入持入持除等下名村中惣夫立ニ而普請仕候処十日迄相濟十一日より上名村江加勢夫とベ庄屋在役より用夫召列差越申候然処十四日又々洪水付先達而普請相調申候宮之前并坂元川面土手及破損郡見廻臼井吉之進出張惣夫立ニ而普請成就仕候

一 荒川村之儀上名村下名村より小破ニ付庄屋在役共引受普請仕候様申渡候処壬四月廿九日迄成就仕五月十日迄田方仕付方相濟申候同十一日より上名村江加勢夫とベ在役より用夫召列差越申候

一 羽嶋村之儀も上名村下名村より小破ニ付庄屋在役共引受普請仕候様申渡候処壬四月廿六日迄成就仕田方仕付方五月十日限相濟申候付同十一日より上名村江加勢夫とベ在役共より用夫召列差越申候

上名村破損

一井手九ヶ所

一式百四拾八間

但井手溝込ル

一三百拾四間

但川面土手六ヶ所

一田方拾三町八反七畝式拾四歩

但砂入洗剥内式町壹反六畝七歩普請不相調候

一普請相調候【上五字右の行か】夫高壹万二千式百七人内壹万六拾九人上名村式千百三拾八人外在浦加勢夫

但入具伐下シ之加勢夫除候処^ニ而

下名村破損

一井手六ヶ所

一五百六拾間

但川面土手式拾九ヶ所普請相調候

一式百拾三間

但塩濱土手七ヶ所未普請不致候泥入塩濱江有之候得共何程等不相知候

一式町式反七畝廿四歩

但洗剥砂入

普請相調候

一夫八千七百三拾九人

外ニ九百五拾人上名村江加勢夫立

荒川村破損

一井手六ヶ所

一九拾七間

但川面土手

一四反三畝余

但砂入洗剥

普請相調候

一夫貳千百五拾七人

外ニ三百拾人上名村江加勢夫立

羽嶋村破損

一井手三拾七ヶ所

一七拾七間

但川面土手

一百三拾四間

一六反餘

但井手溝筋

但砂入洗剥

普請相調候

一夫千百八拾六人

外ニ五百七拾式人上名村江加勢夫立

合夫貳万五千貳百八拾九人

但郷士中宿其外入具伐下夫□有所ニ而

外ニ郷士抱地其外永作自分失脚ニ而普請相調候

ノ田方砂入洗剥拾七町壹反八畝余

内貳町壹反六畝七步上名村ノ内普請不相調候

右之通承得申候間此段申上候以上

横目

戌

奥田善行院

六月五日

有馬九左衛門

御廻勤横目

長源左衛門

中村四郎太殿

右洪水ニ付大破ニ^(よ)お□ひ候得共致精勤普請相調候段聞得有之細々聞合いたし書付を以可申出旨先月廿五日同役有馬氏市来湯田

村ニ御用被申遣差越候処承知ニ而先月廿七日□□□上名村袴田之七右エ門所江出張吟味いたし今日書付相認六月六日九左エ門湯

田村江持越候事六月御家老嶋津石見殿より役々寄特之心入候段被仰渡難有次第ニ而候

甌島

「甌島郷土富ヶ尾移住記」写 下甌島村郷土誌（昭和五二年版） 五九三ページ

【脇田丈夫古文書による（原文のまま） 串良郷土誌 一四〇ページ （ ）で補足も】

天明二壬寅の年、…七月十五日より同十六日まで、大風雨片時も止ま【止ら】ず、風は大木を折り水は野山まで沖中の如く（然者）諸所の堤を【諸所を之か】破損しあるいは（野水にて）田畑【田地】を埋めあるいは（田畑を）洗はぎさる【洗剥き三日】程の大風洪水に、我も我もと撰立たる粟、野稻を吹きはぎ【敷き】、唐芋は桂をも葉は落され【唐芋の畦をもみ】、水流畑は川底になり洗いはぎもあり、口に言はれず筆に書き【筆にも】及ばぬ痛みなり。田稻【田作】も大方（晩稻まで）穂出まえなりしが【穂持前にて候が】二、三日も（満水に埋れ稲は兎哉角少々は穂に出たれど）場所によりては四、五日も水にひたり 少々は穂に出でけれども「前出」、（稲の穂は）茅の如くに枯れ捨たり、誠に秋のさびしさは何にたとゆるかたもなし、

薩摩・宮之城

湯田旧塘の碑 宮之城町史 平成一二年版 九八四〜九八五ページ 昭和四九年版 九〇七ページ

薩州伊佐郡宮之城八邑之内湯田郷嘗築塘湛潤水為農稼之用水…宝曆七丁丑三月七八両昼夜大雨及暁水忍逼堤崩二十六間余転巖土石散乱而麦田二町六反一瞬之間埋没矣厥逆音如雷霆聞数里…子冬丑春氷雪頻也而荏穿土穿堤蕩急雨迫廢散乎

出水・高尾野郷

於諸所御答可申上大概覚 高尾野町郷土誌（昭和四四年版） 八四、八五ページ

一、当作毛ハ如何有之候哉、○当作ハ有筋様子有躰

一、春秋作毛之儀○春秋之儀ハ国中及数度大風洪水、其上諸所虫入有之、田地大分致不熟、当損永損大概三十万石程之及損失、城下ニ而も別而被差廻候由承申候

大口

湊辺の有村国盛の石垣の石碑

大口市郷土誌上巻

三九七ページ

天保癸卯夏大水旧堤古堰盡崩壊、明年奉官命新使造堰堤、其法肥後岩永三五郎所製也、新堤高几二間長九十二間、新堰幅三十間流六間尽以材石經營之、又別開水道通長溝正月初九始起事越三月尽終功成之日□初□長谷川權守勸請水神二座、永仰鎮護、且誌其爾云

天保十五歲次甲辰四月穀旦

【羽月の郷士年寄・組頭・郡見廻の氏名略】

平出水中央の平出水氏邸内水神碑

大口市郷土誌上巻

三九七ページ

大川源出於上場廣狹不齊、每有洪水砂石入田遂為不毛之地焉、村民愁之久矣、於是即同席田原某相議而上書於国老島津久風以請治之、久風許之、又從而下公錢四十余緡以給費、乃傭串木野郷民十余人以廣其川橫八間流五百余間也 又築堤防以備水患且建水神祠以祈遐福焉、嗚呼上之憂民如是其至矣、村民亦浚決之功永世勿怠【？忘？】云

吉松

吉松御新田溝口先歳吉田向江村ニ有之候処正徳三巳年加久藤道本江被召直候節夫立願書留帳（写）

吉松郷土誌九三ページ

吉松新田溝先年吉田向江村ニ有之候処正徳三巳【×巳】年加久藤道本江被召直候節夫立願書留帳（写）
口上覚

吉松御新田溝一流之井手口前方者吉田向江村にて井手並に破損所修甫普請之儀 吉田馬関田吉松夫丸を以相調申候 右之内馬関田之儀は田開無御座候故被召仕候夫丸に二夫飯米被仰付数年相調申候 然処去ル辰之洪水ニ【？ニ？】川相直リ向江村井手口御用相立不申候に付川上長右衛門殿御見分ニ而加久藤之内湯田村堂本ニ溝口被召直巳【×巳】十三日春御普請被相調候：

始良（加治木・山田・蒲生・重富・帖佐）

加治木古今雜撰 卷一 始良市誌史料 五 九五ページ

網掛橋 往古此橋入江之橋ニ而、肝付三郎五郎代天正年中古戰場、寛永年中ニ春日ノ川・肥田木川を掘通シ、此川西を木田ノ地トス、河東ヲ反土之地トス、此川苔を当地名物トス、此川満水之川にて、洪水節々ノ破損ニ付、旅人の歌に、
嶋見ても物おもふ身とそ成にける網のかけ橋とたへのミして

此橋往古公儀御修甫の橋成に、近年ハ 公儀・當所半分ツゝの御修甫ニ罷成、：

加治木古今雜撰 卷二 始良市誌史料 五 一一九〜一二〇ページ

御里 御屋形之北ヨリ東ニ有ル馬場なり、

【中略】

上屋敷【中略】 宅間八兵衛

（頭注・下段余白注）「爰に慶長七八年之洪水ニ【ニか】春日川原破損仕、諸士御加勢普請有之、：

三國名勝圖會 卷之四十四 大隅國始羅郡

山田

神社

黒島大明神廟地頭館より丑方、二十六町餘、山田村上名の山腹にあり、…… 初じめ山巔に鎮座ありしを、寶永六年己丑六月朔日、水湧山崩て、神廟流失し其時舊記も亦失へり、然れども神體は山中に嚴乎として汚ケガすことなし、里人ますます恭敬を起し、即今の地に奉祀せり、

ページ	元号・干支	西暦年	月 日・記 事
一一四	承應元壬辰 (慶安五)	一六五二	一八月九日晚九時ヨリ十日四ツ時迄大風、衆中・町迄家大小三百三拾余ころび候、
一一六	承應三甲午	一六五四	一十二月三日、以之外大雪降、
一二九	寛文九己酉	一六六九	一八月十一日、大風、
一三六	延宝六戊午	一六七八	一八月五日、大風、
一四四	元禄六癸酉	一六九三	一六月廿日、大風、：
一四九	元禄十三庚辰	一七〇〇	一四月廿五日、洪水、
一五四	宝永四丁亥	一七〇七	一十月四日、大地震、江戸之事也、日本國中ゆる、
一五五	宝永六己丑	一七〇九	一六月朔日、大洪水、網懸橋落る、
	宝永七庚寅	一七一〇	一八月廿七日、夜大風、：
一五六	正徳元辛卯	一七一一	一八月廿三日、大風、晚七ツ時分ヨリ五ツ過迄、
一五九	享保二丁酉	一七一一	一正月六日夜入、霧嶋山神火、大ニ焼初、数日、
一六〇			一四月二日、霧嶋へ洪水いたし候ニ付、花林寺へ久季「年」公ヨリ御使有川源次郎相勤候事、
一六五	享保十乙巳	一七二五	一九月廿七日、霧嶋神火、別而大火ニて、大石夥敷飛、夜ハ御領國中鳴り渡候、
一六七	享保十三戊申	一七二八	一九月四日、大風、
一七二	享保十九甲寅	一七三四	一八月十四日、大風、
一七八	元文四己未	一七三九	一五月廿三日、かこしま洪水、 一六月〇二日、馬越・羽月洪水、田地砂入、

ページ	元号・干支	西暦年	月 日・記事
一八四	□□元戊辰 <small>〔寛延〕</small>	一七四八	一九月□日、大風、
一八七	寶曆二壬申	一七五二	一八月九日ヨリ十日迄大風、
一八九	宝曆五乙亥	一七五五	一八月廿四日、八ツ時分ヨリ大風、廿五日晚七ツ迄吹止、
一九〇	寶曆六丙子 宝曆七丁丑	一七五六 一七五七	一五月七日、洪水、 一六月十□日、大晴天、未之下刻、白銀坂之上牧神之上より墨を流せることき黒雲發り、矢を射る如く東をさし来、冰大二降、大風雨繁敷、雷電甚敷、加治木洲之崎住人木村半七雷風之すりニ逢忽死、纔半時ニたらさる間ニ、洲之崎人家庭海と成、直ニ又晴天と成、其時ハ嶺□□重富ニ參被帰時之事也、上別府川ニて冰ニ逢、洲之崎ニて冰をかけ申候へハ、壺 勿三分之懸目□□□、 一三月七日ヨリ八日朝、洪水、網懸橋いたミ候、依之修甫有之候、 一七月□□日、大風、 一七月十八日、洪水、 一三月、七島之内諏方之瀬燃出、一島之人、皆思々脇嶋へ逃、 (朱書き追記) 一七月十八日、朝四ツ時分ヨリ大風、夜入八ツ時迄大風吹、
一九一	宝曆八戊寅	一七五八	
一九二	宝曆十庚辰	一七六〇	
一九五	寶曆十三癸未	一七六三	

椿窓院殿供養塔「市史跡」(始良市加治木町木田二八四一 長年寺墓地)

始良市誌 別卷2 資料編 五八〜五九ページ

(一面) 椿窓寺殿椿窓妙英大姉

(二面) 曰若宝曆戊寅秋七月十有九日颶風暴起林木咸拔古樹一枝偶折靈塔直

欲革修而不能果也 大姉以有 邦君之故竟告公廳迺錫官錢若干又

且命石工及徭夫重新造立焉俯冀 尊靈永鎮山門

(三面) 于時宝曆十一年辛巳三月朔日

當山十三世前大慈藥山徒乾道元亨謹誌

日新公御嫡女

(四面) 天正十一年癸未閏正月十五日御逝去

寛政二年 蒲生横目日記 (蒲生御仮屋文書)

始良市誌史料 三

一五二〜百五三ページ

(十一月)

一廿五日 大雪降り、

一廿六日 雪日和、

重富

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

一二七ページ

○天保六乙未、【中略】

閏七月五日大風、同廿一日朝五ツ時過希代の大風、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

一二八ページ

○天保七丙申

一七月六日、重富・今和泉・有川殿、花火於磯御上覽ニ候、御物ヨリ大舟相渡、出張有之候処、北大風ニ相成、花火も凡三部壱位上ケ方ニ相成候処、益強難納、両所者引取ニ相成候処、重富舟楫乗セ付無之、難迦誠ニ難船ニて、其夜中吹通大難儀、七日四ツ半比ニ而候哉、御物より橋船被遣漸命有之、皆人知る事也、御作事ニて相勤、能見居候、【後略】

○天保十一年庚子

一 三月廿二日大雨降り出、□圖之如く氷交り、何風とも不相分、殊之外強く候得共、暫く之間にて、四ツ時分ニ相成候処、天氣
二 相成、九ツ時分ニ相成晴天相成、然処踊下中津川塩(邊)涵江辻卷ニ而人家数軒吹倒、怪我人等有之、其外諸所霧嶋迄横壺町計道
立坊中ハ勿論花林寺本門・鐘堂吹倒、其外相損、怪我人僧壺人、困爐裏之内押付られ難渋之由、區々評判有之候、然共御宮江
者木之葉も落不申等之評はん承事、珍事記置、

一 【前略】重富之人とて百姓躰之者、家倒掛致焼死候者有之、【中略】右焼死いたし候者、城瀬之善次郎と申者ニ而、誠不便成
事之由承、荒増記置、右逆風ニ而も候哉、御当地矢来御門吹倒候由、

一 於峯様御事、四月四日霧嶋御参詣ニ付、御供被仰付候、逆風之跡致見物候処、音に聞候よりも大損ニ而、完音堂脇之大木根よ
り一起ニ倒れ、前代未聞故記置也、

○天保十二辛丑(一八四一)

一 五月十七日、大風ニ而近年珍敷御屋敷破損所多く、田舎作職ニ付而者、多くハ大痛ミ、都而風口ハ吹切時ならん風ニ而、其外
ハ痛ミ無之、國分杯者毛頭無之と承事、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

一三三二ページ

○天保十三壬寅

一五月十七日、水枯、水車田一流、永作東下打切破損ニ相成、其外痛所多、諸郷々同断、御当地水上リ、西田橋口大門倒、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

一三七ページ

○天保十五甲辰、【中略】

一五月九日、大地震二度いたし候、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

(一四二・) 一四四ページ

○弘化二年乙巳、【中略】

一六月上旬、大洪水破損所多、車田永作新開上水流土手打切、鬼丸仁左衛門殿臺所ねたニ水掛る処、右土手打切候上水引珍敷事、野中者都而大川ニ相成、右井出崩石も洗流、大修甫と相成候、

【中略】

一煙草毛頭無之、五月大風吹切也、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

(一四九・)一五一ページ

○弘化四丁未年

一六月廿三日晩ヨリ風、廿四日大風、同日晩和キ、御屋敷吹立都而相損、其外諸所破損所有之、重富も同断、然共作職ニ付而者折宜餘り痛ミ無之、他郷ニ而者別而痛ミ強キ所も有之、近郷加治木杯ニ而者凡三百軒餘倒家有之由、

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

(一六〇・)一六二ページ

○嘉永二酉 【中略】

一閏四月十九日、【中略】一昨十七日ヨリ之雨中ニも、今日ニ限例外之大雨ニ而候故、かこニて差遣候、洪水故、渡守別府川路筋鍋倉通りニ而着之由、【後略】

年代 公事 珍事 有村家明細 萬古案記

始良市誌史料 七

(一六四・)一七〇ページ

○嘉永三戌年中

一八月七日、大風、北風ニ而、西ニ直し強く、田舎杯者都而西風ニ痛ミ強く、田杯ハ生れ揃居、差而之事も無之相見得候へ共、取実不致、

始良市誌史料 二 所収「新納仲左衛門日記 嘉永三年之卷」

ページ	年	月	日	記事
二二三	嘉永三年	二月五日		「夜九ツ時地しん」
二四五	一八五〇	五月廿七日		「相應満水なり」
二四九		七月十一日		「夕べヨリ相應之風雨也」
二五一		八月七日		夕部ヨリ大時化、今七ツ時過迄ニ而風も和き候、 朝五ツ時分風吹出し、九ツ八ツ之間大風と相成、御家廻諸所破損、 七ツ過ニ吹止候、伊敷邊ニ死人為有之由、

始良市誌史料 五 所収「嘉永五年新納仲左衛門日記」(始良市加治木郷土館所蔵)

ページ	年	月	日	記事
二一〇	嘉永五年	四月	八日	雨 大降り也、 :
	一八五二		九日	雨 大降り、風も強し、
二一七		七月大	二日	雨・相應之南風也、

ページ	年	月	日・記事
二六三	嘉永七年 一八五四	正月	<p>廿五日 雪 庭上ニも積り候、寒氣甚し、</p> <p>廿六日 時々雪</p> <p>五日 晴</p> <p>一八ツ後ヨリ向江江馬乗馬場調場出来、今日開キ有之、乗馬人数三拾人はかり出會、乗方相濟、互ニ吸筒開方相始まり候、折から俄ニ大地ゆり出シ、是ハ不思議トいふ内、直ニ其座側ヨリ地響さけ候ニ付、各々四方八方へ散乱いたし候、海辺ハ潮泥ふき揚、誠ニ近代未曾有之珍事也、直ニ皆々罷帰候、家内ニも何ぞ相違無之、馬繫キ置、新六殿同道御屋敷江御機嫌窺申上候処、<small>(島津久徳夫人)</small> 文清院様・御子様方ニも納殿庭江被遊御出候ニ付、御直ニ御機嫌窺申上、先ハ御無難ヲ奉祝候、奥御殿壁落去り候ニ付、直ニ拝見いたし候様致承知、罷出候処、誠ニ驚入次第ニ而、壁も不損所ハなき様相見得候、御近習役邦永仲之進殿も罷出候ニ付、御小納戸之内ヨリ直ニ鹿府江、且那樣御方江御左右申上候様申聞候処、法元仲蔵差越候段承候、</p> <p>一今晚二度之地震いたし、昼之地震ヨリ八九度ニ及候、各火共明かし、蠟燭用意共いたし、直ニ庭江飛出、格護共いたし居候得共、昼程大きなるのハ無之候、</p> <p><small>(曆欄記事)</small> 「日入前ヨリ大地震、夜ニかけ十度はかりもゆり候得共、初の地しん程ハ無之候、」</p>
二八三		十一月	

豊予海峡地震

新納久仰雑譜 嘉永七年寅八月ヨリ同年十二月迄

鹿児島県史料 新納久仰雑譜一 六一九ページ

一十一月五日、退出より重富江参り候、【中略】

一今夕方近年珍敷大地震いたし、拙者は重富より罷帰候中途ニ而委敷不相分候、乍去土壁或ハ瓦なと落候所は不見及候事、

始良市誌史料 五 所収「嘉永七年新納仲左衛門日記」(始良市加治木郷土館所蔵)

ページ	年	月	日・記事
二八三	嘉永七年 一八五四	十一月	六日 晴 一【前略】今日ヨリ今晚ニかけ兩三度ニ地ゆり候得共、小シ、 七日 雨
二八七		十二月	一【前略】又々相應之地震、今晚ニかけ兩三度ゆり候、 九日 半晴 地震也、 【本文略】 十四日 暁七ツ時地震

ページ	年	月	日・記事
四三	文久元年 一八六一	八月	<p>三日</p> <p>先日ヨリ風波ニ而、諸荷方船ヨリ濱之市御差廻之賦候處、大方廻陸追々人馬通行相成候、今晚者相應之大風ニ而候、【後略】</p> <p>四日 夕部之風に而別府川板橋危候由ニ而、掛之役々出張相成候得共、先ハ無難ニ而安心いたし候、【後略】</p>
四四			<p>十日 【中略】、今晚大雨降、</p> <p>十一日 昨夜ハ差而風も不吹候處、南林寺大松倒候由ニ而、拙者ニも折節通行いたし見物いたし候處、一本ハ式三人ニ而抱廻し候程之大本、うとも不入候が根たやしニ倒れ候得共、不思議なるハ墓一つも不損、壺本ハ馬乗馬場之脇ニ而、是ハ一人抱廻し候程の木ニ而、是もうと杯入候木柄ニ而も無之、是も根たやしニ倒、不思議之事もあるもの也、外壺本ハ不見候へ共余り珍敷事故書記也、【後略】</p>
九一	文久三年 一八六三	二月	<p>七日 雨【中略】</p> <p>一今晚大雨、近年之大水と申事ニ而候、破損所段々有之候、</p>
九二			<p>九日 寒甚、間々雪ふる、</p> <p>大崎野方村ヨリ飛脚到、昨年築立相成候石井手、先日之洪水ニ惣而相崩、大破之段申来候、</p>

一〇三	文久三年 一八六三	六月	廿日 【中略】、暮前ヨリ風雨相成、帰船難成候ニ付、陸地帰ル、 廿二日 今日迄も風雨、昨夜ハ殊ニ強く相應之大風也、
-----	--------------	----	--

始良市誌史料 八 所収「邦永仲之進日記」(始良市加治木郷土館所蔵)

ページ	年	月	日・記事
二二一	文久三年 一八六三	二月	八日 風雨【中略】 一昨夜、大雨ニ而洪水、諸所板橋流れ候、【後略】 九日 一出仕、一昨夜之洪水ニ而、大崎野方村之内、去春築立ニ相成候石伊手都而流崩シ候段申来、何れも驚歎する所也、右者、去春同席ヨリ曾木新六殿・物奉行ハ伊藤弥四郎差越、石切権太郎主取ニ而築立ニ相成、此伊手ヨリ水を仕掛田地四町餘開墾相成、都而三百兩餘之物入ニ而候處、其功空敷跡方なき事共也、【後略】
二五〇	文久三年 一八六三	七月	十九日 雨【中略】 ○大雨洪水近年珍敷、 廿日 雨 一出仕、○昨夜之大雨ニ而、曾於郡清水国分邊、山潮出田地大破、死人死牛馬等数多有之由、

2 藩郡奉行廻文

写

去ル十三日、相應^(応)之風模様ニ付、田畠等痛之程合も難計候ニ付、相痛候郷々者何部通之痛、亦ハ不相痛郷々者痛損等無之段委敷相記、来ル廿六日限無間違可被差出候、尤当月末飛脚便ヨリ被差登候ニ付、屹与廿六日限取揃候様、御趣法掛御用人福崎助八ヨリ承知いたし候間、延引之儀無之様被相心得、各承知致印形、郷次時付を以相廻、留ヨリ返納可有之候、以上、
 □□^(但)々被差出候郷々も有之候ニ付、右郷々ハ引札ヲ以其段可被申出候、

郡奉行

卯七月廿日

重富 蒲生 藺牟田 大村 黒木 宮之城

佐志 藪田

右諸所

地方検者中

郷士年寄中

役人中

郡見廻中

（慶応三年【一八六七年】・五月九日、曇り、昼ヨリ小雨、十日、雨、十一日、晴、十二日、〜十五日、雨、十六日、雨天、十七日、曇天、十八日、〜二十二日、雨天）

廿三日、雨天

今日、同役中役館江出會、拾八才ヨリ四拾才迄之人数調方いたし候処、四ツ半時分ヨリ大雨降出し、八ツ時分ニ相成候処、山岳共崩、未曾有之大洪水、夫故川端勿論水ニ浸り、且田畠大分之痛ミニ候得共、未如何程之損亡不相分事ニ候、今夕方人数調相済、明日御軍賦役江差出筈相究、今日者引取候、

廿四日、雨天

一今日、【中略】、

源太郎事月番故、跡助右衛門相聞候、左候而、此節洪水ニ付、西浦之内小川内居住衆中大脇新七并ニ田代助右衛門姉・同助右衛門二男助次郎、後之山崩流出し埋死之披露、親類共ヨリ申出候、并川崎龍助下人四人、右同断埋死之披露申出候ニ付、則月番手当ニ而役館江出會、噯【噯の扁が口】・双方横目同断ニ而、成行請込^{（詰之）}締方江申出候処、合役無之候而者不相済候段承候ニ付、横目方ヨリ頼方トシテ差越候処、夜五ツ時分ニ差入有之、見分茂相済候事、吉田横目江も引合ニ而参り候事、

慶応三年 蒲生郷組頭所日記（蒲生御仮屋文書）

始良市誌史料 三

九八、九九ページ

（六月）

九日、半天

今日、洪水ニ付諸々見分トシテ、御小納戸岸良七之丞・指宿市介右両人、重富ヨリ九ツ時分ニ当所町江差入有之、掛持郡奉行山口彦四郎殿、掛役相付、右帖佐ヨリ爰元江差入有之、右四人共、早々米丸村ヨリ北村・白男村迄見分トシテ被差越候、今晚者当町江止宿いたし候事、

【前後数日、見分実施】

廿四日、晴天

一今朝、示現流御見分式朝ニ而、月番助右衛門出會、此節洪水ニ付及破損候永作・抱地江畝反相記、【後略】

慶応三年 蒲生郷組頭所日記（蒲生御仮屋文書）

始良市誌史料 三

一〇五ページ

（八月）

七日、晴天

【前略】当日、此夏洪水ニ付、十五日祭礼江御越無之様、一統江申渡吳候様、加治木組頭ヨリ申来候ニ付、一統江申觸置候、

慶応三年 蒲生郷組頭所日記（蒲生御仮屋文書）

始良市誌史料 三

一〇八ページ

九月朔日、晴天

一今朝、【中略】且又此節洪水ニ而相損候抱地田畠取調方ニ付、札相立候様、是又申渡方ニ、【後略】

「邦永仲之進日記」(始良市加治木郷土館所蔵)

始良市誌史料 十

一九〇二・二二一ページ

(慶応三年・五月一〇・一二〜一五日は雨、一六日は時々雨、一八・一九日は雨で二〇日は大雨、二二日「久ぶり雨止」曇も、二三日が雨で、二三日から曇であったもの)

廿四日 曇

一【前略】〇七時分、岩原居住之御中間内村貞右衛門加治木ヨリ来り、昨廿三日加治木洪水、網掛橋流失、同橋東河岸人家有馬善左衛門・川畑惣左衛門・原口藤右衛門跡・濱川甚右衛門跡・中馬平右衛門・佐藤宇兵衛跡都而流失、御船手御家廻り半方流失いたし候段申出、詰合中皆驚愕いたし候、引續吉田善次郎参り、真幸酒屋手先之者、加治木出張所ヨリ飛脚差立加治木洪水之旨申越候段、市中評判有之由申出候、然共いまた此方へ差向候飛脚参着不致、右様之大変ニ付ハ早々飛脚を以可被申越處、甚不審也と詰合中疑惑いたし居候処、夕暮組頭是枝長左衛門殿・物奉行枝元与兵衛来着有之、同役衆ヨリ問合状并向々御届書等相達候、此時出雲様ヨリ御使を以、加治木大變之由区々之評判相聞へ候、飛脚参哉之旨被仰遣候、只今兩人参着仕、いまた食事も不仕候間、追付罷出委細可申上と、御使者相返候、やかて兩人ハ勿論、我等ニも同道出雲様江罷出、兩人ヨリ申上候趣ハ、昨廿三日四時分ヨリ雨大降ニ而、九時分ヨリ河水殊之外増長仕、八ツ過尤盛ん相成、七時分ヨリ追々減水、七半比兎哉角水中を彼ト此ト行通ひ候様相成候、満水之時者、ゴードの瀧之水河道を離れ、安国寺前へ打出シ、吉原前後一面之海之如く相成、龍門瀧之水椿窓寺後へ打出シ、春日前を過、反土井出川と合し、上木田前実窓寺川原より小鳥後迄一面之海のごとく相成、春日前太鼓橋・網掛橋・日木山川太鼓橋皆落、能仁寺橋ハ無事、人家ハ奈良木川春日前邊四五軒流失、網掛橋東河岸七八軒御船手迄流失仕候、水減シ候処安国寺前上木田前より小鳥後迄、新田内都而土砂洗込瀉濱のごとく相成候、其餘破損所未審候、満水之時田中門之者共いつれも屋上ニ上り、助給へ助給へと呼ぶ聲中々聞ニ不忍候へ共、船をこき寄候へハ逆まく水に押落され寄付かたく、中洲邊までハ船を遣し人をのせ相助け候得共、田中門へハ不相叶、眼前二人を見殺するハ誠ニ不便也と申合ひ候得共、致方無之処、漸々減水相成、辛らふして何れも命はかりハ相助り候との趣、聞ニ堪かね候事共細々兩人ヨリ申達、やかて御暇いたし罷帰候、

(以降、雨・曇の中、見分【現地調査】調整、見舞いや対応「特別休暇」等の記録あり)

六月朔日 雨

一加治木洪水二付、

一溺死五人

一同牛七疋

一同馬三疋

一倒家五拾八軒

内三拾七軒 居家

拾七軒 流失

拾五軒 馬小屋

三軒 流失

五軒 土蔵 流失

壱軒 板蔵 流失

右之通、披露書加治木ヨリ到来いたし候、則御留守居を以御殿江差出候、尤

頭寿院様江者納殿役人を以申上候、○御船手御家廻り破損二付、解崩シ申請ニ相成、可然賦方為致候処、凡錢九百拾壱貫文餘

ニ候間、御内用頼衆江相談之上何分申越候趣、加治木ヨリ申来、則

頭寿院様へ久保半四郎を以申上候上、御内用頼安藤十郎殿へ相談いたし、弥其通ニ而可然との事ニ而、加治木江返答申遣候、

【後略】

四日 曇

一【前略】竹下河原ヨリ実相寺邊まで一面之白洲と相成、(目カ)自も当られさる事共也、【後略】

五日 晴

一親類衆へ見廻候、本田氏下之桑幡氏床まで洗込候土砂持出、庭上大土手を築上ケ有之候、床之上大人之乳丈ケ水上り候由、三角田・中洲田・伊丹氏下ノ田、都而砂入ニ而塩濱之ことし、○夫ヨリ御機嫌伺申上致出仕候、此節之洪水ニ御朱印地凡三千七百石餘相禿候段、十ヶ在より申出候、御朱印外新竿定免等巨細取しらへ候ハ、過分之損地ニ可有之候得共、いまた委細不相分、此御届ハ現存之田地へ竿を入、残り損地と定タル所之御届也、○八後御墓参仕候、帰りニ田中馬場通り之處、路ハ洗崩、やうやう籬根をたくり罷通候、屋敷ハ何れも土砂二三尺或ハ四五尺洗込、石神庄兵衛・是枝才之丞宅中ニも土砂高く洗込、床之上老尺計埋め候由、其土砂庭江持出候処擔端と齊く、夫故一方切開き、其所ヨリ出入する様ニいたし候、池六郎宅ハ土砂ハ少く水ハ同前ニ為有之由、伊丹四郎助まで見廻候而罷帰候、【後略】

六日 時々雨

一水損諸所見物ニ差越候、網掛橋東口人家より河岸筋人家都而洗崩シ、御船手半分相掛同断ニ而、川底下相成候、新田ハ惣砂入、東之方尤甚シ、黒川山諸所崩れ、能仁寺前田地、本誓寺後邊まで田地皆白砂と相成候、能仁寺橋ハ別条なし、是ハ橋上より水横流いたし田地之内流れ候付、橋下ハ水勢強からず故とそ、小陣出口之太鼓橋ハ跡形もなし、此邊大ニ荒れ候、夫ヨリ皿山江立寄、焼飯等支度し、數馬様江御機嫌伺申上、夫ヨリ日木山庄屋所前を過、城之坂下ニ而左織殿・物奉行・庄屋杯、かねの嶽邊江見分地有之、被差越候ニ逢ひ、暫相休候、此邊安国寺前より東一面之白砂と相成候、夫ヨリ奈良木河原ニ出候処、龍門瀧水高井田ノ石原田打切、川畑人家流失、春日社之坊邊より反土井出川之邊江、田地悉く土砂洗込白洲と相成候、此所までニ而帰ル、誠ニあきれ果たる事共也、御蔵入減し御勝手向之御不如意ハ申ニ不及、上一統之食料何を以てか給すへき、長大息之至也、

七日 雨

一出仕、八ツ後ヨリ木田村湯ノ谷井手不審場江差越候、昨日井手成就いたし置候処、昨夜之雨ニ洗崩シ、今日又々せき候而水のをせ候、

(明治元年閏四月)

(二八日の前散逸)

廿九日 大雨

一出仕、○去ル廿日・廿三日兩度之洪水ニ付、当春新調土堤并田地破損又ハ再砂入取しらへ、去ル廿五日海江田正蔵殿郡方へ御届けとして出府被致、物奉行伊東弥四郎相附出府之処、昨廿八日被帰候間見廻候、鹿府ニ於而御郡奉行黒葛原源助殿・會計方御用人相良角兵衛殿等江被申出置候由承候、○昼後大雨ニ付網掛橋口へ出張候処、去ル廿三日之水勢のことし、然共無難也、

五月朔日 大雨

一出仕、○大雨・雷電・河水昨日之ことし、雷高井田に落、【後略】

二日 晴

一出仕、○【中略】当正月十七日ヨリ百三拾餘日当所へ在勤ニ而、土堤普請・田地砂上ケ等精勤被致候付、右通ニ而候、然とも閏四月廿日土堤再壊、天災二者候得共、土堤普請粗末之筋ニ相当り氣之毒也、

十八日 風雨

一出仕、○日木山川堤破損ニ而、田地砂入之届申出候、是も当春新調之堤也、

十九日 雨

一出仕、○去ル十日ヨリ雨降、十三日比迄ハやミ間も有之候得共、其已後者昼夜やミ間なく降つゝき也、

（寛政六）

- 一、十二月：四日暁より大ゆきふり有之候に付篠原門の源右エ門所江一宿仕候。
- 一、十二月五日朝大雪一尺二寸斗りつみ候誠に始ゆき殊の外大ゆきふりやまし、朝より暁まで志ら目ふり通候、通行難成書役宿万左エ門所江一宿仕候左候而郷士年寄助として今日より肝付喜右エ門【×門】殿出勤被成候。
- 一、十二月六日夜に大ゆきに而難通行野菜薪一切無之甚入り入申候、誠に数年来如此之ゆき無之段皆共咄承候誠に珍敷大ゆきにて二尺余ゆきつみかかり一切通行難成候場所依之三四尺斗りふり候所有之候
- 一、十二月廿日：去る五日大雪ふり候処に日数十六日きえ不申候別して大雪にて古老の者共迄も今に無之段咄仕候。

鍋倉村の内 繁茂山

- 一、米山薬師如来来由者

秘仏靈驗流世無隠所

惟新尊君御位仰依有之修造高堂以来有願然寛永年中大風悉破損安置仮堂者也

志布志湾での遭難

石井研堂編校訂 無人島談話日州船漂落紀事

漂流奇談集成一六四〜五ページ・江戸漂流紀総集第一卷二八八〜九ページ

【前略 元禄九年歳十月】

二十六日に恙なく本府の浜にいり、官私の装苞をおさめ、十一月二日に開船して、薩摩揖宿の郡、山川湊にかゝりけり 山川湊は、本藩第一の大湊なり、本府を距こと凡十三里、同月四日、順風をえて開船せしに、西風徐しづかに来、快はしりける、他のふねもいてたりける、かの内の浦てふ所の北岬一里程もはしり出てたる比、夜ははや戌の刻はかりと思ふに、東の方よりにしかたへ飛光ひかりもの亘はたりければ、いふかしく思ふうちに、條西風たちまちはけしく吹起、天暗方向くらくはうかうをさくり、帆脚みしかくしたゝめて、志布志の洋のかた七、八里も放たれたり、何とそ土肥の岬にかゝらはやと思ひけれと土肥は、日向にあり、せむかたなく乗落ければ、夜はすてに白く、西方にはみなれし山もなく、心おくれ、鶴戸のわたりなるへし 鶴戸まで日向にあり、本篇放洋のはしめにみへたり、幽に山影みへたれと、風は戌亥のかたより来俗、此風をふしあなせといふ、いとはけしく吹けるまゝ、…十一月五日より七日まで、同風に流けるに、…【後略】

藤後家系譜より明神丸難破記その一

志布志町誌 上巻 二九五ページ

春の夜夢の巻 信順講文書・明神丸覚書

于時天明二年壬寅春従豪雨洪水頻々矣為之九州一円及山陽道五畿内被害甚大世人又苦難致矣 同年八月十八日清房自明神丸乗組備後鞆港発帰途大風遭遇【×遇】志布志入港不叶迫危険難【？難？】避串間高松島帽子島可船頭船手励烏帽子嶋航行中風雨益々激必死決生之苦闘中眼前之岩礁船体激突為粉碎瞬前山成怒涛押寄諸共船体冲【×冲】天飛上一瞬起船底異響大浪諸共上岩礁之船体乗越海浜嶋成得避難人命船体共九死一生得及之天助之奇妙神仏加護祖先為哉好運之賜隆昌極感謝也。 後記 後世之人々烏帽子嶋横之此岩礁以今浅右衛門瀬称名附呼也

嘉永一年戊五月、大風雨大浪立ちに付き、所中一統の大難、筆紙に尽しがたし。

都城通路、安楽村の門付高に雨包といふ有り。是は雨堤にて、文化五辰、御検地門割帳に包の字見え候。

右地面は、高吉の上並びに、毛穴野方限野水堤候て、脇へ洩れず、此の畠へ染込み候。【中略】

天保十一申八月、大雨の節は、此の地へ水を入れず。然る處、西ヶ迫え雨水流れ落ち、其の水長き西ヶ迫畠毎土手崩し、畠中
都て洗い剥がす。其の裾、西谷馬場、無類の洪水にて、郷土中依り屋敷に水揚がり、竹床浸す。大破算へかたし。

関屋口、野水出候節は、町・門前双方とも関留め候。是は兼々、下知人並びに働き五、六十人も定め置き、人毎鋤を一丁つゝ持
ち並び居り候て、瀬戸裾、濱手より白砂引下け、四十年前通り水吐き廣く深くなす時は、雙方水揚がりはこれ有る間敷。

然れ共、漸々水通しの東町、屋敷勢り出し候訳を以て、文政元戊寅七月十四日、水洗町を野水洗い、白砂町家を埋め、砂埋ま
り、一丈余にて、数千の夫除き方。其の後も同断これ有る前に少なし。

又嘉永三庚戌五月二十七日朝、大々雨にて関屋、水咽溢れ、大慈寺門前、漣水埋め砂七尺丈、馬屋へ繋ぎ居り候馬、六、七疋
埋め、掘り出す。是は水通し細きゆへ也。

以前は檳榔嶋より内海二十尋又十七、八尋の處、今は十尋余の由。濱手網代場浅くゆへ不漁獵ならん。前は渚より十尋計りは深
海にて、濱松の蔭黒々に諸魚集まるもの由。當時は遙か十町計りの所迄浅く。是は嘉永二己酉、七月九日大風雨、高浪立つ。

同三丙戌【×庚戌】五月二十四日、同二十六日、大風雨、洪水、荒浪御飯屋馬場を折り、安楽・野井倉田地海底になり、稻汐
腐れとなる。浪一町田海道を打ち、宮園の下、潮風除松山、海底ゆへ根ゆるみ、千本余根どかし。間々海へ洗い込むゆへ、浦
々松沈み、地挽網の獵調わず候。

大隅・肝属・高山

守屋舎人日帳

第一卷 二七二、二八二ページ

文政十三年庚寅：

寅四月廿七日 晴天

一 一昨廿五日晚より昨廿六日朝迄之間、大風洪水ニ而、諸所少々宛之破損有之候、然共諸作職痛相少と之取沙汰(候カ)ニ而(候カ)、尤(水カ)勢六尺計相増候得者、屋治土越を越程ニ有之候事

寅七月八日 雨晴天

一 昨七日晚より今朝迄大風洪水ニ而候得共、諸作職等痛相少候、尤波見浦ニ而破船有之、死人八人之由承候事

天保三年壬辰：

辰九月十一日 雨天大風洪水【本文略】

天保四年癸巳：

巳五月九日 雨天【本文略】

巳五月十三日 曇雨天【本文略】

巳五月十四日 曇晴天【本文略】

巳五月廿六日 雨天【本文略】

）

巳六月二日 雨晴天【本文略】

（天保六年乙未）

未壬七月廿日 雨天今晚より大風【本文略】

未壬七月廿一日 雨天 大風【本文略】

天保七年丙申：

申七月七日 洪水

一 中風洪水ニ而外方江出勤不相調、自宅へ罷居候事

天保九年戊戌：

戊壬四月十七日 雨天【本文略】

天保十一年庚子：

□七月十四日 雨天 風吹【本文略】
(子)

子七月十五日 雨天 風吹【本文略】

子七月十六日 雨天 風吹【本文略】

子七月十七日 雨天 風吹【本文略】

子八月二日 雨天 洪水屋治土手三尺残候由

一 日高宗次郎所祖母今朝下人式人(迎)向二遣、被参候、床之下水通候由承候事

子九月八日 雨天 今晚(洪)供水

【前略】

一 今晚夜半過無類之供【×洪】水ニ而、屋治土手半分切候、尤山塩と申者□□□□(二而候哉カ)、波見牟礼山九合目より下迄ずり、其外波見中江も数ヶ所(ママ)ずり□七人在ニ八人死人有之候事

天保十二年辛丑：

丑五月十日 雨天【本文略】

丑五月十一日 晴雨天【本文略】

丑五月十二日 雨曇天【本文略】

丑五月十三日 雨晴天【本文略】

丑五月十四日 雨天【本文略】

丑五月十五日 雨天【本文略】

丑五月十六日 雨天【本文略】

丑五月十七日 雨天 大風【本文略】

丑五月十八日 雨晴天

一 【本文中略】 十人前後【皆々大風見舞ニ而候事】

丑七月八日 晴天 暮時分より雨降、雷鳴【本文略】

丑七月九日 雨天【本文略】

丑七月十日 雨晴天【本文略】

天保十四年癸卯：

卯五月十七日 晴天【本文略】

卯五月十八日 雨天【本文略】

天保十五年甲辰：

辰六月十一日 雨晴天【本文略】

辰六月十二日 晴雨天【本文略】

辰六月十三日 雨天 大風洪水

一 今日九ツ時分泰造参候、今晚六ツ過時分屋治より水通し候事

弘化二年

天保十六年乙巳：

巳五月十九日 雨天 今晚風強【本文略】

巳五月廿日 雨□^(天) 大風【本文略】

弘化三年□午…

午七月十七日 晴雨天 今晚大風洪水【本文略】

午七月十八日 晴曇天

- 一 昨夜大風ニ付、社地杵【杉】木五、六本吹倒候ニ付、寺社方掛郷士年寄山之内甚右衛門殿江届申出候事
- 一 親類中互ニ見廻候事

弘化四年丁未…

未六月廿三日 風雨天【本文略】

未六月廿四日 大雨洪水【本文略】

嘉永三年庚戌…

戌五月廿四日 雨天 供水^(洪)

【本文中略】

- 一 前田村詰地方検者衆江者川渡無之事

戌八月七日 雨天 大風供水^(洪)

- 一 今朝五ツ時分より大風吹出、八ツ時分止候、倒家、倒木等急ニ者数不相知、無類之大風ニ而候事【後略】

- 一 今朝六ツ過社人中召寄、宮取始抹為致候、五ツ過より御仮屋江致出勤候処、波見浦源兵衛水主甕嶋之者逢難船、川口ニ而溺死之段、波見浦詰郷士年寄兒玉権之助殿・大田恕兵衛殿より今朝申来、【後略】

守屋舎人日帳 第六卷 一九四、二〇〇ページ

嘉永五年壬子…

子八月廿二日 大風(洪水)供□

一 今朝五ツ時より八ツ時迄大風吹、夫より親類、近所より段々見舞有之候事

子九月十一日 曇雨天【本文略】

守屋舎人日帳 第七卷 三七、一〇四ページ

嘉永七年甲(寅)□

寅十一月五日 晴天 七ツ半大地震

【中略】

一 七ツ半大地震ニ而、段々倒家等有之候事

寅十一月七日 雨晴天 五ツ時地震【本文略】

安政二年乙卯…

卯五月十五日 雨天【本文略】

卯七月十三日 小風小水【本文略】

卯十二月十五日 雨天【本文略】

卯十二月廿五日 晴曇天

【本文前略】

一同老々五百文 御地頭所

右者江戸大地震ニ付、御機嫌伺と々

【本文中略】

一分老々五百文 御(地頭所カ)□□□

右者江戸大地震ニ付、上(使をカ)□□□以、御安否御尋之御祝儀と々

【本文後略】

安政四年丁巳…

巳七月廿八日 雨天 風強【本文略】

巳七月廿九日 雨天 風強【本文略】

守屋舎人日帳 第八卷 一七四ページ

安政六年己未…

未五月十日 雨天【本文略】

未五月十一日 晴曇天【本文略】

守屋舎人日帳 第九卷 七〇ページ

文久二年壬戌…

戊七月十二日 曇晴天 さ立有【本文略】

戊七月十三日 □天 大風洪水【本文略】

戊七月十四日 雨晴□^(天)【本文略】

守屋舎人日帳 第十卷 三九、四六ページ

慶應二年丙寅…

寅五月廿五日 雨天^(洪) 供水【本文略】

寅六月廿九日 雨天 今晚風強【本文略】

天保七年申…

七月七日

一 一昨日より雨天ニ而候故、昨日夜より風雨強ク、麓(小)公路江水相上り候、左候へ共○屋地戸越へノ儀者水こし候様ニ者無之候、拙宅城戸橋際まで水上り、石橋ハ未不越候、染屋馬場辺ハ格別水ふりき由承候

大隅・肝属・田代

田代之寶光寺古年代記（坂田長愛氏所藏寫本大正十年謄寫本昭和十六年篠原亮寫）

田代町郷土誌資料集

三七―三八ページ

乙丑至徳二 六月廿四日夜向大風大雨依河南郷白河邊在家多悉押落

丁亥同【應永】十四 七月大風同廿八日人多死

甲辰文明十六四月廿二日大地震

丙午同十八 八月三日大風同十五日大風餓死國中飢饉人民多死

戊【×戊】午明應七 四月十一日ヨリ五月廿日迄大旱同六月大地震

同廿日大風大水

辛未永正八 八月十八日大風大水キヤン

甲辰同【天文】十三 四五月雨降麥失四五六日大風吹

四月廿二日夜大地震岸崩

乙巳【×巳】同【天文】十四 五月十六日大風吹又八月六日大風吹

己酉同【天文】十八 十月十日西風惡吹

庚戌【×戌】同十九 閏五月廿日大風吹洪水又八月廿日大風洪水

辛亥同二十 八月十五日夜入大風明日一日諸家尽ク吹崩五コク断絶

田代之寶光寺古年代記（坂田長愛氏所藏寫本大正十年謄寫本昭和十六年篠原亮寫） 田代町郷土誌資料集 三八―四〇ページ

壬辰文祿元 正月十四日ニ大石大木タヲル々ホトノ地震スル也同十月十六日ニモ地震スルナリ

甲辰同【慶長】九

此年ハ麥ヨシ秋ハ大風大水田惡共ニ惡シ田代河原ニ崩打ツ也人多ク死ス也

戌【×戊】申同【慶長】十三 百五十日大雨降麥ノ作種子斷ル

壬子同【慶長】十七 七月十三日大風亦九月朔日大風

癸丑同十八 從四月六月迄大日照リ作モ惡シ大風再ヒ吹ク

甲刀【寅】同十九 六十日長雨降ル麥多クスタルル秋惡シ

丙辰同【元和】二 五月ヨリ百日ノ大雨洪水七度出ル諸色ノ作モ惡シ物事ノ種子斷絶スル也

丁巳【×巳】同【元和】三 麥ハヨシ秋ハ惡シ八月二度大風洪水北尾蠶口之鳥井戸ニ水及ブ也作モ田岡共ニ惡シ

庚申同【元和】六

此年田畠共ニ惡シ度々大風諸色ノ種子斷ル

小根占蒲田原大崩レ人人五十人死ス横廟邊田目ニ加テ流死也

丙刀【寅】同【寛永】三 夏ノ麥雨ニ合秋ハ八月六日大風大水粟蕎ハワルシ乍去中當年シ也

丁卯同【寛永】四

此夏大麥小麥大ニ吉秋ハ七月十四五日大風洪水作モ惡シ其上田作ニ虫氣左……………ハイ虫入ニル損シソロ

庚午同【寛永】七

夏ハ長雨故大麥小麥惡秋モ七月十九日大風洪水夜昼四日水ワ出テ諸色物相違ス

亦八月六日夜中ヨリ……ノ大風萬子相違ス崇忠岩松院兩寺ニ家モ無クコロブ也在所家亦草木無殘コロブ也尤モ田モ皆々損スル也

壬申同【寛永】九 此年麥ハ吉百日余リ大日照田ハ吉畠ハ少モナシ殊ニ八月兩度大風其上九月十日大霜渴年也

癸酉同【寛永】十

五月廿二日大風吹

乙亥同【寛永】十二

七月廿五日大風ニ大庫理【×裡】損ス

丙子同十三

八月十一日大風客殿破損ス衆寮三御四方廊下皆損候大門者存慶代造立ス

田代之寶光寺古年代記（坂田長愛氏所藏寫本大正十年謄寫本昭和十六年篠原亮寫） 田代町郷土誌資料集 四一―四二ページ

辛己【×巳】同【寛永】十八五月廿六日ヨリ七月廿日迄大旱九月二日大風田畠惡米ハ一石ニ付七十…也キキン也

壬辰永【×承】應元八月大風大木家皆破損ス

己酉同【寛文】九 八月十一日大風洪水耕作盡損ス薩隅日三ヶ國キキン

庚戌【×戌】同【寛文】十 去年八月十一日大風ニ客殿上◎【莖】恐らく×で莖【草冠に廷】||梁【の下に月】損候

甲刀【寅】延寶二春三月大方雨八月十七日大風耕作悉損亡也

丁巳【×巳】同【延寶】五 十月三日洪水稻コヅミ大ニ流

是ヨリ以下切レテ無之

大隅・肝属・小根占

群書合輯(十三) 橋(口) 市郎右衛門所持之古日記 鹿児島県史料 名越時敏史料十 二〇二六、二〇三〇〜二〇四ページ

小根占町橋市郎右衛門所持之古日記口切れ候得共珍敷故書写

【前略】

一大雪降り候事、慶長七年〔山田有長雜集〕より補十二月九日より同十四日迄、

一大なへゆり候事、慶長八年〔卯カ〕正月六日之夜二番鳥之事也、

一大水出候事、慶長九年八月廿七日之夜也、

但、西平ハ妙光寺門口迄、北之馬場ハ宝屋敷之門口迄、かち町上下川崎はしなどハ人之たけも不立やうニ候、

右三口之事ハ、上様も地頭も下代も同代也、

【中略】

一四方浪立候事、慶長九年十二月十五日之夜戌亥之時也、其時坊之津〔泊津脱カ〕・久志・秋目・はかたか浦・大泊・辺津賀など舟過分ニ損

シ、人も損シ候由之事、

【中略】

一根占八幡之はし崩上り候事、慶長十三年五月十六日、

【中略】慶長十三年戊申 【中略】

一大なへゆり候事、右同年十二月廿九日也、

【中略】慶長十四年己酉 【中略】

一大なへゆり候事、右同とし八月十九日之夜戌時なり、廿日、廿一日、廿二日迄一日ニ二三度ツ、ゆり候事、

【中略】

一大雪降り候、慶長十五年庚戌正月十八日より廿日迄、其後大あられ、〔る脱カ〕さの時欠寅ふり候事、

【中略】慶長十六年辛亥【中略】

一 東風五拾八日続而吹候事、右同とし五月廿一日より七月廿六日迄、其内二大風二度也、

【中略】

一 大風吹候事、慶長十九年五月九日也、右同年七月十五日より十六日朝迄大風吹候事、

【中略】

一 大風吹候事、元和元年九月十八日九日兩日吹候事、

【中略】

一 大あられ俄ニふり候事、元和二年三月十六日申之日、

一 大風吹候事、元和二年七月廿三日廿四日兩日也、

【中略】

一 大風吹候事、元和三年八月廿一日卯辰巳之時也、以上、

種子嶋

昭和三十年前後日高斌景筆写種子島家譜から

※は、実際は各元号元年ではないが、(西暦では) 同年

卷	丁	元号	年月日	記事
卷五		寛永十四年八月二十八日		安城現和雨雹圍八九寸田畠損多
卷八		寛文九年		自夏至秋二大風破田畑許多由是八月廿日平山八郎左衛門崎山喜右衛門來檢察之十月八日歸
		※天和元年四月二十九日		日夜甚雨荃永村雪子ノ峰崩可八十間峯下人家八軒埋沒男女四人壓死田地五段九畦廿七步永
		至五月二十九日		損事聞覽府
卷九	五丁	※元禄元年八月十八日		終日大風潮水大溢七八十年來未曾有也海邊人家盡漂流凡倒レ家八百四十九斃牛馬百十七疋
	一三丁	元禄四年五月二十八日		破船大小廿二艘失五穀七百四十九斛餘壞田畠許多
	一三丁	元禄四年七月十七日		晝島間村向田有二男女五六人一種ウレ田時雷墮黒煙不辨東西與七郎テフ者殞命煙散後知之
	二四丁	元禄六年六月二十四日		午時坂井村現和村安納村雹降
	四三丁	元禄九年九月八日		夜大風至翌朝辰刻止此夜池田浦漁夫六人及レ還レ自三馬毛島一遇二大風一舟沈淪有四郎助者以
	六〇丁	元禄十四年八月十一日		レ善二水練一上三于佐多立目一其餘不知死生也
	六七丁	元禄十五年八月晦日		夜半ヨリ至九日朝大風一島倒屋不可舉計田園損失穀千百二十俵餘
	六八丁	元禄十五年十月二十七日		大風島中飢饉
	七〇丁	元禄十六年八月十八日		大風
	七八丁	寶永四年八月十九日		夜四ツ時大風至黎明止
	八一丁	寶永四年九月十三日		大風
				大風田地多損壞

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷九 八二丁	寶永四年十月四日	地震潮水大ニ溢現和村庄司浦人家十軒流失
八四丁	寶永六年五月九日	大風牛馬斃者千百零二破家百零三事達麿府
卷十二 一七丁	正徳元年七月二十二日	大風、死男一人倒家七百七十一軒斃馬四十五疋也聞事官府
一七丁	正徳元年八月二十三日	大風
五五丁	享保十三年八月四日	大風
卷十三 一丁	享保十四年八月二日三日	大風
一丁	享保十四年八月二十日	大風
一丁	享保十四年九月十四日	大風
卷十四 二三丁	元文三年八月五日	夜至六日洪水峰崩谷穿田地荒壞死牛馬多
三二丁	寛保元年七月二十一日	夜至翌朝大風洪水損田二千二百六十五斛有余破家二千九百九十六斃馬百十三疋牛二十一頭
五三丁	延享元年八月十日	至十一日朝暴風洪水
卷十五 一七丁	延享二年八月十三日	暴風
二〇丁	延享三年二月二十五日	洪水中之村田地溝洫多損
二六丁	延享三年八月二十三日	自戌時至寅ノ時刻大風大潮崩田二千百六十石餘阡陌七百五十五間流レ家八宇倒レ家五十八
三六丁	※寛延元年三月一日	宇損家百零五宇破レ厩三百二十或斃或流牛馬廿五疋破船大小三十三艘
三九丁	寛延元年九月二日	卯時大地震アリ
四四丁	寛延二年六月二十六日	大風大潮 至二十七日暴風

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷十五 四四丁 五五丁	寛延二年七月二日 ※寶曆元年二月十二日	洪水荃永村平山村田地多破壊 洪水田地溝洫多損
六七丁	寶曆二年四月十五日	洪水下之郡田地多損
卷十六 五丁	寶曆三年五月十七日	大風嶋中倒家七軒破家五十五軒告 官
一二丁	寶曆五年七月十三日	大風至十五日止多損壞田畠破船一艘倒家廿六損家百廿七事達官
一三丁	寶曆五年八月二十四日	大風倒家廿六
二八丁	寶曆八年七月十九日	大風田地家屋多破損
卷十七 一三丁	寶曆十二年八月八日	至九日大風
二〇丁	※明和元年三月至四月	大ニ雨フル洪水田地多損
卷十八 四二丁	安永三年七月十四日	大風洪水田地多損顛倒百五十二家聞事于官
四五丁	安永三年九月一日	夜大風糸荷船(官遣ニ船琉球ニ載ニ異邦産ニ來謂ニ之糸荷船ニ) 臺所船(久芳載貨物運ニ漕スル于他ニ謂ニ之臺所船ニ) 其餘破大小十六艘于赤尾木港
卷十九 二丁	安永四年七月二日	至三日大風雨
一一丁	安永七年七月九日	至十日大風倒家七十二告事于官
二八丁	天明元年七月二十七日	大風洪水高千八百九十四石五斗余當損十七石余永損頽家五百四十四(倒家八十六損家四百五十八) 死馬十五頭死牛十五頭流失船三(二枚帆) 聞事于官
三〇丁	天明二年七月十五日	夜至る十六日大風雨田一町八畦廿三步永損廿六町五段五畦當損倒壞家七十厩五百三十七死牛二頭死馬廿五疋告事于官
三二丁		

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷十九	天明六年八月二十八日	夜大風拔樹傷稻
卷二十	寛政三年七月五日六日	大風
卷二十三三五丁	文化元年三月廿日廿一日	大雨損油久村田地五十餘町
三六丁	文化元年五月十九日	中之村嶋間村安城村安納村古田村大雨フリテ損田畝
三九丁	文化元年七月二十五日	大風
五一丁	文化元年八月二十九日	大風
卷二十五 六丁	文化三年七月十八日	中之郡大風倒家九十二区
卷二十七 二丁	文化八年四月四日	洪水壤中之村田地太多
卷二十八 八丁	文化九年七月十一日	大風平山村安納村現和村國上村島間村古田村増田村住吉村上里村安城村西之村油久村坂井村傷禾且蝗
二三丁	文化九年八月	上西之表村納官村平山村荃永村中之村西之村以風損請檢地故隨其損之輕重減賦有差
二五丁	文化九年十月十四日	平山村濱田 _↑ 浦愁 _ニ 漁釣無 _レ 幸催野樂近村之徒往觀者衆 _シ 坂路坂井村油久村之徒五十人乘
二六丁		熊野浦之漁舟黄昏至黒川尻風浪惡舟沉沒存命者廿九人溺死者【村名人名省略】凡廿一人即
卷三十一 七丁	文化十一年七月十日	締方横目【人名略】赴彼地檢察聞事于官
卷三十一 一三丁	文化十二年七月四日	大風倒家四十一斃馬一匹傷禾許多
卷三十一 一三丁	文化十二年七月四日	大風洪水田園大損
卷三十一 一三丁	文化十三年八月三日	大風雨
卷三十一 一三丁	文化十三年八月七日	國上村坂井村告風害

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷三十二	文化十三年閏八月四日 文化十三年閏八月七日	島間村村吏以大風傷禾請檢地 平山村訴潮大湧傷田地
卷三十三	文化十四年四月二十七日	洪水下西之表安城村現和村安納村納官村破田地甚衆
卷三十六七丁	文政三年七月二十四日	増田村野間村油久村坂井村納官村安城村訴風雨傷禾
卷三十七三丁	文政四年七月晦日	大風大傷禾
三三丁 三四丁		西之村田地十三賦（以五斛為一賦）不入賦田七十九区【以下、平山村・荃永村・上里村・中之村・島間村・坂井村・安城村・納官村・国上村・野間村、各村の全体と不入賦区】為大風蟲所傷隨其損減賦有差
卷三十八	文政五年六月六日	大風
卷三十九	文政五年十二月二十五日 文政六年四月二十一日	西之村漁者四十四人乘漁舟六艘出以釣俄風興浪騰舟難浮終不知其所往即聞于官 洪水
卷四十	文政七年十二月三日	大風洪水荃永村岸崩【三名説明省略】壓死締方横目【氏名省略】至荃永村檢視尸告于官
卷四十三	文政十年十一月三日	坂井村柁瀉塩戸旋風大起壞塩屋煽火人家盡燒亡揚漁舟于空中或落水中或落石上或破或損皆云潜龍起人馬手札等無恙事聞于官
卷四十四	文政十一年八月九日	夜亥刻◎【つむじ・颯の票が火三つ】風一條（廣可三十丈）起自現和村大峰向東北吹去壞す本立人家出于菖蒲平向北過國上村ノ寺之門到奥轉折過大原出于海其所觸巖崩峰割樹木無大小折摧揚巨松牽數町外況於人屋乎國上村倒家十三觸損者不知數就中河内勘左衛門家倒勘左衛門及外孫河内嘉平太女子為材所壓即死嘉平太妻得鄰人之救纔免死（後經二十八日竟死）然火起瞬息中盡燒亡二人骸亦為灰又百姓新次郎家倒其妻壓死締方横目【四名氏名省略】檢察之事聞于官

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷四十四	文政十一年八月十四日	納官村國上村安納村島間村現和村増田村中之村荃永村上里村平山村坂井村以風損減賦有差
卷四十五	文政十二年四月二十八日	洪水
	文政十二年五月五日	島間村西之村告水傷田 九日又洪水
	文政十二年五月十三日	中之村田地為洪水破壞由是家老郡役檢察之而令庶民修理嚮告西之村田亦令村民修
卷四十六	文政十三年四月二十七日	大風大雨大壞田地
	文政十三年五月二日	増田村納官村野間村油久村各告洪水大壞田地
	文政十三年七月七日	大風
	文政十三年	住吉村田地六賦（以五石為一賦）不入賦田五十四区【以下、野間村・島間村・中之村・平山村・荃永村、各村の全体と不入賦区】上里村八賦風災不熟減定賦有差
卷四十七	文政十三年九月六日	大雨傷安城村住吉村田地
	天保二年五月五日	自昨夜至今朝大ニ雨フル平山村農夫仙七女幼稚喪父母長於親族庄市家今朝為雨山崩壞レ家壓レ梁而死直告于 官
	天保二年五月十三日	西之村古田村住吉村安納村現和村村吏奏下田地為ニ洪水一多ク破壞上
	天保二年七月二十七日	八月十三日西之村村吏告七月廿七日八日潮水溢田禾大損（九月四日）減西之村賦稅
卷四十八	天保三年八月十八日	荃永村中之村西之村潮大湧傷レ禾
	天保三年九月十一日	大風一島傷田園不可勝算城内及船手等多破損其餘倒家九十軒餘
	天保三年九月	現和村安納村住吉村古田村増田村上里村野間村荃永村平山村中之村西之村島間村以旱損風損潮損隨其損減賦有差

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷四十九	天保四年五月十四日 天保四年八月二十日	大雨油久村増田村安城村島間村田地大壊 大雨フリ洪水西之表村現和村安城村野間村荃永村平山村坂井村増田村納官村島間村傷田園 不可勝算隨其損減賦稅有差
卷五十	天保五年三月十日 天保五年五月二十一日	夜洪水現和村住吉村傷田地 大雨フル傷ニ吉田村安城村田地一
卷五十一	天保六年五月十四日 天保六年閏七月五日 天保六年閏七月廿一日	大風本源寺境内墓所松倒古田村國上村安城村多損禾國上村湊塩戸善次郎者刈秣帰路松倒所 ニテレ壓死締方横目【四名氏名省略】検見之事聞于 官 從昏至曉大風
卷五十二	天保七年七月七日	大風
卷五十三	天保六年閏七月二十七日	荃永村田地百七十九賦（以五石為一賦）不入賦田八百十区【以下、上里村・下西之表・上 中之村・下中之村・平山村・住吉村・納官村・増田村、各村の全体と不入賦区】有大風旱 魘潮水等殃減賦稅有差
卷五十六	天保八年八月十五日 天保十一年七月十七日	西風大吹雨又甚一島五穀大損 夜大風 大風國上村増田村坂井村荃永村西之表村損田地
卷五十七	天保十一年八月晦日 天保十二年五月十一日 天保十二年五月十七日	今年大風以ニ田地不レ登古田村島間村坂井村納官村野間村減賦有差 洪水下之郡破田地 大ニ風フク

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷五十九	天保十四年五月十八日	増田村洪水大損田地
卷六十	天保十五年十月九日	雷震雹
卷六十二	弘化三年七月十七日	大風城内及城外破損島中倒家甚多
卷六十三	弘化三年八月五日	住吉村因風害番入十一賦除地四十七竿減賦有差
卷六十五	弘化四年六月二十四日	大風傷稼倒屋（米穀千二百四十三斛餘砂糖三万斤額屋百八軒）
卷六十六	嘉永二年七月十一日	自昨九日至今日大風國上村西之表村里正至邸候二安否一且奏禾稼損失十二日西之村平山村納官村里正亦至奏禾稼損失
	嘉永二年九月二十八日	大風
	嘉永三年八月七日	大風米倉小拂所一軒枿取居宅一軒會所一軒現和村人家五十四軒梵宇一軒國上村五十八軒住吉村五軒安納村三十一軒上西之表二十五軒中西之表五軒安城村三十八軒古田村十一軒荃永村四十九軒下中之村四十一軒増田村六十三軒油久村二十五軒野間村五十軒府本十四軒上中之村三十五軒上里村四軒島間村二十七軒西之村三十軒坂井村六十二軒平山村四十五軒納官村十四軒皆額焉通計七百三十二軒
	嘉永三年八月	同日寔邸之内塀外塀皆壞焉
	嘉永三年八月九日	大風傷稼租額減者二千百四十四斛八升六合六勺七才所潰堤六潰溝三十五所 破船一艘漂來於島間浦締方横目【二名氏名省略】及吾横目（遺【×逸？】姓名）往檢察之 召船子問以下【？二？】船主與【二？不要？】船子【？不要？】之死生上【？一？】曰船主為加籠枕崎丸 田屋主人而溺死者十四人【名省略】是也而得活者則我輩六人耳【名省略】是也聞狀于官

卷 丁	元号 年 月 日	記 事
卷六十六	嘉永三年八月十九日	<p>檢損地住吉村十二賦不入賦田百四十三区【以下、荃永村・平山村・増田村・上里村・上中之村・下中之村・西之村、各村の全体と不入賦区】都為大風所傷也</p> <p>洪水稻之刈而未収者許多流失時定二秋税ノ額一</p>
卷六十八	嘉永五年九月十一日	<p>荃永村減税眞米三十六斛二升八合赤米十八斛一升四合【以下、西之村・上中之村・油久村・坂井村・平山村・増田村・上里村・下中之村、各村の減税米】去秋洪水流失所刈置于田中稻各村有差故及茲且戒以向來秋収可愼也</p>
卷六十九	嘉永六年四月二十二日	<p>大雨洪水上中之村下中之村島間村荃永村損田地且峯崩而壓假屋及池龜新藏者宅人馬無恙</p>
卷七十一	安政二年五月十八日	<p>大風雨損溝洫<small>みぞ</small></p>
	安政二年七月十三日	<p>大風西街市人濱田喜八商船破壞于前港</p>
	安政二年十二月十五日	<p>大颶<small>つむじ</small>在レ港【偏の三水なし】諸船皆覆没陸上所レ置八幡丸掀舞數仞而敗壞倒レ屋傷レ稼其餘石裂木拔者不レ可二枚挙一</p>
卷七十三三丁	安政四年七月二十九日	<p>今歲有颶穀不登平山村上里村荃永村坂井村油久村島間村増田村西之村下中村上中村下西之表上西之表安納村等減租各有差通計三百五十斛六斗九升七合</p>
	安政四年九月四日	<p>以五穀不登諸村減二大山野租額一各有差</p>
卷七十五	安政四年九月十八日	<p>自昨九日大雨鷗川有水橋壞其他上中西之表及住吉村各有水害多損田地</p>
	安政六年五月十一日	<p>伊関村告三有水害而損二田地一</p>
	安政六年五月十七日	<p>安納村告下有二水害一而損中田地上</p>
	安政六年五月二十三日	<p>西之表告近日大雨田地水害太多</p>
卷八十二	安政六年六月十六日	<p>大雨風此夕夷舶破壞于竹崎小島免者僅三人（中一人黒夷）</p>
	慶應二年六月二十九日	

大島代官記く大島私考

道之島代官記集成 三七・三九・四二く四三ページ

奄美史料集成 各十二〇

(安永七年)

大風兩度戌八月七・八日大風、高蔵三百三拾六倒レ、馬貳疋死ス、板附船貳拾八艘ナガル、

(天明元丑年)

【前略】丑八月稀成大風有之、島中ニテ家數凡貳百軒餘吹崩ス、

一 當丑【中略】五月ヨリ八月迄大旱魃、且八月迄大風五度有之、稻作・唐芋作島中大凶年、本琉球へ御米御續方飛船御遣候處、大風ニ付波船〔破〕〔ニテ〕不參候、

(寛政五丑年)

右御代官南雲新左衛門殿並御附役郡山貞右衛門殿・肥後十平次殿事、丑八月十四日阿丹崎ヨリ御出帆之處大風吹出行衛不相知、辰十一月廿八日公義ヨリ銘々墓立イタシ候様被仰渡候事、

【中略。横目二人】

右御兩人モ、南雲新左衛門殿同日阿丹崎ヨリ出帆被成候處、是又大風ニ逢行衛相知不申候、辰十一月廿八日墓立候様被仰渡候、

大島代官記く大島私考

道之島代官記集成 五八・六一ページ

奄美史料集成 八四・八六ページ

(文政二卯年)

此代卯六月古来稀成大風、

此年六月廿一日近年無類ノ大風、…【大島私考】

(文政六年)

西間切・東間切洪水岩崩有之、田畑過分破損相成、

大島代官記く大島私考

道之島代官記集成 六四・六六ページ

奄美史料集成 八四・八六ページ

(文政十三寅年)

寅七月十一日大熊湊御出帆、翌十二日大風ニテ三艘共朝鮮國へ漂着、九月肥前之内、田助へ着之由、尤寅年五月ヨリ七月迄大風三度、小大風二度、都合五度之大風、卯年砂糖・唐芋凶作、

…此御代寅五月ヨリ七月迄五度大風、黍・唐芋大痛、翌卯春大凶作唐芋切り、

(天保三年)

六月ヨリ八月初マテ大旱魃、九月十一日稀成非常之大風諸作大痛、

(文政五年年)

○同五年西間切・東間切洪水ニ付、無比類御田地及破損、

○同五年東間切大洪水ニ而御田地大半荒損御物【後略】

【前略】東間切之内田地三町壹反七(ママ)畦余去ル午年洪水ニ而及破損候處、【後略】

(天保七申年)

○同【中略】去ル申年稀成大洪水ニ付、御田地之内過分之及損破、【後略】

南嶋雜集(明治二年巳六月 免本諸上納取調帳 大嶋)

奄美史料集成 五〇八ページ

上木高壺斗貳升六合六勺七才 龍郷方

畑高四斗六合六勺七才 右同所

田高拾三石八斗八升壺合九勺 右同所

右三行慶應二寅年大洪水ニ而岡崩損地相成候【後略】

一田高三石八斗壺升貳合三勺八才

右壺行去ル午夏岡崩洪水ニ付、西方御田地之内^よ初拾壺俵壺斗五升三合、文政十亥秋方永損地ニ被召定置候【後略】

徳之島

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二三〇ページ

奄美史料集成 二五〇ページ

(明和元申年)

【前略】此時申六月廿六日、大洪水(ママ)ニ而三間切御田地打(ママ)凶多永損地ニ入ル、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二三二ページ

奄美史料集成 二五二ページ

(明和五子年)

一 此時子三月土雨降ル、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二三九ページ

奄美史料集成 二五九ページ

(寛政一二申年)

一 申十一月九日楳船壹艘、井之川湊口ニ而破船ニ及、乗組人数五十人之内五人溺死、残り人数島次飛船ヲ以琉球江送ル、

一 右同月同日ニ、與名※(間) 福田家本村下崎原ニ而毛馬(艦) 福田家本船壹艘及破船、乗組人数四十人之内二十人溺死、残り二十人島次飛船ヲ以琉球江

送ル、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二四二ページ

奄美史料集成 二六二ページ

(文化七午年)

一、同七月廿六日申刻ヨリ翌廿七日巳刻マテ大風高波ニテ亀津村海辺家数四十軒余及流失ニ候、右大風(二而) 福田家本□沖永良部卸(替)□損舟(式)□艘、亀津・面繩両湊ニテ破船イタシ候、

(文化十一戊年)

- 一 此御代戊五月十五日同六月十五日大風波ニテ、島中人家其外損物左之通、【福田家本では「一戊六月十五日未刻時分より大風波ニ而、同酉下刻時分より俄ニ津波稠敷打掛、古來無類之大風波、死人流失損物左之通、二】
- 一 死人八人、(内三人島人之内、壹人ハ女、五人神遊丸水主ニテ、本船江乗付居及破船候節相果候)
- 一 死牛【(馬)福田家本】三疋
- 一 流失家数百七十九軒
- 一 吹倒シ家数七百八十六軒
- 一 同九十四軒【福田家本にはこの行ナシ】
御蔵・高蔵・津口番所并弁財天堂・御高札〔家〕福田家本凶リ、
- 一 流失操舟・板附舟貳十六艘
- 一 破損操舟・板附舟七艘
- 一 流失家内人数江御救米被下候事、

(文化十五寅年)

- 一 寅四月廿二日夜半ヨリ同廿五日迄大風、面繩居船長久丸砂糖積入半破船、湾屋居船白山丸并行安丸同六月四日ヨリ六日迄之大風ニ而破船、【以下略】

德之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成

二六三〜二六四ページ

奄美史料集成

二八三〜二八四ページ

一 天保元年^{【ママ】}辛卯七月廿六日ヨリ同廿八日マテ、丑・寅・卯・辰之方ヨリ大風・津浪ニ而、亀津村濱辺人家三十軒流失又ハ致破損候、

德之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成

二六五ページ

奄美史料集成

二八五ページ

(天保三年)

【前略】九月十日夜ヨリ翌十一日昼時分迄近年稀成大風波ニ而、島中黍作其外諸作物相痛、死人・死牛馬・輕我人等有之、津口番所又ハ繰舟流失人家砂糖木屋数百軒吹タヲシ、其外損物過分ニ及候ニ付、【後略】

德之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成

二七五ページ

奄美史料集成

二九五ページ

(弘化二巳年)

一 古方御詰役様方御乗船、兩艘共近々順風次第出帆之賦ニ而、砂糖并御手廻道具都而積入有之候処、巳五月十九日大風浪ニ而御代官様・御附役様御乗船宝来丸湊内ニ而沈ミ、御横目様御乗船虎柳丸破船、宝来丸ニハ積入砂糖取揚候処、本之通浮揚候得共【中略】

一 當巳五月十九日并同六月二日ヨリ三日マテ、同七月廿六日ヨリ廿七日マテ、右三度之大風ニ而、稲作ハ勿論唐芋其外之作物都而相痛、凶作之事、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二七九ページ

奄美史料集成 二九九ページ

(嘉永元年)

一 同八月九日夜半時分ヨリ、巳ノ方ヨリ大風吹出シ、諸作物夥敷相痛、人家等三間切毎村ニ吹倒吹◎(本ノマ、剥カ)【二別】に似て偏は「巳」の下に「力」で旁はリットウ】過分有之候、尤右大風波ニ而同十日之夜、阿布木名村下干瀬江琉球登觀宝丸二十三反帆壹艘、砂糖貳拾万斤余其外反物并琉球製品物、過分積入居候由候処破船ニ而、品物少々ハ取揚候得共過半流失ニ及候由、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二八三ページ

奄美史料集成 三〇三ページ

(嘉永三戌年)

一 同戌六月十二日朝五ツ時分ヨリ大波ニ而、風寅卯之方ヨリ吹出シ、七ツ時辰巳之方江吹廻シ大風相成、沖永良部島ヨリ大和船江卸替、御米亀津江積渡居候処、番所之前濱江挽卸打揚ケ、同月廿六日川中迄挽卸、【後略】

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二八五〜二八六ページ

奄美史料集成 三〇五〜三〇六ページ

(嘉永四年)

一 此御代九月廿二日朝ヨリ雨降出シ候処、弥増大雨ニ而、暮六ツヨリ大供水(マ、洪カ)イタシ、三間切村々田島等洗込且崩損有之、将又右供水ニ而亀津江親子四人居木屋共流失ニ及候、

一 此御代九月廿七日夜入五ツ時分、南ヨリ大風俄ニ吹出、半時ニモ不致内大雨ニ而西江吹廻返シ、風ハ別而強ク是モ一時之大風ニ而候得共島中家吹剥過半有之、湾屋湊江沖永良部島下リ詰役様御借船之由、米・大豆其外之品物積入汐繫之処、南干瀬江打揚及破船、乗組七人上陸候、【中略】

一 同十月朔日大供水(マ、)ニ而、去ル廿二日同様之供水(マ、)ニ而候、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 二八六～二八七ページ

奄美史料集成 三〇六～三〇七ページ

(嘉永五年)

- 一 同八月廿一日ヨリ翌廿二日マテ、風波強ク大時化ニ而候、
- 一 九月七日ヨリ翌八日マテ大波立ニ而、諸田辺ヨリ手々辺マテ磯辺諸作物ハ勿論人家過半相痛候、

徳之嶋面繩院家蔵前録帳

道之島代官記集成 三〇三～三〇四ページ

奄美史料集成 三二三～三二四ページ

(安政四巳年)

- 一 此御代亀津居船金山丸古方御代官様、圓通丸兩御横目様、盛恵丸御附役御兩様御乗船御究、…、四月廿四日ヨリ雨降り出シ東風ヨリ風嵐立時化模様ニ見受候処、漸々大風波ニ相成、廿五日之夜南風江為替之砌、右三艘之内圓通丸ニハ湊北之干瀬へ打揚、金山丸無形モ、盛恵丸ニハ湊内へ沈ミ、【後略】

沖永良部島

詰役系圖・沖永良部島代官系圖

道之島代官記集成 三三三ページ

奄美史料集成 三五三ページ

(天明元年丑) (代官記事録)

【前略】丑五月十九日夜大風・六月十七日夜大風・七月廿六日夜大風・八月四日大風ニ付、同十月大飢饉【後略】

都城

※鹿兒島と同じ氣象等による災害や特徴的な被災の記録が主

庄内地理志 卷八十五 山田 吉祥院 花舞 是井川内

都城市史 史料編 近世三 一三四五〜一三四六ページ

卷八十	文明	<p>【中略】文明十七年【中略】三河守是久【中略】翌年八月朔日大風雨にて是久居士石塔破損旨、黒坂軍記乗福寺告来るにより、主殿介を始、家臣之輩え申越、両土骨を取寄、石塔を改め候へと義芳坊え達し、木之内諏訪山に葬、此時是久居士之骨を慶軒頼、阿弥陀を造り骨を阿弥陀之体内に納め、梅北乗福寺義芳坊に預、^(菩提)暮堤を弔ス者也、</p>
五	十八年	
	八月	

庄内地理志 卷二十

本邑下長飯五 普請方 小屋小路

都城市史 史料編 近世一 八九九ページ

卷二十	寛永	<p>寛永十二年^{「三」}子八月十日之夜半時分より大風、十二日之朝迄諸所普請大粧に付、^{「候」}夫に付役所より普請奉行え被仰渡数ヶ条之内、【後略】</p>
	十三年	
	八月	

卷四十 安永七年

一御高頭三万五千式百九拾石三斗三升八合五才

内式万五百五拾三石六斗四升式合 御蔵入

内壹万五百四拾四石八斗八合壹勺式才

但去戌毛現高

壹万八石八斗三升壹合九勺

但右同損高

壹万四千七百三拾六石六斗九升八合三才

内壹万千八百三石四合 給地方

但去戌毛現高

式千九百三拾三石六斗九升四合

但右同損高

右は去年両度之大風雨に付、過分之損失有之、右通御蔵給地引入に及候、去ル末年より重出来・出銀被召掛候に付ては、臨時之御出方にて、御蔵方至極御支に付、一涯御省略をも被用被召続候様にと之儀、段々為被仰渡置事候、然処に右式御損米、其上及御救諸拝借等被仰付、又は災殃に付ては郡奉行衆初、地方検者衆多人数被為差入、是又夫長之臨時御物入相増、至て御差迫之事候条、役々随分遂吟味、少事逆も御益筋に相成候様出精可相勤候、此旨役々不洩様可被申渡候、以上

朱書

安永八年

亥四月六日

(家老親弥)

川上官左衛門

取次 津曲宗左衛門

慶長十九年甲寅ヨリ天保十年己亥マテ二百二十六年 年代實録 から

(一八四〇年以降に安山隆左エ門親寶Ⅱ松巖と子?著↓上原家所蔵↓島津家写本↓昭和九年十月書写・都城市立図書館所蔵・

昭和四九年都城市立図書館復刊・発行 から)

ページ	元号・十干十二支	月 日・記 事
三下	元和乙卯七月改元	霧島岳十月二十日ヨリ炎上翌年迄
四上	同三丁巳 同六庚申	霧島岳炎上【次行以下「二月」】
五下	寛永甲子二月改元	【前行まで「二月五日」「三月廿」「四月朔日」「八月五日」の記事】諸灰降ル
五下	同八辛未	八月二十三日大風雨土塊
六下	同十癸酉	霧島岳炎上翌年寅年迄【次行以下「十二月」「八月」】
七下	同十四丁丑	三月七日夜櫻島神火有之燃崎也
八下	同十九壬午 慶安戊子二月改元	清ノ順治七年庚寅九月諸國洪水
九上	同三庚寅 承應壬辰九月改元	八月諸國大風
一〇上	同二癸巳 萬治戊戌七月改元	正月ヨリ寛文元年十二月迄霧島炎上
一〇下	同二己亥 寛文辛巳四月改元	九月十九日ヨリ大地震越年不止

ページ	元号・十干十二支	月 日・記 事
一〇下	同二壬寅	五月大二地震ヒ五條石橋崩ル七月晦日マテ一日モ止ス
一〇下		八月已後少シ缺【?】シ十二月止ム江州朽木谷大隅辺山崩地裂ル 清聖祖康熙帝代明康熙元年
一〇下		四月寛陽院様思召ヲ以西口北口東口御番所建材木無代銀ニテ御物ヨリ渡ル
一〇下		三月六日ヨリ二十日迄朝夕日血ノコトシ
一〇下		八月霧島岳炎上同四年迄九月十九日ノ夜大地震土裂水湧人家倒死人多シ龍泉寺坂中左割白キ水出ル
一一上	同十庚戌	八月二十三日接州難波南海ヨリ洪水来テ船橋民屋没卻ス
一三上	延宝癸丑九月改元 同四丙辰	諸國洪水【前行「二月」】
一四下	【天和に九月改元】	八月朔日大風洪水竹之下橋破損洗流候ニ付当分ノ場所江渡方相成洗流候節八分ノ橋ヨリ四五十間頭新町後通りノ俣大橋掛リ西ハ川壁東ハ川原也【以下略】
一五下	貞享甲子二月改元 元禄戊辰九月改元	四月八日越前國阿胡山鳴動シテ半崩ル其間一里ニ及テ湖水トナル
一七上	同三庚午	七月十三日夜ヨリ十四日マテ大風洪水倒家二百十五損失靱千五百拾壺石雜石二千七百五石損高百拾五石安又飛松傳右エ門家倒則死
一九上	同十四辛巳	六月廿日京洪水大雷百餘ヶ所ニ落ル
一九上	同十六癸未	十一月関東地震

一九下	宝永甲申四月改元	關東洪水
二〇下	同四丁亥	十一月廿三日富士山燒須走口燒出此時山ノ半途ニ小山ヲ生ス是ヲ宝永山ト云
二一下	正徳辛卯五月改元	五月廿七日鹿兒島大水流家溺死有水不去事一昼夜路ヲ舟ニ而通融皆粥ヲ被下
二二下	享保丙申 正徳六年七月	九月廿六日霧島嶽大燃都城麓辺灰降暗クナル是レヨリ田畑位劣リニ成
二二下	朔日改テ享保元年トス	十二月廿六日復燃ル
二二下	同二丁酉	正月三日七日八日兩部岳今俗ニ新燃ト云瀬田尾越ヨリ西鈴野岳ヨリ東ノ方大神火砂石灰降諸近郷
二三下	同十乙巳	田畑十三萬六千三百坪余砂埋ム
二四上	同十四己酉	清ノ雍正三年夏洪水發粟倉賑民
二六上	元文丙辰四月改元	當夏三度大風雨洪水諸所大破御加勢御願ニ及候之処御免無
二六下	同五庚申	壬七月四日大風供【×洪】水損失御届ニ成損糶三千八百俵
二六下	寛保辛酉三月改元	正月十七日公儀去毛田地虫入并大風洪水ニ付當年凶年堀根
二六下		四月廿五日同廿六日大雨洪水過分損失砂入田九町五反歩
二六下		六月五日大風洪水永損高貳百四拾五石損田畠七十五町九反五畦高ニシテ千百七拾石余公儀帳ニ有
二六下		七月松前突浪
二六下	同二壬戌	七月廿一日非常之大風雨洪水永損高百六十石八斗砂入損田六十二町七反二畦
二六下	寛延戊辰七月改元	七月京都五畿内東國北國大風雨洪水御領私領八十萬石余損失
二八下	同三庚午	八月廿六日京都大雨大雷洛中四十ヶ所ニ落ルニ條城雷火

ページ	元号・十干十二支	月 日・記 事
二八下	宝曆辛未改元	二月北國赤キ雪降同廿九日京大地震
二九上		四月廿九日北國大地震
二九下	同三癸酉	六月十八日大風洪水
三〇上	同五乙亥	六月朔日ヨリ九日マデ肥後大雨久摩川ヲ山崩レ責畠逆流ル或ハセキヲ押流シ大破ニ及損失高二十三萬五百六十余石公儀御届ニ相成
	明和甲申六月改元	
三二下	同六己丑	七月廿八日大地震兵具前藏御納戸藏破損
三二下	同八辛卯	七月ヨリ霧島岳炎上翌辰年迄【安山親宝〓松巖は明和八年六月一八日生まれ】
三四上	同七戊戌	七月十日無類之大風雨眞崎表ヨリ関外関内高城勝岡山之口高原財辺末吉志布志大崎串良恒吉方限迄至而強シ倒家都城千七百六十一永損高四百六拾九石當損三千貳百貳拾五石砂入洗剥田地貳百参拾四町壹反高ニシテ貳千四百参拾八石余永損當損上見高惣引入高壹万四百石余御藏現米引入千参百人拾石余諸所破損寛保元年辛酉大風洪水ニ二尺斗水増候由三十八年目也
三四下	同八己亥	十月朔日昼八ツ過櫻島大燃新島涌出ル伊勢尾張迄灰降ル
	天明辛丑四月改元	
三六上	同二壬寅	関東大地震
三六下	同三癸卯	六月廿八日信州浅間岳焼都城迄地震
三七上	同四甲辰	十月五日北田邊村辻風米穀損失并倒家

三七下	同六丙午 寛政己酉二月改元	八月廿八日大風寺柱筋並松四十本余倒ル倒家多シ損ゼン家ナシ雨ハシカト降ス川出ス
四〇上	同三辛亥	七月六日大風御手船櫻島之横山ニテ破船中棚ヨリ作調ニ相成
四〇上	同四壬子	肥前島原運金【×全】岳燃大變都城迄灰降地震
四〇上		清ノ乾隆五十七年壬子七月廿一日十月十七日地震翌五十八年年契ニ在リ
四〇下	同五癸巳	四月初六日地震庶宇民居多有倒榻
四一上	同七乙卯	八月十五日夜ヨリ大風同廿三日大風夏田地虫入
四一下	同八丙辰	五月廿七日大雨満水永損高貳千六石余當損高七百六拾石余
四二上		六月十日大雨満水永損高三拾九石余當損高八百八拾六石余
四二上		八月三日同十一日大風洪水都合当年四度災殃ニ付永損高百三拾貳石当損并上見高一萬九百貳拾七石余
四二上		八月十六日当年災殃ニ付諸所大破砂入洗剥及過分夫数十一萬人余御加勢夫御願ニ成九月朔日琉人立苗代川迄夫九二百二十人
四二上	同九丁巳	正月去秋災殃ニ付御加勢夫御願ニ及候処御免無之御物御斗夫販被下地方檢者衆差入五年ノ普請有之親寶【安山隆左エ門。松巖】役所代役ニテ春中二十日交代諸所廻勤夫数十一万五千十一人
四二下		八月廿二日大風北東風夜中ヨリ辰巳殊ノ外成満水新町船ニテ通融
四三上	同十一己未	八月十七日ヨリ翌十八日迄大風洪水
四三下	享和辛酉二月改元 同二壬戌	六月廿八日京近國大風洪水河内接【×撰】州四方七八里潮ノ如ク成

ページ	元号・十干十二支	月 日 ・ 記 事
四四上	同三癸亥 文化甲子二月改	五月朔大雨ニテ千石馬場新屋敷西田方限水揚リ
四五下	同九壬申	関東大地震【前の行「二月」で次の行「三月」 夏大風雨【前の行も次の行も「六月」】
四五下	同九壬申	六月十七日夜大風鹿兒島御城御櫓門吹倒ス
四六上	同十一甲戌	七月十日夜大風数十艘破舩溺死多シ
四六上	同十一甲戌	八月十九日同廿三日二百十日前後兩度ノ大風雨洪水田畠痛強ク御高過分損失高九十九石余内永損 六十三石余当損三十六石余当損粃一萬八千弍百五俵当損大豆千六百七十俵当損粟一萬千八百九十 九俵
四七下	同十三丙子	八月川々御普請御手傳御承知ニ付金銀錢多少差上又者貸揚候様鹿兒島ヨリ御渡
四七下	同十四丁丑	去八月大風雨洪水ニ付当春夫仕見賦六萬五千弍百人余近郷相合御普請五千百人
四七下	同十四丁丑	二月京都并撰州灰降
五〇上	同九丙戌	七月朔日晚ヨリ翌二日迄大風雨洪水諸所並松其外諸木倒ル川東高木太郎坊大破郡元倉内土手破損
五一上	同十一戊子	戌年ヨリ五十一年目初テノ大水中ノ郷川十三年跡此節ノ如ク満水ノ由飢肥領当損高弍萬七千石ノ 由都城当損高百九拾石永損高六拾石
五一上	同十一戊子	八月九州大洪水
五二上	同十二己丑	五月廿三日夜入ヨリ大風雨近年非常ノ大風雨
五二上	同十二己丑	四月廿六日大雨満水安永渡リ打切り柏田川原ヨリ桑原川原本川流通リ岡元ノ由リ二川尻流出ル親 寶見分ニ差越其外諸所大破
五三上	天保庚寅十二月改元	

五三上	七月二日京都大地震
五三上	七月七日夜入ヨリ大風雨洪水竹ノ下大橋東ノ方三尺斗橋上ニ水揚ル四ノ方三間斗水揚ル三重町後町馬場中水壱尺式三寸位此節川内郷田川流内ヨリ打切四月廿六日流通ル本道ノ川口エ流出二川取合岡元ノ曲リニ川尻出ル御私領中鹿府御届ニ相成永損高拾石七斗当損千七百四拾八石八斗五升
五三下	【？】三合 八月当夏兩度ノ洪水ニ付諸所川々其外地砂入諸剥大分ニテ郡見廻内見積致候処七萬六千余人ニ及郡奉行衆見分見積御願ニ相成毛上方郡奉行肱岡五郎太殿地方檢者春山道左エ門殿九月八日差入諸所見分有之夫數七萬人余安永ハ別段ノ大破ニ付郡奉行一人地方檢者迄ニテ見積難調外ニ郡奉行一人檢者一人立會見分被仰付度九月十六日御勝手方へ届出十二月二日郡奉行樋口休八殿差入立會見積有之安永五萬人余都合拾貳萬九百人余ニ及同七日安永ヨリ帰宅有之也親寶隨身ニテ廻勤
五四上	二月廿四日暁ヨリ大風雨去月ヨリ当月マテ細雨降續
五四下	五月廿九日夜入ヨリ西風ニテ大雨安永川去夏洪水同様ノ大水ニテ渡リ頭川右切土手其外築溝見賦夫數千貳百人余
五六上	九月十二日大風北東風昼八ツ過ヨリ強ク吹北風ニ吹西ニテ夜入時分吹揚ル
五六下	五月九日大雨滴水諸所破損安永渡リ土手高二間三合根廻リ十二間流八十間破損
五八下	五月廿八日同廿九日諸所大雨滴水ニ付破損横市村勘貫井手頭財部境ヨリ加治屋下迄本川流通ル其外諸所大破ニ付御頼郡奉行大野清右エ門殿高岡表ヨリ帰ニ付御頼ノ上内見分親寶隨身 四月廿一日暁七ツ過大地震明和六年地震後初テノ大地震
同六乙未	

ページ	元号・十干十二支	月 日・記 事
五八下		壬七月五日夜入ヨリ北東風大風洪水
五八下		壬七月廿日夜ヨリ翌廿一日八ツ時分迄大風親寶温泉中壬七月廿日二百二十日也近年珍敷大風
五九下	同七丙申	七月六日夜中ヨリ大風洪水竹ノ下橋東ノ方橋ノ上二間斗水流通ル耕作痛ス早稲走穂出ル比粟二番引濟比也
五九下		七月十三日夜ヨリ十四日十五日北東風大風洪水中ノ郷川東川筋其外諸所大破川間ノ稻揚リ稻多時候処暑後麦植ノ比也
六一下	同九戊戌	壬四月十四日大雨満水大川原隆作所エ北口川水揚ル庭迄ニテ濟安永七戌年福山田藏所マテ北口川水揚候由諸所川筋大破
六三下	同十一庚子	七月十六日晚方ヨリ十七日迄北東風大風川東川洪水本川中ノ郷川満水ノ時節粟引前耕作不痛格別ノ大風ニテ無之
六三下		七月廿九日夜八ツ時分ヨリ北東風大風翌八朔晩方ヨリ辰巳ニ相成同二日朝無類ノ洪水竹ノ下大橋東ノ方二間斗水揚ル西ノ方橋口洗切至テ危有之由十三年跡子年洪水ヨリ水増候由西口番処ノ下ヨリ押切ノ前田地松元ノ下片平ノ下マテ一面ニ湖ノ如ク成新町エハ舩ニテ通融新馬場都テ水揚リ
六三下		同三日ノ夜又々大風七ツ時分辰巳ニテ吹同四日ノ夜中珍敷大西風不吹又々洪水二日朝程ニハ無之此節毎々ノ大風強無之候得共時節柄稻ノ出穂前ニテ揚田多シ損高八千石余永損当損上見ニ付御藏現米九百三石御私領現米三百石余給地現米貳百石余
六四下	同十二辛巳【×丑】	五月十七日七ツ時分ヨリ北東風大風雨翌十八日朝静ニ相成去子ノ年ノ川三尺斗減ル程ノ洪水ニテ諸所川筋大破

六四下	<p>六月十七日大雨洪水此間ノ水ニ少シ減候由諸所大破 七月十日鹿兒島加治木大水西田町軒一尺斗ノ所マテ水揚リ候由其外日置伊集院永吉吉利谷山市木 方限大水ノ由 八月十日ヨリ同廿一日マテ雨是ヨリ三四日ニハ必雨 八月十四日福山國分清水財辺浦方限ヨリ踊曾於郡大風当地大風ノ模様ニ有之候也 五月四日暮四ツ前大地震天保六乙未四月廿一日地震ヨリ初テノ大地震其年疱瘡時行夏旱雨乞秋大風 七月廿九日昼八ツ前後ヨリ北風ニテ無類ノ大風七ツ後止ム則晚改正尤大水ニテハ無之候九州ハ諸 國共ニ大風ノ由 五月九日四ツ半大地震御藏并諸士土藏并諸町土藏大破 六月十三日昼ヨリ大風辰巳ニテ吹翌十四日曉迄滴水 三月十四日夜大雨洪水 五月十九日夜半ヨリ辰巳ニテ大風雨翌廿日迄夜入時静ニ相成候トモ翌廿一日ヨリ終夜大雨滴水 六月三日朝六ツ時辰巳ヨリ大風雨滴水七ツ時分迄吹 三月朔日同三日同十二日晴天其外雨天十二日夜ヨリ翌十三日朝迄昼時ハ細雨十四日五日六日雨十 七日晚大雨大雷滴水ニテ無之細雨曇天廿七日迄時々毎日雨廿八日晴天 六月十七日夜ヨリ十八日迄大風雨滴水北東風 三月信州大地震死人数百人 六月十六日十七日大風ト云程ニハ無之候得共相應成風ニテ洪水 七月九日夜入時分ヨリ大風洪水</p>
六五上	
六五上	
六七上	
六七下	
六八下	
六八下	
七〇上	
七〇上	
七一下	
七二下	
七四上	
七四上	
七五下	

高原所系図巻冊

宮崎県史

史料編

近世5

(永浜家文書)

九五七ページ

明和六年丑：同七月二十九日晚から翌（八月）一日まで大風、

高原所系図巻冊

宮崎県史

史料編

近世5

(永浜家文書)

九七二ページ

一天保十五年辰五月九日昼之九時分ニ大地震、長く同八時分ニ大地しん、田之中ニ女共はい入、

高原所系図巻冊

宮崎県史

史料編

近世5

(永浜家文書)

九七五ページ

一弘化四年未六月廿三日より大風雨、廿四日迄大風雨に付夜之八時分迄之大風ニ而、下川原とさきのはげ下より北之方江川直ル、所中川よけ惣立方巻日、花堂・狭野・祓川・野村迄者三日惣立有之候、下川筋大松たおるゝ事五尺廻りより八九尺廻之間貳百本余、改方之上御届有、下村川筋小塚山之後之辺迄田地靱貳百俵取計洗【手偏】破損、蒲牟田村内川筋靱千俵取計損失有之、高崎諸所過分之疵等承申候、先年大高水より六拾壹年計ニ成等承申候、田畠実の事相応之年柄也

高原所系図巻冊

宮崎県史

史料編

近世5

(永浜家文書)

九七七ページ

一嘉永三年戊八月七日大風雨、高原内家数貳百拾貳軒小家書出無之候、高崎者家数百三十六軒、高城者家数四百三十軒余、都之城者家数千軒余、高岡者家数八百軒計、野尻家数百五拾軒余、小林者高原より茂大風ニ承申候、たをれ家承不申候、其外近郷他郷大風ニ而候得共、細敷承届不申候、耕作之儀者大痛ニ而御座候、当戊年茂米七合ツ、来亥年茂打続困窮年ニ存候

「安政」南海地震であり前半を一五二ページに他の史料と並べ掲載

高原所系図巻冊

宮崎県史

史料編

近世5

(永浜家文書)

九八〇ページ

一嘉永七年寅十一月五日昼之七時下刻ニ大地震有之、居家諸所ニたおる、嶽崩事大風のごとく、地震の跡ニ聞得候、里より見る大崩ひなもり嶽の南脇之廻、北向平上下大崩有、其外数多シ、半時計之相に少々の地震昼夜やます、明後七日朝四時ニ又地震又半時も相有、少々の地震有之候、度々やます

右地震ニ付而者、近国之岡・嶽・山・地中、火地震ニ而者無御座候等相見得候、^(遠) 円国之火地震無之候ハ、日本国土之大変又者異国船之わづらい、国家之相働等相考申候処、以後何分相知可申筈等存候、右地震ニ付来正月ニ相成承候処、西国者少シニ而中国者つよく御座候而、江戸其外東国津なみニ而浦々人家壺軒も不残海ニ引込、死人多あげめ者、家つぶれ村毎に不残消失いたし候等承申候ニ付、大へん地震ニ承候、年内者申ニ不及、明正月迄時々地震、又者一日ニ二度も地震有之候、少シツ、ニ相成候得共、東国の方者大地震之由承申候

万歳記大学

宮崎県史

史料編

近世3

七二二ページ

【嘉永三年】

戌八月七日大風

一其日の九ツ時より風つよく、やねをふきおこし、いたみある事者かずかぎりなく、川筋の舟をふきあげ、すなハち、たつまきのごとくあいみえ、木かや・そもふく迄もかれ、木かれのごとく、又長井村之内、ふせや八ツ九けんたをれ、作方ハ申ニおよばず、高きび・ゑこのるい者たねとれなく、東海川口辺者たひの舟いかりのつなをふきり、五人乗り^(船頭) あいはて、^(死骸) せんどふ壺人のしが計上り、是又いづみややと舟之由

一御家中様御いたみ之儀者、御役所之当りいたみおふく、又町方ハやねのかわらをふきおこし

一長井家田無田米之儀、不残いたみ、尤はやもの之分ハ半作計、おそものハたねもなく、其年の御上納御蔵米壺俵の直段買入者百目也、【麦・米・芋等物価省略】品々、右之直段ニ而御座候得共、二月かゝりにハ買入候品もなく、村中不残こべわらびかすねほり^() 身命をつなぎ候事

大風雨損毛につき御披露差出控（年不詳 戊八月一二日）

宮崎県史 史料編 近世5（永浜家文書） 一一〇七ページ

【文化一一年甲戌と推測】

一筆啓上仕候、…然者先月十日大風洪水ニ付御披露向々江申上置候処、不行届儀共有之、…

写

去月十日大風ニ付損失改之儀、廻文を以申渡候処、段々ケ条書を以被申出候内、田畠損失之儀ハ村之高頭不相知、田方何部通痛、又者当損高損失之ケ条不相見得所も有之、取扱難致、別而急成御用見合相成候間、痛之程合を以所中損失当損高相賦、飛脚を以可被申出候、右ニ付而者各心得ハ有之筈候得共、所中田方何部通之痛と見究候ハ、忒部通ニ而も三部通ニても所中田方之頭ニ掛候得者、損米何程と相見得、右員数を置留、三斗五升ニて割詰候へ者、損高何程と相見得事候、尤畠方も高頭ニ三部通ニ而も忒部通ニ而も相掛候得者、是以損難兼相相見得候間、夫を置留、七斗ニ而割詰候へ者、損高相見得事候間、右通之算面を以相究、当月十五日限銘々飛脚を以郡方へ可被差出候、損失之儀者公儀御届ニ相成由候、以上

覚

綾

一潰家無御座候

一堤無御座候

一流家無御座候

綾南俣村之内邊保之木

一溝土手壺ヶ所

拾壺間程破損

綾北俣村之内李道ニ番

一井土壺ヶ所

五拾間程破損

佐土原

宮崎県史料第六卷 佐土原藩 嶋津家日記(二)

※鹿兒島と同じ氣象等による災害や特徴的な被災の記録に限った

八一	貞享二年六月	同廿二日 雨天【中略】 一洪水為見分古市分右衛門差遣之松馬場札本ヨリ一瀬川江流続候由相達之
八六	貞享二年七月	同三日 雨天未刻ヨリ大風洪水翌朝迄不吹歇 一洪水故今日発足之飛脚延引 一風雨付参上之面々時計間御広間着帳有之【中略】
八七	貞享二年七月	同四日【中略】 一昨日之風雨付大手中為見分春成小左衛門十文字中為見分長友左次右衛門野久尾中為見分池上権左衛門廻申候処別条無御座由月番宇宿伝左衛門相達之 一右同断付嶋之口中為見分立山与三兵衛廻申候小家五倒申候由申出之 一河為見分兒玉曾右衛門罷出候松馬場出口ヨリ新田末長村山涯迄周流申候先月廿一日之洪水ヨリ四尺程水増候由申出之 一都於郡三納神殿三才右五外城嚙昨日之風雨付倒家無之由申出之 一寺社家諸在郷三ヶ所町風雨付倒家少々有之委細別紙有之
三五二	貞享五年八月	同五日【中略】 一歩行御目付兒玉曾右衛門樋脇次大夫請取場江流木為見分罷出改之 同十八日 降雨申刻ヨリ大風亥刻歇 一大風雨付御城参上之面々御帳各記之

三三三		<p>同十九日 晴天</p> <p>一昨晚大風雨付洪水為見分步行御目付差越松馬場高札之本ヨリ新田山涯迄水周流之通相達之</p> <p>一倒家作毛損亡相改可申出之旨諸支配江月番渋谷宇右衛門申渡之</p> <p>同廿一日 晴天【中略】</p> <p>一大風雨付御家中御領内倒家作毛損亡洪水之儀江戸江言上之付大急之飛脚耆人発足</p>
四四〇	元禄二年七月	<p>同十五日 夜降雨【中略】</p> <p>同十六日 雨天【中略】</p> <p>一風雨付御家老中御番頭御用人中其外御家中衆登城時計間御広間御帳有之</p> <p>同十七日 晴天</p> <p>一昨日大風洪水付為見分步行御目付上井茂右衛門橋口佐兵衛松馬場江差越十文字出口ヨリ新田迄夜中水横流今日未刻迄松馬場流通候由相達之</p> <p>一高鍋領平田冲ニ而唐船致破損候通風説有之付為聞合町奉行ヨリ町人兩人高鍋江差越</p> <p>一右同断付秋月長門守様江為御見廻御状并御使者向井伝大夫被仰付今晚差越但先刻為聞合参候町人道ニ而参合相尋弥実正ニ而有之候得者可差越由被仰付之御状之写</p>
四四一		

宮崎県史料第八卷 佐土原藩 嶋津家日記(四)

四三四	天保十四年 九月	<p>同九日【一八四三年一〇月二日】 雨【中略】</p> <p>一石崎浜江昨日船老艘破船致候様届御船奉行より申出之右ニ付為見分早速より出張いたし候様申出之</p>
四三七		<p>同十二日 晴【中略】</p>
四三九		<p>一先達而石崎浜ニ而破船ニ付浦触上者細島迄下者内海迄差出候旨御船奉行より届申出之</p>

高鍋く串間

※鹿児島と同じ気象等による災害や特徴的な被災の記録に限った

宮崎県史料第一巻 高鍋藩 本藩実録

ページ	元号	抜粋記事
一〇三	寛文二年	○九月十九日大地震
一一九	貞享五年	○八月十八日大風洪水十五年前無之大変田島損毛
一三〇	補遺	○八月廿日高鍋三十年以来之大風洪水御領分中倒家八百七十死人老入倒門十二死馬式疋船老艘
一三三	元禄三年	○七月十三日大風田島損毛
一四六	元禄六年	(六月) ○廿五日之夜洪水ニ而美々津立岩島居崩材木御寄進
一五二	元禄七年	五月【中略】閏月十七日大風杉本番所倒レ三人之内二人圧死
一六八	元禄九年	九月八日大風田島損毛
一七六	元禄十一年	九月【中略】二十八日申ノ上刻大地震大手口東ノ石垣惣而崩橋東ノ方二間落ル其外御城内所々御破損有之 <small>一本三十一日ニ作ル</small>
一八九	元禄十四年	○八月十一日大風諸郷田地損毛有之
一九六	元禄十五年	○七月廿八日大風田島損毛普請大破ハ無之○御料中村町新左衛門船鴨野浜 <small>(鳴)</small> へハセアケ破船乗組八人無別条【中略】廿八日大風ニ而福嶋新兵衛船五枚帆乗組三人毛利周防守様御領内ニ而破船沖船頭半兵衛水主一人溺死水主孫右衛門一人無別条○先頃ノ大風ニ美々津浜辺ノ水主十二人大波ニ而家損赤三石八斗拝借
二二二	宝永四年	八月十八日大風同日宮崎城ヶ崎商船数艘破船溺死十九人日置浜へ上ル 九月【中略】十一日大風雨御城山崩御広間勝手破損其外所々破損有之

二二七	正徳元年	(七月)二十一日【中略】○是日洪水
二六六	享保十二年	○七月【中略】○八日より十日迄之間大風雨所々破損多女老人牛馬八疋溺死
二六九	享保十三年	○八月【中略】四日大風雨倒家七百二十四戸馬三疋死
二七一	享保十四年	○八月【中略】十九日大風雨破船溺死多
二八一	享保十九年	○七月二十七日大風雨御城山崩レ諸役所并御番所打崩レ御書院番岩下清兵衛即死綾部五郎右衛門怪我
二八五	享保二十年	正月【中略】十三日洪水之節平田宮ノ下井手前山ノ下大淵トナリ坊主ノ形ノモノ立アガリ鳴動夥敷河水ヲ卷上ケ光リ物有之平田明神ノ方へ参リ十五日十六日迄モ右之地所鳴動致候按ニ是ハ竜ノ上昇スル也
二九〇	元文元年	○七月【中略】十日大風雨倒家六十一戸
二九九	寛保元年	○七月十四日洪水小丸川渡船破船男女十六人溺死為致候ニ付渡守四人追而死罪
三〇四	寛保三年	○八月【中略】十三日曉寅時頃大風雨ニ而光リ物強ク下蓑江田ノ上一寸小路順礼堂官越小丸倒家「 <small>(鈴木本)</small> 倒木」夥敷死人モ余程有之俗ニ竜卷ト名ヲ付申候倒家へハ食事被下之式日会所相止
三〇六	延享元年	○八月十日高鍋大風洪水死人モ在之佐土原ハ竜卷ニ而倒家三百戸余死人四十三人
三一五	寛延元年	○九月二日大風洪水
三一七	寛延三年	○八月二十二日佐土原辺大風竜卷キ倒家二百戸此方比木辺竜卷之处大敗無之 <small>(破)</small>
三三五	宝暦十年	正月【中略】廿一日高鍋大地震

ページ	元号	抜 粹 記 事
五七	元禄四年	五月【中略】二十三日甚雨ニ而蓑崎橋下北側之石垣横七間 高式間 幅壱間崩
七四	元禄五年	五月四日美々津一昨夜甚風雨ニ而御飯屋御米蔵御船蔵遠見番所破損在之段申出 六月四日御城奥南ノ塀昨日大雨ニ而五間程崩○宮田大井手樋より東方洪水ニ而打切
八九	元禄六年	(九月) 二十六日去ル十六七日福嶋大洪水三十五社敷坂之上水壺寸五分 市木 川南 川北庄屋宅床上水上 ル
九九	元禄七年	(五月) 十七日大風洪水之節杉本御番所倒番人三人之内平林長吉 原勘兵衛家ニしかれ長吉ハ手足を打血流 候勘兵衛ハ疵ハ附不申 <small>〔小寺本〕</small> 候得共胸を打十死一生之由其後七月八日相果
一〇八	元禄八年	七月【中略】二十六日【中略】○甚風雨大手口御堀南大手打切ル
一一七	元禄九年	六月二日昨夜甚雨嶋田御蔵東塀より出土手七八間抜申塀之障ニハ不相成【中略】 十九日福嶋去ル十四日夜より十五日大雨洪水大破損申来
一一九	元禄九年	十月六日福嶋嶋田浦之漁船三人乗り鹿兒嶋御領波見浦ニ而破船式人相果壱人正五郎存命揚り波見浦役人 より送り来
一四七	元禄十三年	七月【中略】二十四日去ル廿二日より甚風雨ニ而美々津御船小早壱艘繫沈損候由申出【中略】 二十九日美々津大浪家五軒打崩 風倒壱軒 大浪ニ而壁打崩者三十八軒
一七八	元禄十五年	八月朔日福嶋大潮ニ而潮除石垣式百廿三間打崩 田六町余潮入 閏八月【中略】十一日【中略】○大風損毛高城郷米十七石 川北百廿石不足ニ付高城七石三斗余り川北 百石引落請負候様申付検見ニ相成候得者飯米費無益ニ付

一八〇	元禄十五年	(十月) 四日午七月廿八日 同八月廿九日兩度大風御領分中倒家貳百八十八 倒木貳百六十七本 并手廿壹ヶ所破船六艘 死人壹人 塩土手川除共千貳百五十間 高壹万六百七十四石 七日洪水之節馬場原と別府と間まかり目崩込先年築立置候川除土手崩込可相成年内ニ川除可被仰付候得共悪年土民困究之時節故日用ニ而(可) 被召仕被仰出候 (五月) 十五日福嶋大雨洪水田方損毛廿貳町壹反三畝十五歩 畠貳畝 井手大小九十八ヶ所 (六月) 九日夜中より大雨垂門川 名貫川出水ニ付御発駕御延引 十日水減ニ付御発駕
一九一	宝永二年	八月【中略】 五日六月廿五日大風雨ニ而高三千五十石余 川除四百拾六間 潮土手貳百廿八間 倒家貳百廿九軒 倒木六百三十貳本 橋三ヶ所御届之段申来
二〇九	宝永三年	八月【中略】 二十四日八月十八日大風洪水ニ付御領分田高四千六百五拾貳石貳斗六升 畠高五百三拾貳石八斗 <small>(小寺本)</small> 「損毛」
二二四	宝永四年	(九月) 二十六日先月十八日美々津町波ニ而家屋敷打崩二十五軒屋敷願出町南口より石並川之間ニ而屋敷ニ可成処絵図差出候様申達
二二五	宝永四年	十月四日昼八ツ時分大地震殿様竹嶋御茶屋へ被為入ニ付大地震有増使黒水弥平次 香月九郎右衛門へ申付
二二三	宝永五年	(七月) 六日昨日大雨 <small>御城御番</small> 日高七助居屋敷之内横十間高五六間崩 同日竜岸寺西山横拾貳間崩溝埋
二二七	宝永六年	五月五日福嶋当月朔日大雨洪水取分市木川南井手川除破損
二三四	宝永七年	四月【中略】 十七日洪水光音寺橋落
二五七	正徳三年	(七月?) 十三日大風雨
二七九	享保二年	(同二年丁酉) 正月十一日去ル三日霧嶋焚五日頃より昨夜迄昼夜二三度ツ、霧嶋山鳴動

二八六	享保三年	五月七日美々津大浪ニ而屋敷打崩屋敷無之ニ付石並へ屋敷四十四軒割致候其内十一軒ハ当年中ニ引移候由 <small>〔出(小寺本)〕</small>
三〇六	享保七年	七月四日小丸川水増川田後河岸崩渡辺平吉屋敷内へ崩入
三三二	享保十一年	九日大風雨馬場原下横十間長百六十間川田より鍋田横四間長三百間安藏横三間長百五十間崩る○田五千九百十一石四斗畠八百四十式石七斗御損毛
三三九	享保十三年	六月四日福嶋先月廿八日大雨洪水ニ而田損毛拾町式反拾壹歩
三七〇	享保十九年	(七月) 六日大風雨洪水損毛田五十七町六反五畝 畠十八丁八反五畝【中略】 二十一日大風雨田六十八丁五反八畝損毛
三九三	元文五年	八月三日大風雨田七十五町三反壹畝御損毛
四〇二	寛保三年	七月【中略】二十七日大風洪水御城山崩横四十六間高廿間御書院 御番所家老人奉行用処不殘打崩御書院 当番泥谷友之進無別条外へ出 <small>〔同所番人〕</small> 岩下清兵衛打殺 綾部五郎右衛門腰を打怪我同夜奥御座間より下台所之下迄南山崖崩
四〇三	寛保三年	晦日御城御破損ニ付足輕中御加勢願出御免 閏七月十八日田六十 <small>〔小寺本〕</small> 丁五反十八歩去月廿七日 同廿九日 当月四日三度大雨洪水御損毛 八月【中略】 十三日大風竜卷下蓑江 壹寸小路 順礼堂 田ノ上 挽木 宮越 瓢單 <small>〔笠〕</small> 小丸上ノ方夫より 河原へ出切原へ行田百六十六町六畝十式歩 畠八百三十壹町三反五畝 高千九百八十八石壹斗倒家式百三軒 破船九艘 死人十七人 怪我人四十八人 死馬式疋 倒家之者へ式合半当りニして炊出ニ而被下【中略】 二十八日竜卷之節倒家徒士以上四十式人へ倒木之内式百九十四本割合被下 九月十九日大塩風故田方痛ニ付折れ米御年貢ニ御免御免無之節者不納高彌相増ニ付

四〇九	延享元年	(八月) 十日大風雨洪水雷鳴度々在之【中略】 二十日去八月九日大風雨損毛田貳百拾町当毛捨り高三千七百八十九石壹斗八升 畠六百七十九町三反 三畝当毛捨り高四千五十石七斗八升 倒家大小三百廿七軒 破船九艘 死人八人 六月六日 七日大雨洪水御損毛田六町壹反三畝廿八歩 高百十石貳斗九升貳合 畠七町九反八畝十五歩 高 四十七石九斗壹升
四一一	延享二年	八月【中略】二十四日大風雨
四一五	延享三年	九月二日大風雨
四二五	寛延元年	十月【中略】十四日大雷雨
四二六	寛延元年	八月廿二日似たり山竜卷田畠共高千三百六十壹石八斗六升御損毛
四三〇	寛延三年	八月十日大風雨福嶋も同断
四三七	宝暦二年	八月六日大雨洪水光音寺橋落
四四八	宝暦四年	十一月九日壹万三千六百四十式石八斗六升当毛捨り八月兩度大風其後稻生ニ付右之通故簡略御奉公取続 候様被仰出
四七〇	宝暦八年	

二一	宝暦十二年	<p>(六月) 廿六日今曉丑刻より大風雨美々津沖ニ而商船三艘破船水主溺死死骸少々揚ル壹艘蚊口船壹艘 <small>〔小寺本〕</small> <small>〔八〕</small> 飢肥折生迫船壹艘ハ嵯峨関船也<small>〔佐賀〕</small> 【中略】</p> <p>八月 【中略】 八日大風雨三納代奥村百姓新太郎宅山すたれ家内四人共打詰内壹人并馬三疋死 八月十一日大風雨 (六月) 十六日大風雨 十八日先日之大風雨ニ付御船中御機嫌伺として押迎船差立 廿日 【中略】 ○登り口村百姓吉平十六日之洪水之節美々津湊口ニ而入水死骸不知 廿二日御帰城○嶋田口橋大破ニ付板橋掛ル</p> <p>七月 【中略】 十二日六月十六日風雨ニ而御損毛高千三百拾式石四斗九升三合潰家三十式軒溺死式人 (九月) 十九日田畠水痛虫付洪水ニ付損毛千三百三十式石八斗九升潰家七軒死人式人 十二月 【中略】 十九日福嶋湊浦小四郎船三人乗去月十二日薩州領ニ而難船水主式人宛<small>〔死〕</small><small>〔小寺本〕</small> 二月 【中略】 十一日福嶋今町蔵之介船三人乗薩州辺塚ニ而破船乗組中ハ助命 八月朔日大風雨辰巳風丑下刻より大地震御殿大破ニ付御礼相止役人中新御番所江罷出用人中を以御機嫌伺申 上ル○御納戸奥締り出来二ノ丸より御移り被遊役人中御目見 三日大変ニ付御隣家江家老中より飛脚差立 四日御城普請都合手塚甚五左衛門被仰付 六日蓑崎御橋先番所出来昼ハ足輕壹人夜ハ小人壹人ヅ、増是迄番所無之普請中旅人通路無締ニ付 十七日御城内外御破損次ニ家中破損等江戸江御届并跡々御修復絵図面出来其外書付持参として金沢藤 右衛門足輕壹人江戸江被差立 二十日御馬屋元三十三間廿壹疋立之处七間取崩廿六間十六疋立ニ相成ル</p>
四三	明和元年	
四七	明和二年	
四八	明和二年	
六〇	明和二年	
六一	明和三年	
八〇	明和六年	
八五	明和六年	

八七	明和六年	十月【中略】十二日大雨井手川除破損多
九三	明和七年	四月【中略】八日大雨ニ而御城大鼓屋北脇崩
一一六	安永元年	五月【中略】十五日大雨○塩消蔵上崩倒木有之御外輪損【中略】 十九日光音寺橋洪水流落
一一八	安永元年	(八月)廿八日長雨ニ付田方三步痛廿日夜風雨ニ而田畠共ニ式歩痛
一二六	安永二年	九月四日去月以來長雨ニ而者へ稻有之ニ付福嶋祈晴
一四一	安永三年	(五月)廿四日【中略】○昨夜大風雨ニ付大目付以上御機嫌伺申上田畑損毛在之
一四二	安永三年	八月朔日福嶋今町徳次郎四反帆七月十四日薩州間下嶋 <small>(馬毛嶋カ)</small> ニ而被船乗組無別条佐多浦船ニ便船罷歸 二日先達而洪水之節安蔵川上川除大破人足壺万千人之積出人出切間敷仍之軍役ニ而三十三石ニ付一人 ツ、右以下之御奉公人志次第加勢之様被仰出
一四二	安永三年	七月朔日昨夜北風大雨八ツ時雷雨強晚 <small>(曉(小寺本))</small> ニ至止小丸川満水安蔵丁場「繫置候」 <small>(小寺本)</small> 船【舟偏に帶】三艘打流内 壺艘ハ破船流寄不用立壺艘ハ修覆間ニ合壺艘ハ行衛不知
一四八	安永四年	二日昨夜大風雨諸作大痛美々津大浪町家破損
一五〇	安永四年	七月三日昨夜より大風雨夜中別而甚敷近年珍敷洪水
一五四	安永四年	五日洪水ニ而安蔵川除大破仍之近所之者水当り等存候之者ハ存寄申出候様被仰出
一七一	安永六年	九月三日七月二日大風雨ニ而諸作方田三步余畑四歩痛川除大破
一七二		(十一月)廿九日七月二日大風雨御領分田畑損毛御届高千百三石壺斗九升 (七月?)二十五日夜大風雨 八月十一日七月廿四日夜より廿五日迄大風雨洪水ニ而田畠損毛平均式歩痛福嶋より申来ル○福嶋南方合原百姓善右衛門子善介上町頭渡掛入水死

一八三	安永七年	七月【中略】十日大風雨洪水稽古所相止 <small>〔改〕_(小寺本)</small> ○撰州神戸之商船細嶋之沖ニ而難船伝間 <small>〔馬〕</small> ニ乗り日置浜江流来右伝間破船水主十八人之内拾人助命日置浜江上り怪我人も在之ニ付医師被指遣夜食等被下右取計之為代官被指遣其後細嶋江差越夫より罷登内済願出依之此許滞在中彼是入用為代料錢拾三貫九百四文貸渡追而返弁致筭証文日置庄や江預置表立候得ハ上より被下也○蚊口忠五郎母風雨之節松居宅江倒掛即死
一八四		十二日蚊口商船三艘大風雨之節佐土原湊流出右之内上着錢四百貫文積込居候由【中略】
		十五日去ル十日大風雨之節福嶋御手炭山崩損失左之通炭勘場老軒同納屋七軒錢拾八貫文余米拾八石余死人六人内式人福嶋者四人ハ豊後之「者」 <small>〔小寺本〕</small>
一八五	安永七年	【中略】○七月十日大風雨ニ而御分知御損毛千九百五拾石潰家式拾九軒【中略】
一八八	安永七年	八月三日先達而大風雨ニ而御損毛多候付御儉約筋勿論御為宜相勤候様被仰付
		十一月十九日七月九日より十日迄大風雨洪水其後旱魃八月八日大風雨ニ而田高損毛御届在之高老万八千九百三十四石五斗余川除五拾ヶ所并手百三拾七ヶ所潰家千八拾四軒倒木老万四千四百七拾式本潮除土手十三ヶ所破船十三艘堤老ヶ所溺死七人溺馬式疋
一九五	安永八年	〔七月〕二十三日大風雨【中略】
一九六		八月朔日福嶋都井郷名谷村百姓次助家内母子式人去月廿二日大風雨之節山崩家筑埋即死【中略】
一九七	安永八年	廿八日大浪ニ而美々津町倒家十一軒半倒廿八軒
		十月二日昨夜より地震薩州桜嶋燒候由也【中略】
		九日薩州御領内桜山燒震動候ニ付鹿兒嶋江御見廻御飛脚被差立
二一〇	天明元年	〔五月〕廿日昼大風雨

二二一	天明元年	<p>(閏五月) 十日【中略】○福嶋今町漁船老艘四月廿日漁江参候処俄ニ大風雨強薩州之内ひろ<small>(おカ)</small>にか嶋江者づし候処次第ニ風強難船乗組四人之内三人溺死三太郎と申者老人同国川口と申処之沖難船流寄助船ニ而揚内之浦間屋預置福嶋より三人差越三太郎渡呉候様申込候得共最早鹿兒嶋江御届ニ相成候内濟不相成三人之内老人御左右迄附添居候様申由福嶋より申来</p> <p>七月三日夜前より丑寅大風五ツ過より辰巳大風雨役人中追々御機嫌伺</p> <p>四日美々津昨日大風之節高波ニ而家十三軒屋地共ニ打崩外二十軒半倒【中略】</p> <p>六日野別府川南野田村貞平去ル三日谷瀬川ニ而水入死</p> <p>(五月) 廿五日大風雨洪水○蚊口乙名藤右衛門船御用炭積入同所源助船御用財木積入同所日高平六船御用財木積入右三艘洪水之節湊内より流出藤右衛門源助船ハ破船平六船嶋野之方江流寄繫留○福嶋大風雨洪水之段申来</p> <p>(七月) 十六日丑寅大風雨</p> <p>十七日辰巳大風雨</p> <p>(七月) 廿四日昨夜辰巳大風雨【中略】</p> <p>八月朔日福嶋先日大風雨<small>〔大風ニ而(小寺本)〕</small>ニ而田嶋一步内外損毛</p> <p>(八月) 十二日昨日大風雨ニ而御損毛山崩橋井手損人馬通行も無之ニ付御城中締り計り其外者取止道橋掛候様道方増役被仰付○近年無之洪水筏水床上ニ揚二三寸</p> <p>八月朔日夜前より辰巳大風</p> <p>廿四日天明五巳夏早魃并七月十一日大風雨<small>〔大風ニ而(小寺本)〕</small>ニ而御領分中田嶋損毛高壱万千百七十八石倒木倒家井手川除等破損在之</p>
二二三	天明二年	
二三四	天明二年	
二三六	天明三年	
二三七	天明三年	
二四七	天明四年	
二五六	天明五年	

二七二	天明六年	八月【中略】廿九日大風雨翌朝相止御城内大破損公儀御届在之此処略ス○大風後出人御入用在之候得共 刈揚時節二付刈揚相濟迄出人御見合ニ相成代官存寄二付 十月）十二日田方虫付其上八月廿八日夜大風雨ニ而田畠損毛御届高壹万六千五百七十八石内田方一万三千九百三十式石畠方式千六百四十六石○井手十九ヶ所川除廿三ヶ所落橋十六ヶ所道破損三十四ヶ所倒木六千六百三十本潰家五百廿七軒潰宮堂 <small>〔堂宮〕</small> 三軒燒失家式軒倒家死人四人内老人者溺死三人潰家ニ而死馬式疋商船四艘漁船三十艘【中略】
二七三	天明六年	
二七四		廿四日御分知御損毛御届高千八百四十式石内千五百四十八石田方式百九十四石畠方潰家十五軒井手破損八ヶ所川除破損五ヶ所倒木五十八本
二八七	天明七年	十月）十一日当夏早魃八月十三日大風雨ニ而御領分中損毛高三千式百八十壹石御分知高三百六十四石
二九四	天明八年	四月【中略】二十日【中略】○三納代郷大雨雷雹ふる作方痛
三四〇	寛政三年	五月【中略】十八日大風雨倒家多
三五九	寛政四年	七月）廿六日大風雨洪水田畠損毛在之
三六〇	寛政四年	九月八日大風雨洪水破損多倒家在之御城内ハ別条無之溺死ハ古湊江三人鳴野江一人揚佐土原より受取江来箱渡 <small>〔相〕</small> ○比木社後杉倒宮御倒掛破損【中略】
三六九	寛政五年	二十一日大風洪水ニ而井手川除堤破損多御修覆之内井手方増役八人被仰付 六月）晦日諸県先日洪水ニ而田畠大痛
三八一	寛政六年	七月【中略】四日先日大風雨田方ハ壹歩畠式歩痛 八月朔日名貫川往還下中洲へ六十位之男死骸流掛何国者共不知○寺迫村百姓利八廿六日洪水之節宮下川筋ニ而溺死【中略】 七日高「城」 <small>〔小寺本〕</small> 村百姓辰五郎水之子井手ニ而溺死

三八九	寛政七年	(八月) 十六日大風雨洪水【中略】 廿九日御領内大風雨洪水ニ而追々抜検見願出御免 十月【中略】二十六日当夏虫付并八月兩度大風雨洪水御損毛潰家等左之通高老万式千九百四拾石壺斗壺合壺勺倒木九百七拾六本落并手三百六拾九ヶ所落樋三十八所川除廿一ヶ所塩浜壺丁五反堤六ヶ所塩水道式ヶ所塩除土手七ヶ所道四十八所潰家式拾式軒半潰家四十三軒流家廿五軒死人五人男三人女二人死牛馬五十五疋○高千百九十五石五斗三升御分知分也 八月三日郷中祈晴昼七 <small>(小寺本)</small> 「ツ」時分より寅卯大風雨夜ニ入甚敷【中略】 十一日大風洪水ニ付日光院円実院ニ而御祈晴 十月【中略】廿五日虫付并兩度大風雨ニ而田方痛抜見見願出御免 <small>(檢)(小寺本)</small> (八月?) 十八日大風雨 二十日大風雨蕎麥皆無处在之由御承知被遊種無之者ハ御借渡 <small>(貸)</small> 可在之候間ニ番作り候様被仰出 (六月) 二十九日諸県庄屋より当月廿六七日大雨洪水川筋損毛之段申出○御分知 堤内村百姓平次郎 同村 戸右衛門并馬右人馬共去十四日山内と申所ニ而雷落掛即死 (三月) 二十八日高九千式百六十四石六斗余去八月十九日大風雨洪水ニ而御損毛御届在之 (八月) 二十九日大風雨 九月【中略】六日去月廿九日大風雨七月廿五日大風雨より強田畠痛強段福嶋より申出 (三月) 二十九日近年稀成大雨洪水 八月朔日大風雨八日町文吉馬場原下ニ入水 六日大風洪水庄屋中より先日より之大風雨ニ而田方三步痛申出
三九〇	寛政七年	
三九五	寛政八年	
三九六	寛政八年	
四二六	寛政十一年	
四四四	享和元年	
四五一	享和二年	
四七七	文化元年	
四八一	文化二年	
五〇〇	文化四年	

一一	文化五年	七月三日去ル廿八日風雨大浪ニ而美々津南下町下より松原町下迄屋敷之内打崩
一三	文化五年	(九月) 二十七日美々津北下町南下町東筋裏屋敷内浪打崩
三二	文化七年	(八月) 二十四日美々津下町幅二間又三間長百七十六間大浪打崩掛勇吉庄兵衛二軒打崩
四七	文化九年	(七月) 十一日大風雨 十三日大風雨小丸川出水萩原御蔵下崩下り御番屋ニ崩掛ル【中略】 二十日福嶋去ル十日より大風雨十二日夜半相休ミ田畠痛
四八	文化九年	八月【中略】二十五日七月十一日より同十三日大風雨洪水ニ而損毛御領分田方四歩一畠方五歩九厘痛御分知田方四歩畠方六歩痛
六五	文化十一年	(五月) 十八日美々津喜八古釣船洪水ニ而流出破船
六六	文化十一年	六月朔日福嶋去月十五日大風雨田方式歩痛
六七	文化十一年	七月【中略】十日大雨東北大風川々満水【中略】 十三日小丸川筋安蔵下萩原御蔵下崩【中略】 二十一日先達而大風雨ニ而福しま田方式歩より四分畠四歩痛 (十一月?) 二十三日大雪深サ八九寸
七一	文化十一年	十一月一日田方式三歩畠方五分より八歩痛ミ倒家も在之福嶋も同断
七五	文化十二年	八月【中略】廿三日大風雨丑寅風洪水【中略】
九〇	文化十三年	晦日【中略】諸社御祈晴大風雨後連日雨ニ付
九一		閏八月【中略】九日御領分田方五分六厘畠方八歩三厘御損毛【中略】 十九日【中略】○御分知田方五歩畠方八歩御損毛

九五	文化十四年	五月【中略】九日去ル朔日都井郷黒井浜江小船老艘長六尋横五尺位漂着薩州領喜界ヶ嶋之者同所大嶋江桶 <small>(樽)</small> くれ取江行先月廿四日帰船之節難風二逢漂流薩州より百五十里計り田無之畠計さとふ余計出来候由也薩州より受取ニ参り船者不用立捨ニ相成ル
九七	文化十四年	七月二日大風雨○五郎丸川除江男死骸流掛
一〇六	文政元年	(四月) 廿九日福嶋去ル廿二日より大雨
一四五	文政四年	(七月) 晦日昨夜大風雨
一五四	文政五年	八月【中略】十一日福しま田方式歩より六歩痛旱魃虫付大風雨洪水ニ付 (四月) 廿八日【中略】○去ル廿二日大風雨之節福嶋弓田浜ニ而薩州鹿児しま下町庄助船三人乗破船乗組中無別条段福嶋より申越
一五五	文政五年	(六月) 六日大風雨洪水【中略】○払納戸御蔵江松倒掛大破【中略】 廿三日福嶋中四月廿二日六月六日両度大風雨ニ而田方式歩畠方四歩五歩痛倒木在之
一七一	文政七年	(七月) 二十四日福嶋去月廿七日大風雨洪水にて田畠并井手溝痛【中略】
一七二		八月【中略】四日諸県洪水にて穂留り四歩痛
一八二	文政八年	八月【中略】十四日昨夜大風雨【中略】 十三日夜大雨にて久禰山崩打詰人馬怪我無之○崎田町六軒去ル十三日夜大風雨ニ而大浪立打崩
一八五	文政八年	(九月) 二十四日去ル十三日大風雨田畠損毛御用家并井手川除痛ニ付省略候様被仰出
一九五	文政九年	(九月) 九日七日之夜より大風【中略】 十四日去ル七日晩より十日晩まで大風雨ニ而田方靱あへ壱分痛蕎麦四分粟式分痛○福嶋都井郷之内溝筋崩下大破水不掛田坪畠作御免
一九七	文政九年	(十二月) 十日九月七日より大風雨にて田五厘或ハ壱分畠方ハ三分より六分痛御領分中

二〇四	文政十年	(八月) 二十二日去ル十三日蚊口平次郎漁船三人乗り美々津小廻しニ参り大風ニ相成乗下ケ十四日内海磯ニ而破船三人共溺死○美々津石並町去ル十二日より十六日まで大浪立居屋鋪六軒皆無五軒ハ住居難成二十五日田方三分島方三分より八分迄痛野別府
二二三	文政十一年	四月七日大雨洪水【中略】
二二四	文政十一年	五月【中略】晦日は迄追々祈晴在之永雨ニ而大豆小豆大角豆四歩痛
二二七	文政十一年	七月【中略】二日大風雨
二二〇	文政十一年	八月十一日【中略】○去月朔二日大風雨洪水ニ而田方三歩五分島方三歩より七分痛御領分中 (十一月) 十七日兩度大風雨御減穀御届寛政度之困糶摺出御伺被仰上【中略】 二十六日美々津大浪ニ而蚊口船【中略】右何れも船間江掛居三艘破船伊予船計り残三艘之者共壹艘江乗移り候之様子【中略】何れも無怪我上陸為致粥并衣類小屋掛手当可致候処水主共より依頼町宿為致不自由無之様手当候段美々津より申出○美々津沖江掛居候赤江船【中略】○御領分中抜検見ニ付米九百五拾四石八斗六升四合八勺減米也
一一三五	文政十二年	(五月) 二十三日大風雨【中略】 六月二日新納野別府去月廿三日大風雨ニ而島方三歩より五歩痛
一一三四	天保元年	四月【中略】二十四日洪水ニ而勝行丸伝間元船江被敷破船
一一三五	天保元年	七月七日晚より八日朝迄大風雨洪水
一一三七	天保元年	(十二月) 十七日大風雨洪水虫付水ゆりニ而米千六百六拾五石七斗四升余御分知分米三百五拾六石式斗七升余御減米也
一一三八	天保二年	二月【中略】二十三日【中略】○夜分より大風雨 二十四日諸県伊佐生村六野村当月十三日夜大雷大雨大霰ニ而麦菜種壹歩痛霰大なる者七八寸廻り掛目拾匁 <small>〔小寺本〕</small> ツツも有之

二三八	天保二年	晦日六月廿三日夕 <small>〔小寺本〕</small> 廿四日昼迄福嶋大風雨洪水且永雨に付追々日乞候段申来ル
二六二	天保三年	(九月) 十一日大風雨 十月朔日福嶋諸県旱魃大風雨洪水ニ而田方痛強檢者都合數十人出役被仰付
二九四	天保六年	(閏七月) 二十一日大風雨【中略】 二十五日高鍋福嶋諸県田畠痛七月大風ニ付
三〇六	天保七年	(七月) 廿四日田方老分より四分畠四分より五歩先達而六日十五日大風雨ニ而痛福嶋田方五分余畠方八歩 余諸県同断
三三一	天保九年	(六月) 十二日大風雨ニ付日光院ニ而平穩五穀成就之祈禱被仰付
三四三	天保十年	(七月) 二十五日大雨【中略】 八月朔日福嶋より去月廿三日大雨致候段申出
三五三	天保十一年	八月朔日大風雨 四日大風雨【中略】 八日去ル朔日より四日迄大風雨洪水大浪立ニ而美々津町家屋鋪炭納屋明屋敷共大崩四拾軒大痛半崩六拾三軒有之
三六三	天保十二年	(五月) 十八日大風雨
三六四	天保十二年	(六月) 十六日大雨洪水
三七九	天保十三年	(六月) 四日昨夜より大風雨 五日男子死骸廿五才位出水ニ而宮田井手円福寺下高樋江流掛居候付仮葬申付○蚊口水主故銀之助娘さん一昨夜大風雨之節居小屋吹倒除壁ニ敷死

四〇〇	天保十四年	(七月)二十九日大風雨 八月四日福嶋より大風雨之段申来 (九) 五月二日平田郷田方壱分畠稻四歩痛之処去廿七日寒露と申者ふり田方四分畠稻六七分痛 按恐雹ナルヘシ (六月)二十五日大風雨 (十二月)二十五日加口岩切茂左衛門船五人乗り十二月十一日薩州山川江兎ケ水と申所ニ而破船五人之内 三人入水死骸不知
四二一	弘化元年	八月【中略】七日大風雨古今無之折々雷の如く鳴り光物致ス九ツ時より七ツ半程ニ相成死人八人御用家 倒十三御領分中千二十八軒馬屋五百二十寺九社十四怪我人半倒家堤井手破損不可勝数
四三七	弘化四年	九月朔日大雨洪水【中略】
四八九	嘉永二年	九日【中略】○宮木惣兵衛被官乙次居屋敷去ル二日洪水ニ而流失【中略】
四九四	嘉永三年	十六日先達而大風ニ而稽古所大破ニ而稽古相止居今日より相始【中略】
四九五	嘉永三年	二十四日大雨洪水稻流失之者在之
四九六	嘉永三年	十月二日学校八月七日大風ニ而吹倒候処行習齋計古道具ニ而取立今日より諸生出席
五二三	嘉永五年	(六月)廿一日昨晚より風雨今曉ニ至相止小丸川満水
五五四	安政元年	十一月【中略】五日【中略】○今夕七ツ時大地震ニ付役人中其他筆者罷出御朱印蔵并武具蔵大破ニ付締 り之為所々江足輕番所申付夜中見廻り申付武具蔵方金方当役壱人ツ、宿番申付○平田一先美々津一先 高城石河内一先厩方之者三人早乘ニ而差遣郷中人馬怪我倒家其他破損所聞糾申出候様申達諸士中村目 付江同断福嶋諸県江飛脚差立江戸江不時便差立 七日四ツ時大地震小ゆりハ昼夜十五六度○円実院ニ而地震御祈禱有之